

專

壳

## 第一章 戦中戦後のたばこ供給強化策と専売益金確保

### 第一節 戦時の需要増加と供給条件の悪化

#### (一) 増加需要の調整と供給調整

昭和初頭の製造たばこの売渡高は五〇〇億本ないし六〇〇億本であったが、日華事変以降六〇〇億本を超え、太平洋戦争が始まる時には七〇〇億本を超えていた。この数量は内地の売渡高であって、戦時には原料葉たばこの輸移出も加えて、戦争地域へのたばこの輸送も多く、たばこについての需要は急速に増大した。たばこの製造本数は、一〇年度まではほぼ五〇〇億本台であったが、その後増加して一四年度に七〇〇億本を超え、一八年度に戦前最高の八一億四九八〇万本を示した。

国内売渡高の増大は、昭和初頭の景気の不振を脱して、事変以降の景気上昇による所得増大、消費水準の上昇の端的なあらわれであり、この内地売渡高を超える製造費の増大は、戦争地域の拡大に伴う、主として中国での需要増大に応じたものであった。この製造量の増大に際して、日華事変以降減少して無に近くなっていた葉たばこの輸入が、

表 1-1 製造たばこ需給推移 (単位：千本)

昭和 年 度	製 造 高	輸 移 入 高	売 渡 高	輸 移 出 高
5	56,433,076	1,032,767	53,777,690	1,322,097
6	55,689,555	625,806	52,221,574	1,030,788
7	55,112,737	447,835	55,022,245	1,227,376
8	57,043,013	107,072	56,285,966	1,327,821
9	60,663,272	146,329	58,905,593	1,373,538
10	59,494,980	90,516	59,511,952	1,597,887
11	61,706,199	88,393	59,423,790	1,670,751
12	63,970,487	56,750	62,266,146	3,532,692
13	65,659,076	1,280	62,167,823	5,139,573
14	71,201,797	960	66,713,522	4,325,683
15	76,504,133	960	70,987,790	4,428,553
16	79,843,014	1,120	71,165,227	5,954,416
17	81,052,712	1,120	73,128,207	4,709,386
18	81,149,801	9,528	73,174,647	5,167,380
19	63,284,089	1,592	64,297,423	3,274,539
20	35,688,873	—	31,021,719	836,220
21	46,437,610	—	47,379,071	—
22	47,697,890	—	47,172,006	—
23	55,215,997	—	57,120,806	—

出所：『たばこ専売史』第4巻，683ページ以下，および事後修正による。

表 1-2 葉たばこ輸出入推移 (単位：トン)

昭和 年 度	輸 入			輸 移 出			
	合 計	内) フイ リピン	中華民国	合 計	移 出	輸 出	内) 中華 民国
11	3,988	1,053	1,233	10,245	3,476	6,769	3,708
12	1,499	1,034	—	3,575	35	3,540	996
13	1,357	799	558	5,868	66	5,802	2,462
14	106	—	106	7,676	66	7,610	5,603
15	—	—	—	6,871	75	6,796	5,173
16	229	—	229	4,828	112	4,715	4,635
17	2,539	2,339	200	5,925	283	5,642	4,052
18	2,636	2,348	288	5,173	280	4,893	3,893
19	230	230	—	3,004	—	3,004	2,779
20	—	—	—	305	—	305	305
21	—	—	—	—	—	—	—
22	—	—	—	699	—	699	—
23	—	—	—	7	—	7	—

出所：『財政金融統計月報』第14号(専売事業特集)，43ページ。

一七、一八兩年度にフィリピンからの輸入によって息をつき、たばこ原料の供給の大きな支えとなった。一八年度をピークとしたたばこ売渡高や製造高の減少は一九年度以降の需要ないしは潜在的需要の減少を意味するものではない。現実の数量に示された売渡高、製造高の減少は、需要の調整と供給の抑制をした結果であり、さらに終戦近くでは供給能力の制約からの製造の減少であった。

需要と供給とを厳密に区分することはできないが、需要についての増加調整の第一は、内地外の地域での現地調達方式の推進であり、この基本方針は太平洋戦争突入後に政府が、作戦軍の現地での自活を確保することを決めたことすでに定まっていたが、中国においては英米トラストの処理とも関連して、現地でたばこを製造する方針をとったので、一八年度以降製造たばこの輸出はなくなり、一部葉たばこの輸出が残ることになった。輸出は主として南方地域となったが、これも海上輸送の危険度が高まり、輸送船舶が不足して、一九年度以降は激減した。

輸移出量の減少は、一面ではたばこの供給条件の低下に対応したものであり、内地でも同じ時期に売渡高が減少したのは供給量の減少の結果であって、需要に応じきれなかった場合の処置は、当初は販売制限であり、続いて割当配給制によって調整した。

一九年一月一日から配給制が実施された。隣組を通じて、各世帯の成年男子へ一日六本を基準とし、このほかに若干の特別配給の余地を残して、いわゆる重要産業での増産奨励等のために用いた。このため駅頭やビルでの小売人は廃業した。この一日六本の配給も、その後の供給条件の低下で守りきれず、終戦時には一日三本に減少せざるをえない状態に追い込まれた。

表 1-3 葉たばこ耕作関係諸量推移

昭和 年度	耕作面積 (町歩)	指 数 9—11年 =100	耕作人員	収 量 (トン)	指 数 9—11年 =100	10a 当収 量 (キロ グラム)	収納代金 (千円)
9	34,530	98.66	237,605	65,976	103.63	193	39,686
10	35,112	100.32	230,442	64,529	101.36	185	40,336
11	35,354	101.02	219,146	60,489	95.01	173	38,443
12	34,909	99.74	199,945	63,936	100.43	185	46,832
13	37,375	106.79	203,275	62,587	98.31	169	52,688
14	43,487	124.25	231,610	85,528	134.34	198	85,837
15	48,476	138.51	265,822	96,460	151.51	201	103,592
16	46,498	132.86	247,423	82,873	130.17	180	113,161
17	44,649	127.57	246,066	84,216	132.28	190	122,491
18	43,792	125.12	241,355	84,245	132.33	194	130,335
19	36,164	103.33	207,881	64,660	101.56	180	136,717
20	31,100	88.86	254,437	36,177	56.82	118	158,978
21	22,959	65.60	242,436	28,124	44.18	124	888,037
22	41,861	119.61	476,962	58,002	91.11	140	3,653,410
23	50,980	145.66	577,298	99,004	155.51	196	12,605,686

出所：『たばこ専売史』第4巻，666ページ。

表 1-4 原料葉たばこ需給推移

(単位：トン)

昭和 年度	前年度か ら繰越	生 産 高	輸 入 高	使 用 高	輸 移 出 高	損 失	次年度へ 繰越
11	147,011	58,513	3,988	66,345	10,245	—	132,922
12	132,922	61,351	1,499	67,895	3,575	149	124,153
13	124,153	60,034	1,357	67,286	5,868	1,119	111,270
14	111,270	81,699	106	71,328	7,676	—	114,071
15	114,071	91,870	—	77,176	6,871	78	121,816
16	121,816	78,437	229	79,700	4,828	1,850	114,104
17	114,104	79,954	2,539	79,919	5,925	286	110,467
18	110,467	80,428	2,636	79,764	5,173	58	108,536
19	108,536	62,146	230	62,325	3,004	15,386	90,197
20	90,197	36,053	—	32,878	305	17,884	72,183
21	72,183	27,650	—	54,904	—	175	44,754
22	44,754	57,188	—	53,693	699	—	47,551
23	47,551	97,227	—	58,260	7	942	85,566

出所：『財政金融統計月報』第14号，40ページ。

(二) たばこ供給条件制約の諸事情

たばこの供給条件の制約は、すでに日華事変のころからあったが、それが製造計画にまで影響するようになったのは太平洋戦争以降であり、決定的条件となったのは一九年度以降で、内地への爆撃による製造工場の破壊は、専売制度自体をおびやかす致命傷であった。

供給条件の制約は葉たばこの耕作とその乾燥、たばこの製造の二面で見ることが出来る。葉たばこの耕作については、耕作面積、耕作人員、葉たばこの種類等が主要条件で、これに天候が加わる。乾燥とたばこの製造については、燃料、製造設備と技術労働力を中心にライスペーパーの供給や包装等の条件が加わり、その輸送に至る条件確保がある。たばこ原料不足については代用原料の採用が問題となり、製造能力の不足については加工の省略によるたばこの供給が問題となる。

戦時の食糧増産は至上命令であった。空闲地がなくなるほどに食糧生産の奨励指示は徹底した。その結果、葉たばこ生産のための面積は制約されざるをえなかった。たばこよりも食糧を、の方針はその生産従事者の制約とも結びついていた。直接戦闘に参加する人員、軍需生産に参加する人員の増大が、農業生産の人員を減らした。その制約のなかでのたばこ耕作人員の問題であった。この耕作人員は形式的な数ではなく、実働時間と熟練度を加味したものである。耕作面積は日華事変期の当初は増加して、それ以前にはなかった四万町歩の線を超えたが、一九年度にはその線を割って三万六一六四町歩となり、二〇年度には戦争前の水準を大きく下回る三万一一〇〇町歩に落ちた。耕作人員も一九年度でかなり減少したが、一七、一八年度までは天候に恵まれたこともあってかなりの成果があった葉たばこの収量も、一九年度には約二万トン減の六万四六六〇トンとなり、二〇年度には平時の半作に近い三万六〇六六トンにと

どまった。二〇年度は米の生産も不振で、農産物は肥料不足と悪天候とで極端な減産となった。葉たばこの反当収量は一八年度まで二〇〇キログラムに近かったが、二〇年度は一八キログラムでしかなかった。

このような葉たばこの生産減少に対して、たばこ原料の供給については、一七、一八年度には輸入で補うこともできたが、一九年度以降はその方法も期待できなくなったので、結局葉たばこ代用原料の混入でたばこの製造を進めなければならなくなり、いたどり、玉あじさいを用いることになった。代用葉たばこの検討はすでに一六年に始められ、一七年八月から「葉煙草代用品購買実施要綱」にもとづいて買上げが始められた。一八年度以降はいたどりの買上げに限定された。一九年度には一五〇〇トン以上が買上げられた。

たばこの製造については、設備、機械の制約や、包装材料、印刷用材料の不足などが早くも一七年度にあらわれ、一八年度以降では機械設備の補修等が間に合わないことと、さらに電力石炭の供給がえられないことによる供給能力の低下が問題となった。設備と機械については本土の空襲に伴って疎開地への移設を一齐に始めたが、終戦時には三三工場のうちで一四工場が戦災を受け製造能力は五〇%減となり、さらにたばこ製造機械の製造工場が破壊されて、製造機械等の補修ができなくなった。

このような能力低下の過程で、さらにそれを促進していたのがたばこ製造工員の不足であって、技術者の不足はその補充策によっても間に合わなかった。そしてさらに、戦災による被害が設備、機械にとどまらず、原料葉たばこや製造たばこの在庫分に及んだので、たばこの供給を円滑にすすめる条件はますます低下することになった。

このような供給条件低下に即して、すでに包装の簡易化や刷り模様の簡略化が一七年から始められていたが、たばこの種類についても、手の多くかかる紙巻を抑えて刻みの比率を高めることにし、紙巻についても口付を圧縮して、

両切の比率を高くする方向をとった。葉巻たばこの生産を極端に抑え、パイプたばこの生産をとめた。このような方向のなかでそれぞれの種類について銘柄の整理も進めた。整理の方針は一九年二月の「決戦非常措置要綱」にもとづいたが、終戦時には、特製品等を除けば「光」「金鶏」「両切朝日」「みのり」「手巻用のぞみ」の五種だけとなった。

### (三) 専売益金の増大とたばこ定価の引上げ

戦時のたばこ供給の確保の努力は、国民各層のたばこの需要が増大したためではあるが、単にその要求に応じるためではない。たばこの専売は、一面では塩、しょう脳と同様に公益専売の性格をもつが、より強く財政専売の期待で運営されており、戦時の大きな財政需要に応じた国庫収入をできるだけ多く獲得する手段としての期待があり、そのためにも多くのたばこを売り、多くの専売収入をあげる必要があった。売渡本数の減少の過程でも専売収入の増大、そして専売益金増加の要請を無視することは許されなかった。

ことに、塩、しょう脳については、国民生活、重要産業の維持確保の要請から、その賠償価格を引き上げて原料生産の促進を図り、売渡価格の据置きで生活、生産を維持する方式をとらざるをえなかったから、塩、しょう脳について事業益金を期待することはまっただけできなかったし、その増大する損金部分をもカバーして、たばこによる事業益金で専売益金を確保増大することが期待されていたので、たばこの供給増大策は、多面的な要請を背負っていた。

たばこ専売による事業益金増大策は製造たばこの販売価格の引き上げによったといえよう。戦時の物価上昇の過程で葉たばこの賠償価格、用紙、資材等の価格上昇、工員給与の改善等で、たばこの製造原価は上昇傾向を示したが、これらの上昇を上回るたばこ定価の引き上げが、一六年一月以降四次にわたって実施された。一六年一月は平均二割七分、一八年一月は平均六割一分、同年一二月は平均約五割、そして二〇年三月に平均三割八分八厘で、この四

表 1-7 主要たばこ定価改正調 (単位：円)

種類	品名	包装区分	改正前 定 価	改 正 定 価				値上率 (%)
				16.11	18.1	18.12	20.3	
両切	金 鷲	10本	0.09	0.10	0.15	0.23	0.35	289
		10本	—	0.15	0.25	0.35	0.45	200
	光 暁	10本	0.13	0.18	0.30	0.45	0.60	362
		20本	0.17	0.20	0.30	0.45	0.45	165
		10本	0.18	0.25	0.45	0.70	0.70	289
扶 桑	10本	0.40	0.65	1.20	1.80	—	350	
口付	朝 日	20本	0.20	0.25	0.45	0.70	0.90	350
		20本	0.14	0.15	0.25	0.35	0.50	257
	敷 島	20本	0.25	0.35	0.65	1.00	1.00	300
		20本	—	0.15	0.25	0.35	0.35	133
刻み	み の り	30g	—	0.20	0.30	0.45	0.60	200
		30g	0.12	0.13	0.20	0.30	0.40	233
	あ や め	30g	0.24	0.30	0.50	0.75	0.75	213
		30g	0.40	0.55	1.00	1.50	1.50	275
	白富貴	150g	0.30	0.35	0.50	0.70	0.70	133
葉巻	ロンドレス	5本	1.00	1.70	4.00	6.00	6.00	500
	パロマ	5本	0.60	1.00	2.30	3.50	3.50	483
	オリエンタレス	5本	2.00	4.00	10.00	15.00	15.00	650
	グロリア	25本	25.00	50.00	125.00	190.00	—	660
パイプ	桃 山	100g	1.80	3.00	5.50	8.00	—	345

出所：『昭和財政史』第7巻「専売」, 481ページ。

次で四倍余の価格引き上げであり、計画による専売益金増収額は一八億一五六八万円に達した。しかしながら、一九年度後半からの状況悪化は売上高の減少を来し、専売益金も予算額を大きく下回った。

たばこの定価改正は、すでに日華事変突入前の一年の一月から始められていたが、その後の二度の引き上げも一部の高級品に主眼を置いたもので、専売益金の増収期待としてはほぼ一億円であったが、一六年一月以降では、間接税増徴の一環として購買力吸収が企図されたことでもあって、大衆向けのたばこの定価も大幅に引き上げられた。定価の変遷を上表1-7に示しておこう。

表 1-5 専売局事業益金推移 (単位：千円)

昭和年度	合 計	たばこ	塩	しょう脳	アルコール
5	175,074	173,402	1,631	41	—
6	166,462	165,382	1,072	9	—
7	178,294	175,866	2,268	160	—
8	179,609	176,906	2,327	376	—
9	194,325	191,363	2,007	956	—
10	197,987	194,914	1,578	1,495	—
11	217,914	213,567	2,708	1,638	—
12	264,964	252,932	3,042	1,749	7,241
13	268,464	262,205	1,301	1,132	3,827
14	316,738	322,726	△ 4,153	843	△ 2,678
15	371,213	385,517	△ 16,380	1,080	996
16	422,170	435,929	△ 18,787	△ 11	5,039
17	576,834	626,757	△ 36,106	△ 1,192	△ 12,626
18	1,067,456	1,125,175	△ 56,685	△ 1,034	—
19	1,243,043	1,373,084	△ 128,397	△ 1,644	—
20	846,006	969,503	△ 120,120	△ 3,377	—

出所：『たばこ専売史』第4巻, 752ページ。

表 1-6 専売局益金推移 (単位：千円)

項 目	昭 和 年 度				
	16	17	18	19	20
専売局益金増収予定額	—	146,064	446,642	528,312	694,666
年度初同益金予算額	335,415	511,523	944,074	1,434,964	2,118,021
追加増収予定額	41,482	97,298	130,079	—	—
予 算 額 計	376,897	608,822	1,074,153	1,434,964	2,118,021
指数(16年当初予算=100)	(112.37)	(181.51)	(320.25)	(427.82)	(631.46)
決 算 額 計	414,930	562,402	1,072,403	1,050,000	1,042,039
指 数(同 上)	(123.71)	(167.67)	(319.72)	(313.05)	(310.67)

出所：『昭和財政史』第3巻「歳計」, 541ページ。



## 第二節 戦後の財政収入減退と専売益金増強確保対策の推移

### (一) 二〇年度財政収入減退と専売益金確保への模索

二〇年度の財政はどの面をみても障害が山積していた。終戦によって直接の戦費支出がとまり、一般会計から臨時軍事費特別会計に繰り入れていた財源措置は不要になったけれども、新しい戦後措置の費用が続出し、財源にゆとりができたわけではなかった。ことに二〇年に入ってからの本土空襲による生産力の破壊は、生産水準を極度に低下させ、さらに終戦による軍需工場の活動停止もあって、所得の形成を圧迫し、インフレーションによる名目所得の増大にもかかわらず、当初見積りの租税収入確保も危ぶまれた。

租税収入と並んで財政収入の重要な一翼をにやぶってきた専売益金についても、葉たばこの生産は減退し、耕作人員の確保も困難であったので、すでに終戦を前に家庭配給量を減じて供給不足を調整するほかはなく、それによって期待された専売益金を確保することは望みがたいものと判断されていた。たばこの小売定価は二〇年三月に改定されたばかりであったから、配給量をも減らす状況下では、それを再度引き上げることは採用しがたい方法であった。代用葉たばこを混入させざるをえない供給事情のもとではなおさらのことであった。小売定価の改定のないまま、葉たばこ賠償価格の引き上げの必要が強まり、たばこ専売事業の収支条件は悪化の一途を示していた。

終戦後の二〇年度の財政収入確保の問題検討に併行して、二一年度の財政見通しの検討も始められ、一〇月の段階

で専売局益金の概算は製造たばこの売渡し五〇〇億本、塩の売渡し一〇〇万トンを前提として一二億三六二七万円と推計された。塩については売渡し収入一億九一〇〇万円に対して、賠償金二億六七四〇万円、自給製塩関係費増加一億円を見込まなければならぬ苦境にあり、たばこの専売益金確保の効果を大きく減殺する要因となっていた。それでも二〇年度に比してたばこの供給増加を見込むことで益金の増加を予定した計画となっていた。

食糧不足による不安が少しずつ実感されはじめてはいたが、二一年度の財政運営がまったく困難にみちたものとは理解されておらず、たばこについても、より多くの益金確保が望ましいとしても、そのことだけを課題として対策を講じうる状況ではなかった。むしろ物価の上昇が目立ちはじめ、物資不足のもとで、浮動購買力の吸収を図り、財政収入にあわせて民心の伸長に資するというねらいで、味の落ちた配給たばこのほかに高級両切たばこの自由販売をすることの可否が検討され、自由販売たばこの案が一月一二日に開かれた「煙草定価審議会」に提出され、その承認を得て二月一月一〇日に告示され一三日に売り出されたのが、「コロナ」と「ピース」であった。

煙草定価審議会の設置は、たばこの専売益金が消費税と異なるところがないにもかかわらず、議会にはかることなかつたばこの定価が定められているので、民間有識者の意見をもとにこれを決定することにしようとしたものであり、貴族院議員六名、衆議院議員八名、学識経験者六名の計二〇名による構成で発足し、その第一回会合が二〇年二月一二日に開かれ、その会議にこの自由販売たばこのことが提示されたのであった。「コロナ」は一〇本で一〇円、「ピース」は同じく七円（配給たばこの「金鶏」は一〇本で三五銭）であった。なお、この煙草定価審議会は二一年七月まで一四回にわたって開かれ、それ以後は司令部の承認を求めることになった。

表 1-8 昭和21年度製造たばこ増収見込額調 (単位：百万本、千円)

種類	本数	現行	改定	増収
朝日	100	4,320	9,360	5,040
コナ	1,200	1,152,000	1,611,000	459,000
ビス	3,000	2,016,000	2,709,000	693,000
光	3,200	184,320	377,280	192,960
金鶏	10,600	356,860	823,615	466,755
みのり	14,000	270,400	850,000	579,600
のぞみ	19,000	552,000	1,206,000	654,000
高級品計	4,200	3,168,000	4,320,000	1,152,000
普通品計	46,900	1,367,900	3,266,255	1,898,355
合計	51,100	4,535,900	7,586,255	3,050,355

出所：大蔵省資料 Z 501-3.

(二) たばこ定価の改定と専売益金の増収

二〇年三月のたばこ小売定価改定以降の諸物価の騰貴は、かなり大幅ではあったが、二一年度の予算の成立が遅れ、自由販売たばこの発売の成果を確認することもあって、新年度の発足に即してたばこの小売定価を改定することは回避されたが、金融緊急措置後の状況は、いったん縮減した通貨が再度増大しはじめて物価の上昇が依然として続き、予算の見通しも、当初の予定以上の追加要因が加わり、歳出規模は急増大して財源不足が明らかとなった。終戦後の生産不振のもとでは租税収入の増大を期することは困難であった。

かくて自由販売による益金増大を期する程度にとどまることなく、自由販売たばこの定価引き上げをも含む定価の全面的改定によって、二一年度の専売益金の飛躍的増大の実行案が検討された。二一年七月からの定価改定を前提とする三〇億五〇三六万円増収案が六月一七日の煙草定価審議会に提出された。二一年度の当初売上四五億三五九〇万

円を七五億八六二六万円とするもので、増収三〇億円のうち一一億五二〇〇万円は高級品で、一八億九八三六万円は普通品でこれを図る計画であった。「コナ」は一〇円から一五円、「ピース」は七円から一〇円に引き上げられるが、配給のたばこは、「みのり」の〇・六円から二・四円を最高に、いずれも二倍以上の定価に改めることにしていた。

煙草定価審議会では、原案の修正なく政府の改定方針を承認した。小売定価の引き上げは従来にその例をみない大幅のものであったが、益金の過半額は自由販売による高級品に依存するものであり、専売益金の増大確保による財政収入増強の要請のきびしさがこの計画を承認させた。これによって一般会計歳入中に占める専売益金の比率は著しく高くなり、二一年度改定予算五六一億円の一一・八%を占める六六億一九一一万円となった。



## 第三節 たばこ製造増強策の展開

## (一) たばこ専売政策の転換と昭和二二年度予算の編成

二一年七月にたばこの販売価格を大幅に引き上げ、自由販売の「コロナ」、「ピース」の価格も引き上げたことは、一面では物価の上昇に即してたばこの価格を改定した面もあるが、他面では良質のたばこの提供による国民の財政負担の協力をさらに強く求めたものであった。しかし、この措置によっても財政収支の均衡確保は期待困難であった。二二年度予算編成について内閣は、巨額の赤字を出す予算が、今後も相当期間継続する危険をはらんでいるとの状況認識のもとに、一方では財政支出を極力節約し、さらに国の経済力を稼働させて国民所得増加を図りつつ、財政の健全性に対する国民の信頼確保を期して、二一年一〇月二四日に予算編成方針を決定し、その歳入の第四項で「専売事業の改良拡充を図りその収入を増加すること」にした。

それは、戦災諸施設の応急復旧によるたばこの製造状況に対して、組織的な復興計画によってたばこの製造能力の回復を図り、一方ではたばこの定価の改定によるたばこの売上金の増加、専売益金の増加を図ることを認めたものであった。

この予算編成方針に立って専売益金増収策の具体的検討が進められ、一月には専売益金増加八五億円を目標としてたばこの供給本数を五一〇億本とし、平均三・五割定価引き上げの案を定めた。このために塩の売渡価格を三倍程度引き上げて塩の財政の損失を解消することを条件に、葉たばこの生産については、耕作資材の増配、主食の加配によって植付面積を広げ、六〇〇〇万キロの生産量を得ることとし、製造たばこについては、戦災工場復旧整備を急速に進め、電力等を確保し、輸送を確保し、取締りを強化してヤミたばこの根絶を図ることを期することにした。

この具体案の示すところは、戦中戦後を通じて、国民の食生活確保を至上命令とし、その条件のもとで国民のたばこの需要をみだし、専売益金を求めるとする、いわば消極的方針であったものから、たばこの耕作面積を増し、たばこの生産量を増加して、専売益金を増加するという積極的方針に転じたことを示すものであった。健全財政確保のために歳入増加を図ることが基本課題となり、専売益金増加を期することが重視されることになった。

日本国憲法(以下「新憲法」と略称)の施行に伴う新しい財政措置、予算編成手続等もあって、二二年度予算の編成作業では三案をもとにした各要因検討が進められたが、この三案が作られた段階で、専売益金についての期待は新規の専売益金三〇億円、従来のもの一〇〇億円、計一三〇億円であった。しかしながら、二一年度予算が占領軍経費、公務員給与、食管会計赤字補填等のために、それらの追加で改定予算の倍額となるほどに増大し、二二年度についても、この三案で検討した条件にさらに多くの要因が加わり、二二年三月に国会に提出したときの予算案は一一四五億円となり、三案検討に際して予定された公債金依存は許されなかった。専売益金への要請はさらに強まり、当初計画の倍増に近い二二六億五八〇〇万円となった。葉たばこの収納量は計画どおりの六〇〇〇万キロであったから、この益金増加は製造たばこの定価の引き上げによるほかはなかった。

たばこの定価の改定は、二一年度予算の追加に結びつけて、自由販売の「コロナ」、「ピース」を二月二五日から実施し、「コロナ」は一五円を二〇円に、「ピース」は一〇円を二〇円としたのであったが、二二年度予算の施行に

合わせて、四月一日からこの自由販売のたばこの価格をさらに引き上げ、家庭用配給の諸たばこについても一斉に値上げした。「コロナ」、「ピース」は三〇円に、配給たばこは二倍半程度に改めた。

自由販売のたばこについては、その小売価格と製造原価との開きが大きく、その販売が益金獲得を主目標としていたが、配給たばこについては、葉たばこの収納価格の引き上げ、職員の給与改善等による製造原価が、徐々に売渡価格に近づく状況にあったので、益金増収策をとらなくても、二二年度での定価の引き上げは避けられない問題であった。しかし、二倍半の引き上げは原価上昇の程度をはるかに超えるものであり、この引き上げの目的は明瞭に専売益金増収策であったから、国民のたばこ需要に対して最低の必要をみたすというねらいからははずれるおそれが強かった。政府は二一年四月から家庭配給について、登録成年男子一人当り月一二〇本を一五〇本に増量し、同年八月には成年女子も登録して、二二年五月からは、登録成年男子についてはその九〇%に対して一人当り月一二〇本、同じく女子についてはその一〇%について三〇本としたのち、同年一月から登録成年男女とも等しく一人当り月五〇本の割当配給として、明確に女子の配給も制度にのせたわけであるが、この配給回復によってもたばこの値上げによるヤミたばこの増加のおそれは非常に強いものとなった。

### (二) ヤミたばこの増加とその防止対策の展開

配給制度の始まった一九年度でもたばこの消費量は六四二億本であったが、二〇年度は三一〇億本、二一年度は四七三億本で、国民の欲求を満たすには到底及ばない量であった。政府自身もたばこの製造に当たって葉たばこに代わるものを混入させてたばこを作るくらいであったから、国民もたばこに代わるものを吸って気分をまぎらすことがあったが、戦後は占領軍将兵から外国たばこをひそかに買って吸う者が現われ、しだいに増加する傾向があった。二一

年度までは葉たばこの耕作面積も少なく、葉たばこの生産は他の食糧の生産ほどには有利な条件ではなかったが、二二年度になると、葉たばこ増産計画で、その生産が少しでも有利となるように賠償価格も引き上げ、また奨励の含みもあって、耕作者に対する監視について多少手心を加え、耕作者自身が消費したものについてまで専売法違反として摘発することはほとんどしなかった。耕作面積を増加させるについて耕作者に意欲をもたせる手段としては黙認するほかはなかったという需給条件でもあった。しかし、監視のゆるみは耕作者が自身で吸う限度にとどまらず、それを他人にひそかに売るようになり、そこにヤミたばこが出回る別の条件が加わった。

このような条件は徐々に大きくなったが、それを助長したのが配給たばこの減量である。喫煙の実情に即した配給という政府の考え方に対して、司令部は憲法の建前から男女平等を求めたので、二二年一月から男女共に月五〇本に配給量を改めた。この改正は男子については半減以下に量を切り詰めたものであるが、一方では比較的廉価な自由販売のたばこを売り出すことで、この配給量の減量を補う計画であった。しかし、補正予算財源捻出策として自由販売のたばこの値上げをせざるをえなくなって、「コロナ」、「ピース」を三〇円から五〇円に引き上げ、新発売の「新生」を当初予定二〇円を四〇円とすることに改めたので、配給量だけが減り、自由に手に入るたばこはますます高価になるという結果が残った。ヤミたばこの介入する条件が増加した。ヤミたばこが増大したと推測できるのは、この値上げ以後の「ピース」の売上の減退と「新生」の売行きの不振であり、政府は多量の「新生」の在庫をかかえて、その新規の販売方式を工夫するまでになった。

かくて一方ではたばこの販売促進について工夫するとともに、他方ではこの売行き不振の一因でもあるヤミたばこの撲滅のための強力な対策を進めることになって、その指導要領を次官会議で定め、続いて基本事項の検討によって

その方策を閣議で決定し、監視機構の強化と罰則の改正とが実施された。監視機構については、二三年一月に本局の煙草部に監視課を新設し、各地方局に監視部を置き、専売監視官の増員一三六〇人の予算の承認を得た。この人員は専売官吏（事務官）全員の三分の一に近い多数であった。また罰則規定の改正については二三年四月に煙草専売法の一部改正で各罰則条項の金額を多いものは一〇〇倍、少ないものでも一〇倍に引き上げた。また、たばこの販売、たばこ用巻紙の製造についての規定を強化した。罰金の額の引き上げは諸物価の高騰に準じた措置との解釈もありうるが、専売についてこれがとられたことと、改正額が大幅であったことで、ヤミたばこ撲滅への意図の強さを知ることができよう。

なお罰則条項については、日本専売公社発足に当たって煙草専売法の全面改正が行なわれた際に、さらに強化され、二三年の改正では最高額は五万円であったが、新法では三〇万円にまで引き上げられた。

専売法に違反する者の摘発強化がヤミたばこ撲滅の強力な手段であることはいうまでもないが、葉たばこの生産から製造たばこの販売までの過程で横流しのないように規制することもきわめて重要な予防手段であり、ことに葉たばこ生産についてそれが問題であった。二二年度当初の失敗は耕作面積の増大、耕作意欲の刺激のため監視をゆるめたことにあるが、耕作意欲の増進は他の手段に求め、葉たばこの生産数量の厳密な把握をするために、二二年度からは、葉数査定を復活することにして、増産奨励には賠償金のほかに報奨金を支払う制度を採用した。この報奨金の方式は二二年度に初めて思いついたものではなく、その採用について司令部と再々折衝してようやく認められたものであり、葉たばこ生産増強の必要性が、ヤミたばこの撲滅に合わせて、ようやく司令部に認識された結果とみることができよう。

### (三) たばこ製造設備等の復旧計画の推進

二二年度において計画されたたばこ増産対策の一つの重要な柱は、たばこ製造諸施設の復旧再建計画の推進であった。二〇年度、二一年度のたばこの消費量が極端に減少したのは葉たばこ生産の制約によるほか、戦災によってたばこ製造設備が大半失われ、それが本格的な復旧工事に入る状態に移れないままに二年近くを過ぎた結果であり、ことにたばこ製造機械を作る機械製作工場の被災によって、この間は補修整備の程度の工事で設備を利用せざるをえなかったこともあって、二一年度末で製造能力の復活はようやく四二〇億本程度であった。それは戦前の製造能力約八〇〇億本、戦災による残存能力約三五〇億本と推定されたことからみて、ようやく戦前の半分に戻ったことを示していた。二二年度の目標はその能力を一〇〇億本上回る五〇〇億本の製造にあり、そのためにも製造設備の復旧は不可欠の課題であり、さらにその能力を戦前の八〇〇億本の水準に復活させる計画の樹立が期待された。その能力復活の必要は専売益金増大の要請が高まるにつれて強まり、またヤミたばこの撲滅の要請が高まるにつれて強くなった。

たばこ製造設備等の復興計画は、供給目標を八〇〇億本とする四〇〇億本復旧の五カ年計画で、二二年度には名古屋、浜松、岡山の三工場の復旧工事が始められた。また高崎市の鶴見町に専売局直営工場の建設が始められた。これらの工場の製造計画本数はそれぞれ三〇億本、二〇億本、二〇億本、一〇億本であった。復旧工事は建設省の公共事業として扱われ、新設工場は専売局の直営工事によった。

続いて二二年度には高崎、函館、徳島、熊本、四工場の復旧工事が、そして二四年度には岐阜、宇都宮、水戸の三工場の復旧工事で松山、高梁の二工場の新設工事が始められた。復旧工事は建設省の手によった。このほかに、高槻、小田原、上田、鳥栖では民間の建物を買収して、たばこ製造工場に転用する方法をとった。

計画はあくまでも計画であり、その実施が計画どおり進められることは通常はない。まして戦後のあらゆる条件の困難な状況下で、しかもたばこの増産は専売益金の増収という他律的条件によるものであったにもかかわらず、この復旧五カ年計画は、ほぼ四年間でその目標を実現し、葉たばこ生産増強の成果とも応じて、たばこ製造本数は、二二年度にはなお五〇〇億本に達しなかったが、二三年度には五五二億本、二四年度には七〇八億本を生産して、二五年度からのたばこの完全自由販売実現への原動力となった。

(四) 二二年度予算補正、二三年度予算編成と専売益金捻出 (付) 「新生」値下げ問題

二二年度予算の補正に当たって、その財源捻出策に、「ピース」、「コロナ」の定価引き上げと新発売の「新生」の当初計画定価の倍額への引き上げとを強行したが、その専売益金増収予定額約二八五億円は、自由販売たばこの売行き不振から、到底実現できないものとみられた。それにもかかわらず、再々の補正予算財源として専売益金の捻出が求められて、一二月には二六億四五〇〇万円の財源対策として、従来割当配給用であったが自由販売品の増製・発売のために生産をやめていた「光」を自由販売用として、五〇円で一二月から売り出し、続いて二三年一月からは家庭配給用の「金鶏」「みのり」「のぞみ」の定価を約二倍半に引き上げることにした。家庭配給用のたばこの定価は二二年度に二度引き上げられることになり、二二年度中の七月の改定時と対比すれば、「金鶏」は一円から二・五円、六円となり、「みのり」は二・四円から六円、一五円となり、「のぞみ」は八円から二〇円、五〇円となった。

自由販売品のたばこの追加と家庭配給用のたばこの値上げをもとに二三年度の予算の編成準備が進められたが、二三年度予算についての専売の問題としては、既述の防犯対策がとくに重視され、十一月一日の次官会議で決定した「煙草専売防犯対策要綱」では、その実施方法として、防犯細胞組織の確立、防犯協力機構の設置、防犯国民運動の

展開、予防及び取締りの拡充強化、監視力の拡充強化等を定めた。さらに一二月二日には閣議で「専売収入の確保対策」を決定し、前記の防犯対策の推進による専売益金の確保が緊急の課題であることを確認した。

これらの防犯対策は逐次実行に移されたが、二三年度予算編成作業は、二二年度予算補正問題に追われて手がつかず、そのうちに二三年二月に内閣総辞職があつて、予算編成作業は中断して、四、五、六月は暫定予算でつなげ、七月以降にようやく予算の交付となった。このような状況で二三年度予算の編成に入る時期には、二二年末とはかなり異なった財政条件を前提とすることになっていた。ことに専売益金の問題については、二三年一月から実施した家庭配給たばこの値上げと、それに先立って実施した自由販売たばこの値上げ、新製品の発売という条件自体の再検討で、益金の増額を図らなければならない状況となっていた。これらの問題検討の結果、家庭配給用たばこの再度の値上げ、既存の自由販売たばこの値上げのほかに、自由販売たばこの追加発売が、本予算の施行とともに七月に実施されることになるが、それらの説明に先立って、「新生」の値下げ問題に触れておかなければならない。

既述のように二二年一月に発売された「新生」の売行きは文字どおりの不振であった。もともと二〇円で売るところを妥当として計画したものを四〇円で発売したので、その不振は当然ともいえるが、多量の在庫をかかえた専売局としては、専売益金の確保困難ということも加えてその品質変化を心配しなければならなかった。まず益金確保のために二三年には「新生」一〇〇万円宝くじ付売出しの方針を定め、日本勧業銀行、小売店の協力をえて二月一日からそれを実施した。この新手は多少の効果をあげたものの、二月末の実績では二二年度予定の五六%の売上げにとどまり、予定数量の消化は到底困難であった。さらに新規の生産は三月中旬かぎりでもかかわらず、四月初めの小売人手持ち約五億本、政府の在庫約一七億本があり、宝くじ付の売出しを四月一杯にまで延ばした程度では到底



さばききれない量であった。

かくて政府は当初計画の二〇円に値下げして売る方針を固め、強硬に司令部と折衝して説伏し、五月一〇日から値下販売を断行した。戦後のたばこの販売で値下げをしたのはこれが最初であり、後は二五年の完全自由販売化に際して、それまでの自由販売品を一斉に値下げするまでなかった。配給の「金鶏」六円、「ピース」五〇円、「光」五〇円の間において「新生」が二〇円で売られることになって、この値下断行は好成績をあげ、梅雨期の品質変化を心配していた事態とはまったく変わって、品物の配送が間に合わぬ状況で売れて、梅雨前に売り切れる結果となった。

このような「新生」の売上状況下で二三年度の予算編成が進められ、専売益金九四三億円という予算大綱（五月二八日決定）による予算案が国会に提出された。<sup>1)</sup>この益金実現のために家庭配給用の「金鶏」は六円から一一円に、「みのり」は一五円から三〇円に、「のぞみ」は五〇円から九〇円に約倍額の値上げがきまり、自由販売の「ピース」は五〇円から六〇円に改められ、新たに「ハッピー」三〇円、「朝日」四〇円と、刻みたばこ「きぎょう」(三〇グラム)六〇円とが売り出された(七月)。「光」の値段は据え置かれた。

この値上げ、新発売と専売益金の間にはなお、たばこの売渡量的問題がある。二二年度のたばこの諸量の実績に徴しても、二三年度には飛躍的な販売量の増加期待があった。そしてその前提は葉たばこの生産増大であった。二二年度の耕作面積は二二年度に比して著増し、四万町歩を超えた。それは配給を必要としなかった一八年度の水準に近いものであったが、葉たばこの収量は五八〇〇万キログラムで、戦前の水準八〇〇〇万キログラムには遠く及ばない低能率の生産状況であった。そこで二三年度の耕作面積の増大を図る(五万町歩)とともに反当収量の増大をねらって、耕作者の責任量目を定め、その収量が村内平均収納量を超えた者に賠償金のほかに賠償金の二倍相当の報償金を

支払うこととして、これによって葉たばこの生産目標を戦前水準の八〇〇〇万キログラムとした。

これらの目標条件の達成についてみると、二三年の葉たばこ生産は予想以上の成績をあげて、その収量は有史以来最高の九九〇〇万キログラムとなったが、高級自由販売たばこの売行き不振で期待の専売益金確保が危ぶまれる状況になったので、自由販売品については下級品の製造に重点を移した。また、この葉たばこ生産の増大を背景に、家庭用配給たばこの配給量の増加方針を定め、二四年一月から従来の男女各月五〇本を同月六〇本に増量したが、値上げ後半年でまた配給たばこの定価を引き上げて、「金鶏」を一一円から一五円へ、「みのり」を三〇円から四五円へ、「のぞみ」を九〇円から一一〇円へと改めた。

(1) 昭和二十三年度一般会計予算大綱(抄) (昭和二三・五・二八閣議決定)

### 第三 歳入中重要事項

#### (2) 専売庁益金

国民生活との調和を図りつつ、財政需要の増大に即応して、必要な普通財源を確保するため、煙草の販売価格を改訂することとし、これに伴い専売庁益金において九四三億円を計上した。

表 1-9 葉たばこ耕作状況推移

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
耕作 面積 (町歩)	在来種	17,669	17,097	13,997	25,975	29,542
	黄色種	15,493	11,771	7,064	11,615	17,170
	バレー種	3,002	2,232	1,898	4,271	4,268
	計	36,164	31,100	22,959	41,861	50,980
収量 (トン)	在来種	33,438	20,458	18,896	37,919	60,867
	黄色種	26,441	13,561	6,867	14,014	29,833
	バレー種	4,780	2,157	2,360	6,068	8,303
	計	64,660	36,177	28,124	58,002	99,004
反 当 量 目 (キログラム)	在来種	189	119	135	146	206
	黄色種	171	115	97	121	174
	バレー種	159	97	124	142	195
	計	179	116	123	139	194
収納代金(千円)		136,718	158,979	888,037	3,653,410	12,605,685
反当収納代金(円)		378	511	3,868	8,727	24,727

出所：『財政金融統計月報』第14号(専売事業特集),『たばこ専売史』第4巻より作成。

表 1-10 葉たばこ収納価格表 (1キログラム当り円)

種類	年度	優等	1等	2等	3等	4等	5等	6等
在 来 種 (第 一)	19	3.60	2.90	2.20	1.60	1.20	.90	—
	20	7.00	5.70	4.30	3.10	2.40	1.90	—
	21	60	50	40	30	20	15	10
	22	120	100	80	60	40	30	20
	23	260	220	180	140	105	70	40
同 上 (第 二)	21	50	40	30	23	17	13	10
	22	100	80	60	45	30	25	20
	23	210	175	140	105	70	50	40
黄 色 種	19	3.50	2.80	2.10	1.50	1.00	—	—
	20	6.60	5.40	4.00	2.90	2.00	—	—
	21	60	50	40	30	20	15	10
	22	130	110	90	70	40	30	20
	23	300	250	200	150	110	70	40
バ ー レ ー 種	19	1.60	1.30	1.10	.80	—	—	—
	20	4.00	3.30	2.60	1.80	—	—	—
	21	40	30	23	17	13	10	—
	22	76	56	42	30	24	20	—
	23	160	125	90	70	50	40	—

出所：『たばこ専売史』第4巻, 674ページ。

### 第四節 たばこ専売の事業収支の推移

#### (一) 葉たばこの耕作・収納、製造たばこの製造・販売の推移

戦中戦後の葉たばこ生産、製造たばこの製造、販売の政策の推移はすでに記したので、ここではその結果について要約し、さらに政策推移に際しては省略した二、三の問題を加えて説明しよう。

葉たばこの耕作面積は、一面では食糧増産政策の影響で圧縮されたが、他面では葉たばこの収納価格が耕作を刺激するほどに十分に高く決定することができなかったこともあって、二二年度には約二万三〇〇〇町歩にまで減少した。しかし、その後急速に回復して、二三年度には五万町歩を超え、戦前の水準を抜き、二五年度以降のたばこ自由販売制への基礎を固めた。この急転換は多分に葉たばこの収納価格の引き上げによるものであるが、この増大過程で注目しなければならないのは、在来種、黄色種、バレー種に区分した場合の黄色種の耕作の増加である。黄色種の耕作は昭和に入ってから急増し、日華事変後には一時在来種を超えるまでとなったが、終戦近くなってから減少していた。戦後、一方では配給量の確保を図りつつ、自由販売たばこの製造を進めたので、相対的に質のよい黄色種の耕作が促進された。

耕作面積の回復増大は、葉たばこ収納量の増大となった。二二年度に二万八一二四トンまで低落したのち急増して二三年度にはほぼ一〇万トンに達し、戦前最高の一五年度の九万五五三三トンを超えた。この収納量の急増は収納価



表 1-11 品種品名別たばこ製造高  
(単位：百万本、千キログラム)

品 種, 品 名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
口 付	9,113	1,699	423	759	851
両 切	35,978	13,482	15,299	18,343	34,000
内) コ ロ ナ		235	1,244	601	
ビ ー ス		467	3,363	5,960	4,030
新 生				4,334	1,844
光 憩	4,876	3,487	2,906	857	5,159
ハ ッ ビ ー					3,033
金 鶏	21,284	7,630	7,785	6,592	13,924
刻み, 手巻き	18,189	20,508	30,715	28,588	20,354
内) み の り	11,752	12,870	14,497	13,543	9,932
き き ょ う				16	2,414
の そ み	240	7,638	16,218	14,882	7,943
パイプたばこ	—	—	—	7	10
葉 巻(千 本)	421	4	95	150	102
合 計	63,284	35,689	46,348	47,698	55,216

出所：『たばこ専売史』第4巻，686ページ以下より作成。  
(注) 合計は「刻み」1グラムを1本，「葉巻」1/8本を1本と換算。

表 1-12 品種別たばこ売渡高推移  
(単位：百万本、千キログラム)

年度	口 付	両 切	刻 み	手巻用 きざみ	そ の 他 内地製品	輸 入 品	合 計	売 渡 金 額 (千円)
19	10,281	35,488	18,457	55	8	9	64,297	1,472,493
20	1,610	13,081	11,886	4,444	0	0	31,022	1,127,294
21	289	15,426	14,987	16,655	21	—	47,379	8,763,865
22	642	17,146	13,849	15,474	7	54	47,172	45,141,583
23	929	32,964	13,801	8,809	7	612	57,121	113,013,474

出所：同上，700ページ。  
(注) 合計額は「刻み」1グラムを1本，「葉巻」1/8本を1本と換算。

格の引き上げによるものでもあったから、この間の収納代金は急増して、二〇年度には一億五八八万円にすぎなかったが、二三年度には一二六億円を超える高額となった。

葉たばこの収納価格は戦後の物価急騰に即して、さらに耕作意欲刺激のために年々大幅に引き上げられたが、収納価格は等級別に異なっており、各級の引上率に差があるので、単純に引上率を示すことはできない。しかし、その引き上げの程度はバーレー種よりも在来種、在来種よりも黄色種について大きく、黄色種の耕作刺激の意図がみられる。また収納価格の引上率は二一年度がもっとも大きかったのではあるが、その引き上げが同年度の耕作への刺激とはならず、その後の年度での耕作意欲刺激となっている。

さて、これら葉たばこの収納量の減少とその後の急増、黄色種の相対的増大によって、製造たばこの製造はどのような成果を示したであろうか。すでに製造高の低下がみられた一九年度に比して、二〇年度、二一年度がさらにそれを下回ったが、葉たばこ収納が戦前水準を超えた二三年度でもなお一九年度の実績に回復するにはいたらなかった。二三年度の五五二億本は、日華事変以前の昭和初頭の生産水準であった。

この生産回復過程で、口付たばこはごく少量に抑制され、設備能力の関係から刻み、手巻きに重点が置かれたが、この配給用のたばこの製造と並んで、自由販売の両切たばこの製造が急増し、二〇年度に開始された当初は七億本であったのが、二一年度には四六億本となり、二三年度には二〇〇億本を超え、全製造量の三六%を占めるまでに増大した。その増大過程はまたたばこ製造設備の回復過程でもあり、刻み、手巻きの比率は二〇年度には五七%余であったのが、二三年度には三七%を下回る比率に下がった。

なおパイプたばこ、葉巻は特別な需要に応じて製造されており、この時期にその製造を強化する状況にはならな

表 1-13 製造たばこ小売定価変遷表 (単位：円)

品名	昭和20		21			22			23			24
	3.1	1.10	7.1	12.25	4.1	6.28	11.1	12.20	1.1	5.10	7.2	1.1
コナ(10本)		10	15	20	30		50					
ピース(10本)		7	10	20	30		50				60	
新生(10本)							40			20		
光(10本)	0.6		1.5		4			50				
憩(10本)											40	
ハッピー(10本)											30	
金鵝(10本)	0.35		1		2.5				6		11	15
朝日(両切)(10本)	0.45		1.2		3				7.5			
朝日(口付)(20本)	0.9		2.4		6				15		40	
みのり(30g)	0.6		2.4		6				15		30	45
ききょう(30g)											60	
富貴煙(100g)						15						
のぞみ(100g)	3		8		20				50		90	110

出所：同上，722ページ。

表 1-14 品種品名別たばこ売渡高 (単位：百万本，千キログラム)

品種，品名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
口付	10,281	1,610	289	642	929
両切	35,488	13,081	15,426	17,146	32,964
内) コナ		95	1,173	764	47
ピース		269	3,020	5,788	4,122
新生				2,506	3,619
光	4,742	2,958	3,208	1,194	4,300
憩					2,632
ハッピー					5,235
金鵝	21,053	7,343	7,798	6,810	13,006
刻み，手巻き	18,512	16,331	31,643	29,323	22,610
内) みのり	10,776	11,594	14,945	13,732	11,451
ききょう					2,270
のぞみ		55	16,655	15,474	8,809
パイプたばこ	—	—	—	6	7
葉巻(千本)	981	41	2,681	166	62

出所：同上，708ページ。

つた。  
 続いて製造たばこの販売事情をみよう。売渡高を数量でみると、換算量で一九年度の六四三億本から二〇年度には半減して三一〇億本となったが、その後の製造努力を反映して、二三年度には五七一億本に達している。しかしその数量はまだ一九年度に及ばず、戦前の最高水準七〇〇億本にはかなりの開きがあり、ようやく日華事変前の水準に復したところであった。しかし、戦後の僅々数年でこの水準に復したことは注目すべきことであった。  
 この売渡高の回復増加が、品種としては刻み、手巻きから両切への転換であり、配給品の増加を超える自由販売品の増加であったことは、製造量の増加における状況と同じであるが、この増加過程での小売定価の改定引き上げが売渡金額を飛躍的に高めた。その総額は、二〇年度はかえって一九年度より減じて一億二七二九万円にとどまったが、二三年度はそれを一〇〇倍する一一三〇億円余を記録した。  
 製造たばこの小売価格についてはすでにその改定経緯を説明したが、一括して表示すれば次のようになる。当初配給品と自由販売品との格差が大きかったが、自由販売品の種類を増加するにいたってその差が縮まり、専売益金増収の要請もあって、二三年度には配給品の定価引き上げで両者の格差は縮小した。それは自由販売のたばこの売渡高の相対的増加にも関係がある。製造高と同様に、二一年度には九割以上を占めていた配給たばこは、二三年度には約五八％に減じている。配給制度の推移についてすでに記した事情で明らかのように、その量の削減は自由販売品の定価の相対的低下によって実現しえたのである。自由販売たばこは、ピースの増加と、二二年度以降に売り出された大衆品の急増によって増加している。

表 1-15 専売局益金増加事情 (単位：百万円)

昭和 年 度	(A) 専売局益金	(B) 一般会計歳 入	(C) 国 税 収 入	(D) 消 費 税 収 入	A/B	A/C	A/D
19	1,050	21,040	12,715	3,915	5.0	8.3	26.8
20	1,042	23,487	11,541	3,793	4.4	9.0	27.5
21	7,326	118,899	37,438	15,251	6.2	19.6	48.0
22	41,703	214,467	189,165	88,286	19.4	22.0	47.3
23	100,125	508,038	445,956	194,352	19.7	22.5	51.6

出所：各年度決算。

(注) 国税収入には印紙収入を含み、専売局益金を含む一般会計収入分である。消費税収入は酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税、揮発油税、物品税、遊興飲食税、入場税、電気瓦斯税、馬券税、および専売局益金である。

表 1-16 専売事業益金推移 (単位：千円)

昭和 年 度	事 業 益 金				利益積立金 留 保	一 般 会 計 納 付 金
	た ば こ	塩	しょう脳	計		
19	1,373,084	△ 128,397	△ 1,643	1,243,043	193,043	1,050,000
20	969,503	△ 120,120	△ 3,376	846,006	△ 196,033	1,042,039
21	8,187,165	△ 787,006	△ 11,591	7,388,568	62,598	7,325,970
22	42,350,808	△ 692,416	△ 42,246	41,616,145	△ 87,000	41,703,145
23	101,683,972	2,232,386	△ 7,623	103,908,735	3,784,002	100,124,733

(一) 専売局特別会計の  
収支と専売益金

専売事業をたばこ、塩、しょう脳に分けて、それぞれの政策の推移を軸に記述することにしたので、専売事業全般についての会計と、専売事業に課された益金の捻出の事情の説明の場がなくなった。しかし、専売益金の捻出はたばこの専売に期待されたものであり、他の専売はその収支が不足とならないことを条件とするのが基本であるから、益金事情を記述することに合わせて、ここで専売事業全般の状況記述をし、個々の専売についての細部の事情はそれぞれ

に説明することにした。

専売事業の軸となる専売益金の意味をまずみておこう。専売局益金の重要性が高められたのが戦後の特色であり、一般会計歳入に公債金収入が残っていた二一年度までは、その収入比率は小さかったが、財政法施行後の二二年度からは急増大して二〇%近い高率となった。国税収入中の比率はすでに二一年度から高くなり、二二、二三年度とその比率を高めた。また消費税としてみても、戦後酒税収入の伸びなやみの間に専売局益金は急増して、二〇年度では酒税収入の方が大きかったが、二三年度では酒税収入は専売局益金の半額程度となった。専売局益金の消費税に占める比率は五割を超えた。いずれの比率をみても、戦後のこの時期の専売局益金の国庫財源としての重要度がきわめて大きかったことを知ることができる。

専売局益金は専売事業益金そのままではないが、この間の専売事業益金もっぱらたばこの専売によるものであり、他の専売はむしろ赤字であったことを瞥見しておこう。なおここで示す事業益金は事業収支の差額ではなく、損益勘定による純益金相当額であって、在庫増による期末棚卸資産が大きいつきは、事業収支が赤字でも、多額の益金が計上される。二三年度の塩事業がそれである。また事業益金と納付益金については、二一年度までは事業益金から売払代価翌年度納付許可相当額を差し引き、前年度売払代価本年度納付許可相当額を付加したものが納付益金であった。二二年度以降は事業益金が納付益金となる原則となったが、事業益金の計算に当たって減価償却額と固定資産の増減が考慮されることになった。しかし、二二年度にはこの処理方式変更の経過措置があり、二三年度でこの益金納付を実施するのでは専売会計の資金繰りで無理が生じることになるので、二四年五月の法律第六四号で緩和措置をとることとした。このような経緯で、事業益金と納付益金とは二三年度まで一致しない結果となっている。

表 1-17 専売事業損益計算書 (単位：千円)

項 目	昭和 22 年度	昭和 23 年度
(損 失)		
製造業渡格価小期合	2,829,076	9,741,609
経経差定却計	3,269,766	11,941,470
費費損減損費金	104,180	57,314
	6,382	47,691
	694,551	3,153,849
	9,089	22,491
	6,913,045	24,964,423
	41,616,145	103,908,735
	48,529,190	128,873,159
(利 益)		
生産価雑減当	2,537,558	8,991,395
産渡格却引当金繰計	44,548,457	112,035,386
益品改引	376,969	5,055,473
受定金	1,066,207	2,790,887
入益増益戻		18
	48,529,190	128,873,159

表 1-18 専売局資産推移(年度末) (単位：千円)

項 目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
固 定 資 産	63,344	50,333	78,798	585,253	3,901,440
内) 土 地	25,816	25,713	25,967	44,529	235,981
建 物	23,227	16,369	26,359	186,229	1,128,139
工 作 物				27,629	222,071
機 械 器 具	14,293	8,244	26,465	276,185	1,504,098
作 業 資 金				3,851,277	16,863,773
内) 葉 た ば こ				2,805,210	13,976,918
塩 樟 腦 油				196,695	748,180
樟 腦 油				109,834	188,267
製 造 た ば こ				62,012	79,983
た ば こ 巻 紙				449,759	943,754
据 置 運 転 資 金	10,000	10,000	10,000	73,548	212,170
当 座(流 動)資 産				37,543,447	4,819,687
内) 国 庫 金				29,814,863	1,051,364
回 送 中 資 産					167,197
合 計	73,344	60,333	88,798	41,979,977	25,752,097

出所：各年度決算付属資料。

作業会計法の改正で二二年度以降は予算、決算の添付書類として損益計算書、貸借対照表、財産目録の提出が義務づけられたので、二二年度以降について専売事業益金計出の事情をみれば、表1-16のとおりである。この時期の財務諸表では損益計算は売渡差損、差益が示され、売渡総額が示されず、また前期との関連が期首棚卸資産によって示されないの、発生主義の計理の意義が十分には汲みとれない勘定となっている。また貸借対照表においても、その資産、負債の関係がどのような事業利益に結びつくかを示すのではなく、固定資産、作業資産(棚卸資産)の事情表に視点が置かれている。しかしながら、この貸借対照表によって、二二年度の葉たばこの大増産による専売局の葉たばこのストックの増加、製塩事情好転等による塩のストック増を示している。なお専売局資料によって各年度末の資産事情を表示すれば、表1-17以下のようになる。

これら財務諸表に示される専売事業を特別会計の勘定としてみればどうか。戦後の財政運営においてたばこの専売益金に期待することが大きく、そのためにいずれの年度においても再々追加予算、補正予算を組んで専売収入の増加を図った。専売局の作業収入は二〇年度の一四億〇六七四万円から二二年度の一二九八億八一五六万円へと一〇〇倍に近い増加を記録した。その大部分がたばこの売払代であることはいうまでもないが、この収入を得るための作業費についてみれば、塩、しょう脳の専売の経費をも加えて、二〇年度の五億五〇六六万円から二二年度の三八四億四六〇一万円へと八〇倍に近い増加となっている。この間の物価の高騰が職員の給与費の増加をもたらし、それが各般の手当によって追加されていったので、二二年度を除く各年度の諸支出金は大部分がこれらの手当であった。作業費の内訳の概要を摘記すると、役務費の大部分は運搬費であり、回送及保管費に準ずる内容であり、専売局賠償及購買費は葉たばこ、塩、しょう脳の買入費用であるが、原材料費は主として葉たばこ、商品費は主として塩、しょう脳の買

入費用で占められる。また二二年度以降のたばこ関係施設の充足促進が施設費の増大に示される。また補助負担金交付金は戦後の塩増産対策の推進の経緯を示すものであり、二二年度の製塩施設費補助は八億三八四六万円に達し、同年度の塩売払代の三八％に相当する大きなものであった。

表 1-19 資産現在高表 (単位：千円)

項 目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
作業資産	葉たばこ	185,248	225,759	889,708	2,805,210	14,069,827
	製造たばこ	18,965	22,005	58,369	449,759	976,683
	塩(苦汁, かん水)	25,130	30,220	43,689	207,284	794,767
	しょう脳, 同油	4,433	5,934	28,048	171,846	278,447
	材料素用品	6,023	9,577	36,905	143,629	696,106
	機械運用品	55	153	1,063		
	たばこ用巻紙	1,171	1,465	8,631		
計	5,126	10,337	35,565	73,548	212,217	
	246,150	305,450	1,101,978	3,851,277	17,028,046	
固定資産	土地	25,816	27,112	25,967	44,529	235,981
	建物	23,227	18,100	26,359	186,229	1,128,139
	造船				27,629	222,071
	船舶	8	7	7	268	16,914
	機械備品	14,293	9,398	26,465	276,185	1,507,022
	未成工				50,413	794,235
	計	63,344	54,618	78,798	585,253	3,904,363

出所：『たばこ専売史』第4巻, 756ページ以下。

表 1-20 専売局特別会計推移 (単位：千円)

項 目	20年度	21年度	22年度	23年度
専売局作業収入	1,406,742	9,371,027	41,004,128	129,881,557
内) 煙草売払代	1,285,204	8,768,963	38,022,041	120,164,818
煙草用巻紙売払代	7,121	53,142	100,654	254,529
塩売払代	101,590	471,651	2,183,868	7,891,202
苦汁売払代	696	733	473	1,610
鹹水売払代			6,715	243,183
樟脳売払代	6,169	7,165	41,330	283,295
専売局作業費	550,664	2,851,104	10,117,904	38,446,013
内) 回送及保管費	536,773	2,787,854	9,424,355	36,740,042
役務費	42,973	187,807	1,563,483	6,025,103
材料素品費	15,362	86,250		
原材料費			4,042,776	16,852,405
専売局賠償及購買費	349,079	1,423,223		
商品費			1,664,426	6,303,141
施設費			479,400	3,450,828
補助負担交付金	36,564	692,095	953,705	365,718
他会計繰入金	1,507	1,533	1,610	2,400
他諸支出金	12,384	59,580	691,939	1,703,571

出所：各年度決算。



## 第五節 専売事業の諸問題

## (一) 作業会計法の改正、専売局及び印刷局特別会計法の制定

昭和二二年三月法律第三六号で「作業会計法」が全部改正され、同時に「専売局及び印刷局特別会計法」と改題されて、四月一日から施行された。新憲法の施行、財政法の制定による財政運営体制の基本的変革に応じて、会計法も全面的に改正されたが、その改正の一環として政府事業の会計についても検討が加えられ、事業活動の合理性の条件追加が現金主義から発生主義への転換としてまとめられた。

作業会計法では固定資産、据置運転資本の規定とその金額、補足方法等を定めたが、会計運営についてとくに他の特別会計と異なった方式をとることはなかった。しかし改正法ではまず第三条で「各会計に所属する資産の金額を以て資本とする」ことにし、続いて第四条で「事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動を、その発生の事実に基づいて、計理する」として、会計経理の基本を変更した。

しかし、会計の扱いを徹底してこの新方式に切り替えたのではない。事業設備費の支弁についての公債発行（第五条）、運転資金の充当のための一時借入れまたは融通証券の発行等（第六条）によって、会計運営の資金調弁の方法を示し、続いて他の諸会計同様の予算要求の諸手続を示し（第八、九、一〇条）、第一条において会計の利益金の一般会計納付を規定した。この点は作業会計法においても予算の提出（作業会計法第六条）、作業上の純益の一般会計編入

（同第五条）を規定しており、基本的変更はない。会計の決算の諸手続の条項（第二、一三条）は作業会計法では規定がなかったが、作業会計法の時代に決算の手続が不要であったのではないから、この点の変更もない。

しかしながら、予算要求の手続において、その添付書類として「前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録」「前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表及び財産目録」が指示されており、会計運営についての発生主義は、複式簿記の方式によって、その予定から決定にいたるまでの経理の明確化に求められている。そしてその運営における具体的処理の問題として、第一四条の歳出予算の翌年度繰越使用に関して、支払義務の生じた歳出金については、財政法第四三条の規定の適用を排して、発生主義の実益を条文に示した。

以上のように作業会計法改正の基本となる発生主義については、その必要項目は指示されたものの、具体的処理については第四条第二項で「各会計に属する資産及び負債については、政令の定めるところに従い、その内容を明らかにしなければならない」とし、また他の各条項に記載された問題について、その第一五条で「この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める」として、政令にその規定をまかせたので、政府は同年一二月に「専売局及び印刷局特別会計令」（政令第二九二号）を制定してその細目を決定し、二二年度から適用した。

特別会計令の公布が特別会計法の施行に対してこのように遅れたのは、計理の基準を発生主義に変更したとしても、それを会計処理のすべてにおいて実行するには多くの事務手続の変更を要し、短時日でそれを実行することが困難であり、それとともに民間企業と異なる政府事業において、官庁会計をどの程度企業会計に変更するか具体的な内容についての問題が残されていたからであった。それは、事業運営上の拘束をなるべく少なくして、企業的活動の弾力性機動性を高めるか、議会主義を重視して、国会、監督官庁の監督領域を多く残すかの問題とみることもできる



が、さらにいずれに決定するにしても、その決定による事務処理の規定を明確にし、実行上の効果をあげなければならず、関係者の理解を得ることは容易ではなかった。そのためにこの一二月の特別会計令も多くの問題を残すものとなった。そして、単にこの特別会計法、特別会計令の問題に限定せず、作業会計法を改正して発生主義に改めた政府事業の運営の合理化を検討する要請にまで発展した。この問題はとくに専売事業についての検討の要求が強かったこともあって、専売事業能率委員会の設置となった。

ここで専売局及び印刷局特別会計令の要点を記しておこう。同令は三〇条にわたる諸規定と施行期日等の付則二条とで構成され、三〇の条項は「総則」、「資本及び資産」、「予算及び決算」、「収入及び支出」、「帳簿」、「雑則」、の六章にまとめられた。当該特別会計法第四条をうけて、「総則」において資産、資本、損益の三勘定区分を示し(第六章条)、その勘定区分に従って第二章の「資本及び資産」において資本の諸規定(第七条)、資産の諸規定(第八〜一四条)を記した。また同法第一〇条の予算作成以下に必要な手続と第一三条の決算作成に必要な手続を第三章の「予算及び決算」にまとめた。

しかし、複式簿記の方式をとり発生主義を基本とすること、現金主義による年度別の予算決算を作ることに調整が困難で、後者を従来の手続で残す方式として、「総則」の第二条以下で歳入歳出の会計年度所属の区分と手続を規定し、第一条では「収益又は費用の発生及びこれに伴う財産の増減並びに財産の異動があった場合において、その事実が何れの年度に発生したものととして計理するかについての基準は、大蔵大臣の定めるところによる」として、発生主義による年度ごとの勘定処理と、予算決算による収支の額とは一致しないものであることを示したので、この間の処理を明確にする必要上、第四章「収入及び支出」で資金受払いの手続を明らかにし、それを記帳するために第五章

の「帳簿」でその規定をした。第六章の「雑則」は原価計算についての規定である。

発生主義の採用も、すべてを民間企業同様の事業経営方式に切り替えたものではなかった。その計理については煩雑な条件が加わったという欠点だけが指摘されることもあった。このように煩雑な問題となったのは、事業に利益が生じたときにはそれを一般会計の歳入に納付することが求められており、国としてはその納付額を重視する立場をとることが強く示されたからであった。

#### (一) 専売事業能率委員会の審議と報告

財政法の制定に則して会計制度の整備を進める一環として、二二年度から作業会計法が改正されたが、事業会計の発生主義採用の事後処理と専売事業経営の合理化のために、政府は専売事業能率委員会を設置してその具体的な方策の検討を求めた。委員には専売事業の関係者のほかに民間の識者の参加を求めた。

委員会は一月一二日の第一回会合から二三年一〇月二八日の第四三回まで長期に多面的な検討を続けて、多項目の報告書を提出した。委員会の審議の過程で専売事業の公社化の問題が起こり、そのために別に専売事業審議会が設置されて、そのあり方が種々検討されたが、検討内容についても、参加委員についても重複するところが多く、その結論については共通の理解が示され、さらにその報告内容が専売事業の公社制度化によって、より多く生かされるものが提示された。審議過程を要約説明することは容易でない。審議結果を示す委員会報告の要約で審議成果を記すことにしよう。

委員会報告は、「まえがき」、「委員会の活動状況」、「専売事業能率委員会規程」、「委員及び事務局」、「報告」に分けて記され、「四 報告」ではそれを「第一 専売事業に関する総括的意見」、「第二 調査項目」、「第三 調査項

目につき決定した意見」に分け、調査項目は一五件に及び、その項目のなかで「経理の改善」については五つの事項についての検討をあげて、それを「決定した意見」で具体的に記述した。委員会は本来すべての専売事業について検討すべきものであるが、具体的にはたばこ、塩、しょう油の三者を対象とし、とくにたばこに重点を置いて検討した。すなわち、報告の「第一 専売事業に関する総括的意見」では、それを「一 専売制度存立の財政的論拠」、「二 専売事業社会化の急務」、「三 専売事業経営基本方針」の三点にまとめ、経営基本方針では、(1)で三専売に共通な記述をしたあとで「(2)煙草専売事業についての記述」をとくに置いて、その問題点を「B 経済的合理的な経営を強調する必要」、「C 需要者に与える満足」、「D 大量生産に適当な方法の採用」の三点で具体的に指摘した。そこに示された諸問題は戦中戦後のたばこ原料不足と戦災による諸施設の損壊のもとで運営された専売事業の条件の不備に妥協せず、その正常化復帰への過程で合理的効率的な運営につとめることを求めたものであった。

調査項目の一五件は、①煙草製品の品種、②煙草の定価、③専売局の人員構成、④専売権侵害の防止、⑤配給方法、⑥輸送対策、⑦昭和二四年度以降の種別煙草耕作反別、⑧専売局の組織および工場制度の改善、⑨厚生施設の改善、⑩給与制度の改善、⑪職員及び工員の教育方法、⑫製造用資材の調達および契約代金の支払方法の改善、⑬工場施設、設備及び作業方法の改善、⑭経理の改善、⑮事務取扱の改善と職員の訓練、であって、専売事業経営として配慮すべきすべての項目に及んだ。それは戦後の特殊事情もあって期待すべき状態にない専売事業についての、当時の特殊事情の的確な認識を示すものでもあった。これらの項目のなかでもとくに財政問題に関係の強い「経理の改善」については「(1)専売益金の再検討」、「(2)原価計算手続の改正」、「(3)経理事務の能率化」、「(4)固定資産の評価換および減価償却の問題」、「(5)火災保険料の処置」の五点で問題検討をしたので、その検討結果の意見を示しておこ

う。

「専売益金の再検討」をみよう。二三年度の益金納付が、翌年度の四、五月分の歳入超過金等によってようやく果たされた事実について、「拡張整備期にある固定資産増加分と買付単価が増大した作業資産増加分とを含めて事業益金を算出しこれを以つて直に納付すべき益金とする無理に基因する」としてその不合理を指摘し、対応策としては「固定資本と通常固定化すべき運転資産は一般会計よりの投資額増加として取扱うべきもの」とした。そして専売益金そのものの算定については「益金納付販売収入中消費税に相当する金額を予定しこれを毎月納付することとし、企業利益に相当する分は毎年度一回決算した利益金額から一定歩合の留保額を差し引き残余を納付することとするのが適当と考える」として、消費税部分と企業利益部分との分離を示した。

このような意見を提示したのは、「専売局については会計こそ別個独立になっているが実質は何等他の官庁と異なるところがない」との理解によるものであり、「事業官庁に適合した資本の確立と事業運営の成果(企業損益)の確定及び税相当額の毎月納付制度を持った企業会計が実施されることが望ましい」と結論した。その方向は特別会計としての専売局の運営よりも、より独立性の強い専売公社により多く実現することが望まれる条件であった。

「原価計算手続の改正」をみよう。民間企業においては経営の合理化と製品売価決定のため原価計算が重視されているのに、専売局の「生産費調査手続は作業管理、技術指導を中心とした直接生産要素の数量管理を目的にした、所謂原単位計算的性格が強」く、事務組織も不備な点が多いので「専売局に於ても経理部に原価課を置いて原価計算担当官を充実し、現在の作業課生産費調査係を吸収することが適当」であると判断し、製造たばこから原料葉たばこ、材料品にまで原価計算の対象を広げる必要があるとした。この点も公社制移行によってより強く望まれる条件であっ

た。

「経理事務の能率化」についてはどうか。二二年度からは特別会計経理規程によって、予算科目とは異なる勘定科目で複式簿記が採用されたが、経理事務は「一般行政官庁と殆んど同一の予算科目による予算処理と物品会計処理が主である」ために、ますます煩雑となっていて「事業経営の目的のためには殆んど行われていない」との判断を示した。その改善策としては、第一に「予算科目は主として資産費用及び収益に関する勘定科目と一致せしめ、歳出につき資本的支出と収益的支出とを区別する」こと、第二に、「事業の実態に即応した勘定科目の設定と、財務諸表の作成を早急に実施し、夫々の経営責任者は経営の現状及び成果を短期に熟知し、臨機の経営処置が施し得るように」すること、第三に、「会計検査院に提出する証拠書類を含めた総合伝票制度の全面的採用」を実施すること、そして第四に、「物品会計と金銭会計とは常に同じ対象を計算される」ことが求められた。この四点が守られないと、「財務諸表と経営の実態とは喰違つて来る危険がある」と指摘した。

「固定資産の評価換及び減価償却の問題」をみよう。専売局の資本は二二年度当初の固定資産帳簿価格で確定したが、その後の拡張分との間に基準単価で相当の隔りがあるので適当な機会に評価換えをする必要があるとした。

また「火災保険料の処置について」は、現状では何らの配慮もないので、火災保険料相当額を原価に算入して、将来の罹災に備えて積み立てることを指示した。

### (三) 専売局機構の変遷

専売局の機構は昭和二〇年五月に全面改正されたので、この改正機構を起点としてその後の改正をたどり、戦後の機構の性格を把握しよう。はじめに本局をみ、あとで地方局等に及ぶ。

#### (1) 本局機構

専売局官制は長官官房と煙草、塩腦の二部の組織を定め、製作所、研究所、試験場の設置、それと地方専売局の配置に合わせて工場、支局、出張所、専売官吏派出所の設置を定めた。この官制にもとづく分課規程によって、長官官房には総務、經理の二課、煙草部には第一、第二、第三、第四の四課、塩腦部には第一、第二、第三の三課が置かれた。長官官房の総務課は秘書、文書、支部局の事務、査察、各部課の要員需給、事務の調整等を分掌し、經理課は予算決算、資本、物品会計、担保供託、国有財産、営繕、共済組合、厚生施設、庁中取締、用度備員、事務用物資需給調整等を分掌した。煙草部については第一課で葉たばこの生産、賠償、製造たばこの配給、たばこの輸出入、輸送、罹災補償、屑たばこの処分等を扱い、第二課で葉たばこの再乾燥、たばこの製造、工員の管理を所掌し、第三課で葉たばこについての技術面の生産指導、鑑定、標本のことを分掌し、第四課はたばこ製造に関する資材、機械、労務の調整を職務とした。塩腦部については第一課は塩とにがりの生産政策を扱い、塩の輸移入、輸送、取締等を分掌し、第二課は塩とにがりの技術面を扱い、第三課はしょう脳についての事務を所掌した。

戦後の機構改正は早くも九月に始まり、自給塩対策強化のため塩腦部の三課制を四課に改め、第二課、第三課をそれぞれ第三課、第四課とし、第一課を二分して、第一課では塩の増産政策、自給製塩、塩増産本部、塩、にがりの配給等を扱い、第二課では専売製塩の輸移入、塩、にがりの輸送、取締り等を扱うことにした。

二二年二月には大蔵省の機構の平時化の一環として専売局の分課規程も全面改正された。各組織の分掌事務にはかなりの変更があったが、分課の形式では煙草部に第五課を加えただけのものであった。煙草部では新設の第五課に労務関連の事務を集め、第二課からの関連事務引継ぎを加えて、工員等の団体、勤労管理、労働条件、厚生保健施設、

共済組合等を事務内容とした。第一課ではたばこ専売の企画、総合調整の事務を加え、従来の所掌事務のうちから葉たばこの生産、収納、賠償を第三課に移し、第二課では工場運営を加え、第四課では工場施設を加えた。塩脳部では第四課に第二課の事務のうちから塩とにがりの運送事務を移し、第二課に第三課の事務のうちから労務、事業用物資関係事務を移し、第一課に塩田開発の事務を加えた。

二一年一二月にはたばこの生産増強政策推進のための機構拡充が実現し、新たに製造部を設けて作業、施設の二課を置いた。これに伴い煙草部を煙草、生産、管理の三課組織に改め、それぞれ第一、第三、第五各課の事務を引き継ぎ、第二、第四両課の事務を製造部の作業、施設の各課でそれぞれ引き継いだ。そして長官官房の総務課の事務に統計を加えた。

二二年には四月に経理部を新設して官房の経理課を吸収し、製造部に資材課を設け、塩脳部の各課を再編成した。この改正においても機構拡充が進み、工場建設の促進や作業特別会計法の改正による事業会計の経理方式の変更に則した事務機構の整備が図られた。経理部は主計、会計、営繕の三課組織で、従来の経理課の事務をこの三課に分掌した形である。主計課では予算、決算、収入、支出、資本、物品会計等を扱い、会計課はこれら主計課の事務の本局分を分掌し、あわせて本局の国有財産、借地借家、担保、保管、供託、庁中取締り、共済組合等を扱い、営繕課において国有財産、営繕、工事設計監督、倉庫運用等を分掌した。煙草部では生産課の事務に試験研究が加わり、製造部については、施設課から材料品の製造、巻紙の生産収納等の事務を資材課に移し、その資材課で物資需給の基本計画、一般物資の確保配当等の事務を加え、施設課には電気設備と機械器具の研究、試験、調査等を加え、作業課についてはたばこ製造の研究、試験、たばこの標本、参考品、鑑定、保存等の事務を加えた。そして塩脳部では課の名称を

更するとともに事務分担を替え、第四課をしょう脳課とし、第一課の事務を編成替えして、これに第二課の事務のうちから輸出入塩のこと、塩、にがりの専売取締等を加えて需給課とし、第二課の残りの事務をまとめて、塩の生産、収納、賠償価格、生産費、燃料、資金、労務を扱う塩業課とし、第三課の事務に試験、研究を加えて技術課とした。二三年に入って政府の煙草専売防犯対策強化のため、一月に煙草部に監視課を新設してたばこ、たばこ巻紙についての専売法違反の予防措置をとり、専売取締りに当たることにした。その後四月には煙草部の管理課を長官官房に移した。

本局の戦後のこのような組織変更は専売行政の拡大の結果を示すものであったから、それに伴って地方専売局等の組織も変わった。次にそれをみよう。

## (2) 地方専売局等の組織の推移について

初めに地方専売局と支局の構成の推移をみよう。一九年七月の機構改正で出張所を支局に切り替え、それまで一地方局、一二支局であった組織を一地方局、二七支局としてから、二〇年五月改組で水戸、金沢、鹿児島の一地方局を廃してそれぞれ支局とし、八地方専売局と四〇支局の組織とした。八地方局は、東京、仙台、札幌、名古屋、大阪、広島、高松、熊本の各局である。

戦後二一年二月に高崎、金沢、鹿児島の一地方専売局を設置して、同三支局を廃止し、さらに一二月には水戸、宇都宮、岡山、郡山、福岡の五地方専売局を復活して、同五支局を廃止した。この際出張所の昇格等で一六支局を増置したので地方局は一六、支局は四八となった。

二二年以降はこのような大きな変更はなく、二二年九月に二支局が増設されたにとどまった。



表 1-21-1 21年2月現在の地方局・支局

地方局	支 局
東 京	横浜, 千葉, 甲府, 浦和, 宇都宮, 水戸
仙 台	青森, 秋田, 郡山, 山形, 盛岡
札 幌	樺太
名古屋	津, 静岡, 岐阜
大 阪	京都, 奈良, 大津, 和歌山, 神戸
広 島	鳥取, 松江, 山口, 岡山
高 松	高知, 徳島, 松山
熊 本	長崎, 大分, 佐賀, 福岡
高 崎	新潟, 長野
金 沢	富山, 福井
鹿 児 島	宮崎, 那覇

表 1-21-2 21年12月現在の地方局・支局

地方局	支 局
東 京	横浜, 千葉, 甲府, 浦和, 秦野
仙 台	青森, 秋田, 山形, 盛岡
札 幌	樺太, 函館
名古屋	津, 静岡, 岐阜, 磐田, 浜松
大 阪	京都, 奈良, 大津, 和歌山, 神戸, 赤穂
広 島	松江, 山口, 府中, 防府
高 松	高知, 徳島, 松山, 池田, 香川
熊 本	大分, 白杵
高 崎	新潟, 長野, 関原
金 沢	富山, 福井
鹿 児 島	宮崎, 那覇
水 戸	
宇 都 宮	茂木
岡 山	鳥取, 高梁, 米子
郡 山	須賀川
福 岡	長崎, 佐賀, 門司

地方専売局の分課については、すべての地方局に共通の分課が適用されたのではないが、その基本とする組織は本局に準じて煙草、塩腦の二部に庶務課を配するものであったが、二一年一二月に製造部を置き、二二年四月には庶務課を庶務部として四部組織としたが、二三年一月には専売防犯強化方針に即して庶務部を経理、監視の二部に分け、

秘書課と五部、それに診療所という組織に拡大した。

なお試験場については、二二年四月に水戸、岡山、鹿児島にたばこ試験場を設置するに伴い、専売局煙草試験場を専売局秦野煙草試験場と改称し、さらに二二年三月に専売局宇都宮煙草試験場を設置した。

## 第二章 塩自給対策の継承強化と方針転換

### 第一節 戦時の塩の供給条件悪化と自給方策の模索

#### (一) 海上輸送の困難と工業用塩、食用塩の不足

第一次世界大戦以後の急速な化学工業の発達は工業用塩の需要を急増させたが、その原料確保はもっぱら海外からの輸入に頼り、食用塩の一部も輸入原料に依存する需給事情であった。戦時の工業用塩の需要は急増し、したがって原料輸入の必要は著しく高まったが、戦局の進展は時を追って海上輸送の困難の度を強めたので、遠海塩依存を放棄して近海塩に頼る方向に輸入方法を徹底したが、昭和一九年に入ると、工業用塩の供給はもとより、食用塩の供給確保も危ぶまれる事態が予想されるにいたった。

塩の需給の逼迫は、単に海上輸送の困難による輸入原料の不足によるだけでなく、国内塩生産力の減退と国内輸送力の不安を伴うものであり、この国内の問題は塩の供給に限らず、あらゆる物資について共通の条件であった。需給逼迫の打開の緊急度、優先順位を定めることの問題でもあった。軍需物資としての工業塩の確保の緊急性もさること



表 2-1 塩の需給 (単位：千トン)

昭和 年 度	需 要			供 給			在 庫
	一般用	特別用	合 計	国内生産	輸 入	合 計	
11	797	1,117	1,914	519	1,270	1,789	310
12	800	1,590	2,390	536	1,681	2,216	124
13	847	1,229	2,076	484	1,649	2,133	162
14	880	1,478	2,358	636	1,786	2,423	213
15	956	1,300	2,256	574	1,725	2,298	136
16	966	951	1,917	389	1,506	1,895	89
17	1,023	828	1,851	475	1,533	2,009	225
18	1,043	774	1,817	415	1,410	1,825	186
19	803	525	1,328	353	944	1,297	146
20	508	194	702	184	457	641	71

出所：『財政金融統計月報』第14号（専売事業特集），58ページ。

表 2-2 塩輸移入高 (単位：千トン)

昭和 年 度	近海塩	南方塩	遠海塩	総 数	内)食用塩
6	388	—	66	454	155
7	366	—	272	638	198
8	386	105	435	926	193
9	536	52	641	1,229	203
10	507	95	582	1,184	191
11	751	28	492	1,270	184
12	908	152	620	1,681	127
13	1,061	129	459	1,649	454
14	857	65	864	1,786	351
15	1,254	67	404	1,725	465
16	1,362	77	66	1,506	608
17	1,504	30	—	1,533	746
18	1,387	23	—	1,410	706
19	943	1	—	944	432
20	457	—	—	457	299

出所：同上，59ページ。

ながら、食用塩の確保は、それが一定水準を下回るようなことになれば、国民の生命にも関係する重要問題であった。塩については、いわゆる代用食というような代替物が求められないだけに、他の食用物資に優先する確保対策が必要であった。かくて、政府は一方で近海塩の海上輸送についての諸対策を進めるとともに、他方では「塩専売法戦時特例」（昭和一九年勅令三五七号）を設けて国内塩、かん水の供給増加策を立て、いわゆる自給製塩方式を拡充した。次にその要点を記そう。

(二) 塩の自給対策の強化——自給製塩総本部、塩増産本部の設置——

昭和一六年には遠海塩に期待することが困難となり、国内生産についても減退が避けられなくなった事態に対処して、近海塩輸入の努力を強めるとともに、政府は一七年八月に自家用塩製造を許可する方針を定め、塩の賠償価格を引き上げて生産意欲を刺激する方策をとった。そして一八年三月には「臨時製塩地等管理令」（勅令九三三号）を公布して、製塩地を他の用途に転換することを抑え、さらに同月塩専売法の一部を改正して罹災補償制度を設け、塩業団体の確立を図って、国内生産者の安定策を進めた。次いで五月には「塩業組合令」（勅令四〇二号）を施行して、同組合に交付金を交付することで組織的な国内塩の生産確保を図った。また六月には塩業罹災補償金の交付規則を定め、続いて七月には「臨時塩増産対策要綱」を決定して生産責任数量の割当を強化するとともに生産奨励金を交付し、賠償価格を引き上げることにした。一方近海塩輸入確保については、早くから近海塩依存の方針のもとに、内外地塩務関係官会議においてその具体策を協議し、実行に移していたが、太平洋戦争に突入してからの海上輸送の困難に処して、朝鮮経由の大陸輸送、重点配船、陸運への転換（入港地の西日本への移動）、中継地輸送等の諸方法を図り、さらに小型船舶による危険回避のねらいから一八年五月には青島塩をジャンクで輸送するという新規の方法を加えた。

表 2-3 塩の価格 (単位：トン当り円)

昭和年	月	国内塩 収納価格	輸入価格		専売価格		
			食料用	工業用	一般価格		特別価格
					国内生産塩	輸入塩	ソーダ用塩
11		40	18	13	49	46	13
12.	1	38	21	17	47	44	17
	9	40	21	17	47	44	17
13.	1	47	23	20	55	51	20
	5	57	23	20	55	51	20
14		57	23	26	55	51	26
15.	1	57	28	37	48	46	37
	5	67	28	37	48	46	37
16		72	37	35	48	46	35
17.	1	76	47	41	48	46	43
	7	85	47	41	48	46	43
18.	7	98	56	51	48	46	43
19.	5	122	143	101	48	46	43
20.	3	180	248	243	48	46	43
	5	180	248	243	191	172	43

出所：『財政金融統計月報』第14号（専売事業特集），63ページ。

表 2-4 食用塩の消費量 (単位：千トン)

昭和年	総量	家庭用量	醤油用	味噌用	漬物用	漁業用	その他
11	821		218	143	289	56	116
12	891		223	143	291	130	104
13	971		223	145	308	153	141
14	1,029		221	150	321	175	162
15	1,062		253	157	340	152	160
16	1,007		238	152	304	139	173
17	1,038	182	214	147	190	120	185
18	1,101	188	235	163	207	127	180
19	927	186	193	153	170	79	146
20	489	181	66	97	55	22	68

出所：同上，61ページ。

これらの諸対策にもかかわらず、国内生産も輸入も増加を期待できず、諸条件はむしろ悪化の度を強めたので、一九九一年に入ると、専売局において非常準備塩貯蔵替計画による塩貯蔵の決戦態勢強化に着手し、三月には閣議で「塩及苦汁増産対策要綱」を決定して製塩工場・塩田労務者の優先充足を期して、労務資材確保奨励金を支出することにしたが、さらに五月には急速に悪化する供給条件打開のために塩専売法戦時特例を施行して、自家用塩制度の拡張促進を図った。この特例により、工業用塩についても自家用についても届出だけで製造使用が認められ、政府への納付は不要となり、事実上専売が実施されなくなった。このように専売制度の基本に触れる措置ではあったが、従来の方法では食用塩の供給も危ぶまれることが予想されて、政府は「食料用塩及工業用塩ノ特別増産ニ関スル件」を決定し、塩専売法戦時特例を定めたのであった。そしてこの自家用塩の供給促進のために、一月には「自家用塩製造設備補助金交付規程」を制定し、設備補助金を与えることにした。

二〇年に入ると輸入塩に頼ることはほとんど期待できない状態になったので、三月に政府は「自給製塩ノ普及推進ニ関スル件」を決定し、大蔵省は「自給製塩本部設置要綱」を定めて本部を本省に置き、自給製塩促進の陣頭に大蔵大臣が立って、施策の督励に当たった。さらに五月には自給製塩推進本部を改組拡充して塩増産本部として、塩の総合的な増産対策の樹立を期した。塩の増産、輸送の隘路打開の要請は、六月にはさらに各県ごとの塩の自給を目指す「国内戦場化ニ伴フ塩対策」にまで進んだ。

### (三) 塩配給制度の実施

塩の専売はたばこの専売とは異なって、もともと専売益金の確保を目的とするものではなく、需給の安定確保を主目的とするものであったから、需給の逼迫に処した諸方策は、一方では賠償価格、輸入価格の引き上げ、他方では専

売価格の低廉据置きが強く求められる結果となった。またこの需給面に示されない各種の補助金、奨励金や交付金があつて、塩の専売についての財政負担は需給の逼迫の度が強まるに依じて増大した。一三年五月の賠償価格の引き上げによつて、国内生産塩の専売価格は賠償価格を下回ることになったが、一八年七月の賠償価格改定で、この開きは二倍を超えた。賠償価格の引き上げは一九年、二〇年にも行なわれた。

このような供給量確保策にもかかわらず期待の生産量が得られなかったので、その供給に当たつて、需要との適正を保つために、政府はすでに一七年一月から塩の割当配給制度を実施していたが、この割当圧縮をせざるをえなくなつていた。一七年早々の実施については一六年中の風水害による大減産が時期を早める直接の原因ではあつたが、既述のような輸送事情からみれば、風水害がなかったとしても早晩この割当配給に移らなければならない条件下にあつた。

割当配給は一般家庭と業務用消費者とに対して実施され、その実績によつて部分的に修正されたが、一人一カ月二〇〇グラムを基準とする家庭配給と農家の特殊性を考慮した加算割当とが一方にあり、他方では漬物用、味噌用、水産用等の業務用消費者に対する割当とがあつて、供給量の減退過程で割当が圧縮されたのは、農家の加算割当、業務用であつて、家庭配給の二〇〇グラムには手がつけられなかった。

塩の割当配給制度は食料塩だけではなく、工業塩にも適用されるものであつたが、ソーダ工業塩はいわゆる自己輸入塩でまかなわれたので、この対象からはずされてきた。この自己輸入塩制度は一七年度以降は特殊用塩制度と呼ばれた。産地買付統制の実施で、自己輸入の形をとらず専売局買付の輸入塩を自己輸入していた消費者（ソーダ工業）に供給することにした。

なお一九年以降は自給製塩制度による供給促進が図られたが、その実績は食料用についても工業用についても、この割当配給の枠外であり、具体的な数量は明らかでない。

## 第二節 塩自給方針の踏襲と自給製塩の促進

### (一) 終戦後の国内塩緊急増産対策

昭和二〇年八月一日、津島大蔵大臣は塩の事情について閣議に報告し、二〇年度の塩の供給力見通しがきわめて悪く、一九年度の配給実績約八五万トンに対し、二〇年度の計画は六三万トン、二〇年度の第一・四半期での供給力見通しではわずかに四〇万トンにすぎず、それがさらに悪化するおそれがあると説明した。

その理由は輸移入の急減、石炭不足、天候不良による専業製塩の不振、自給製塩普及の立遅れであり、一方配給面では供給力低下のために、人体最低所要量塩分月五〇〇グラムの従来の基準を、第二・四半期では四五〇グラムとして計画せざるをえない状態であることを示し、輸入絶望の条件のもとでは、国内専業製塩の画期的増産と自給製塩の徹底普及による増産および貯塩とを急速に実施しなければならぬと強調し、当面、軍需に予定していた工業塩を食料塩に転換貯蔵することを提案した。

この方針実施のため製塩業者の生産意欲促進をラジオ、新聞等で働きかけるとともに、八月二七日には塩賠償価格引き上げを告示し、石炭入手、製塩用資材の充実、塩業組合強化を図った。また、工業塩の配給を停止し、工場保有塩等を専売局に売り渡すよう指示して、食用塩への振替えを進めた。これらの措置とともに、すでにその普及を図っていた自給製塩を促進するために塩専売法戦時特例の一部を改正し、これとともに技術指導陣の拡充、自給製塩設備

補助金予算の配賦、自給製塩推進経費地方交付金の追加配賦等を進めた。この設備補助金は一般には八割、地方公共団体には一〇割という高率の補助金であり、しかも事後の申出に対しても補助金を与えることにして製塩意欲をかき立てた。また、終戦によって解放された海岸寄りの飛行場を利用して塩田を作る計画も進められた。

二〇年九月の風水害は上記の緊急諸対策の強化をさらに求めなければならぬとした。西日本を襲った風水害は製塩地に甚大な被害を与え、製塩能力の六〇%が喪失したといわれる。この生産条件の悪化に処した緊急輸入の希望は、一〇月の司令部覚書によって、その道を絶たれた。「必要物資の輸入に関する覚書」は、物資輸入要請は一般国民の最低生活維持のため絶対必要なものであることを要件とし、緊急に日本国内の資源を最大限に活用した上で認められるものであり、輸入を絶対必要な最低限に抑えるため、緊急増産等の実際的措置を確実に実施することを要望していた。緊急増産が望まれる物資のなかに塩も加えられていた。塩の全量自給自足体制が求められたのであって、政府としても、応急対策としてではなく、かなり長期の方針として自給製塩の促進を図らなければならぬとなった。かくて、一二月に戦時行政特例が廃止されるに際し、戦時行政特例に根拠を置く塩専売法戦時特例をほぼ同じ内容の「塩専売法臨時特例」(勅令七二九号)として制定、公布するとともに、施行規則も「塩専売法臨時特例施行規則」として新しく公布し、自給製塩が大規模の企業としても成り立つ方式が促進されたのである。

次に専業製塩が不振を続け、戦後の風水害でさらに生産能力を落とした経過を表示して、自給製塩への期待がいかに強かったかを示し、自給製塩促進についての諸方策とその成果について記そう。

### (二) 塩専売法臨時特例による自給製塩促進の具体策とその成果

終戦直後八月二五日、塩専売法戦時特例の一部が改正され、自給の内容が拡張され、譲渡を目的とする製塩の道が

表 2-5 国内塩月別収納高推移 (単位：トン)

月 別	昭和19年度	昭和20年度	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度
4	28,322	14,321	19,683	4,034	6,301
5	35,496	26,999	8,856	6,567	15,784
6	38,805	21,122	19,933	5,388	29,758
7	38,173	14,363	21,102	6,330	52,010
8	38,924	20,198	37,917	14,380	45,120
9	36,617	25,219	36,503	15,451	54,076
10	31,205	23,375	24,346	9,342	32,741
11	27,423	9,638	12,889	9,343	651
12	19,575	8,300	11,408	7,795	17,976
1	13,099	8,146	5,238	5,700	13,692
2	22,558	5,908	2,009	5,070	979
3	22,956	6,705	1,260	7,444	23,688
計	353,153	184,294	201,144	96,844	292,777

出所：『戦後日本塩業史』, 18ページ.

表 2-6 昭和20年度末自給製塩状況

製造 届 出 人 数	17,764人	
製 造 場 数	17,712場	
塩 田 面 積	564ha	
完 成 設 備 能 力	191,742トン	
生 産 実 績 (20年度)	39,926トン	
内 訳	電 気 製 塩	17,056トン
	塩 田 製 塩	5,999トン
	温 泉 熱 利 用	1,554トン
	海 水 直 煮 等	15,316トン

出所：同上, 25ページ.

開かれ、企業としての自給塩生産が認められた。すなわち、第二条で自家用製塩を自給用製塩に改め、第三条で生産塩を自給製塩者以外の者に譲渡することを認め、さらに第六条を新設して、かん水の使用、譲渡についての規定を加えた。第六条の規定は、国民の最低塩分所要量確保のためには、製塩用燃料の不足に処して、かん水の売買も認めなければならなかった事情を示すものであった。

自給製塩を自家消費に限定するかぎりにおいては問題はなかったが、譲渡を認めるときは、当然その譲渡価格と専売価格との関係が生じる。それも僅少量の場合とはくに問題とはならないが、設備補助金を与えてまで製造を奨励するのであるから、企業として大規模化するときの問題があった。同特例中改正にもとづく施行規則中の一部改正では、特例第三条の規定による譲渡については、「所轄専売官署ニ於テ譲渡先、数量、価格其ノ他譲渡ニ関シ為スコトアルベキ必要ナル指示ニ従フコトヲ要ス」(第三条)として無秩序となることを規制しているが、それが自給製塩促進の障害となることを避けるために、自給製塩買上標準価格を定め、自給製塩による生産塩を政府の指示によって譲渡する場合には、その譲渡価格との差額を生産補助金として譲渡者に交付する方式をとった。

なお、戦後の自給製塩推進に当たって、戦前とはその実行条件について差異があり、それをふまえた基本方針が一月に定められた。「自給製塩指導強化ニ関スル基本方針」であって、できるかぎり計画的、合理的であることを求め、大規模自給製塩を育成する方向をとった。とくに終戦によって軍需生産が一時に停止し、電力需要が減退していたので、過剰電力を利用する電気製塩が奨励された。電気製塩は海水直煮製塩方法で、すでに小規模装置による生産が始められていたが、その活用促進が図られた。経済性と効率についてはなお多くの問題を残してはいたが、生産の緊急性と電力余剰がこの方法の開拓の条件となった。



また政府が促進に努めた旧軍用地、飛行場等の塩田化については、その活用について農耕地にするかどうかで問題はあったものの、結局はかなりの地域を塩田に転用することが連合軍当局によって認められた。一月承認許可の飛行場を列記すると、次のようになる。

能代、磐城、佐渡、豊橋、河和、富士、香良州、白子、加古川、苫小牧、厚岸、水戸東、藤枝、佐野、英虞、玉島、福山、防府、詫間、徳島、松山、佐伯、高瀬、八代、築城、福岡、指宿、曾根

これらの軍用地の塩田化については、その生産塩を政府が買い上げることとを原則として、製塩設備補助金交付も特別の計画を立てるなど計画的な大規模自給製塩の方針が進められた。

このような政府の自給製塩普及の指導の努力にもかかわらず、その成果は必ずしも計画の方向に即したものでなかった。もともと大規模設備はその完成に長期間を有し、早急な成果を期しがたいものであるのに比して、零細な規模のものは比較的簡便に施設を調達することができたので、小規模な自給製塩が濫立し、政府が把握できないものも多数になるに及んで、政府の監督からはずれた塩の流通が始まったので、これらの生産塩をなるべく政府で買い上げるように努め、配給計画化の方途を求めたが、実効が上がらなかった。流通秩序を正すことは自給製塩者に対する補助金交付を拒否することで一部は期しえたものの、塩のヤミ価格はきわめて高く、塩の絶対量不足という極端な状況下でもあったので、効果的な処置はとられなかった。

二〇年度末の自給製塩の供給能力と到達実績とは期待目標に遠く及ばなかったが、二一年度については従来の基本計画を再確認して、大規模製塩設備の整備促進を図り、一方では非効率な小規模製塩設備の整理を進めて、計画承認の採用等による資材、燃料の節約と生産の合理化が求められ、二一年度中の設備完成見込は五八・九万トンに達

し、二〇年度の完成設備能力一九・二万トンに比して著しく高いものであった。それは專業製塩生産能力に匹敵するものであった。



### 第三節 原料塩輸入確保の努力と自給製塩の整理

#### (一) 外塩輸入許可懇請と輸入の再開

戦争末期の塩不足が外塩の途絶にあつたことはすでに説明した。したがって戦後の塩不足に対して、政府が外塩輸入の実現に積極的な努力を続けたであろうことは当然に予想されるところである。二〇年一〇月の「必要物資の輸入に関する覚書」が当面の外塩輸入への期待を絶つたものであることも記したが、塩の輸入がまったくなかつたのか、また輸入がその後も許されなかつたのかについては、外塩輸入再開への過程が自給製塩強化政策との関連で銘記すべき問題をもっているので、二〇年度の外塩輸入はわずかに四万トンにも達しない実績ではあるが、その経過を記しておくことにしよう。

終戦後直ちに専売局は関係官庁と連絡して戦前に集荷したままの外塩の輸入実現を図つた。各港頭の貯塩の輸入、さらに近海塩の輸入を期待したが、ことに釜山の港頭貯塩の輸入について強く占領軍の許可を要請した。大陸輸送による港頭貯塩は朝鮮各港でかなりの量になり、釜山には約二・九万トンがあつた。

九月二五日に釜山貯塩引取りのための配船が許可され、一〇月中旬から入港が始まったが、四船の計二三五三トンを打ち切られ、以後年内の外塩輸入はなかつた。港頭塩の搬出についての先方の国民感情もあり、朝鮮における塩の需給問題もあり、わが国の要請がそのまま占領軍当局による海外諸国への要請となつて実現される状況ではなかつた。

た。いわゆる対日感情の悪化が、貿易においてわが国に不利な条件であつたのは、なにも塩に限定されたものではなかつた。その集約が前記の「必要物資の輸入に関する覚書」であつた。

しかし国内の専業製塩の飛躍的増強はもとより期待できず、自給製塩についてもその強化についての対策は進めていても、その成果を予想し期待することは困難で、塩の需給計画を立てることもできない状況であつたのに、九月の風水害が塩田の約六〇％を作業不能にいたつて、外塩の緊急輸入は国民の生命維持のためにも不可欠の条件となつた。

一〇月下旬以降、中国残留の政府機関を通じて中華民国政府に華北塩の輸入を要請し、一二月にようやく長芦塩の対日輸出の積込準備の報を得た。同月一五日華北塩一〇・七万トンの輸入許可が出て、ここによりやく戦後の外塩輸入が開かれることになつた。二二年二月四日の第一船以降逐次外塩が供給され、この面での需給条件は大いに緩和されることになつた。この外塩輸入についても、中国の対日感情が緩和したということではなく、むしろ中華民国政府の好意的配慮が輸入実現に結実したのであつた。また積取りに従事した各船乗組員についても、平時とは異なつた多くの苦勞があつた。

自給自足経済を基本とした占領軍当局の当初の方針が、外塩輸入許可に転じたのは、単に占領当初わが国の塩の需給事情について十分の知識がなかつたからということではない。また輸入許可への転換も全面的に行なわれたのではない。むしろ塩の需給条件についての特殊事情とすべきであろう。その主要な問題として、次に自給製塩の整備について記そう。

## (二) 自給製塩の整備

前節で記したように、政府は自給製塩を促進するについて、零細規模の濫立を防ぎ、大規模製塩の実現を期待したが、実状は政府の監視の及ばない零細規模製塩の簇出であった。そして生産効率が上がらないだけでなく森林濫伐や塩の流通秩序の攪乱等の弊害も出るにいたって、政府としても自給製塩について何らかの対策をとる必要があった。

「昭和二二年度自給製塩推進指導ニ関スル基本方針」<sup>(1)</sup>では、非効率で弊害が多くヤミの温床となっている小規模自給製塩を整理し、未完成大規模自給製塩設備を含む既設設備を整備し、その完全稼働と効率化を図り、資材燃料等の節約と生産の合理化とを旨とするにした。その第一着手は自給製塩設備補助金制度の転換であった。新年度を期して補助金交付条件を変更し、従来地方団体に一〇割補助をしていたのを八割に改め、一般の補助率八割をもさらに引き下げ、とくに設備計画と実績報告を求めるよう手続を強化した。

政府の自給製塩整備の方針に対し、司令部はさらに強い整理を求め、とくに施設拡充については禁止的措置を指示した。七月三〇日、二二年度予算について「自給製塩に対する補助金予算の支出については連合軍最高司令官より特に認可せられたる場合に限るべし」との条件が付され、この補助金によって大規模自給製塩の促進を企図していた政府の方針の実現は困難となった。そこで司令部の認可条件について折衝を重ねた結果、八月六日に司令部の方針を緩和した次の条件の諒解をうることができた。すなわち、

- A 日本政府は自己の責任において無免許生産者に対し下記項目に該当する条件のもとに免許生産者に転換せしめた後補助金を支払う事が出来る。
- (1) 塩生産設備が一九四七年二月六日までに完成され、生産準備が出来ていること。

- (2) 石炭消費高が一吨の塩生産につき一・三吨を超えぬこと。これに相当する電力消費高は一〇、〇〇〇kwhであること。
- B 塩生産者にして、既に旧飛行場、旧軍用地に於て設備の建設を始めたもの、もしくは電力会社にして余剰水力電気を利用するものは上記二つの条件に拘らず、司令部に申請することにより、免許生産者になり得る。

このような司令部の自給製塩抑制方針は、自給製塩が多量の石炭電力を要することからきており、石炭電力の供給確保が政府の当面の緊急経済政策の基本であることからしても、この石炭電力の消費を抑制すること自体は政府の方針に反することではなかった。しかし、塩の生産をとくに重視する政府と司令部との間にはその評価において違いがあり、外塩輸入について十分な期待をもてる状況でもなかった。

司令部の諒解事項に則して、九月五日に「自給製塩制度対策要綱」が決定され、その実施について一三日に「自給製塩設備補助金交付制度改定実施要綱」、「自給製塩計画等承認実施要領」、「自給製塩の專業化実施要領」、「自給製塩の生産塩取扱実施要領」、「自給製塩設備資金融資実施要領」、「自給製塩設備補助金交付条件に該当する製塩設備改造要綱」等の一連の施策が決定された。これによって專業製塩に転換するものに設備補助金の交付が限定されることになった。<sup>(2)</sup>

塩の国内生産についてのこのような条件整理にもかかわらず、生産についての条件はさらに不利に展開した。二二年一月二日に南海大震災が起り、その被害状況の調査も十分に得られないうちに、翌二二年一月にはかねてから検討が進められていた傾斜生産方式の実施基準が決定され、塩業に対する石炭の配給が停止され、資材、融資の制限が強化されて、自給製塩生産はもとより專業製塩についても生産条件が著しく制約されて、国内塩生産の実績は極度に低下し、製塩業者の動揺もはなはだしかった。二二年一月以降八月、九月を除いて、一万トンを超える生産実績の

月が二三年四月まで続き、国内生産の低下が大問題となった二〇年度の一八万四二九四トン、二一年度の二〇万二四四トンに対し、二二年度はその半分にも達しないわずか九万六八四四トンであった(表2-15)。

(1) 自給製塩推進指導方針については、『財政』二一年六月号に森永塩脳部第一課長の詳細な説明がある。

(2) 自給製塩整備対策については、『財政』二一年一月号に杉山専売局長官の「当面の塩業問題」なる要約説明がある。

#### 第四節 塩需給調整策の模索と塩割当配給制度の持続

##### (一) 臨時塩需給確保対策協議会の設置と塩需給計画策定方式の樹立

戦争末期の自給製塩推進策、戦後の外塩輸入の懇請、石炭電力不足による塩業用石炭の配給停止等の措置は、塩の供給不足に対する応急措置か、石炭電力不足に伴う緊急対策であって、国民経済、国民生活全体のなかで塩の需給にどう対処すべきかという総合計画の一環として塩を扱う施策ではなかった。もちろん塩の需給計画は毎年度四半期別に立てられたが、それは総合的観点と将来の需給の見通しから計画されたものではなかった。二一年度についても一〇月に決定した年度計画では需給総量を一六〇万トンとし、供給については国内生産、輸入をそれぞれ八〇万トンずつとしたが、年度前半の生産実績は一四万トン余にすぎず、外塩の輸入も期待ほどには伸びず、上半期に一二・六万トンにとどまり、需給計画の期待とは大きくかけ離れて、計画は需要の立場からの希望数量を示す以上のものではなかった。もちろん、このような供給事情を放置していたのではなく、外塩輸入についてはそれまでほとんどが中国塩であったのに対して、遠海塩輸入の努力を進め、一二月には紅海塩の輸入が実現した。それでも二一年度の輸入実績は計画量の半分の四一・二万トンにすぎなかった。

かくて政府は塩の需給について、それまでとってきた諸政策に検討を加え、根本的な対策を確立し、経済危機の打開、国民生活の安定を図るため、次官会議の決定によって二二年四月、経済安定本部内に臨時塩需給対策協議会を設

表 2-7 年度別需給計画 (単位：千トン)

項 目	昭 和 22 年 度	昭 和 23 年 度	昭 和 24 年 度	昭 和 25 年 度	
需要量	工業塩	270.0	350.0	450.0	610.0
	食料塩	906.4	1,105.6	1,257.2	1,448.3
欠 減	58.6	72.4	84.8	102.7	
在 庫 増 加 量	150.0	100.0	100.0	0	
所 要 量 計	1,385.0	1,628.0	1,892.0	2,161.0	
国 内 製 塩	369.0	561.0	614.0	702.0	
輸 入 量	1,016.0	1,067.0	1,278.0	1,459.0	
計	1,385.0	1,628.0	1,892.0	2,161.0	
外 塩 輸 入 計 画					
近 海 塩 計	200.0	250.0	300.0	300.0	
遠 海 塩 計	600.0	650.0	650.0	650.0	
ア メ リ カ 等	50.0	50.0	50.0	50.0	
紅 海 地 区	300.0	350.0	350.0	350.0	
地 中 海 地 区	250.0	250.0	250.0	250.0	
そ の 他	216.0	167.0	328.0	509.0	
合 計	1,016.0	1,067.0	1,278.0	1,459.0	

出所：『戦後日本塩業史』, 89-90ページ。

に重点を置き、輸入地域については、遠海塩の比率を高くして、二二年度六〇万トンを予定し、同年度の近海塩を二〇万トンにとどめた。国内生産量を低く見込んだのは石炭電力等の燃料の産業配分見直しによる国内生産可能量の策定を基点に置いた結果によるものであり、外塩輸入については近海塩を低く見込んだのは、中国の政情不安定を配慮し

た結果によるものであった。

この需給計画は、他の具体的諸対策とともに七月の閣議決定により、政府の塩対策の基本方針となったが、計画量に示された国内生産対策は、おおむね現有の專業製塩設備能力(自給製塩より專業製塩に転換したものを含む)を保持する方針で、逐次その生産を増大させることを前提としており、その專業製塩設備については、新增設を避け、高能率化を図るために、石炭製塩において生産原価の低減については平釜式設備を真空式または蒸気利用式設備に改造し、電気製塩においては技術向上と設備改善を図りつつ保持することを期待していた。また、かん水の利用については、石炭不足により製塩不能になるかん水の利用を極力推進することとし、代用燃料の供給で塩田等の製塩設備を保持稼働して、塩需給の緩和を図ることになった。

(一) 製塩設備投資停止指令と塩業整備委員会による塩業整理対策の検討

二三年三月二日、司令部から口頭で塩務行政について指令が出された。それは製塩設備の新設、再建、転換または改造に関するもので、要点は次の二者であった。

- 一 二三年三月までの工事のうち一口(一人または一施設)百万円以上の政府補助金交付のものはGHQの承認を受けること。
- 二 二三年度中新規工事は一切行わないこと。

この指令は自給製塩の大規模化とその專業製塩への転換とによって、国内製塩の態勢整備を進めようとしていた政府の塩務行政に、再度大きなショックを与えた。指令の意図は、わが国の経済再建について基幹産業への集中投資を徹底することにあつたが、国内の塩業が多量の石炭電力を消費するものであり、また、かん水の煎熬(せんこう)について、自給製塩を行なう者が專業製塩業者に委託することが盛んとなり、この委託について薪などの燃料が濫用される傾向があ



って、この点も石炭電力の効率使用を求める司令部が、国内塩業の抑制を強く指示した一因であった。専売当局としても、委託煎熬の横行が委託対価を介して専売制度を破壊することにもなるので、極力その秩序確保の指導に努めたのではあったが、その実効が及ばない状況であったので、この口頭指令による塩業抑制を機に、戦後の塩不足に処して塩業者の意欲を刺激し塩業維持対策として大きな役割を果たしてきたかん水の委託煎熬を認めないこととして、一七日にこれを打ち切りとした。

二二年七月の塩需給確保対策協議会で決定した対策においては、国内生産については現有専業製塩設備能力の保持を前提としていたが、その後秋に異常な渇水のために電力が不足し、電気製塩については一〇月以降全面的な停止を受けていた。ことに電気製塩は自給製塩から専業製塩への転換製塩業者が多く、その設備への投資も大きく、事業維持資金もかさみ、協議会決定の意図は現実において大きな障害に突き当たっていたが、この指令で従来の方針を変えて、設備縮小、製造停止の方向をとらなければならなくなった。そして、この方向実現に伴う塩業廃止についての補償を配慮しなければならなくなった。かくて政府は三月二二日の閣議決定に基づき、大蔵省内に大臣諮問機関として塩業整備委員会を設け、製塩設備の整理による塩業構造の再編成の具体的構想を検討することになった。

閣議決定の「塩業整備委員会設置要綱」はその委員会設置の目的について、これを内外情勢に対処して塩業の整備と製塩能率向上の方途を見いだすことに求めたが、一方では経済安定本部の企業整備委員会と緊密な連絡をとり、一般の企業整備の一環としての塩業整備の実効をあげることが期した。委員会は産業界、金融界、学会等の民間側と関係官庁の代表委員で構成され、委員長に石川一郎が互選された。なお委員会の審議経過の影響を配慮して、委員会の議事、調査事項は秘密とすることになった。

委員会の審議は、四月一〇日以降一〇月二二日まで二一回開かれ、大蔵大臣あての報告書を作成し、塩業整備の具体的実行方法要綱を付したが、その具体策実施条件が経済安定化についての司令部の一連の基本方針の実施の時期と重なって、この実行方法要綱の内容は司令部の承認を得られなかった。また、後述の専売制度全般の改革による公社化の準備の時期と重なって、問題処理の方向についての不安がつきまとった。委員会報告は実行に移されず、塩業整理は放任された形となったが、報告書に示された塩業についての問題整理と対策の主意は、日本専売公社発足後に塩業対策として受けつがれ、さらに二四年一〇月に発足した塩業審議会において再確認され、その方向で対策が検討され、塩業経営の刷新が議せられた。そのような意味で塩業整備委員会の報告書、塩業整備の具体的実行方法要綱について記しておこう。

報告書は、今後五カ年間の塩の需要を推定し、製塩業の実情をもとに、塩業整備方法を検討する方法をとった。その内容は、第一に生産輸入両面からの塩需給の現状を明示し、第二に需要増加の方向、輸入の制約条件、動力不足の性格等から塩需給についての今後の見通しを記し、第三に製塩設備についての詳細な調査をもとに、存置価値のあるものと、自給製塩で存置価値のないものを選別し、第四に結論としてこの選別をもとに製塩設備の能力保有を決定することを示した。そこでこの設備能力保有のために塩業整備の具体的実行方法要綱が示された。第一に保有すべき製塩設備の四条件を示し、第二に保有すべき設備に対してはできるときは石炭電力を供給することを条件とし、第三に塩業経営の堅実合理化を図るために製塩設備に施すべき五条件を示し、第四に塩業経営と製塩技術の向上とを図るための機関設置を提示した。しかし第五に、保有すべき設備と判定されても当該製塩業者が廃止を申し出るときはこれを認める方向をとり、第六に保有を要しない設備の処理について、製塩整理交付金の交付を前提とする算出基準



表 2-8 塩需給事情推移 (単位：千トン)

昭和年度	供給			需要			
	国内生産	輸入	計	食料用	工業用	計	
当初計画(A)	20	623	1,755	2,378	631	1,050	1,681
	21	350	1,300	1,650	608	900	1,508
	22	369	700	1,069	670	390	1,060
	23	300	1,300	1,600	1,008	500	1,508
実績(B)	20	184	457	641	508	194	702
	21	201	412	614	499	108	607
	22	97	896	993	673	176	848
	23	293	1,227	1,519	1,047	429	1,476
達成率(C) B/A (%)	20	29.6	26.0	27.0	80.5	18.4	41.7
	21	57.5	31.7	37.2	82.2	12.0	40.2
	22	26.3	128.0	93.0	100.4	45.1	80.0
	23	97.6	94.3	94.8	103.9	85.8	98.0

出所：同上，11ページ。達成率は執筆者算出。

化しており、外塩の輸入促進の努力にもかかわらず、供給量全体としてはなお当初の期待にはほど遠いものであった。しかしながら国内供給事情の悪化にもかかわらず、外塩輸入が急進展して、二二年度実績が当初計画を二八%も上回ったことが、それまで続いた塩の需給の危機的状況を救った。食料用については当初計画六七万トンが確保された。

二二年度は国内生産についての明確な転機となり、自給製塩業者は専業製塩業者として残る以外に道はなくなったが、石炭・電力事情の好転もあり、当初計画は戦後最低で始まったが、その実績は逆に戦後最高となり、計画とほぼ同量の実績を残した。一方外塩の輸入も引き続き増大したので、供給全体としてみれば、当初の計画に近い

を提示した。なお第七に、自給製塩については生産塩とかん水の全部を自家用に供するものにかぎって存置を認めることにした。

この要綱に付された資料によると、存置製塩設備は総数一一五九、製塩能力六二万一一五九トンで、所要燃料は石炭四九万四八五六トン、電力四億一八六三万キロワット時であった。製塩場数では一〇六〇が石炭製塩で、電気製塩はわずかに四一であったが、製塩能力は電気製塩が四万トンを超えた。なお存置を認めない製塩設備は総数三〇六、製塩能力八万二六〇〇トンであった。また自給製塩から専業製塩への転換を認めるもの六であった。

(三) 戦後の塩需給事情推移と塩割当配給制度の保持

これまで記述した塩についての諸対策は、戦時に引き続いて、いかにしてより多くの塩の供給量を確保するかにあった。そのために各種の資金を供給し、補助金を交付し、専売制度そのものの基礎をおびやかすおそれのある規制緩和措置を認めたのであった。この間、かつては供給量の過半を占めていた外塩の入手が徐々に回復して、かろうじて最悪の事態を脱したが、諸対策の結果がどのような需給事情となったかの推移をみておこう。

戦前の食料用塩の需要水準八〇万トンに近い量をいかに確保するかが塩の需給計画の基点であったが、二〇年度、二二年度では当初計画でも六〇万トン水準にとどまり、実績はようやく五〇万トンで、それは一般家庭配給を確保することではしかなかった。この結果、工業用塩の計画的供給は極限にまで抑えられ、もっぱら自給製塩に頼ろうとしたとみてもよい事情であった。二二年度の当初計画九〇万トン、同一〇月の計画七五万トンに対比し、実績はわずかに〇・八万トンであった。

その後も供給事情の好転を望めず、二二年度の生産実績は一七・六万トンにとどまった。石炭電力事情は極度に悪

表 2-10 食料用塩の消費量推移 (単位：トン)

昭和 年 度	総 量	家庭用 基本量	醤油用	味噌用	漬物用	漁業用	その他
20	489,320	181,260	65,888	97,088	55,288	21,756	68,040
21	489,200	173,397	78,336	69,594	66,313	43,205	58,355
22	683,323	189,472	106,721	97,355	111,523	86,365	91,887
23	1,086,894	210,661	202,475	160,292	243,720	120,598	149,148

出所：『財政金融統計月報』第14号（専売事業特集），61ページ。

表 2-9 塩用途別割当推移（4半期別）

（単位：千トン）

区 分	昭和 19 年 度				昭和 20 年 度				
	2	3	4	計	1	2	3	4	計
基 本 量	47.0	47.5	44.0	185.5	47.0	47.0	49.0	47.5	190.5
醬 油 用	57.5	35.1	52.8	192.6	20.0	20.0	12.0	7.9	59.9
味 噌 用	35.2	25.2	48.7	153.0	34.5	34.5	17.0	16.1	102.1
漬 物 用	11.1	118.2	12.3	170.0	20.0	-	38.0	4.5	62.5
水 産 物 用	16.2	10.7	12.8	78.7	20.0	5.5	4.0	4.7	34.2
家 畜 用	12.2	10.3	10.2	45.4	10.5	10.5	6.0	4.0	31.0
魚 皮 用	2.0	1.8	2.2	8.7	1.5	2.0	1.0	0.4	4.9
そ の 他 用	22.8	13.2	19.9	64.0	6.0	7.5	8.0	5.4	26.9
軍 需 保 留	7.0	7.0	-	22.0	17.5	10.0	-	-	27.5
計	211.0	269.0	203.0	920.0	177.0	137.0	135.0	100.0	549.0

出所：同上，8ページ。

実績となり、需要もそれに応じてほぼ計画に近い実績を残した。需要計画自体が戦後の復興過程で増大方向にあり、食料用の回復に合わせて工業用も漸増していたが、その増加要求をみたしうるようになった。

このような需給事情の推移を、需要面についてさらにその要点をみることにしよう。既述のように、戦後の第一の課題は国民の食料用塩の確保にあった。一面では軍需産業の需要がなくなって、工業用塩の必要が急減したことも、食料用塩重視の根拠を強めた。それでもこの食料用塩確保が至難の課題であり、そのために自給製塩の促進が図られたのであったから、塩の割当配給計画は非常にきびしいものとなった。

すでに一九年度の後半に食料用の割当は圧縮しなければならなかったが、二〇年度にはさらに供給量を圧縮しなければならなくなった。しかし一般家庭用の基本量を圧縮することはできなかった。一人月二〇〇グラムの配給確保を基本として、他の用途の割当を削ることでこの供給量不足を乗り越えることにした。一般家庭については自給方法を求めることが困難であったのに対して、業務用については一部は自給製塩により、あるいはかん水の取得によって補填する道を求めることが可能であり、また政策としてもそれらの方法が促進助長されたことによつていた。

家庭用基本量を確保するために、醤油、味噌等の業務用の割当は二〇年度に続いて二一年度も圧縮減量され、年度当初の計画はみたされなかったが、二二年度によりやく緩和の方向に転じた。これらの配給緩和の方向は各般の政策手段とし

て進められている。業務用塩のリンク制、生産供給の報奨物資としての塩配給、労務加配をあげることができ。リンク制としては一〇月の大消費地向出荷漬物用塩、十一月の鮮魚介類並に加工水産物用塩があり、主要資材の生産増進、流通秩序回復を目的とした流通秩序確立対策要綱に則して計画された。報奨物資としては、米麦、馬鈴薯、薪炭、木材、しょう腦等の生産供出に利用された。また労務加配はすでに戦時中から実施されており、二三年八月に生活物資の労務者用割当手続要領が定められて、塩についても基準が明示されたが、この間、二二年からは、石炭、鉄鋼、ガス、コークス等の事業について労務加配が進められた。

## 第五節 塩専売の財政問題

### (一) 塩専売に伴う国庫金収支の基本構成

塩の専売の収支勘定は、専売局特別会計の収支に他の専売の収支とともに計上されるが、塩の専売に伴う国庫金の収支はこれに限定されないし、さらにこの期間の塩の専売に係る資金収支で国庫金として扱われない部分があるので、これらの資金の収支全体の関係を初めに略述しておく必要がある。

国内製塩業者から専売局が買い上げる国内産塩賠償支払と貿易庁から専売局が買い入れる外塩購入支払とは専売局特別会計の支出に計上され、国内消費者に割当配給するために元売捌人に売り渡す食用塩の売却収入とソーダ工業に供給するために回送し売り渡す工業用塩の売却収入とは専売局特別会計の収入に計上される。国内産塩、輸入原塩に対する加工、包装、さらに保管の諸費用が人件費とともに支出に計上される。

ところが自給製塩設備の建設促進のための補助金は一般会計の支出項目であり、その計上方法としては数年度にまたがる予算外契約による扱いもとられた。一方、災害塩田の復旧費補助は、当初一般会計に計上されていたが、のちに専売局特別会計に変更された。自給製塩については、その性質上、専売官署の手を經ない生産と消費であり、それは国庫の収支としてはもちろん、資金の移動としても現われない。生産量の報告が記録されるだけである。

一方、国庫金の収支でありながらその内容の不明なのが輸入外塩の扱いである。専売局が貿易庁から買い受けた支

表 2-11 塩の価格調 (単位：トン当り円)

昭和 年 月	収 納 価 格			専 売 価 格		
	国内塩 賠償価格	輸 入 価 格		一 般 価 格		特別価格 (ソーダ用)
		食 料 用	工 業 用	国内塩	輸入原塩	
20. 3	180	248	243	48	46	43
5	—	—	—	191	172	—
8	254	—	—	—	—	—
12	574	—	—	—	—	—
21. 1	—	370	370	970	750	750
3	932	500	500	—	—	—
22. 4	1,401	1,000	1,000	3,650	3,350	—
7	3,050	1,050	1,050	—	—	1,300
23. 1	5,166	—	—	—	—	—
6	9,647	1,950	1,950	8,800	8,100	3,000
7	9,745	—	—	9,700	8,900	—
12	—	—	—	*16,210	—	—

出所：『財政金融統計月報』第14号（専売事業特集），63ページ。

(注) \* 家庭用のみの価格。

方であり、他方では塩の売買取支の調整の見地から売渡価格引き上げが進められて、国内塩賠償価格は二三年七月にトン当り九七四五円、輸入価格は同年六月に同じく一九五〇円となり、専売価格は一般価格では国内塩は二三年一二月に家庭用塩で一万六二一〇円、同年七月に業務用塩で九七〇〇円、輸入原塩で八九〇〇円、ソーダ工業用で同年六月に三〇〇〇円と、それぞれ高い水準に引き上げられた。

これらの価格改定は、いずれも司令部とのひんばんな折衝ののち具体化したものであって、それぞれの決定について多くの専売行政上の問題を蔵していた。ことに塩は重要物資として物価政策においての重要な位置を占め、物価政策という

出額は明確であっても、貿易庁が輸入した代金と専売局に売り渡した代金との関係は不明で、廉価に専売局が買い入れたことによる差額相当分は、貿易資金特別会計の負担によっており、その原資はアメリカの援助物資売却収入であった。

また専売局特別会計収支の内部についても注意すべき関係がある。国内産塩は国内消費者へ、輸入外塩は工業用塩へとつながりが定まって、国内塩賠償価格と国内塩売渡価格との関係、ソーダ用専売価格と輸入価格（貿易庁からの買入価格）との関係により収支の性格が推定できるが、総じて国内塩売渡価格が国内塩賠償価格を下回っているのは低廉な輸入外塩を食料用の高価格で売却することによる差額が大きかったことよって初めて可能であった。この条件によってもなお塩の専売だけについてみれば、一四年度来収支不足であり、二二年度までそれが続いた。ことに戦後は、石炭電力等の供給不足から、代用燃料によるコストの増大に賠償価格の加算をもって対処したために、国内産塩の買入による支出は当初の見通しを上回る高額となり、それが塩の会計収支の悪化の原因となった。

なお専売価格について一言すれば、専売価格は元売捌人に対する売渡価格であって、消費者の手にわたるときの最終価格ではない。元売人、小売人それぞれに定額の販売手数料が認められ、また各地域ごとに格差のある引取運賃の加算が認められていた。すなわち、全国一律の小売価格が設定されたのではない。

(二) 塩の収納価格、売渡価格の推移

まず初めに終戦直前からの塩の収納価格と売渡価格の推移の一覧表をかかげよう（表2-11）。戦時中に低く抑えられていたのが、終戦の年に入って国内塩の一般価格が賠償価格につり合うように引き上げられてから、今度は塩の増産意欲促進の意図もあって賠償価格も改定され、以後インフレーションの過程で生産費の補償と生産促進の意図が一

総合的観点からの操作もあって、専売政策の立場だけで価格を改定することは許されなかった。二二年七月に設定された新物価体系と二三年六月にそれを修正した物価体系は、塩の価格決定に強く影響した。比較的簡明に設定された専売価格も、専売会計収支の確保の要請から、二三年一〇月に塩収納停止という、専売事業始まって以来の緊急事態に追い込まれ、やむなく同年一二月から家庭用塩だけを引き上げるといふ政治的解決で急場をしのぎ、塩収納を再開するにいたっている。この事情はあとに再述する。この間ソーダ工業に対する特別価格も逐次引き上げられた。二一年には輸入価格が一本化されて、輸入原塩と同一価格となったが、その後は輸入価格の改定に即して改められた。一方、塩の収納価格についてみると、国内塩の賠償価格と外塩輸入価格の格差が拡大するという経緯があり、それは表示されたものよりも事実上はるかに大きなものとなった。国内塩の賠償価格は二二年七月に一本化されるまでは、地域的差異と生産方法による差異とに即して区別、種類別に定められ、また別にかん水の譲渡価格が設定されたので、単純な説明ではそれぞれの性格記述はできない。また物価政策に即した価格改定だけでは塩務行政が続けられなかったので、しばしば価格改定が行なわれた。これに対して輸入価格は貿易庁からの買入価格であって、年度または四半期を区切りとする価格設定を行ない、おおむね物価政策に即した計算がなされた。以上の大略の事情を以下各個人に説明しよう。

#### (1) 国内生産塩賠償価格の推移

二〇年八月の賠償価格告示では、一〇〇キログラム当り二五・四円は第一区の平釜式、蒸気利用式の価格であって、他に四区についてそれぞれ価格が示され、別に真空式について四種（組織別）の価格が定められた。この価格決定は塩生産確保奨励金制度の運用に合わせて塩増産目標達成に資することを顧慮しており、従来の低価格維持に比す

れば意欲的な措置といえる高額であった。

しかしその後の物価急上昇で、この賠償価格水準では到底生産意欲の促進は図れなくなって、一二月には倍額を超える価格引き上げをした。五七・四円は同様に平釜式第一区の賠償価格である。この際各区間の格差と真空式の種別格差も縮められたが、平釜式と真空式との格差は従前どおりに残された。

次いで二二年三月の主要物資価格の決定に関連して塩の賠償価格も改められ、平釜式第一区でトン当り九三二円となった。その際第五区の引上率を減じて区間格差を縮めたが、真空式については引上率を減じたので、平釜式と真空式との賠償価格の開きが大きくなった。

二〇年度中に再三の価格改定があったのに二一年度中には一度も改定がなかった。周知のごとく、金融緊急措置後の物価上昇はそれ以前に劣るものではなかったので、その高騰に対処すべく再々賠償価格の改定について司令部と折衝して、二二年四月から新しい賠償価格実施が許された。その際、従来の区分を改めて県別に平釜式、蒸気利用式、真空式について賠償価格を定めることにした。従来の平釜式第一区（香川県として）相当ではトン当り一三七九円であったが、全平均価格は一四〇・一円であった。

この改定価格は五割程度の低い引上率で、その実施時期についての遡及も認められず、生産費をつぐなうにはほど遠いものであった。わずかに損失補填策として遡及期待相当額の補助金交付が認められた。このような事態のもとで二二年七月の新物価体系という新しい物価政策が提示され、塩についても種々検討が加えられて、一〇月三〇日によりやく賠償価格が告示された。その実施は七月一五日に遡及したが、その際に従来の多元方式を単一価格に改め、トン当り三〇五〇円とした。新物価体系が基準とした安定帯の倍率（基準年次の六五倍）を大きく上回った。



表 2-12 塩1トン当り生産費調 (単位：円)

項目	甲	乙
採鹹費		
労務費	3,200.29	3,200.29
消耗品費及び経費	863.63	863.90
減価償却費	6.34	6.34
計	4,070.26	4,070.53
煎蒸費		
労務費	583.90	583.90
燃料費	3,083.11	3,180.05
包装材料費	941.98	941.98
消耗品費及び経費	409.69	409.48
減価償却費	17.96	17.96
計	5,036.64	5,133.37
管理費	39.43	39.43
納付費	492.75	492.75
地代及び金利	67.03	67.03
合計	9,706.11	9,803.11
雑収入	(→) 59.47	(→) 58.15
差引計	9,646.64	9,744.96

出所：『戦後日本塩業史』75ページ。

(3) 専売価格の推移  
 食用塩の専売価格は国民生活を  
 守るといふ主旨から極力低廉に抑  
 える努力が続けられ、二〇年三月  
 に賠償価格が引き上げられたとき  
 にも据え置かれ、五月に改定され  
 たときにも、賠償価格をわずかに  
 上回るものであったから、加工、  
 包装、保管等の諸費用を加える  
 と、この売渡価格では塩専売会計  
 の収支は不足が避けられない関係  
 にあった。八月の賠償価格引き上

二二年度(四～六月)一〇〇〇円。内地賠償価格から包装費、再製費、港湾荷役費差引。  
 二二年度(七月～)一〇五〇円。戦前基準輸入価格に安定帯物価倍率(六五倍)を乗じ、陸揚費、輸入取扱費を加算。

二二年度(四～六月)一〇五〇円。

二二年度(七月～)一九五〇円。同前基準価格に倍率(一一〇倍)を乗じ、同前経費を加算。

塩の国内生産の問題はこの時期にはすでに賠償価格では処理できない状態になっていた。一方では新規設備の停止があり、他方では石炭電力の供給制限が極度に達していた。二二年度の生産実績が前二年度の半分にも及ばないことがこれを端的に示している。しかし、その条件のもとでもさらに賠償価格の改定の折衝を進めて、二三年三月三十一日に新しい賠償価格五一六六円を告示し、一月一日に遡って実施した。

二二年の新物価体系はその後の物価上昇によって再検討の必要が強まり、二三年六月には新しい体系が決定されたが、その際塩についても再検討が加えられ、二三日にトン当り九六四七円が告示され、即日実施された。またその告示に際して九六四七円(甲)は暫定であり、九七四五円(乙)の実施に当たって廃止されることになっていた。そして七月一〇日に九七四五円が実施された。なおこの賠償価格の積算を表示すると、表2-12のとおりである。

(2) 輸入価格の推移

戦後の外塩輸入は形式的には政府貿易で始まったが、実際は司令部の承認と監督によって行なわれ、ことに貿易の決済は司令部の手で行なわれ、外貨決済額は明らかでない。しかし、二二年六月まで中国塩のFOB価格はトン当り一五ドルで計算され(日本着で一九・二〇・四ドル)、遠海塩では日本着CIF価格の最低で一八・八ドルという資料がある。これらの価格は司令部から貿易庁への売渡価格であるが、それが専売局の購入価格となるのではなく、むしろそれとは関係なく購買価格が決定され、その決定購買価格相当額の円資金が貿易資金特別会計に払い込まれた。その購買価格の概要をみよう。

二〇年度三七〇円。FOB一八四・二一元(青島塩、長芦塩)、運賃一六五・五円による。

二二年度五〇〇円。FOB二五〇・八七円(青島塩、長芦塩、台湾塩)、運賃二二五円による。

げはこの関係を助長していた。

二〇年一二月の賠償価格引き上げに対応して、二一年一月に大幅に食用塩の売渡価格を引き上げてトン当り九七〇円としたが、同三月の賠償価格引き上げに際しては据え置かれたので、再度収支不足の関係が残った。二二年度には財政法の公布施行に対応して塩専売会計の収支確保を重視して、食用塩の売渡価格を一挙に約四倍引き上げて三六五〇円とした。その後同年七月から賠償価格の引き上げが検討された際に、再度この売渡価格の改定も問題となったが、すでに安定帯価格の水準を超えているということで売渡価格は据え置かれ、二二年度についても再度塩の会計収支は不足となり、補助金による補填を避けえないものにした。

しかし、この間の収支不足も輸入外塩が低廉な価格で買入れられたことによって、最低の条件に抑えられていた。したがって、国内塩の生産量が増加し、輸入塩のなから工業用に回す量が増加すれば、この関係は保てなくなるものであった。そして二二年度予算決定に際して一般会計からの補助金を廃する方針がとられたので、賠償価格の改定に際して売渡価格改定の検討が加えられ、さらに九月には賠償価格について、代用燃料の加算措置を停止したが、結局塩会計の支払予算不足から、一〇月には生産塩の収納停止という最悪の事態となった。この事態の打開は一般会計からの補助金繰入にはならず、食用塩の家庭用の売渡価格を引き上げ、生産塩の収納を再開することによった。

終戦時にはまだ重視された食用塩の低廉供給は、その後の塩専売会計の収支確保への強い要請から、結局家庭用の食用塩の売渡価格引き上げによって始末がつけられたわけである。そしてこの関係は、この措置で決着したのではない。経済安定九原則の実施、単一為替レートの設置に伴う輸入塩価格の再検討によって、さらに売渡価格の改定が求

められる関係にあった。

### (三) 塩の財政収支の推移

たばこの財政問題説明に当たって、二二年度以降専売局特別会計の改正によって、その経理基準が現金主義から発生主義に変わったことを示したが、それとともに、司令部の強い指示もあって各専売ごとの採算重視が進められた。しかし、二二年度の塩の勘定は、国内製塩の極端な不振のもとで、塩の売渡価格の引き上げにもかかわらず、各種補助金を特別会計の負担としたこともあって、収支差額は八億円近い不足となり、七億円近い損失となったので、二二年度の収支については非常にきびしい条件が求められた。その結果が既述のように年度の途中で塩の収納停止という異状事態が生じ、その始末として、一般用の売渡価格のうちの家庭用配給分について引き上げを行なってその危機回避を図った。しかしその結果国内産塩の増加に合わせて輸入塩も増大し、その売却による収入も増大して、直接の事業収支でも一五億円に近い黒字であったが、大量の在庫増大もあって損益勘定では二二億三三三九万円の純益金を残した。戦前戦後を通じて損失を続けた塩専売の収支は二三年度でようやく均衡を回復することができた。損失を続けた戦後の事情から説明を始めよう。

二〇年度の国内塩収納量は一八・四万トン、収納金額五一三三万円、緊急輸入による輸入量は四五・七万トン、買入金額一億二六九万円で、その合計六四・一万トン、一億六四〇一万円であった。これに回送費等を加えた特別会計の総支出は二億四四〇五万円に達した。これに対して売渡量は七〇・二万トンで買入量を超えたが、売渡価格の据置もあって売渡金額は一億一九三万円にとどまり、収支差額は一億四一四九万円にのぼり、総収入額をも上回った。塩についてはこのほかに一般会計に計上された災害対策費と緊急増産対策費があり、二億円を超えるその支出額

表 2-14 塩 収 納 事 情

年 度	収 納 量 (トン)	収 納 金 額 (千円)	トン当り額 (円)
国内産塩	20	184,294	51,315
	21	201,144	185,748
	22	96,844	423,745
	23	292,779	3,477,788
輸 入 塩	20	457,019	112,692
	21	412,359	206,180
	22	896,427	925,447
	23	1,226,631	2,183,945
計	20	641,313	164,007
	21	613,503	391,928
	22	993,271	1,349,192
	23	1,519,410	5,661,733

出所：同上，58-59ページ。

表 2-15 塩 売 渡 事 情

年 度	売 渡 量 (トン)	売 渡 金 額 (千円)	トン当り額 (円)
食 料 用	20	508,423	109,972
	21	499,139	437,697
	22	672,793	2,313,016
	23	1,047,101	9,661,810
工 業 用	20	193,598	9,562
	21	108,088	80,566
	22	175,683	200,758
	23	429,201	1,144,473
計	20	702,021	119,534
	21	607,227	518,263
	22	848,476	2,513,774
	23	1,476,302	10,806,283

出所：同上，61ページ。

助金等を加えて支出三八億円余を計上した。一方、塩の売払代は三六億円余を計上して収支均衡を図った。収納費、売払価格いずれも四月に改定した価格を上回る単価によって計画された予算であり、食料用に約七二万トン、工業用に五三万トンを予定した。

表 2-13 塩専売の収支推移 (単位：千円)

科 目	昭和20年度	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度
総 収 入	102,568	474,693	2,640,581	11,103,452
内)売 上 高	119,534	518,263	2,513,784	10,806,283
総 支 出	244,053	1,334,984	3,430,909	9,625,397
内)購 入 高	164,006	391,927	1,354,172	5,661,733
回 送 費	21,844	61,669	546,741	2,499,389
収 支 差 額	△ 141,485	△ 860,291	△ 790,325	1,478,055
損 益	△ 120,120	△ 787,007	△ 692,417	2,232,386

出所：『財政金融統計月報』第14号（専売事業特集），63ページ。

を配慮すると、塩の財政の収支はその均衡を期することはまったく問題外で、塩の絶対量の確保だけが課題であった事情をみることが出来る。この事情は二一年度についても大きく変わることはない。塩の緊急増産対策の施設費補助基準の変更に加えて、その支出会計を一般会計から専売事業特別会計に移したので、二一年度の同特別会計の支出額は急増した。もちろん塩の賠償価格の引き上げもあって購入費も増大したが、国内塩、輸入塩いずれも二〇年度と変わらない収納実績に終わったので購入高の伸びは小さかった。一方、二一年一月に売渡価格の引き上げがあつて二一年度の総収入は増大したが、前記の製塩施設補助費が多額に計上されたので、総収入は総支出の半額にも達しなかつた。収支差額は八億六〇二九万円になり、事業損益では七億八七〇一万円の純損金となつた。この赤字は奨励金、災害対策補助金の額に相当する大きさであつた。

二二年の作業会計法の改正は専売事業の計理について発生主義の採用を定め、各専売の採算を明瞭化した。この採算重視は司令部の強い指示でもあつた。この採算重視に即して二二年度予算では国内生産量と輸入量とをそれぞれ七〇万トンとし、その収納費約二二億円と、回送費、補

表 2-16 塩業対策主要補助金 (単位：千円)

費目	昭和20年度	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度
(大蔵省所管)				
一般会計				
災害対策諸費				
内)塩田風水害復旧費補助	30,505	30,796	—	—
塩田震災害復旧費	—	31,330	—	—
塩及樟脳緊急増産対策費				
内)補助費	179,749	24,625	—	—
特別会計				
作業費				
内)奨励金	—	692,095	—	—
製塩施設費補助	—	—	838,463	65
製塩特別補助	—	—	54,456	346
災害塩田復旧費補助	—	—	—	113,068

出所：各年度決算。下表も同じ。

表 2-17 製塩施設費補助内訳(昭和22年度)  
(単位：円)

費目	予算額
製塩施設費補助	931,949,000
内)合同機械製塩設備費補助	177,256,100
塩田築造費補助	76,064,800
塩田製塩設備費補助	151,800,500
電気製塩設備費補助	266,755,500
飛行場軍用地塩田化補助	70,644,000
採かん及煎熬設備の合理的補足調整費補助	66,534,000
災害塩田等復旧費補助	75,000,000

(注) 本表は当初予算額である。補正額追加51,600,000円は災害塩田復旧費補助に対するもの。

しかし、二二年度についてはこの予定と大きく状況が変わり、石炭・電力事情の緊迫で国内生産は激減し、輸入は増大した。この状況に対し、売買価格の変更に即して予算も修正され、この段階ですでに塩の財政は大きく収入不足となったが、最終実績では売渡代金は五億円以上減少し、収納費では四億円余の減少となって収支の差はさらに開いた。二二年度でも塩の財政の赤字は残った。

二二年度については、二二年度のこともあって、塩の財政の収支確保はさらに強い要請となった。予算は国内塩三〇万トン、輸入塩一三〇万トンを予定し、それぞれ三一億二八〇万円、八一億九〇〇〇万円、計一一三億〇二八〇万円を計上した。補助金関係は災害復旧費等一億円余に抑制整理された。予算の限度を厳重に守る方針によって、六月決定の実行計画では塩の賠償額二八億九五三一万円で、これで三〇万トンを買入れることになっていた。しかし、二二年度は天候に恵まれて採かんが進み、代用燃料による製塩が急増して、加算賠償価格による買上げが増大したので、年度前半で二五億六一一三万円を支払い、年度後半での買入計画はまったく立たなくなり、既述の塩収納停止措置となった。その打開は国内塩賠償の支払資金補充以外に道はなく、塩収納再開のための政治折衝が国会における「塩収納再開に関する件」の決議(一一月二六日)となり、一二月一日からの塩収納再開に当たって、その収納予定量を三万余トン、賠償金の限度を二億九三六一・七万円とし、同時に家庭用塩の売渡価格を一万六二一〇円に引き上げたのであった。

資金収支確保の要請がこのような事件を引き起こすことになったが、輸入塩については二三年六月以降の輸入価格トン当り一九五〇円が守られたために、塩の財政全体としては二三年度は余裕のある収支結果となった。収納総額は五六億円を超え、回送費等を加えた総支出は九六億円を上回ったが、売渡については、会計上は約七九億円で、収

入計上を繰り越した分を加えると売上高は一〇八億円を超え、総収入一一一億余円から総支出を差し引いた額は一四億七八〇五万円となった。一四年度以降九年度にわたって損金計上を続けた塩の財政は、これでようやく益金計上を実現した。



### 第三章 戦後のしょう脳専売の再建

#### 第一節 戦時のしょう脳専売の展開

しょう(樟)脳の専売は、たばこ、塩とともにその歴史は古く、その加工による用途は防虫剤、セルロイド、医薬品等多方面に及び、加工品は戦前には主としてヨーロッパに輸出されていた。太平洋戦争が始まってヨーロッパ向けの輸出が止まり、輸出先は東南アジア方面に切り替えられたが、その用途のひとつとしての選鉱剤が発見されてからは、戦時の資源開発の要請から生産諸条件の悪化克服のねらいで、すでに一六年に全文が改正された「粗製樟脳樟脳油生産奨励規程」がさらに改正されて、生産増強策がとられたが、一九年になるとさらに航空燃料のオクタン価を引き上げる用途が開発されて、軍需品としての重要性が確認されると、その緊急増産が求められた。

二〇年三月三〇日の閣議で「樟脳樟脳油緊急増産対策要綱」が決定され、二〇年度にしょう脳、しょう脳油で合計七九〇万キログラム(しょう脳換算五五〇万キログラム)の生産目標が立てられた。この目標は戦前の最高水準が四〇〇万キログラムをわずかに超えた程度のものであったのに対比すれば、労力、資材の悪化した時点での目標として

は達成困難な課題であった。

すなわち、戦前のしょう脳生産者は全国に分散していたが、その集中による合理化を図って一八年に日本樟脳製造株式会社が設立され、樟樹造林事業の計画的遂行が企図された。しかし、製造場数、かまど数は減少過程をたどり、工員数を維持するのがやっとならなかつた。その人員は戦前最盛期の半数に近いものであった。

しょう脳の生産増強策として、物価政策の関係もあって一七年までその引き上げが認められなかつた粗製しょう脳、しょう脳油の補償価格(買入価格)が一八年一〇月から引き上げられ、一九年一〇月にはさらに大幅の改定引き上げが実施されて、粗製しょう脳については一七年以前の八割増の五〇〇円(一〇〇キログラム当り)、しょう脳油についても同じく三・三倍の五〇〇円となった。このほかに前記生産奨励規程による奨励金の交付があり、一八年の改正で樟樹経営者に一段歩一〇円以内、しょう脳油生産者に一〇〇キログラム以上生産分に一〇〇キログラム当り二五円の奨励金交付が定められた。

これらの生産増強対策にもかかわらず、二〇年度には第一・四半期で計画のようやく四割を実現したにとどまり、一方しょう脳の精製については二〇年六月の空襲で、神戸に集中していた工場は壊滅的被害を受けた。

## 第二節 戦後のしょう脳専売政策の推移

### (一) 戦後のしょう脳専売の条件変化

終戦によって、しょう脳専売の制度が変わつたのではないが、専売の体制としては大転換があつた。専売法は同一であつたが、そのもとで運営されていた内地と台湾の専売が、終戦によって台湾をその対象からはずすことになり、台湾のしょう脳の需給をその体制内に組み込んでいた条件から、台湾のしょう脳をいわば競争相手として戦後の需給体制を組むことになつたことにある。もちろん、終戦に近い時期には、台湾のしょう脳を内地に輸送することも困難で、事実上は内地だけの専売の問題であつたが、終戦によって既述の軍需の消滅と、再度戦前のごとき海外への供給が復活するときには、当然この条件変化は大きな問題であつた。

しょう脳にかぎらず、戦後の経済再建に当たつて、戦前に輸出を中心とした各産業は、戦時中の軍需への体制転換を再度戦前のように民需に切り替へる方策を立てなければならなかつたから、その具体策の模索が続いた。しょう脳専売については、専売を必要とした条件からの制約と、他のたばこ、塩の専売についての緊急性の欠如とから、必ずしも明確な戦後の方策が立たない状況下に置かれていた。

すなわち、戦時の需要は航空燃料、選鉱剤等として、供給能力をはるかに上回る過大なものであつたが、事実上は樟樹の不足ではなく伐採、搬出、輸送の能力を欠くことによる供給不足であつた。終戦後の事態として、海外はもち

ろん、国内の需要としてもしょう脳がどうなるかの見通しが立ち難く、これらの供給隘路の打開によるしょう脳製造を促進すること自体に問題があった。次に、山元の粗製しょう脳の供給が増加しても、それを精製することがどの程度可能かの問題があり、神戸を中心とする再製工場は戦災でその能力を失って、生産再開に入りうる状態ではなかった。そしてしょう脳の精製品の販売についても、薬用等の需要は徐々に回復するとしても、セルロイド等の需要と輸出の見通しは立ち難く、貿易は連合軍の管理下において、政府の意図をそのまま実行する条件はなかった。

このような条件のもとでもなお専売当局にはしょう脳専売による社会経済的課題が与えられていた。もともと零細な生産者によって支えられている山元の粗製しょう脳の生産を維持することで、これらの生産者の生活を守る行政的配慮をしなければならなかった。またしょう脳の製造、精製、加工が少数の企業によって進められていたので、戦後の経済民主化政策としての経済力集中排除との関連をどう調整するかの問題があった。この経済問題は戦後すぐに出た問題ではなかったが、それは単に精製加工の企業経営上の問題にとどまらず、専売制度それ自体の問題でもあり、それが公社制による専売体制への転換に際して、その実現を遅らせ、さらにしょう脳専売の内容を大きく転換させることにもなった。

以上のような理由もあって、しょう脳専売についても、日本専売公社の発足、当該専売法の改正を基点として、戦後を二期に分け、それぞれの時期について事情を記述することにしよう。

### (一) 終戦直後の戦時体制からの解放

しょう脳専売の戦後の第一着手は、戦時の需給のきびしい拘束からの解放であった。まず八月二〇日には「樟脳増産方針変更ニ関スル件」をきめて、軍需調達のために計画されていた製脳設備拡張停止を指示した。続いて九月三日

には「用材生産統制規則」第五条が廃止されて、製脳用以外の使用が禁止されていた「くす」(樽)の用途制限がはずされて、工芸、家具等への使用が認められることになった。もともと「くす」の用途は広く、古くから生活に結びついた用材であったが、戦時の需要増加に対応して、一五年に前記の規則が告示されたものであったから、しょう脳の需要の見通しが立たない状況下で、国民生活を第一とする平時体制への転換に際してこの用途制限がはずされたのは当然ともいえる措置であった。

しかしながら、終戦直後の戦時体制からの解放措置時の感覚とは異なって、戦後の経済復興再建の道は容易でないことが占領政策のきびしさとともに明らかとなるにしたがって、経済諸部門での統制は戦時とは目的を異にして強化され、新しい目的のための資源の効率的使用が図られることになって「くす」の用途制限が再度実施され、しょう脳専売についても新しい方向で対策が加えられることになった。二一年度を前につきつぎと措置がとられた。

### (三) しょう脳需給調整の確保と生産増強促進策の展開

戦後の物資不足によって一般的に物価は上昇傾向を示し、製脳以外の用途が開かれたこともあって、「くす」の原木入手難が強まったので、二〇年一月四日に木材最高価格が改定された際(農林省告示第五六号)に「くす」の価格が戦前平均一二円から二八円に引き上げられたのに応じて、同月一〇日にしょう脳の補償価格も倍以上に改められた。粗製しょう脳、しょう脳原油いずれもキロ当り五円から一〇・五円に引き上げられた。

このような需給事情のもとで、二一年に入ると、しょう脳は見返物資に指定され、復興に必要な諸物資輸入のための重要な輸出品となったので、ここに明確なしょう脳製造の目標が与えられた。また二一年度を前にして、戦災でその機能を停止していた精製、再製、加工の諸工場がその機能を回復したこともあって、原木の供給確保が重要課題

となつて、「くす」の用途指定が再度実施され、製脳以外の使用が禁止された。二二年三月の農林省告示第六五号により、「用材生産統制規則」第五条の規定による用材の用途指定が全部製脳用とされた。

この方向に合わせて、二二年二月の専売局の機構改革において地方局に塩脳部を置き(七地方局)、しょう脳専売対策強化を一步進めた。しょう脳生産計画は地方局の見込みを一四%上回る三五〇〇トンと大きく定められ、その実現のために原木供出の促進、生産意欲の高揚、しょう脳の見返物資としての重要性の普及宣伝を図ることにした。三五〇〇トンは非常に高い水準で、戦前の最高は一一年度の四三四八トンであり、一九年度には一三三八トンにまで落ちていた。

生産の隘路は諸方面にあり、山元の製脳者の期待する資材の供給はほとんど実現できなかった。セメント、銑鉄、耐火煉瓦、銅板、労務者用物資等であつて、同年九月の「臨時物資需給調整法」(法律第三二号)による指定生産資材の割当も、専売局の中央で得たものが銑鉄、銅板、セメント等の一部の物資でしかなかった。また諸物価の高騰による生産条件の悪化からの回復のために、二一年度には四月と七月に二度補償価格が引き上げられ、粗製しょう脳、しょう脳原油ともに一〇・五円から一二円、三〇円へと三倍に改められた。この補償価格の引き上げにもかかわらず、年度当初の第一次引き上げの際の価格が生産費の半額程度であり、補償金が封鎖支払であつたこと等で生産意欲の刺激とならず、九州、四国での山元の釜の稼働率は六割程度であつた。このため、二一年度の生産実績は計画額の三八%、一三六二トンにとどまつた。

この事情に対処して、二二年度にはまず機構において本局の塩脳部の組織変更の際に独立のしょう脳課を置き、体制強化を図つた。そして生産必要物資の確保について経済安定本部との折衝を重ね、他方生産条件好転を期して補

償金の引き上げも図つた。二二年には六月と九月の二度にわたつて補償金が改定され、粗製しょう脳は三〇円から七五円、一〇九円へと引き上げられ、しょう脳油は三〇円から八〇円、一一五円へと引き上げられた。

二二年度の生産計画は二五〇〇トンで前年の過大計画額を修正したが、二二年度の生産事情はかなり好転して釜の稼働率も高まり雇用も増加して、その実績は二七四三トンに達し、計画を一割近く上回る好成績を示した。このような前年比二倍にも達する生産の急上昇は関係者の努力の成果ではあつたが、一方では原木供給についての将来性に不安をもたらす条件でもあり、専売局においてはこの生産増大過程ですでに「くす」の造林計画の必要を感じていた。二二年度には新しい課題が加わることになった。

#### (四) しょう脳生産計画の強化と樟樹植林計画の樹立

二二年度のしょう脳生産計画は二二年度の状況に合わせて五〇〇トン増の三〇〇〇トンとされたが、二五〇〇トンから三〇〇〇トンの水準で生産を続けるについての原木供給の条件を推量すると、国内の「くす」の生育事情は樂觀を許さないものがあつたので、専売局は関係官庁とはかつて樟樹蓄積高を調査し、その実態に即した造林計画を進めることにして、二二年一〇月に専売局のしょう脳関係官による調査方法を協議し、二二年二月二〇日現在による調査をなすことにして、関係各官庁の協力を求めるとともに、一月以降には農林省林野局と打合協議会を開いて、樟樹資源確保策について具体策を検討し、営林官署に対する樟樹造林の委託、専売局の直営造林の方向を固めた。

二二年一二月現在の調査による樟樹の本数は一二三六万本余、材積七五二万余石で、うち七〇四万本余、四五六万余石は国有に属するものであつた。樟樹の調査はすでに昭和の初めと一三年とに再度行なわれたが、この調査によって急速に造林計画を進めなければ原木が枯渇することが明らかになつたので、積極的に造林計画を進めることにして

林野局と協議を続け、二三年六月に造林五カ年計画を作り実施に入った。この五カ年計画は毎年三七五〇町歩、計一万八七五〇町歩を植林し、専売局において二〇〇〇町歩、林野庁において七五〇町歩、民間において一〇〇〇町歩の割合で実施する計画であった。

この計画実施に当たって苗木の養成交付、育苗奨励金、植林奨励金、造林経営者表彰、造林功労者表彰等の金品交付を加えることにし、また七月には本局のしょう脳課に造林係を置いてその事務を扱うことにした。前記の樟樹蓄積調査については、二三年に特定地域の精査で二二年度の調査結果を補正して実態把握を確実にした。補正結果はかなり大幅な蓄積量の存在を認めることになったが(本数は一九一〇万余本、材積は一二〇四万余石に補正)、造林計画の必要を変えるほどのものではなかった。しかし計画実施について予算が十分に裏付けられなかったため、二三年度の専売局の直営造林は七〇〇町歩にとどめられ、二四年度以降も同規模のものを続ける結果となった。

#### (五) しょう脳需給調整の困難と滞貨問題

二二年度以降のしょう脳生産急増過程で、原料供給と製品販売の間の需給事情に新しい問題が生じ、生産計画の重要性が強く認識されるにいたった。その具体的な問題は、第二・四半期において脳油合計で一六九二トンの在庫をかかえることになり、輸出不振による関係会社の滞貨も著しく増大したことである。

二三年度のしょう脳生産計画は三〇〇〇トンであった。これに対し四月から八月までの生産実績は計画を二三%上回り、さらに増加の勢いを見せた。この間輸出事情は伸びが乏しく、生産増加を続けるときは需給のバランスを欠くおそれが強まった。そこで九月には生産計画による生産量の厳守を製脳業者に指示したが、増産の勢いを抑えることは困難で、結局一二月に最小限度五二〇トンの追加割当をすることで製脳業者を納得させることにしたが、二三年度

の実績は三四八トンに達したので、当初計画の一五%増となった。

もともとしょう脳の増産態勢は、見返物資(連合国等への輸出)としての重視に基礎を置いていたが、生産増大がそのまま輸出増加に直結するわけではなく、海外需要に合わせた生産を進めなければならないので、計画生産を守るこの意味は大きかった。専売局の計画重視の方針は二四年度以降公社に引き継がれた。

なお二三年度中に前年末の物価高騰に対処して製脳者の生産条件を守るために、八月に補償金を引き上げて、粗製しょう脳は一〇九円から一六五円へ、しょう脳油は一一五円から一七三円へそれぞれ改めた。これらの改定は二二年度同様に物価体系の改定の一環として実施されたけれども、その具体的な金額はそれぞれの生産条件を配慮して決定された。



### 第三節 しょう脳専売と過度経済力集中排除

日本専売公社の発足に当たって、従来のしょう脳専売をどのように引き継ぐかは非常に大きな問題であり、しょう脳専売関係法律の改正は他の専売法の改正と異なって多くの折衝が続けられたのちによりやく実現したものであった。その要点は、しょう脳専売の方法が企業の独占的活動を禁じようとした経済民主化の方向に反すると解されたからであり、しょう脳専売の廃止も考えられた。この問題は公社制移行、各専売法の改正の際に出てきたのではなく、それ以前から引き続いて問題とされていたものである。その意味で、公社制一般の問題を扱う前に概要を摘記しておくことにする。

しょう脳専売はまず粗製しょう脳を専売局が買い上げることが第一段にあり、それを一定の精度のものとする調理が加えられて専売品となる。一方粗製しょう脳製造過程に生ずるしょう脳油の加工によって多くの製品がえられる。これらの製造過程は専売局の委託による加工と解され、委託についての監督が専売局の重要な行政であった。

既述のように山元の粗製しょう脳の製造を一つにまとめ、その会社から専売局が買い上げることにして昭和一八年に作られたのが日本樟脳製造株式会社であった。しょう脳油から再製しょう脳、副産油を作り、精度のやや高い改良乙種のしょう脳製造に当たっていたのが再製樟脳株式会社で、その設立は大正八年である。粗製しょう脳を精製して精製しょう脳を製造していたのが日本樟脳株式会社で、その設立は大正七年である。この二社よりもさらに加工を

進めて、しょう脳副産油から香料、選鉱剤等を製造していたのが日本香料薬品株式会社で、再製樟脳株式会社から独立して昭和二年に設立された。それぞれに異なる分野の加工を委託されたもので、しょう脳関係四社といわれた。これら四社がそれぞれの部門で一社となっていたについては、分立企業の合併による技術的向上が期待され、それは専売品としての品質の統一向上の要請とも関係していた。

四社それぞれの設立事情と使命があるにしても、戦後の経済力集中排除を期した経済民主化の要請と相容れない点をどのように調整するかの問題があった。それはまず四社の活動が、政府の専売事業そのものではなく、一社によって行なわれなければならない理由が明確でないことにあり、せんじつめれば、しょう脳の専売自体が必要であるかどうかの問題にも結びついた。終戦後かなり早い時期からしょう脳専売についての説明資料を司令部経済科学局に提出しており、求めに応じて説明を加えていた。しかしとくにこれら四社の活動が問題にされたわけではなかった。また二二年四月に公布された「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(法律第五四号)については、専売事業にはこれが及ばないものと考え、専売局としては法律に基づき許可、認可する独占企業は、公益上必要と認められたものであるから、私的独占には触れないとの解釈で対処することにしていった。

しかし二二年一二月に公布された「過度経済力集中排除法」(法律第二〇七号)によって二三年二月に関係四社が法による指定を受けることになって、その対処が具体化した。この指定を受けるに先立って、司令部の反トラスト・カルテル課からしょう脳事業の組織状態、生産配給ルート等の説明が求められたが、法の適用からはずされる説得とはならなかった。しかし専売局としては専売事業の円滑な運営のためにも指定から解除されることを期して関係方面との折衝を続けた。三月には経済科学局工業課からの専売制を必要とする理由についての照会と経済安定本部生産局か

らの問い合わせに対しては、文書でその基本的目的と四つの理由を付して回答し、さらに持株会社整理委員会からの集中排除法指定企業についての意見提出の要請に対しては、しょう脳事業がその生産・加工の面で国民経済における地位がきわめて低く、経済力の過度集中はすでに排除されていること、および関係四社の分割はそれぞれの事情で不適当または不可能であることを回答した。

これらの折衝の結果、二三年七月一日に新聞発表があり、「樟脳関係四社は再編成を要しないが、しょう脳専売法との関連において最終的措置がとられる」と指示された。この専売法との関連についての具体的な司令部の意向を、持株会社整理委員会を介して聴取し、さらに四社の集中排除法指定解除の折衝を進めた。しょう脳専売に対して司令部の反トラスト・カルテル課は、これを廃止する意向が強く、折衝は容易に進まなかったが、司令部の意向が経済力集中排除について漸次緩和していったので、結局は新発足の日本専売公社においてしょう脳専売を引き継ぎ実施することになり、他の専売とともに、それぞれの専売法を全部改正し、新しい根拠法によって新しい機関で専売事業を進めることになった。

日本専売公社法制定に先立って、専売事業審議会で専売事業のあり方が審議され、しょう脳専売についても中間報告で言及されたが、同審議会の審議対象がたばこに重点を置いたので、しょう脳については十分な審議をする余裕がなかった。しかしその要点は、しょう脳専売制度の持続を認め、樟樹の増殖の促進を求め、日本樟脳製造株式会社の活用を図り、独立採算制を充実し、香料製造について競争を助長する方策を求めた。

#### 第四節 しょう脳の生産実績、販売価格、販売実績の推移

すでに第二節でしょう脳の補償価格の改定については記したが、販売価格の推移の説明に当たって、その対比をするためにも、しょう脳の生産実績とともに表3-1と表3-3を示しておこう。粗製しょう脳の補償価格は終戦前のキロ当り五円から二三年八月改定の同一六五円へと三三倍になり、しょう脳原油は同じく五円から一七三円へ約三五倍と高騰してこの間の物価騰貴のはげしさを示している。

次にしょう脳の生産実績についてみると、二〇年度の生産事情の悪化と、戦後の見返物資としての増産政策の実施の経緯を反映して、二〇年度の七七七トンから二三年度の三四八トンへと累増を示し、この間の補償価格の引き上げによって、補償額は二〇年度の五四一万余円から二三年度の五億一三八一万余円へと一〇〇倍近い増加となった。この間しょう脳原油の生産量が粗製しょう脳の生産量を上回った。二一年度は粗製しょう脳の増加率が大きかったが、しょう脳原油の補償価格を高めた二二年度以降は、しょう脳原油の生産の伸びが上回った。

二三年度には、しょう脳関係各社と専売局の在庫が急増したが、しょう脳の販売事情はどうであったか。まず専売しょう脳の売渡価格の推移をみよう。粗製しょう脳の補償価格と精製しょう脳の売渡価格との間に、精製の加工費の差があるのは当然であるが、終戦前には前者のキロ当り五円に対して後者（改良乙種）は一五・九円であった。この関係でもしょう脳専売の収支としては余剰は得られなかった。戦後の補償価格改定に続いて売渡価格も毎年改定さ

表 3-1 しょう腦補償価格推移

(単位：1キログラム当り円)

昭和年月日	粗製しょう腦	しょう腦原油
19. 10. 1	5.00	5.00
20. 12. 10	10.50	10.50
21. 4. 1	12.00	12.00
21. 7. 1	30.00	30.00
22. 6. 20	75.00	80.00
22. 9. 1	109.00	115.00
23. 8. 9	165.00	173.00

出所：『財政金融統計月報』第14号（専売事業特集），67ページ。

表 3-2 しょう腦生産実績推移（生産量，補償価額）

(単位：キログラム，千円)

区 分		昭和19年度	昭和20年度	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度
生産量	粗製しょう腦	565,991	349,914	629,388	1,253,114	1,493,841
	しょう腦原油	771,853	427,253	733,460	1,490,275	1,954,449
	計	1,337,844	777,167	1,362,848	2,743,389	3,448,290
補償価額	粗製しょう腦	2,270	2,242	16,701	114,692	207,291
	しょう腦原油	3,086	3,170	20,017	148,603	306,573
	計	5,356	5,412	36,719	263,295	513,863

出所：『樟腦専売史』，225ページ。生産量は単純合計（しょう腦換算をすれば減額となる）。

表 3-3 専売しょう腦売渡価格推移

(単位：1キログラム当り円)

施行年月日	改良乙種	乙種	
昭和20. 2. 10	精製用	15.90	13.85
	選鉍剤用	15.09	13.08
≧ 20. 3. 15	航空燃料用	7.70	6.10
≧ 21. 1. 1		16.00	14.00
≧ 22. 4. 1		40.50	33.00
≧ 22. 9. 22		141.00	115.00
≧ 23. 8. 12		313.00	275.00

出所：同上，509ページ。

れ、二三年八月の改定で三一三元（改良乙種）としたが、その引き上げは小さく、この間の補償価格の引上率に対してはるかに低く、したがって戦前の両者の価格比率に対しても小さなものとなった。

この両価格の開きに関連する問題として、しょう腦調理の請負手数料にふれておこう。二〇年度末にしょう腦の再製作業が開始されたときの請負手数料（改良乙種）は四・三元で、一九年度は一・二六円であった。この手数料は二一年度には四・五八円としたが、のちに再製樟腦株式会社に交付するしょう腦油一〇〇〇トンによる納付量（しょう腦として四七〇トンを納付する）のうち、三〇〇トンを超える部分については五・六円に改めた。二二年度は上半期と下半期に分け、上期の手数料は一二・八円、下期は一〇円とした。しかし物価・賃金の騰貴が大きかったので、二二年度の上期は一挙に二六・三元に引き上げ、下期には改良乙種、再製の二種の手数料を払うことに改めて、前者を九・三元、後者を二五・三元とした。これら手数料についてはこのほかに副産油についての問題もあり、単純な説明はできないが、手数料を低く抑えたことが売渡価格の引き上げを小さくしたことの理由であり、売渡価格の改定を意識的に遅らせた点も看過できない。

二〇年一二月の補償価格引き上げに対しては二一年一月に最低の引上率で売渡価格を改め、その後の補償価格引き上げ後も売渡価格を据え置いて、二二年四月に補償価格引き上げの限度で売渡価格を改め、二二年度の補償価格引き上げに対しては、二度目に売渡価格の引き上げをした。粗製しょう腦補償価格一〇九円に対して、改良乙種の売渡価格は一四一元であり、手数料は一〇円に引き下げられている。二三年八月の補償価格引き上げに際してはじめて売渡価格を大幅に引き上げ、これによりようやくしょう腦専売の会計収支の確保を図ることを可能にした。

さて、しょう腦の販売事情はどうであったらうか。しょう腦の売渡高の推移を種別と用途別に分けて表示すれば

表3-4は表3-5のとおりで、終戦の二〇年度に極端に減少して以来、生産の増加に応じてその量を増し、二三年度には一二四二トンに達し、二三年度も二〇〇三トンを記録した。これらの数量が生産量に比して著しく小さいのは、売渡高にはしょう腦油が計上されなかったためであり、一七年度以降それは委託再製の制度をとっているため、その実績を表3-6に表示した。この表は専売局から再製の委託を受けた再製樟腦株式会社への委託作業の実績を示すものであり、前記の手数料はこの委託に際しての契約条件である。

表 3-4 しょう腦 (内地産) 売渡高推移 (単位: トン)

年 度	改良乙種	乙 種	計
19	335	1,237	1,572
20	331	80	411
21	590	360	950
22	724	518	1,242
23	1,246	757	2,003

出所: 同上, 502ページ.

表 3-5 しょう腦用途別売渡高推移 (単位: トン, 千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
精 製 用	529	12	250	482	882
セルロイド用	676	137	465	570	765
電 腦 用	39	—	42	35	47
製 薬 用	1	—	11	26	66
フ ィ ル ム 用	32	24	10	12	45
アルコール燃料用	2	—	—	—	—
選 鉱 剤 用	170	18	126	86	113
航 空 燃 料 用	105	220	—	—	—
市 販 用	20	1	45	31	85
計	1,572	411	950	1,242	2,003
代 金	7,556	3,107	14,476	102,826	500,651

出所: 同上, 495, 597ページ.

表 3-6 原料交付高, 製品生産高推移 (単位: キログラム)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
原交付高	しょう腦油	520,000	300,000	600,000	1,278,000	1,880,000
	粗製しょう腦	—	18,630	281,845	350,000	545,517
	改良乙種しょう腦	345,030	147,870	614,590	950,900	1,131,020
製品生産高	再製しょう腦	243,227	29,562	401,756	680,800	985,124
	白 油	79,800	28,880	140,155	247,900	358,120
	赤 油	75,200	31,600	165,450	272,300	379,760
	藍 色 油	1,400	1,280	7,000	6,500	11,432
	ビ ッ チ	8,760	1,760	17,300	25,920	24,203

出所: 同上, 408ページ. 再製樟腦株式会社に委託生産された実績を示す.

## 第四章 専売事業の公社制の実施

### 第一節 公社制度実施の基本方針と専売事業

#### (一) 日本専売公社設立の経緯

日本専売公社は昭和二四年六月一日に発足したが、専売事業について公社制をとることの必要が事業自体にあったわけではない。したがって公社として発足した時点において、制度、組織等が充実したのではなく、むしろ発足後に検討整備されるものが多かった。当初は旧制度をそのまま引き継いだと解してよい状況であった。このような結果は、専売事業自体の要求によるものではない事情で制度改革が求められたからにはかならない。まず、日本専売公社設立の経緯の概要を記そう。

二三年七月二二日、連合軍最高司令官から内閣総理大臣への書簡で、国家公務員法の改正について、政府職員には私企業で認められている団体交渉権および争議権は認められない旨を指示した。その際、同書簡では、鉄道ならびに塩・しょう脳・煙草専売の政府事業の職員については、この条件から除外されてよいものとしたが、そのためには、



これら政府事業を管理運営する「パブリック・コーポレーション(公共企業体)」が組織されるべきである、との指示が加えられてあった。

この指示にもとづいて、内閣は専売事業については専売事業審議会を設置して、その審議検討にもとづく答申によって対処することとして、八月六日に専売事業審議会を設置した。同審議会は民間事業経験者、学者等から七名、関係官庁から六名、計一三名で構成された。関係官庁は大蔵省のほか商工省、会計検査院、行政管理庁であった。会長には、荒井誠一郎が互選された。

審議会の審議は八月一日の第一回会合以後毎週開かれたが、会議の雰囲気は専売制度の根本には手をつけず、国家公務員法に関連する部分を改め、専売事業の能率改善を主眼とし、現行制度を維持するか、ほかの形をとるかの選択の問題として進められた。この間に行政調査部(↓行政管理庁、二三年七月改組)で二二年秋に作成した「専売品公庁要綱案」も紹介された。現行制度の改善による第一案に対し、第二案では従業者に団体交渉権を持たせることを出発点としたので、管理行政部門の分離が問題となった。

専売事業審議会の審議とは別に、大蔵省は司令部当局者との折衝でその意向を打診したが、審議会の雰囲気は現行制度の改善の第一案に傾いていたのに対し、司令部は公社を作ることを基本方針としており、問題は、専売事業それぞれについて性格が異なっているものをどのように調整するかにあった。公社としての活動を製造部門に限定するか、耕作(たばこの場合)から販売にまで及ぼすのか、また専売についての取締りまで公社が当たるのか等の問題であった。

もともと国家公務員の労働問題が発端であり、その主眼が国有鉄道の処理にあったから、運輸省が公社として国有鉄道を改組する方向で検討を進め、専売についてはその結果を待つて決定する方針であったが、さらに専売事業についても公社案を作って臨時国会に提出せよとの司令部の強い指示があり、専売事業審議会の答申を待つて、その答申の線で専売事業の改組を進めるという当初の内閣の方針は宙に浮いたものとなった。

このような過程で、八月一日以降の八回の審議をもとに、専売事業審議会は意見をまとめて、九月二十九日に大蔵大臣に中間報告を提出した。その要点は、現存の専売局の機構のもとで、事業の民主化、能率化を図るためにそれに必要な改善を行なうことが適切であるとするものであった。司令部指示の公社制度の採用とは異なった結論を示した。

専売事業を公共企業体として編成替える十分な検討の余裕もなく、とにかく公社制度とする法律案を国会に提出することになったので、十一月一日に第三国会に提出された日本専売公社法案は、現存の専売局の三事業(たばこ、塩、しょう脳)をそのまま公共企業体とすることとし、公社として不可欠の条件を配慮する限度にとどめられた内容のものとなった。公社としての運営上の体制整備はあともわしになった。同法案は同月三〇日成立した。

日本専売公社法成立によって、新組織への移行に伴う諸般の事務処理をすすめるために、一月八日に専売局に日本専売公社設立準備室を設置した。準備室で処理する案件は公社設立に必要なすべての問題であったが、関係法令の制定改廃だけでも非常に大きな作業量であり、各専売法の改正に着手しなければならなかった。そして機構改正の問題があった。準備室で立案したものは、法律六、政令五、大蔵省令三、それに日本専売公社法の条項に伴う諸規定(おもなものは総裁達、業務方法書、職務権限規定、就業規則)があった。また、専売という特殊業務に伴う公法上の権限を公社に与えるための、法令の準備規定の処理があり、その法令の数も多数にのぼった。

公社の発足は二四年四月一日が予定されていたが、そもそもこの公社制度を必要とした国家公務員の労働問題についての重要法令である公共企業体労働関係法の制定が遅れ、各専売法の改正も遅れたこともあって、予定は二カ月延長され、六月一日、日本専売公社が発足した。また、すでに成立した日本専売公社法はこの発足までに二度修正された。

日本専売公社発足に先立って、新制度に従い、五月二〇日に専売事業審議会の委員の任命があり、三〇日の審議会第一回の会合において総裁に秋山孝之輔、監事に松尾俊次が推薦され、副総裁野田卯一ほか理事八名の決定に先立って六月一日に大蔵大臣から任命された。

#### (二) 日本専売公社の性格と専売事業

日本専売公社は二四年六月一日に発足し、各専売法はそれぞれに改正されたが、これによって専売制度が確定し、専売事業の運営が軌道にのるといふ保証はなかった。公社制度が専売制度そのものの必要によって実施されたものでなかったから、専売制度として要求される基本的条件とは必ずしも調和するものではなかった。鉄道を公共企業体に変えることは異なった幾多の制約条件があった。公社組織に変えるについての司令部の意向を十分に汲みとれなかった段階において、大蔵省も専売事業審議会も、極力組織の変更を避けようとしたのは、専売事業の性格からみればむしろ当然であった。さらに専売事業による益金の確保が当時の政策課題として至上の要請であったから、益金確保に混乱をもたらす可能性の強い方向を選ぶことに積極的になる理由もなかった。これらの事情は前記の専売事業審議会の中間報告が明示している。

専売事業には、たばこ、塩、しょう脳およびアルコールの四者があったが、それぞれに目的を異にし、また、専売の方法を異にして、政府の関与する程度も異なっていたので、これを単一の専売事業として扱うことには無理があった。また専売事業を公共企業体として扱うについては、企業の性格として、たばこは葉たばこの耕作を民間にゆだねはするものの、たばこの製造、販売についての一貫した企業組織をもつことは可能であり、従業員も多数である。これに対して塩については、その製造の大部分は民間であり、あるいは外国からの輸入に頼り、その販売についても元売捌までを扱うのであって、企業体としての活動領域は限定され、事業従事者の数も少ない。政府職員は監督行政に従事する面が強い。また、しょう脳とアルコールについては政府が企業体として活動する領域は塩よりも限定されている。

したがって、公共企業体としての運営を考えるについては、専売を企業部門と管理行政部門とに分け、前者についてだけを対象とすることが合理的であり、たばこについてのみ公社制度の採用が望まれてくる。しかしその企業部門といえども専売事業の一部門であり、専売という条件に伴う管理行政からまったくはずれて運営できるものではない。

一方、各専売事業の目的についてみれば、たばこは益金の確保を第一の課題とし、塩は重要食料であり、その配給確保に主眼があり、しょう脳、アルコールは特定産業の保護であって、企業体としての性格を明らかにするならば、それぞれに公社を設ける必要があり、いたずらに政府活動を細分化するおそれがあった。

これらの問題があるにもかかわらず、専売事業について公共企業体の形をとることにしたのであったから、日本専売公社法自体も、改正された各専売法についても、不明確な条件が残されたまま法文としてまとめられた。表現を変えれば、公社へ組織を改めるについてのその意味が十分に取り入れられず、行政組織として運営されてきた従来の専

売事業についての要請を強く残したまま、公社という名称の組織となったとみてよかった。この結果は、単に日本政府の意向によるものではなく、司令部の内部の意見調整がもたらしたものであった。このため、公社発足後に公社法は再々にわたって改正されることになった。とくに経理面では、ほとんど公社らしい裁量の余地が与えられることなく、財政収入を重視する財政専売の要請が貫かれた。公社制度採用の方向が定まって、専売局で法律案を準備したときには事業能率を第一とし、予算の国会提出を考えず、決算について大蔵大臣の承認を受ける規定とした。また剰余金も大蔵大臣の承認で処分できることにしていた。しかし大蔵省は財政収入を重視し、司令部（経済科学局）もこれを支持して、従来の体制を変えないことで法案がまとめられた。

それでも、公社形態をとることに伴う配慮が管理行政問題の処理で示された。その焦点が取締りであり、専売権の擁護という行政目的、財政目的のための取締りを、この公社に執行させることの可否が検討され、行政犯罪に対する罰則執行者として、行政機関でない公社にそれを認めることにした。そして、各専売法の改正に当たって、行政機関ではない公社が専売権を執行するについて、国の代行機関としての公社がこれを執行することを明記した。

なお、各専売法の改正については、それぞれ全部改正をしたが、従来省令で規定されていた事項のなかで重要なものを改正専売法に織り込む方針をとり、法令整理を図った。

## 第二節 日本専売公社法と改正各専売法

### (一) 日本専売公社法の概要

日本専売公社法は日本専売公社が二四年六月に発足する前に、すなわちその施行以前に二度改正されている。その一は同法の施行を二四年四月一日から同六月一日に変更するためのものであったが、他の一は二四年五月法律第六一号によるもので、専売事業審議会の委員増員二名と、公社役員の離職後の就職の制限条項の追加とである。この改正は基本的とはいえないが、公社運営についての配慮を強めたものとしては注目すべき措置である。

日本専売公社法は第一章の総則から、以下「第二章 専売事業審議会」、「第三章 役員及び職員」、「第四章 業務」、「第五章 会計」、「第六章 監督」、「第七章 罰則」、「第八章 雑則」、の五五カ条で構成されており、商事会社ではない公法上の法人（第二条）とされたが、公社の資本金（第四条）については具体的な金額の表示をせず、政府の出資する資産の額とする特異な方法がとられた。法案作成時点で資産再評価後の推定では、総資産から総負債を引いて三八億七九〇〇万円という額が算出されていた。また公法人とすることで国税、地方税の課税対象からはずした（第六条）。

専売事業審議会を設けたのは（第九条）、総裁、監事の任命についての推薦と解任についての同意を求め、人事の公正を期するためであるが、それとともに公社の業務運営に関する諮問機関としての機能を期待するものであった。役

員としての総裁、監事は審議会の推薦によって大蔵大臣が任命することにしたが、副総裁、理事は大蔵大臣の認可で総裁が任命(第二二条)することにして、公社の責任者としての総裁の地位を明確にした。公社の業務(第二七条)は、専売局が行なっていたたばこ、塩(にがりを含む)、しょう腦を引き継ぐことを示した。

公社となっても専売事業による益金の国庫納付は義務づけられるので、公社の会計に関しては、公共企業体の会計に関する法律の制定による統一方式を設定しつつ、専売局として行なってきた会計の規定に従うものとして(第二九条)、とくに公社会計を拘束のゆるいものとするとはしなかった。経理に多少のゆとりをもたせることが公社として独立する重要な条件だと考える立場はとられていない。このために予算(第三一条)、追加予算(第三二条)、決算(第三三～三五条)は国の会計と同一の扱いであり、さらに事業の利益金の国庫納付(第三六条)を義務づけた。

なお公社制度採択の出発点となった公務員の労働関係の条件については、第三章のなかで公共企業体労働関係法によることを示した(第二六条)。団体交渉権は認められたが、争議行為は禁止されたのである。

#### (二) 各改正専売法の要点

「たばこ専売法」、「塩専売法」、「しょう腦専売法」はそれぞれ全部改正で二四年五月に法律第一一一号、同第一一二号、同第一一三号として公布され、六月から施行された。各法の改正は専売の基本を変更するものではなく、専売局の仕事を日本専売公社に移すについての必要事項を明示し、あわせて従来省令等で扱っていた事項を法律のなかに組み入れ整理して、法文全体の表現を平易化したものであった。この改正について、当初は必要事項だけの修正にとどめることも考えられたが、もともとがたばこについては政府が直接事業を行なうことで法律が構成されているので、公法人の公社に事業を行なわせることに改めるには、ほとんど各条にわたる修正が必要となることから、全部改

正とすることにし、塩、しょう腦についても法体系の整備統一の観点から同様の扱いとすることになった。

したがって、改正各専売法の焦点は、行政機関でない公社に専売権の行使を認めることをどのように表記するかにあった。既述のように、この専売権行使を認めることの諒解が得られたことで、この改正各専売法の法案作成が進められたのである。また従来専売局が行なっていた事業をすべて公社が引き受け、それに即して各専売法を改めることにしたことから、従来の専売事業継続の可否を十分に検討する余裕がなかったために、改正法律でありながら法制定の基本意図不明のままの法律となった。すなわち目的条項のない法律である。

たばこ、塩、しょう腦の三専売法の構成は大体共通した形式をとっている。第一章の総則に続いて各法には製造、輸入、販売、雑則、罰則の各章があり、これにたばこ専売法では耕作、輸出、製造たばこ用巻紙の各章、塩専売法では輸出の章が加えられている。たばこ専売法は九章構成、塩専売法は七章構成、しょう腦専売法は六章構成である。

共通事項をさらに具体的に示そう。専売権を公社に行使させるために、専売権そのものを具体的に記したことであり、そのために専売対象を明確にした。すなわち、第一章総則は定義、専売権、専売権の実施の三条項を示した。また罰則規定について、従来の各専売法が多くの条項を並べていたのを、公社に専売権を行使させることを明確にすることを配慮しつつ整理配列した。

しかし、たばこ、塩、しょう腦それぞれに専売についての内容が異なるので、専売法の改正についてもそれぞれに特異な部分がある。たばこは葉たばこを公社が買い上げて製造たばこを作りそれを販売するのであり、公社の具体的な作業量は多面に及んでいる。塩については、公社が塩を生産するのではなく、生産塩を買い入れこれを販売者に売り渡すのであるが、部分的には加工作業がなされる。たばこ塩については従来の専売と異なるものがないといえる



の、基本は利益金の国庫納付であり、消費税としてたばこの値段を決定する方式を基本とするものではなかった。そして二四年度については、公社の発足が年度の途中であったこともあって、法律第六四号で利益の一般会計納付の特例が認められたが、その納付金計算の要点は次のようなものであった。年度末固定資産額が固有資本と減価償却引当金の合計額を超える額を事業益金から控除した額とした。すなわち、事業益金がそのまま納付金となるのではなく、固定資本として増額した部分を配慮している。このような扱いは二三年の改正ですでに専売局特別会計に認められて、固定資産の減価償却を認め、設備についての支出を歳出に計上することにしており、形式上はほとんど変わるところがない。問題は事業益金算出の基礎となる事業費決定の自主性、設備費計上の独自性にあるが、この点も公社予算を国会に提出することとして（第三一条）、公社がまったく独自に決定できるものとはしなかった。

なお、二四年一二月の公社法改正で第五章の会計は補足修正されたが、納付金制度の基本は変わらず、納付金計算方法が法律で明示された（第四三条の二三）。毎事業年度の決算上の総収益から総損失を控除した純益を算定し、これから所定の額を差し引いた額を納付金とするのであるが、所定の額は増加資産額から当該資産充当のための借入金を差し引いた額である。この増加資産相当額は積立金となる。

が、しょう脳については変更があったということも許される内容であった。しょう脳専売法の旧法は「粗製樟脳、樟脳油専売法」であり、その専売については、専売局が買い上げた粗製しょう脳を委託加工で純度の高いしょう脳として、それを製品製造者に販売していたのを、新しい専売法ではこの加工過程を認めない扱いとした。公社の扱う領域が制約されたものとなっている。

### (三) 専売納付金の扱い

日本専売公社の発足に伴う専売益金の扱いには性格の変更はほとんどなかった。従来の専売益金は行政機関としての専売局の活動を特別会計でまとめ、その会計収支の差益を一般会計に繰り入れるものであった。会計収支の内容については二二年の作業会計法の改正改題によって修正されたが、この繰入金の性格は消費税と事業利益との両者を兼ねたものであった。手続の点でみれば事業利益の性格が強かったが、事業活動としての会計収支処理が不明確のまま益金が一般会計に繰り入れられた。

公社制度をとったことは財政専売の要請から離れるためではなかったから、公社は当然専売利益を国庫に納付することを義務づけられたが、公社が行政組織から独立した公法人であることから、その活動結果をどう会計上処理するかが、納付金の扱いの焦点であった。公社移行に当たって、その制度の基本について十分の検討をする余裕がなかったことから、制度の実体としては従来の専売局の場合となるべく変えないままとしたことが、この納付金の扱いについても示されていた。

すなわち、公社法は第三六条で、「毎事業年度の利益金を国庫に納付しなければならない」とし、「第一項の利益金の計算及び納付の手続については、政令で定める」として、計算方法は政令にゆだねて、多少の余裕は残したものの



### 第三節 日本専売公社の経理

#### (一) 日本専売公社の会計

日本専売公社法制定に当たって、公社会計をどのようにするかについては議のあるところであったが、その他の問題を合わせて公社発足後に確定する含みで、第五章の会計の条項は基本の考え方を「企業の能率的な運営を図る」「公共企業体の会計」の制度に従うことを想定しつつ、その制定施行までは「公社を国の行政機関とみな」して、「従前の専売局の事業の会計に関して適用される法令の規定の例による」ことにしていた(第二九条)。したがって第五章の条項はこの(経理原則)の条項以外は第四三条まですべて官庁会計に準じた扱いとなっていた。

公社法制定時に明確な方法が決定していなかったことは、公社会計について具体的に何の検討もされていなかったことを意味するものではない。すでに二二年度からは印刷局特別会計とともに従来の作業会計法を改めることで、経理はいわゆる現金主義から発生主義へ切り替えられており、続いて専売事業能率委員会において検討が進められていた。その中間報告では、経理の改善として、専売益金の再検討、原価計算手続の改善、経理事務の能率化、固定資産の評価換えと減価償却、火災保険料の原価算入が指摘された。これらの事項は公社の経理にも十分に利用されうるものであった。しかし、それらは公社組織を予定したものではなかったから、公社法制定に即して、二三年一二月二日の省議決定により「日本専売公社会計制度調査会」を設置して、公社の会計制度改正について調査検討することにし

た。この調査会とは別に公社においても独自に検討をすすめる、意見を大蔵省に提示した。

調査会の検討をもとに改正法案が作成され、一〇月一二日に閣議決定をみ、第六臨時国会に提出されて原案どおり可決、一二月八日に法律第二四五号として日本専売公社法の一部改正が公布された。この改正で資本金の条項追加と第五章会計の条項が全面的に変更された。資本金については次項にゆずり、会計のなかの利益金納付のことを除いた改正の要点を記そう。

改正前の公社法では公共企業体の会計に関する法律が別に制定されることを予定していたが、それが作られなかったため、その予定条件をすべてこの改正の各条項のなかに記すことになったので、条項は第四三条の二三までに増加し、一五の条項が三七となった。公社は企業体の会計の性格強化を期待したが、政府は公企体の会計の立場を重視したので、二二年度以降の専売局特別会計において問題であった会計処理の複雑さが、依然として残ることになった。

一方では政府の事業会計(印刷局等)と同様の手続で、毎事業年度の予算を作成して国会の承認を求め(第三四、三七条)、予算に関する諸事項も同様の扱いとなった。債務の負担(第三五条)、予備費(第三六条)、予算の通知(第三八条)、追加予算(第三九条)、予算の修正(第四〇条)、暫定予算(第四一条)、予算の実施(第四二条~四三条の四)、資金計画(第四三条の五)、収入支出等の報告(第四三条の六)、決算(第四三条の七、第四三条の九、第四三条の一〇)が規定された。このなかで予算の実施については、政府の会計と異なって、予算実施計画(第四二条)、予算の繰越使用(第四三条の三)、予備費の使用(第四三条の四)については大蔵大臣の承認は不必要であり、予算の流用についても指定されたもの以外は認められた(第四三条の二)。他方、企業会計としては前年度予定の貸借対照表、損益計算書を予算提出の際に添付し(第三四条)、財産目録、貸借対照表、損益計算書を作成して大蔵大臣の承認を受けて公告し(第四三条の

八)、また損益計算については、たばこ、塩、しょう脳の三勘定に区分すること(第四三条の二一)が求められた。

しかし、公社の会計は拘束ばかりが増したのではない。公社の会計についてはこの法律とそれに基づく政令で定める以外に、会計規程を定めることが規定された(第四三条の二〇)が、その規程の内容については、事業の能率的運営と予算の適正な実施に役立つことが求められて、いたずらに事業活動を拘束するものではなかった。すでに二四年五月に「日本専売公社の会計に関する政令」(政令第一一五号)、「日本専売公社に対する法令の準用等に関する法令」(政令一一六号)が定められており、その結果、支出負担行為計画、支払計画の承認、支出負担行為の承認がはずされ(第四二条により)、これに則して前払金、概算払、売買契約、貸借契約等についての制限もなくなって、業務運営の機動性が強化された。

### (二) 日本専売公社の資本

公社法はその第四条で資本金を定めているが、その内容は、「この法律施行の日に政府から出資される資産の額とする」として具体的な金額の表示がないが、「政府から引継がるべき資産の範囲は、昭和二十四年五月三十一日において専売局特別会計に属し、且つ、第二十七条に掲げる業務の用に供せられ、又はこれと関係を有していた財産及び事業とする」として具体的な実体の指摘をした。その後同法の施行が六月一日に延期されたのち、五月一四日に「日本専売公社法施行法」が制定公布され、その第六条で公社の資本金の具体的な計算方法が示された。すなわち

公社の資本金は、昭和二十四年五月三十一日現在における専売局特別会計の貸借対照表の資産の部に掲げる固定資産、作業資産及び流動資産の額の合計額から同日現在における専売局特別会計の貸借対照表の負債の部に掲げる一般会計へ納付すべき利益金、減価償却引当金、借入金及び短期負債の額の合計額を差し引いた額に相当する金額とする。

と示され、それに従って具体額は三九億九九二〇・四万円と計算された。

公社法が当初は二四年四月一日施行を定めていたので、その資本金は会計年度末の三月三十一日現在の貸借対照表による予定であった。その際の推計では固定資産、作業資産に大きな差異はなかったが、当座資産(流動資産)としては二三年度の専売事業による国庫預金が多額に計上されて借方合計額も大きくなり、貸方ではこの国庫預金に対応する一般会計納付金を含む純益金を多額に計上していた。公社法施行が二カ月遅れて二三年度の専売局益金の処理が済み、その後の二カ月間の事業活動の結果が当座資産の額となり、それに応じた一般会計への納付金が計上された。一般会計納付金二〇六億九四五五・二万円は年度額約一二〇〇億円に相当する。なお、二四年度の公社の会計は専売局特別会計に関する従前の例によることになっていたので、二四年度末の公社の貸借対照表に示された資産増加額は固有資本の増加にあてることになり、その結果公社の資本金はそれだけ増加した。資産増加額一九二億六〇五八・八万円を加えて資本金は二五年四月一日現在で二三二億五九七九・二万円となった。

二四年一二月の公社法の改正で二五年度以降は資産増加額は別に積立金として積み立てることに改められたので(第四三条の二三第二項)、以後資産の増加がそのまま資本金の増額となることはなくなった。しかし、同改正において資本金の増減措置の条項を加えたので、その条項にしたがって積立金による資本金増加の可能性は残された。

### (三) 日本専売公社の事業収支の推移

公社制実施以前からその方向が強められていたが、公社制をとってからは、たばこ、塩、しょう脳の各専売についての独立採算制が明確になったので、各専売の活動状況はそれぞれに記述することにして、ここでは三者を合わせた専売事業全体についての活動状況を記すことにしたい。

表 4-1 専売局特別会計貸借対照表(昭和24年5月31日現在)  
(単位：千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	3,984,982	固 有 資 本	3,999,204
作 業 資 産	17,101,302	減 価 償 却 引 当 金	59,033
当 座 資 産	14,952,826	未 渡 物 品	1,984
		未 払 金	1,284,337
		借 入 金	10,000,000
		一般会計への納付金	20,694,552
合 計	36,039,110	合 計	36,039,110

表 4-2 専売事業益金推移 (単位：百万円)

昭 和 年 度	専 売 事 業 純 益 金				利 益 積 立 金	国 庫 納 付 金
	た ば こ	塩	し ょ う 脳	計		
23	101,684	2,232	△ 8	103,909	3,784	100,125
24	134,074	3,175	32	137,281	19,387	117,894
25	116,627	352	78	117,056	3,235	113,822
26	129,839	2,755	98	132,691	13,853	118,838
27	146,155	△ 686	14	145,483	11,764	133,719

出所：『たばこ専売史』第4巻，752,772ページ。

表 4-3 専売納付金と財政収入の推移 (単位：百万円，%)

昭 和 年 度	専 売 納 付 金 (A)	一 般 会 計 歳 入 (B)	国 税 収 入 (C)	消 費 税 収 入 (D)	A/B	A/C	A/D
23	100,125	508,038	445,956	194,352	19.7	22.5	51.5
24	117,894	758,612	636,067	242,544	15.5	18.5	48.6
25	113,822	716,793	570,215	243,957	15.9	20.0	46.7
26	118,838	985,483	722,870	273,061	12.1	16.4	43.5
27	133,719	1,078,805	842,174	329,828	12.4	15.9	40.5

出所：各年度決算。

(注) 国税収入は印紙収入、専売納付金を含む一般会計収入分。消費税収入は酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税、揮発油税、物品税、入場税、馬券税および専売納付金。

二三年度以降の各専売事業の独立採算重視の結果、塩、しょう脳事業における事業損金の計上という結果はほとんどみられなくなり、たばこの専売による純益金が国庫への納付金となる関係が固まった。後述のごとく二四年度以降配給たばこの価格引き上げと自由販売たばこの価格引き下げの方針で両者を接近させ、二五年度には配給制度廃止に踏み切ったが、この方策転換において専売納付金をいかに確保するかがたばこ政策の重要課題であった。専売益金の増額確保が二三年度までの政策であったのに比して、二四年度以降はそれまでの益金水準の持続が求められ、ほぼその要請は実現された。

戦後の経済復興再建についての財政資金確保に専売局益金は非常に大きな貢献をし、終戦前は一般会計歳入中の五%でしかなかったのが、二二年度には二〇%に近づいていた。経済安定政策以降はその比率を下げ、二六年度には一二%となった。この方向は国税収入に占める比率についても同様で、二三年度の二二・五%から二六年度の一六・四%と低下した。しかし消費税に専売納付金を加えることで消費税としての比率をみると、五〇%を割って多少の後退はあっても依然として酒税とともにその重要性は残され、二〇年度に四分の一程度の比率でしかなかった事情とは異なっている。

このような専売納付金は専売事業益金の納付ではあるが、事業益金がただちに納付金となるのではなく、利益積立金を差し引いたものが納付されるのであり、また予算に準じて国会の承認を求める事業収支勘定の余剰金が納付金となるでもない。納付金は発生主義の計理による純益金を基礎とするので、まず損益計算書と貸借対照表の推移によって純益金の事情をとらえ(表4-4、表4-5)、その後公社会計をみよう。

損益計算書によって二三年度以降をみると、事業総収入の増加以上に期末棚卸資産の増加が顕著である。ことに二

表 4-4 専売事業損益計算書 (単位：千円)

科 目	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27(予定)
借 期首たな卸資産	3,851,277	17,028,008	32,871,051	33,454,436	39,254,676
事業総経費	35,166,820	47,739,726	43,310,228	65,626,234	71,557,304
総支出	38,485,930	51,496,986	46,411,197	68,650,590	74,012,042
内固定資産に 対する支出	3,319,110	3,757,260	3,100,969	3,024,356	2,454,738
減価償却費	22,472	205,511	449,462	582,648	783,506
方純 益 金	103,908,735	137,281,461	117,056,417	132,690,930	126,799,540
合 計	142,949,304	202,254,706	193,687,158	232,354,248	238,395,026
貸 期末たな卸資産	17,028,008	32,871,051	33,454,436	44,865,834	43,882,984
事業総収入	125,921,296	169,383,655	160,232,722	187,488,414	194,512,042
方合 計	142,949,304	202,254,706	193,687,158	232,354,248	238,395,026

出所：決算書付属資料各年度、27年度は年度当初の予定額。

表 4-5 専売事業貸借対照表 (単位：千円)

科 目	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27(予定)
資 固 定 資 産	3,904,363	7,661,623	10,762,592	13,713,559	15,773,133
土 地	235,981	388,986	595,763	747,642	812,880
建物その他	3,668,382	7,272,637	10,166,829	12,965,917	14,960,253
たな卸資産	17,028,008	32,871,051	33,454,436	44,865,834	43,882,984
当座資産	83,315,586	104,432,428	97,453,296	101,860,879	104,131,771
未収金	—	62,015	44,089	47,272	44,089
売掛金	3,768,324	1,781,133	3,672,011	4,452,449	5,893,646
預金、現金	79,547,262	102,589,280	93,737,196	97,361,158	98,194,036
合 計	104,247,957	144,965,102	141,670,324	160,513,661	163,787,888
負 資 本 金	88,798	3,999,204	23,259,792	23,259,792	23,259,792
積立金	—	—	—	3,234,892	10,959,245
未払金	218,862	3,447,364	667,580	58,864	667,580
減価償却引当金	31,562	237,073	685,535	1,269,183	2,101,731
純 益 金	103,908,735	137,281,461	117,056,417	132,690,930	126,799,540
合 計	104,247,957	144,965,102	141,670,324	160,513,661	163,787,888

出所：表4-4に同じ。27年度は年度当初の予定額。

三年度期首との比較でみるとそれが非常に大きなものとなる。二二年度までは原料等の不足で需要に供給が追いつかない状態が続いたのに対して、経済安定政策以降は在庫増大に対する政策が重要課題となったことを反映している。たばこについては二二年度の葉たばこの増産による原料確保の結果を示すものといえるが、塩としょう油について、は年間売払額の半ばにも達する在庫をかかえる状況を示すものである。その結果、事業収入と事業経費の差額を大きく超える純益金が計上された。二二年度と二四年度が顕著であり、二六年度も同様の状況となった。事業収入と事業経費の推移は特に大きな波はなかったが、純益金は二四年度に大きく伸び、二五年度は二〇〇億円を超える減額となった。

続いて貸借対照表によって各年度末の状況をみると、建物の充実を軸に固定資産の増強が進み、事業経営の物的基礎が強化されているが、その程度を超える資本金の増額によって、前記の在庫増等の棚卸資産増加に対処する措置が示された。二六年度以降は資本金の増額とせず、積立金として残された。損益計算に示された事情にこの貸借対照表の条件を加えてみると、二二年度までは専売事業の収益はほとんど国庫に吸収されて、事業の基礎を固める措置が十分に図られていなかったのに対して、公社制以降では公社の資本、固定資産増強が図られて、相対的に国庫納付金が減少していることを知る。

続いて公社の事業収支をみよう。二四年度予算は年度を通して編成されたが、特別会計としては四、五月の二ヵ月にとどまり、六月以降は公社の事業として処理されたので、決算は二つに分けて報告された。また勘定項目は各専売事業の独立採算に合わせて収入も支出も各事業ごとの項目で記載され、二二年度までの項目とは大きく変わった。それはとくに支出面で顕著であった。支出の内容をその性格に即して区分するよりも、まず各事業ごとの収支が明らか



表 4-6 日本専売公社収入支出推移 (単位：千円)

科 目	昭和 24 年 度		25	26	27
	4, 5 月	6 月以降			
専売局 (公社) 事業収入	25,528,472	145,779,733	160,232,722	187,488,647	210,764,156
煙草事業収入	23,697,835	130,842,645	144,759,763	164,460,092	190,275,122
塩事業収入	1,708,812	10,571,156	14,772,199	21,794,282	19,389,004
しょう脳事業収入	121,825	665,932	700,760	810,320	784,756
他会計より受入	—	3,700,000	—	—	—
雑収入	—	—	—	423,952	315,274
専売局 (公社) 事業費	3,108,779	45,159,684	46,412,402	68,947,487	76,844,084
煙草事業費	1,360,769	30,542,617	34,957,004	42,336,393	45,798,467
(内) 葉煙草費	209,454	16,388,997	19,061,290	25,377,039	32,715,194
製造費	760,623	6,583,945	7,550,251	11,718,810	10,254,141
販売費	129,202	1,438,515	3,395,914	3,187,498	2,555,787
塩事業費	1,650,318	14,061,412	10,794,162	23,665,607	17,338,324
しょう脳事業費	97,711	491,162	568,646	827,670	718,454
他会計へ繰入	—	64,494	92,591	80,440	116,291
一般管理費	—	—	—	2,037,377	2,330,227
給与	—	—	—	—	6,371,312
その他	—	—	—	—	4,171,009

出所：各年度決算。

になるように分けられ、その上で支出の性が配慮された。公社職員の給与が全体でどれだけになるかは新しい分類ではすぐにはわからないことになった。

事業収入の項目はほとんど変わらなかったが、事業支出については、各専売に共通の費用の計上追加されて、二七年度には各事業費のほか、管理費、給与費、建設造林費、補助費が各事業ごとではなく一括計上されたわけである。このような諸費用を事業費からはずしたけれども、事業収支だけを見ると、塩、しょう脳は収支不足となる傾向を示している。

### 第四節 日本専売公社の機構

#### (一) 日本専売公社発足時の機構

公社という新しい組織形態で専売事業が行なわれるので、それに相応した機構が望まれたが、他の諸制度と同様に十分に検討をなす時間的余裕もなかったこともあって、その検討は公社発足後にすすめることを前提に、無用の混乱を避ける意味からも、専売局の際の機構を基本として引き継いだものとした。総裁を中心とした理事会が最高機関であることは何よりの大きな変革であったが、本社、地方局、本社直轄工場、本社付属諸機関の構成は専売局時のままである。以下部門に分けて略述しよう。

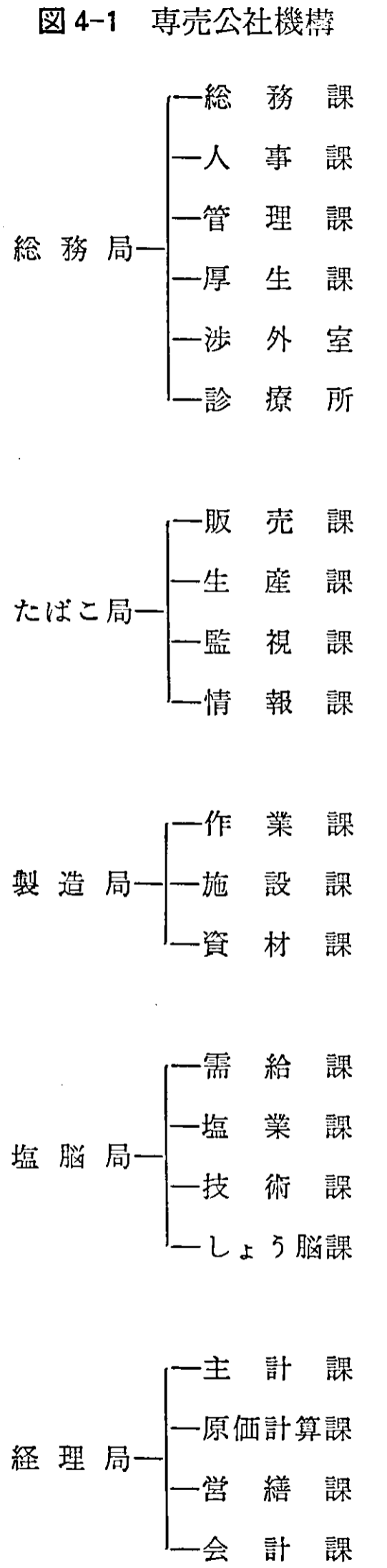
##### (1) 本社機構

本社は総務、たばこ、製造、塩脳、經理の五局組織で、総務局は長官官房の組織を引き継ぎ、他の四局は旧各部の名称を局に改めたものである。なお各局の分課については、たばこ局に情報課、經理局に原価計算課を置くなど、公社らしい条件が加えられたが、多くの事務体制は従来の組織を引き継いだものであった(図4-1)。

総務局は、従来の長官官房が総務、管理の二課であったのに比して、公社運営の総括的機能を集めた大きな組織となり、渉外室という新しい仕事の組織が加えられた。その他の局については、たばこ局の三課構成をたばこ課に代えて販売課と情報課として四課構成に、經理局に原価計算課を加えて三課構成を四課構成に改めたことがあっただけで



ある。公社組織への切り替えによる諸般の事務を総務局が引き受けることで一応の態勢を整えたものであった。



(2) 地方機構

地方局は東京、水戸、宇都宮、高崎、郡山、仙台、札幌、名古屋、金沢、大阪、岡山、広島、高松、福岡、熊本、鹿児島の一六局であり、この地方局の下に支局、出張所、たばこ工場、葉たばこ再乾燥場、病院が所属する。地方局の分課の基本は、秘書課とたばこ、塩脳、製造、監視、經理の五部、それと診療所になっている。なお地方局の所轄の工場のほかに地方局、支局の直轄工場がある。

(3) その他

本社の組織とは別に本社直轄のたばこ工場があり、それは足立、函館、京都の三工場である。また本社付属の機関として、機械製作所、中央試験所、たばこ試験場、製塩試験場、しょう脳試験場、東京病院がある。東京病院は、地方局の組織に診療所のほかに所属の病院があるのと同様に、本社の診療所のほかに設けられているものである。たばこ試験場は秦野、水戸、宇都宮、岡山、鹿児島、鹿島の五カ所にあり、製塩試験所は小田原と防府にある。

(一) 機構の改正

公社機構の再検討は二五年一月に設置された機構改正委員会によって進められ、その調査審議の結果、二五年七月一日に機構改正が実施された。

その改正前に部分修正があり、二四年一〇月に地方局の労務管理体制整備等の意図で、地方各局に総務室を置き、その下の管理厚生課に労務管理、厚生関係の事務を担当させた。また本社に総裁秘書役を置いた。続いて一二月には徳島地方局を設置して、地方局を一七とした。これは戦前の体制への復帰である。

二五年七月の機構改革に触れよう。機構改正委員会の検討課題は官庁組織を企業体としての公社にふさわしいものに改めること、責任の所在が明確な組織とすること、たばこ、塩、しょう脳それぞれの事業の実態に即した組織とすること等にあり、その結果、たばこ生産事務と販売事務の所管を分け、輸送部門を經理、事業の部門からはずして統一機構とし、地方局の部の配置を事務の実態に即したものとす等の具体案をまとめた。

この結果、二五年七月一日から本社においては、たばこ局を生産局と販売局に分け、生産局には生産課とたばこ技術課を、販売局には販売、情報、監視の三課を置くことにした。また総務局の渉外室を渉外課とし、新たに輸送部を設けた。また地方の組織では、塩務または輸送関係を扱う地方局長直属の課を置いたが、東京地方局だけは部とした。この措置に即して水戸、宇都宮、郡山の三局の塩脳部を廃止した。本社のたばこ局の分割に準じて地方局でもたばこ部をたばこ生産部とたばこ販売部に分け、たばこ生産部に耕作課、たばこ技術課を置き、たばこ販売部にたばこ販売課、指導監督課を置いた。このほか、すでに四月一日に防府製塩工場を本社直轄工場としたのに続いて七月一日から上田工場、京都病院を本社直轄とし、仙台、高崎(第二)、徳島、熊本の地方局直轄工場と関原、浜松、橋本の支

表 4-7 地方局の部等配置(昭27.3. 総裁達第1号)

名称 地方局		総務	経理	たばこ販売	たばこ生産	たばこ	販売	生産	製造	塩脳	事業	調達	監視	総務	診療	
		室	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	課	院	所
東水 宇都 高郡 仙 札幌 名古屋 金大 岡 徳高 福 熊 鹿	京	○	○	○	○				○	○		○	○			○
	戸	○	○				○	○	○			○				○
	宮	○	○				○	○	○			○				○
	崎	○	○				○	○	○			○	○			○
	山	○	○				○	○	○			○				○
	台	○	○				○	○	○			○	○		○	
	幌		○								○		○	○		○
	屋	○	○	○	○				○	○			○	○		○
	沢	○	○				○	○	○				○			○
	阪	○	○	○	○					○			○	○		○
	山	○	○			○			○	○			○	○		○
	島	○	○	○	○				○	○			○	○		○
	島	○	○			○			○	○			○	○		○
	松	○	○			○			○	○			○	○		○
	岡	○	○	○	○				○	○			○	○		○
	本	○	○			○				○			○	○		○
島	○	○			○			○	○			○	○		○	

局工場を地方局の所管工場に改めて独立させた。

機構整備はこの二五年の改正のあとで、一年有余の業務実績をふまえて二七年三月に大幅な改変で進められた。その方向は企業としての公社の機能をさらに強めるものであり、原価計算部門の強化、監査、労務管理の組織の充実、資材調達の合理化等を図った。

まず本社についてみると、局制を部制に改め、総裁直属の人事役を置き、審査部を設けて考査役、総括会計課、工場会計課を置いてこれに経理局の原価計算課と総務、製造、経理各局の関連事務を移し、職員部を設けて職員課、給与課を置いて、これに総務局の関連事務を移し、調達部を設けて需品課と輸送課を置いて、製造局資材課と輸送部の事務を移した。そして総務局、経理局の残余事務を総務部に集め、総務、主計、庶務の三課に分けて扱うこととした。なお販売局の情報課を宣伝課と改称した。

本社組織の改正に即して地方組織も改正された。札幌を除く各地方局について総務室、経理部、調達部を置いて関係事務を移し、札幌地方局の組織を局長直属の総務課と経理、事業、監視の三部、診療所とした。大阪、熊本両地方局の製造部を廃止してその所轄工場を本社直轄工場とした。また四月から東京地方局に富士巻紙収納所を置き、これに名古屋地方局富士宮出張所の収納事務を移した。なお三月の改正では中央研究所と秦野たばこ試験場の組織も一部を改め、管理課を総務課に統合し、その総務課と経理部をまとめて事務部とした。

## 第五章 公社制以降のたばこ専売の推移

### 第一節 たばこ専売政策の展開

#### (一) 二四年度予算と専売益金確保策

昭和二四年度予算は政府の当初の計画と大いに異なつて、減税計画は取りやめられ、それまでのほげしい物価の上昇が財政収支に原因があるとの理解から、財政の総合的収支均衡を守るべきであるとしたので、国民負担は二三年度にもまして強められることになり、その負担の一環となる専売益金への期待も大きくなった。二四年度予算に計上された専売益金は一二〇〇億円を超え、二三年度予算に対して三割近い増加となった。たばこの専売による益金は端数のない一二〇〇億円が計上された。

この益金計上について、たばこの販売価格には手がつけられなかった。二三年度予算では本予算の成立が遅れ、その施行前に物価体系の改定もあつて、その施行に合わせてたばこの定価の引き上げもあつたが、その後二四年一月に配給用のたばこの値上げがあり、たばこの値段の引き上げで専売益金の増加を図ることは困難な事情にあつた。す

で自由販売品については高級品よりも下級品に重点を移す方針がとられていた。一方では予算にその性格が示されるように、厳格な経済安定政策が進められることになったので、経済力の回復、所得の増大によるたばこ消費の増大を期待することも困難な状況にあった。

しかし、たばこの生産条件は急速に好転していた。葉たばこの生産は急増し、たばこ製造の諸施設の復旧は順調に進み、機械製造工場の復旧も終わり、家庭配給量の増量も実施した。この条件のもとで、二四年度については、耕作面積は増加計画を立てなかったが、たばこの製造は前年の葉たばこ増収をうけて約六六五億本の製造を見込み、二三年度の見込み五三〇億本を四分の一上回るものとした。この生産に当たって刻みたばこの量を二割近く減らし、両切たばこの生産に重点を置き、約六割増とした。この重点移行は工場設備の復旧に即してすでに二三年度から進められており、二四年度では自由販売品の売り渡し増加を企図したこともあったが、配給用の手巻用刻みたばこ「のぞみ」は公社発足後の九月をもって全面的に生産をやめた。

これらの製造見込みに合わせて、売渡しの予定では、数量でなお家庭配給用を五割余確保したが、二三年度の実績五九%に比して著しく低減しており、売渡金額では約一五七六億円のうちほぼ三割の約四七四億円を配給用たばこで獲得し、一一〇〇億円余の自由販売たばこの売上げを得て専売益金一二〇〇億円を確保するという計画であった。この売渡額一五七六億円は二三年度予定一一二三億円の四割増であって専売益金の増率三割を上回るものであるが、この比率の高さは、事業益金のなかから固定資産、作業資産充当分を差し引いたものを専売益金として国庫に納付することになったので、所定の益金を確保するためには、この資産充当分を含めてたばこの売上額の増加を図らなければならぬことを示していた。

## (二) たばこ配給制度の廃止

たばこの家庭配給をやめて自由販売制一本とすることの検討はかなり早くから始まり、自由販売への期待は随時表明されていた。配給維持の理由は供給絶対量の不足が基本であり、その条件のなかでなお多くの専売益金捻出が期待されたからであって、供給量の増加は配給制度廃止への可能性を強めたが、益金増大の期待が大衆たばこの定価を抑制しておくことを困難とするので、大衆の需要を満たすためにはなお配給を維持しつつ、高価の自由販売たばこの売上増大を図る必要があった。その自由販売たばこを含めてたばこの売上を増大させるには、たばこの質の向上が必要であって、たばこの味に対する不評は戦後一貫して強いものであった。

二三年八月設置された専売事業審議会の設置目的は、専売事業についての「パブリック・コーポレーション」設置の条件検討にあったが、九月のその中間報告では「現行制度改善案」として、その具体的内容を示した別紙において「五、巻煙草等の増産により、出来るだけ速かに配給制度を廃止して、自由販売制とし自由価格と配給価格の区別を撤廃する」と提示した。同報告では事業の運営について、その民主化を図るため「事業の経験者等をもって組織する審議会を設け、能率の向上、品質の改善、經理の監査等を行なわせることが適当である」と指摘したので、公社発足後のこの配給制度撤廃問題は、その実施を前提とする検討課題となっていた。

公社発足直後にたばこ民営問題が起こり、それに対処して臨時専売制度協議会が設置され、民営の可否が審議されて、たばこの自由販売問題そのものは直接問題とはならなかったが、民営論自体がすでに配給制度を廃止した後の問題であり、民営の主張が経営の効率化と良質のたばこの供給にあって、この主張は民営を實行しない場合でも以前からあらゆる機会に指摘されてきた問題でもあったから、その要請による自由販売制の期待はますます強まっていた。

表 5-1 製造たばこ販売計画調 (単位：億本, 10万キログラム, 百万円)

種類	23年度実績 売 渡 量	24年度計 画	
		売 渡 量	売 渡 金 額
口付朝日	9.3	8	1,536
両切	329.6	505.3	135,629
内)ピース	41.2	30	17,280
光	43.0	70	33,600
憩	26.3	51	19,584
ハッピー	52.4	39.3	11,318
新生	36.2	74	21,312
金鶏	130.1	241	32,535
刻,手巻用	226.1	143	19,449
内)ききょう	22.7	24	4,608
みのり	114.5	85	11,475
のぞみ	88.1	34	3,366
葉輸出	—	40	947
合計	(571.2)	(656.3)	157,562

出所：『国の予算』昭和24年度, 184ページ, 『たばこ専売史』第4巻, 700ページ。

表 5-2 製造たばこ販売予定調(1) (単位：億本, 10万キログラム, 百万円)

種類	売 渡 量		売 渡 金 額	
	25年度	24年度	25年度	24年度
口付朝日	6	8	1,128	1,509
両切	672	505.3	139,543	133,221
ピース	10	13	4,700	7,362
光	70	85	26,320	40,088
憩	120	53	33,840	19,992
新生	173	74	32,524	20,868
ゴールデンバット	299	241	42,159	33,756
ハッピー	—	39.3	—	11,156
刻,手巻用	102	143	16,591	19,884
ききょう	47	24	8,836	4,526
みのり	55	85	7,755	11,878
のぞみ	—	34	—	3,481
合計	(780)	(656.3)	157,262	154,614

出所：『国の予算』昭和25年度, 697ページ。売払量合計は、刻み1グラム=1本で換算。

たばこの配給制度は二四年度かぎりで廃止され、二五年四月からは自由販売一本となったが、その際に「ピース」「光」「ハッピー」「憩」「桃山」「日光」が一斉に値下げされ、それまで配給されていた「ゴールデンバット」、「みのり」の値段が据え置かれ、新発売の太巻きの「新生」も三〇円であったことは、単に配給制度を撤廃するといふことにとどまらない問題をもっていた。一言にすれば、自由販売たばこの売れ行き不振であり、専売益金確保の不安であった。公社では二五年度を待たずに二四年一二月に家庭配給廃止を検討していた。それは「ピース」以下の自由販売たばこの値下げによる売上促進策と同時に実施することを前提としており、この値下げによって販売量を増し、専売益金の確保を図ろうとするものであった。たばこ製造予定量は増加しており、二五年度について八〇〇億本達成の見込みが製造工場からの報告で固まっていた。また公社発足以来各地方専売局と連携を保って、たばこの品質改善等についての具体的検討を求め、その意見を徴して、この自由化に対処する具体策を練っていた。

このたばこ値下案を伴う配給制度の廃止は、たばこの販売価格の決定、変更が国会の承認を必要とすることから、その実施時期を失い、二五年度から実施することになったが、公社では自由販売たばこの売れ行き不振脱却のために、年末売上増進対策を進めるなどの対応措置をとった。

(三) 二五年度予算と専売益金対策

二五年度の予算とその専売納付金を記すに当たって、まずとりあげなければならないのは、シャープ勧告がたばこ専売益金をどのように解し、どのような結論を示したかである。二四年度まで毎年度急増してきた予算額は、経済安定計画実施により、その後増額の方向をとることがなくなり、むしろ国民負担の軽減が財政施策の重要課題となり、その期待のもとでシャープ使節団の税制についての報告が作られた。



シャープ報告書は単に税制についての勧告にとどまらず、中央、地方を通ずる財政行政の組織体系を考え、それに基づき租税体系を示し、税務行政に及ぶ広範な問題検討を果たしたが、たばこ専売益金については、「方策を変更することを勧告はしない」(we recommend no change, in general, from this policy)とした。しかし、専売益金の実状認識の結果からの判断を、喫煙者が「負担せせられてゐる」(being called upon to bear)税額は印象深いと前置きして、一九四九—五〇年度のたばこ売上収入は一五八〇億円と見積もられ、来年の人口は八二〇〇万人と推定されているから、一人当りのたばこ支出は約二〇〇〇円となり、五人家族では一万円であり、半熟練労働者の月収入に相当する。月収二万円の家族の場合でもこの支出は四％に当たり、一万円中約七五〇〇円がたばこの専売益金に当たるとして、国税の軽減が許されるときには、「最も安い配給紙巻煙草(および刻み煙草)の喫煙者の負担が些かなりとも軽減されることが含まれているようにわれわれは勧告する」(we recommend that it include at least some slight decrease in the burden on the smoker of the lowest-price, rationed cigarette [and cut tobacco])と記して、専売益金の扱いを租税負担と同一の方向で処理することを求めた。<sup>(1)</sup>

このような勧告の条件のもとで、二五年度予算は所得税等の減税を基本に国民負担軽減の税制による財政収入によって組まれたので、専売納付金の予算額は二四年度とほとんど同額の一二〇〇億円余が計上された。既述のように二五年度にたばこの定価を下げる方針が決まっているので、同一納付金額としたことはたばこの売上額の増額、それを大きく上回る売上本数の増加を前提としていた。二四年度の修正計画との比較でこれを見ると、製造本数は七九四億本で六四七億余本の二二％増、売渡量は七八〇億本で六五六億本の一九％増とした。売上額は約二六五億円増の一五七二・六億円を計上した。この販売計画では、高級品についての売上げは控えめにし、下級品と従来の配給品の

売渡増加に頼ることにした。そして刻みたばこの販売量を大幅に引き下げた。二四年度には「光」を中心に「憩」と「新生」で専売益金を得ようとした計画を「ゴールデンバット」を加えて「憩」「新生」による計画に変えたといえよう。

#### (四) 朝鮮戦争と二六年度以降の専売益金対策

二五年六月に突発した朝鮮動乱は、経済安定計画を進めていたわが国の経済に活動への強い刺激を与えた。経済諸部門への攪乱を伴いつつ経済活動は拡大し、国民所得は増大した。ことに企業所得の増大は著しかった。この戦争による経済条件の変化がたばこの経済にどのように影響したかを明確に示すことはむずかしい。葉たばこの生産については従来増産計画のもとでの比較も可能であるが、製造たばこの売渡しについては、二五年度から配給制度を撤廃したので、この撤廃がどのような影響を与えるかの反応をみる前に新しい条件が加えられたからである。しかし戦後の経済復興、所得増大の過程でたばこの消費量が増大したことからみて、この戦争後の所得増大がたばこの売渡し増大の期待に結びつくとするれば、売渡し実績が当初計画をむしろ下回っているのは、当初計画自体が過大見積りであったとしなければならなくなる。二三年に「新生」の定価を半減したことが売上げの急増をもたらしたことを過大に評価したともいえる状況であった。ことに「憩」の売れ行きは伸びなかった。

たばこの販売量増大の重要条件として質の向上が指摘されていたこともあって、葉たばこ生産量が戦前水準を超えてからは、黄色種の生産増大の方針をとり、外国葉の混入による品質の向上、代用原料使用の廃止等によって、まずいたばこの不評からの脱却が進められた。二四年度以降は在来種、パーレー種の耕作面積を抑えて黄色種の増大を図った。黄色種の耕作面積は二三年度の一・七万ヘクタールから二五年度の二・六万ヘクタールへ、その収納量は二三

表 5-3 製造たばこ販売予定調(2)

(単位：億本, 10万キ  
プログラム, 百万円)

種 類	売 渡 量		売 渡 金 額	
	26年度	25年度	26年度	25年度
口付朝日	4	3.7	752	696
両切ピ	706	648.9	131,515	127,445
光憩	20	9.2	7,440	4,324
新 生	127	68.9	35,433	25,906
ゴールデンバット	—	52.7	—	14,861
刻みきよ	209	197.9	39,292	37,205
刻みきよ	350	320.2	49,350	45,148
刻みきよ	110	98	17,860	15,877
刻みきよ	50	43.8	9,400	8,234
刻みきよ	60	54.2	8,460	7,642
合 計	820	750.6	150,127	144,017

出所：『国の予算』昭和26年度，509-10ページ。25年度は売渡見込み。

表 5-4 製造たばこ販売予定調(3)

(単位：億本, 10万キ  
プログラム, 百万円)

種 類	売 渡 量			売 渡 金 額		
	26当初	26修正	27	26当初	26修正	27
口付朝日	4	4	5	752	601	698
両切ピ	706	717.7	750	131,515	141,701	147,591
光憩	20	20.8	24	7,440	7,469	8,269
新 生	127	193.3	213	35,433	53,196	58,207
ゴールデンバット	209	226.5	228	39,292	42,582	42,152
刻みきよ	350	275	285	49,350	37,968	38,963
刻みきよ	—	2.1	—	—	486	—
刻みきよ	110	111.4	112	17,860	17,698	17,074
刻みきよ	50	46	36	9,400	8,515	6,565
刻みきよ	60	65.4	76	8,460	9,183	10,509
その他	—	0.9	0.6	—	213	106
輸 入 品	—	—	0.5	—	—	167
合 計	820	834	868.1	150,127	160,213	165,636

出所：『国の予算』昭和27年度，620,722ページ。

年度には三万トンに達しなかったが二五年度には五万トンに近づいた。二五年二月にはインド葉の輸入が実現した。いたどり等の混入は同じ二五年二月以降やめられた。またヤミたばこ撲滅のために実施されていた葉たばこ生産の葉数査定も二五年六月に廃止された。

朝鮮戦争の直接の戦闘は停止したものの、戦争の帰趨が不明のまま二六年度を迎える状況ではあったが、財政についてはとりたてて大きな支出増大の計画もなく、予算規模も横這いであったので、専売益金増額の予算計画とはならず、二五年度に続いてたばこの専売計画は比較的楽に進められた。しかし、経済活況下のたばこの売れ行きが必ずしもよいとはいえなかったため、公社では二五年度に続いて再度のたばこの値下げを計画し、二六年四月から「ピース」「光」を一〇円、「憩」を五円引き下げ、パイプたばこについても引き下げることにした。

ほぼ同額の専売益金をあげるについて、たばこの小売定価の引き下げをしたことは、たばこの売渡量の増大によってはじめて可能であるが、戦後の施設の復旧計画が一年早く二五年度に終了し、たばこの製造能力が戦前水準を突破することになったので、二六年度には七割増の八二〇億本の製造計画を立て、販売計画でも八二〇億本として九割増を見込んだ。この増加計画において、二五年度に不振であった「憩」を生産計画からははずし、「ピース」「光」等の高級品の売上増加を期した。

これらたばこの値下げと、公社発足以来のたばこの質の向上とが、戦争による経済活況、所得の増大と結びついて、二六年度のたばこの売れ行きは順調に伸び、高級たばこの売上げも予想を超える増大となった。この間に七月から口付の「朝日」の値下げも行ない、外国葉の輸入促進で五月にはヴァージニア葉の輸入を実現し、さらにたばこの質の向上を反面で示すともいえる外国たばこの国内販売をも計画して、二七年二月には外国たばこの輸入を始めた。

二七年度に向かつてこの売れ行き増伸を基礎に、小売定価には手をつけずたばこの質の向上で売上増大を見込み、二七年度予算では、二六年度当初予算に比して、たばこ売払代で九%増の一六五六億円を計上した。この九%増は小売人割引の引き上げを加味した上での比率であり、売渡量はこの比率を超えるものであった。小売人の割引歩合は二四年六月に、それまで配給品について一〇%、自由販売品について四%であったのを一律に六%としたが、二六年一月からは「ピース」「光」などは八%、その他は七%に改めて、小売人の販売意欲を刺激することにした。この販売計画によるたばこの専売益金は一二〇五億円で、二六年度当初の一三〇億円の七%増であった。

二七年度のこれらの計画は、二六年度当初の計画に比すればそれまでの二年度に比して増益を示したが、二六年度ではすでにその売上増大の見通しのもとに補正予算の財源として四四億三八〇〇万円余の専売益金を計上しており、この二六年度の実績予想を前提とし、たばこ消費の動向をみれば、この増益もお見込みとしては過小とみることが出来るものであった。

(1) 『シャープ使節団日本税制報告書』巻Ⅱ、一五七―五八ページ。

## 第二節 たばこ専売の経営問題

### (一) たばこ民営論と臨時専売制度協議会の審議

専売事業の公社制度移行が決定して、新しい組織として発足した直後にたばこの民営問題が起こった。その発端が吉田内閣総理大臣の発言にあるということで、話題としても大きくなった。巷間伝えるところでは、わが国のたばこは味が悪く、事業としての能率も悪いので、安く味のよいたばこを作るために外資を導入し、たばこを民営に切り替えることが望ましいとするものであった。この発言要旨が必ずしも妥当ではないことは、臨時専売制度協議会の第二回会合(八月八日)において、とくに大蔵大臣が新聞報道に誤りがあると訂正の発言をしているが、吉田発言は思いつきによつたのではなく、たばこ製造についての外資導入の具体的提案があったことに関係していた。その具体的提案についての交渉は七月二二日に打ち切られたが、それに先立って、問題の重要性を認めた政府は、臨時専売制度協議会を設けてたばこ民営問題を協議することにした。

たばこについての外資導入の具体的問題は、二四年五月上旬以来、「チャイナ・アメリカンたばこ会社」を代表してエミール・バルーシュ(Emil Baruch)が池田大蔵大臣と会談して、日米合弁たばこ会社の設立を提示、その実現協力を求めていた。この合弁会社設立の意図はアメリカ産の優良葉たばこを輸入してわが国でたばこを製造し、一部を国内販売し、他は輸出に振り向けるもので、アメリカ式の合理的経営、最新技術の導入により廉価良質のたばこの

供給が可能となるということが強調された。また、たばこの製造すべてをこの民営会社に移すのではなく、国内供給の一部を分担するという趣旨のものであった。

日米合弁たばこ会社については、先方の申入条件に対して、葉たばこ代金を外貨支払とすることが外貨政策の制約から実行困難である点と、たばこの質の向上について特に司令部側からたばこは贅沢品とみなすとの見解が示され、葉たばこの輸入が許可されなかった点とが主要な拘束条件となって、会社設立の交渉は打ち切られた。

たばこ民営問題が外資との提携で協議されたのは、この一件で終わったのではなく、のちに「英米たばこ会社」の極東総支配人F・H・サージャントも秋山総裁と協議している。

臨時専売制度協議会は閣議決定にもとづく諮問機関であったが、政府としては専売事業に限定されず、官業の民営化の可否を検討する重要な機会だとの理解で、多数の学識経験者の協力を求めて慎重な審議を進めた。構成員は官界、学界、言論界、財界、政界に及び、大蔵省側からは大臣をはじめ、政務次官、官房長、文書課長、専売公社監理官も列席し、公社側からは副総裁、総務局長、たばこ局長が加わった（総裁は委員として参加）。

八月一日の第一回会合において、大蔵大臣はその挨拶で協議会設置の趣旨を説明し、五〇年間の専売制度の経緯に徴して、企業能率の観点からたばこに限らず電気通信事業の民営化も考える時機にあるとし、民営の可否を、その移行方式、時期、形態にいたるまで検討し、民営移行の場合は財政収入は確保できるか、また農業政策の観点からたばこ耕作者への影響はどうかをも考え、民間移行を不可とする場合は公社制度について改めるべき条件は何かを検討することを求めた。

協議会は会長に黒田英雄を推し、一〇月二四日に結論を出すまで八回の会合を開き、この間に小委員会を設けて五

回協議をした。協議会は小委員会の報告を検討して最終報告書をまとめたが、小委員会の報告の構成、要旨と、協議会の最終報告書の要領とは、次のとおりである。

臨時専売制度協議会小委員会報告

(構成) ○民営説及び国営説の論拠、○シャープ使節団の報告中煙草専売事業についての記述、○民営の場合の形態、○たばこ事業民営案要綱の実施細目について

(要旨) 民営説の論拠は自由企業の原則を根本に置くもので、民営による国家財政上の支障はなく、品質改善、能率向上が期待でき、外資導入も容易で輸出も期待できる、政府万能の思想を排除せよ、とした。これに対し国営説の論拠は、統制をはずすべき時期ではなく、民営によっては財政収入は確保できず、民営だからといって品質改善、価格の引き下げ、生産費の低下は期しがたく、さらに耕作者への影響は甚大であり、輸出に大きな期待はできない、とするものであった。

この小委員会報告を受けた協議会の論議では、民営論の意見も条件付で肯定する立場が示され、さらに財政収入確保に対しては、将来においてその必要は低下することを想定した主張に後退した。民営反対の立場でも現状のままではよいとするのではなく、合理的経営を強く主張するものであった。かくて「臨時専売制度協議会最終報告書」は、次のようにまとめられた。

第一 臨時専売制度協議会の設置及びその組織、第二 臨時専売制度協議会に対する諮問事項、第三 審議経過の概要、第四 民営説及び国営説の論拠、第五 民営とする場合に想定される形態、第六 結論  
この結論では次のように述べられた。



表 5-5 葉たばこ耕作事情推移

昭和年度	(A) 耕作人員 (人)	(B) 耕作面積 (ヘクタール)	(C) 収納量目 (キログラム)	C/B(D) 10アール当り 収納量目 (キログラム)	(E) 収納代金 (千円)	E/C(F) 1キログラム 当り平均代金 (円)
23	577,298	50,559	99,004,475	196	12,605,686	127
24	523,673	50,252	84,807,908	169	12,679,697	151
25	505,661	53,640	98,125,762	183	15,173,915	155
26	452,726	53,618	95,676,838	178	20,759,283	217
27	415,045	55,151	95,520,863	173	24,463,421	256

出所：『たばこ専売史』第4巻，666ページ。

協議会における審議の経過においては、たばこ事業はその性質からみて、理論上、企業家の創意工夫により事業の健全な発達を図るため民営とすることが望ましいとの主張が有力であったが、現在のわが国の財政経済事情その他諸般の情勢を総合した結論としては、現在の段階においてたばこ事業を民営に移すのは時期尚早であるとの意見が多数であると認められる。

## (二) 葉たばこの耕作、収納とたばこの製造、販売の推移

公社制以降の葉たばこの耕作、収納、製造たばこの製造、販売の政策の推移についてはすでに記したので、ここではその結果について概括的に説明することにしよう。

葉たばこの耕作面積は二四年度以降漸増して二四年度の五万〇二五二ヘクタールから二七年度は五万五五一ヘクタールに増加した。二三年度までの耕作面積の増減が非常にはげしかったのに対比すれば、まったく安定した状況で推移したといえよう。しかしこの推移は、葉たばこの種類の面積で見ると、明確な変化の方向をたどり、配給制を廃して自由販売に転じた政策転換の方向を裏づけている。けだし黄色種については二三年度の一万七〇二八ヘクタールから二七年度の三万二〇一二ヘクタールへ二倍近い増加を示したのに対して、同期間に在来種は七〇〇〇ヘクタール減じ、バーレー種は五分の一の八四〇ヘクタールに減じている。

この耕作面積の推移を反映して、葉たばこの収納量目も種類別としては黄色種の急増、在来種の減少、バーレー種の激減となったが、黄色種は耕作面積に比して収納量が得られない関係もあって、全体の収納量は二三年度以降増加しなかった。ことに二三年度は天候に恵まれて収穫を増したのに対して、二四年度は天候に災されて収穫を減じ、二三年度に対して、耕作面積はほとんど変わらなかったのに、葉たばこの収納量は一四%余の減収となった。二四年度の収納量が減じたのは天候の結果であって計画を縮めたのではなかったが、二三年度の収穫が急増したので二四年度

には増産計画は立てられなかった。しかし配給制度を廃して自由販売だけに頼るに当たって、たばこの定価引き下げを履行したことは、たばこの販売量の増加による益金確保策でもあったから、公社としては葉たばこの増産、特に品質向上に必要な黄色種の増産は不可欠の条件でもあった。したがってドッジ安定計画後の状況に即して、葉たばこの収納価格を配慮しなければならなかった。

葉たばこの収納価格は二四年度以降も毎年度引き上げられ、二三年度に一キログラム当り三〇〇〇円であった黄色種の優等葉は、二七年度には五三〇円となった。等級評価についてはこの期間に一部変更され、区分を増したが、いずれの等級についても収納価格は大幅に引き上げられた。益金確保のためのたばこの販売量増加の必要が葉たばこ収納価格の引き上げによる生産奨励を求め、それによる収納代金の増大がたばこの製造原価を増額し、これがより多くのたばこの販売への政策努力を求めるといふ関係となった。製造たばこの生産実績はどのように推移したであろうか。

二三年度の葉たばこ収納量の増大はその年度のたばこの製造高の増大には直結していない。むしろ収納量は次年度のたばこの製造高に關係する。この間にたばこ製造設備の能力が關係してくる。既述のように製造設備の



表 5-6 種類別葉たばこ収納高

年 度	在 来 種	黄 色 種	パーレー種	合 計	
耕(ク 作 面 積)	23	29,298	17,028	4,233	50,559
	24	27,442	20,776	2,034	50,252
	25	26,535	26,164	941	53,640
	26	23,287	29,506	825	53,618
	27	22,299	32,012	840	55,151
収(キ 納 量 目)	23	60,868	29,833	8,304	99,004
	24	50,136	30,667	4,005	84,808
	25	48,113	47,897	2,115	98,126
	26	44,521	49,296	1,860	95,677
	27	43,731	50,014	1,776	95,521

出所：同上，666ページ。

表 5-7 葉たばこ収納価格表 (単位：1キログラム当り円)

	優等	1等	2等	3等	4等	5等	6等	7等	8等	等外
第一 在 来 種	23	260	220	180	140	105	70	40	—	16
	24	320	265	215	170	125	80	50	—	16
	25	350	300	260	220	180	150	120	90	60
	26	420	370	320	270	220	180	130	100	60
	27	470	400	340	290	240	190	140	100	60
第二 在 来 種	23	210	175	140	105	70	50	40	—	16
	24	260	210	165	120	80	60	50	—	16
	25	280	230	180	150	120	90	70	60	50
	26	340	280	220	180	140	110	90	70	50
	27	380	310	250	190	150	120	90	70	50
黄 色 種	23	300	250	200	150	110	70	40	—	16
	24	370	310	250	190	140	90	50	—	16
	25	400	350	300	260	220	180	140	100	60
	26	480	420	370	320	270	220	160	110	60
	27	530	460	400	340	280	220	160	110	60
パ ー レ ー 種	23	160	125	90	70	50	40	—	—	16
	24	190	150	110	80	60	50	—	—	16
	25	200	160	130	100	70	60	50	—	—
	26	240	200	160	120	90	60	50	—	—
	27	270	220	170	120	90	60	50	—	—

出所：同上，676ページ。23年は旧制度のもの。27年から第三在来種ができた。

復旧と増強対策が軌道に乗ったことが配給制度廃止への重要条件となっていたが、その状況下で、二四年度以降のたばこの製造高は着実に増大した。二三年度には五五二億本であったが二四年度には七〇〇億本を超え、二六年度には八五〇億本を超えて戦前戦後を通じて最高の製造高を記録した。二七年度には計画目標九〇〇億本を達成した。

製造たばこは製造高の増大という点にとどまらず、その品種についても大きく変化した。製造設備の不備が刻みだしたたばこ(手巻用を含む)の比率を大きなものとしていたのであったが、二三年度には総製造高の三七%にも達していた刻みたばこが、二四年度に手巻用刻みたばこの「のぞみ」が廃止されたこともあって、二六年度には一二%余に減じ、数量としても半減した。この間に両切の製造高は二倍を大きく上回り、とくに高級品よりも中級品、大衆向けのたばこの製造の増加が目立った。配給品であった「金鷄」は「ゴールデンバット」と改名され製造高も倍加したが、従来からの自由販売品と新製品とで、その製造高は同期間に二倍を大きく上回る製造高を記録した。「ピース」を除く中級品では二・七倍に及んだ。

このようなたばこ製造高の継続的増大は、たばこの販売高の継続的増大によって裏付けられるが、その実現過程は一面では国民所得水準の継続的上昇によるものがあるが、他面では小売定価の数次にわたる引き下げによるものである。国民所得の増大は結果として実現したものであって、ドッジ安定政策は必ずしもそのような所得増大を約束するものではなかったし、朝鮮戦争が予定されるはずもなく、また戦争は経済政策運営にとっては攪乱要因ではあっても、望ましい条件といえるものではなかった。政策立案にとつてたよれるのは小売定価引き下げによる販売量の増加策以外になかった。二三年七月の定価改定以降の小売価格の推移を示せば、表5-9のようになる。公社発足までは小売定価引き上げの過程であるが、二五年度の完全自由販売制への移行後は小売定価引き下げの政策が続いている。

表 5-10 品種別たばこ売渡高推移

(単位：百万本、  
千キログラム)

年度	口付	両切	刻み	手巻用 刻み	その他 内地製品	輸入品	合計	売渡金額 (百万円)
23	929	32,964	13,801	8,809	7	612	57,121	113,013
24	835	51,792	11,217	1,908	28	176	65,956	154,239
25	374	64,903	9,826	6	28	36	75,174	144,127
26	569	73,425	8,993	—	44	9	83,040	163,590
27	600	79,541	8,023	—	45	40	88,248	189,216

出所：同上，700ページ。

表 5-11 品名別両切たばこ売渡高

(単位：千本)

品 別	年 度				
	23	24	25	26	27
金 鷄	13,006,446	7,778,733	1,463	—	—
ゴールデンバット	—	18,435,713	32,044,923	27,781,547	24,920,026
コ ロ ナ	47,498	5	—	—	—
ビ ー ス	4,121,907	1,204,272	917,258	2,600,781	9,367,917
光	4,299,886	8,095,915	6,893,076	21,543,479	24,940,542
新 生(細)	3,619,231	5,979	—	—	—
ハ ッ ビ ー	5,235,187	7,183,563	1,166,531	225	—
憩	2,631,826	5,753,257	5,255,178	198,740	—
新 生(太)	—	3,334,081	18,624,876	21,300,271	20,312,021
そ の 他	1,583	191	180	30	60
合 計	32,963,564	51,791,710	64,903,486	73,425,073	79,540,567

出所：同上，708ページ。

表 5-8 品種品名別たばこ製造高

(単位：百万本  
千キログラム)

品 種・品 名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
口付	851	881	501	354	606
両切	34,000	57,515	64,001	74,679	81,629
内) ビ ー ス	4,030	1,415	803	2,872	9,850
憩	3,033	7,426	4,202	—	—
ハ ッ ビ ー	6,010	7,688	—	—	—
新光	1,844	6,031	19,465	20,994	19,986
金	5,159	7,974	7,459	21,667	26,162
ゴールデンバット	13,924	5,807	—	—	—
刻み,手巻き	—	21,173	32,072	29,146	25,619
内) みきのり	20,354	12,386	10,362	10,447	8,137
ききよ	9,932	7,874	5,322	6,578	6,312
のきそ	2,414	3,197	4,992	3,833	1,794
パイプたばこ	7,943	1,265	—	—	—
葉巻(1000本)	10	44	41	9	56
合 計	102	205	190	67	167
	55,216	70,827	74,906	85,489	90,429

出所：同上，690ページ。

表 5-9 製造たばこ小売定価推移

(単位：円，各品名のカッ  
コ内は本数，グラム数)

品 種 品 名	年 月 日							備 考
	23. 7.2	24. 1.1	24. 6.1	24. 7.1	25. 4.1	26. 4.1	26. 7.1	
口付 朝 日(20)	40						30	
両 金 鷄(10)	11	15						24年度終了
ゴールデンバット(20)			30					
光朝日(10)	50				40	30		25年7月終了 24年5月終了
コ ロ ナ(10)	7.5							
ビ ー ス(10)	50				50	40		
新 生(細)(10)	60							24年6月終了
ハ ッ ビ ー(太)(10)	20			30	20			
憩	(10)				30	25		27年2月終了 25年7月終了
ハ ッ ビ ー(10)	*40				30			
	*30				20			
刻・手巻	富 貴 煙(100)	15						
	みきのり(30)	30	45					
	ききよ(30)	*60						25年10月終了
	のきそ(100)	90	110					
パイプ	桃 山(100)	500			400	300		26年度終了
	日 光(40)		100		80	50		
葉巻	ア ス ト リ ア(5本)	150						

出所：同上，718ページ。\*印は23年7月発売を示す。

たばこの売渡高はたばこの製造高に準じて増加の趨勢を示すが、多少の遅れがある。しかしそれは葉たばこの収納の増加に対する製造たばこの製造の増加とは性格を異にする。公社制以後では販売政策の努力があった。そして、在庫品を多量にかかえてその品質の低下を心配するという事態にはならなかった。自由販売たばこについては喫煙者の好みに合わせて製造計画を進めたこともその一因であった。二三年七月に売り出した「憩」「ハッピー」もそれぞれ二五年度、二四年度かぎりで製造をやめ、二六年度には「新生」(太巻き)と「光」に製造を集中した。また製造のペースを落とした「ピース」も講和発効後の国民感情に乗じてデザインを改めて売り出したことが、その売れ行きを飛躍的に伸ばす大きな要因となった。そのいわゆるピース時代については、のちの機会に語ることにしよう。

このような売渡高の増大で、二六年度には二三年度に対して四六%増の実績を示し、二七年度には五四%増ともなるが、売渡金額については配給品の自由販売化による値上げと、従来の自由販売品の値下げとが重なって、単純な増加とはならず、二四年度に四一・三万円、三六%増となったのちは、二六年度までは横這いといってよい状況を持続している。ことに自由化第一年度の二五年度の売渡金額は二四年度より減少している。そして小売価格を据え置いた二七年度の売渡金額の増大へと引き継がれる。

### 第三節 たばこ専売事業収支の推移

たばこの専売は塩、しょう脳の専売と異なって、公社が製造たばこを製造するという作業を介して実施されるので、その加工に伴う活動が事業収支に大きく影響して、他の専売事業の収支よりもその内容を多様化し、複雑にする。

事業損益計算の第一の特色は、期首棚卸資産が大きな額として計上されるのが当然ということであり、その条件のもとで各年度の性格が加わる。賠償葉たばこは製品となって販売に回されるまでの間に、長期の乾燥の期間があり、それが棚卸資産を大きくする。製品としての在庫は塩、しょう脳の場合と基本的には変わらない。この葉たばこの乾燥については、その期間を十分に保つことが許されないほどに原料が不足していたのが戦後の特色であったが、二三年度の葉たばこの大增産以降条件は変わった。

期首棚卸資産は、二三年度に三四億七二一五万円であったのが、二四年度には一挙に一五九億五四八〇万円と五倍にも達しようとする大幅な増加となったが、その後も引き続いて高い水準を維持し増額した。金額としての増大は必ずしも葉たばこの数量増加を意味しない。既述のように葉たばこの収納数量は二三年度を最高として二五年度、二六年度はそれを下回り、二四年度は大幅の減収であった。しかし、賠償価格の継続的引き上げがこの期首棚卸資産の増大となった。

表 5-12 たばこ事業損益計算書

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (予定)
借	期首棚卸資産	3,472,147	15,954,795	23,922,651	28,592,689	33,425,649
	事業総経費	24,990,618	28,236,420	32,366,535	41,869,927	44,058,806
	総支出	28,058,547	31,892,515	35,036,500	44,091,834	46,048,956
	内固定資産 に対する支出	3,067,929	3,656,095	2,699,965	2,221,907	1,990,150
	減価償却費	20,787	199,160	636,425	553,018	734,706
方	純益金	101,683,972	134,074,200	116,626,841	129,838,513	126,355,471
合計		130,167,524	178,464,575	173,352,452	200,854,147	204,574,632
貸	期末棚卸資産	15,954,795	23,922,651	28,592,689	36,167,596	38,025,676
	事業総収入	114,212,729	154,541,924	144,759,763	164,686,551	166,548,956
合計		130,167,524	178,464,575	173,352,452	200,854,147	204,574,632

出所：各年度決算，27年度予算。

表 5-13 たばこ事業貸借対照表

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (予定)
資	固定資産	3,611,536	7,441,729	10,148,159	12,296,677	14,201,992
	土地	218,282	370,727	519,863	614,480	667,739
	建物その他	3,393,254	7,071,002	9,628,296	11,682,197	13,534,253
	棚卸資産	15,954,795	23,922,651	28,592,689	36,167,596	38,025,676
	当座資産	82,320,097	106,103,769	94,422,326	100,524,905	105,235,528
	未収金	—	606	1,323	1,612	1,323
	売掛金	9,246	10,083	161,340	177,049	161,340
部	預金、現金	82,310,851	106,093,080	94,259,663	100,346,244	105,072,865
合計		101,886,428	137,468,149	133,163,174	149,062,567	157,463,196
負	資本金	79,572	3,147,270	15,732,632	14,736,196	15,732,632
	積立金	—	—	—	3,234,892	13,233,641
	未払金	94,098	18,733	139,330	35,525	139,330
	減価償却引当金	28,786	227,946	664,371	1,217,441	2,002,122
	部	純益金	101,683,972	134,074,200	116,626,841	129,838,513
合計		101,886,428	137,468,149	133,163,174	149,062,567	157,463,196

出所：表5-12に同じ。

この葉たばこの収納代金の増大は、製造たばこへの加工費の増加とともに事業総経費の増加をもたらした。各年度の総支出に占める葉たばこの収納代金の比率に大きな変動はないが、二三年度の収納数量の相対的増大が、この比率を他の年度より高いものにし、逆の理由で二四年度の比率を低いものにした。

金額としてはとくに大きなものではないが、たばこ製造諸施設の復旧整備に即して減価償却費は急増している。

これら借方勘定に対して、貸方では二三年度からの自由販売たばこの増産、二五年度からの完全自由販売制切替えに伴う小売定価の改定で、たばこの売渡数量の増加はそのまま売渡金額の増加には直結しない経緯が示される。二三年度に対して二四年度では配給たばこの定価引き上げもあって、売渡数量増加以上の売渡金額の増加となり、事業総収入は一一四二億円から一五四五億円へと四割近い増加となったが、それ以降は横這いに推移したとみてよい状況である。この間の売渡数量は二四年度の六六〇億本から二六年度の八三〇億本への増大であるから、販売量の増大によってようやく収入額が維持できた事情を知ることができる。

以上の収支の事情が純益金に結実するが、二三年度の一〇一七億円から二四年度の一三四一億円へ増大したのちは、その伸びがみられない。事業総収入の増加停滞と事業総経費の継続的増大の反映である。この推移を別の視点で、すなわち貸借対照表の推移によってみると、次のようになる。

各年度末の固定資産はたばこ製造諸施設の復旧増設を反映して、二六年度末には二三年度の三倍余の一二三億円を記録する。棚卸資産は損益計算に示されたものがそのまま再計上されるが、この棚卸資産が多額に示されても、それが当座資産を負の勘定としないのがたばこ専売の勘定の特色である。塩、しょう油の場合、在庫の増大が棚卸資産の増大となる時は、当座資産がそれに対応して負となり、預金現金が負に計上される。それも勘定として負となる

ことが許されるのは、たばこ事業の当座資産が大きな黒字であるためであって、造幣事業、印刷事業の場合は、この現金の負の計上はできないので、負債の部で借入資本を多額に期待しなければならなくなる。たばこ事業では当座資産の増減が棚卸資産の増減と結びついて純益金の増減に関係してくる。

しかし純益金に結びつく前に固定資産、棚卸資産と資本金、積立金、減価償却引当金との関係がある。固定資産の増強のための支出は、損益計算では総経費計算に当たって差し引かれてあるので、貸借対照表の固定資産の増額計上に見合う処置が必要である。二五年度までは資本金の増額と減価償却引当金の計上によったが、二六年度以降は資本金増額の措置によらず、積立金に計上する方法となった。二四年度には固定資産増にはほぼ対応する資本金の増額であったが、二五年度は固定資産増を約一〇〇億円上回る資本金の増額をしたことが純益金の減少に大きく影響している。また二六年度では当初予定では積立金六九・四億円であったが、三二億円余に圧縮したことで純益金増加が支えられている。これに対して、二七年度の当初予定では積立金を一三二億円余と大幅に増額したことが純益金を一二六三億円余にとどめることになっている。

棚卸資産と資本金、積立金の関係をみると、たばこ事業の場合はその事業規模の増大に伴う棚卸資産の増大があり、それは塩、しょう脳の場合の在庫の増減と性格を異にして、借入金等で処理するものではなく、作業会計法における据置運転資本に相当する資本を必要とする。二四年度の資本金の増額が固定資本増の限度にとどまったことが、同年度の純益金計上を大きくした理由でもある。継続的な棚卸資産増額に応じた資本金、積立金の増額措置がとられなかったことが二六年度の純益金を増額し、二七年度の予定純益金の伸びを抑えた関係にある。



## 第六章 塩業政策確立への歩み

### 第一節 国内塩業対策の拡充

#### (一) 国内塩業対策の決定

昭和二五年三月一七日、閣議は国内塩業対策について決定し、食料用塩の国内での確保を目標に、製塩設備・技術の改善、経営形態の刷新、必要資金・資材の確保の基本方針を示した。この方針は、終戦後の塩の絶対量不足に処して、国内供給力を高めようとして可能な対策のすべてを求めながら、電力・石炭等の資源不足から、かえって極端な国内生産抑圧に甘んじなければならなかった専売局時代の推移からみれば、一八〇度の転換ともいえるものであった。そしてこの決定は朝鮮戦争による輸入事情の悪化に支えられて、その後の塩業対策の基本政策として実行され、実績をあげ、製塩技術の改良によるその後の飛躍的な国内塩供給増大時代へと引き継ぐ一時期を作った。まずこの基本方針決定への経緯をみよう。

既述のように、二三年四月に設置された塩業整備委員会は一月の報告書で塩業整備の具体的実行方法を示し、そ

の第四項で塩業審議会設置の必要を説いた。ここでは塩業整備の観点から、塩業経営の刷新と製塩技術の向上を図ることを目ざしていたが、この二点はエネルギー資源不足のもとでの対策としての塩業整備に限定されるものではなく、塩業政策としての当然の課題であったし、戦後の不安定な条件のもとで、その不安定のゆえに振り回された塩業政策について、経済安定政策とともに発足した日本専売公社が新しい専売事業の体制を固めるためにも、検討し確定すべき基本課題であった。専売事業について公社形態による運営が定められたからこそ、この塩業整備委員会の審議結果をどのように引き継ぐかが問題であったといえよう。そしてその引継ぎの期待は大きかった。けだし、前記報告書でも、設置を求めた審議会の構成員に関係官庁、塩業経営者、同労務者、有識者をあげており、広く各界の意見を徴して方針を決定することは、行政組織から離れた公社の期待する方向とも同一であったからである。

かくて公社発足間もない二四年八月に総裁の諮問機関として塩業審議会が設置された。同審議会はその設置目的を審議会規則で、「製塩技術、塩業経営及び労務管理の刷新について研究を行なうため日本専売公社に塩業審議会を設置する」として、審議すべき内容を経営的技術的なものとし、委員にも技術経営関係の有識者を求めたが、塩業整備委員会において官庁関係、財界（金融界）関係に力点を置いた構成であったのとは性格の異なったものであった。

一〇月四日の第一回会合において総裁が諮問した事項は、次の四点であった。①塩業整備委員会報告書の再確認、②製塩整備資金の確保、③製塩方法及び製塩設備の整備改善、④塩業経営の刷新。審議会は一〇月には加圧式部会、塩田機械化部会、副産工業部会（当初は苦汁利用工業部会）を置き、一二月には経営部会を置いて具体的な検討を進めた。

このように審議会は技術経営的問題の検討に力点を置いたが、同時に塩業整備委員会報告書の再確認ということでも、塩需給の実情、今後の見通しについても検討を重ねた。塩業整備委員会が今後の見通しについて、需要増加の方向にあり、輸入に制約があり、動力不足が続く、としたことについては、状況変化として十分に検討すべきものがあった。すなわち二三年度の外塩の輸入は二二年度をさらに三〇万トン以上こえる多額であり、二四年度の輸入も引き続き大きい。しかし、このような外塩依存はきびしい外貨事情から将来に向けて続けることは許されない。食料としての需要は確保されなければならないが、これに工業塩の需要を加えてみると、その増加の方向に対してはどうしても国内供給増加の方向を求めなければならないが、当面の生産条件は必ずしも好転していない。石炭の生産は二三年中は増加していたが、二四年は横這い状態にある。非効率な製塩設備は当然整理しなければならないが、輸入依存度を低下させるためには、乏しいエネルギーを効果的に利用して国内供給力を高める以外に方向は求められない。このようにして、技術経営の条件充実を前提に国内供給力増強を目標とした基本方向の認識が固まった。そして前記の閣議決定の基礎となった答申にまとめられた。

国内塩業対策（閣議決定）についての理解は、次のように説明されている。食料用としての塩と化学工業の基礎物資としての塩の必要量確保は絶対的課題で、その必要量は食料用一〇〇万トン、工業用五〇〜六〇万トンである。国内生産力は六二万トンとされているが、実際の生産力はこれ以下で、食料用塩の半分をまかなうにすぎない。しかも国内塩業のなかで電気製塩、平釜、蒸気製塩の大部分は非効率で整理過程にあり、その結果、国内生産力はさらに二〇万トン以上減少する。経済安定の状況下にあつて明確な塩業対策を立てるべきであるが、考慮すべき条件として、食料塩の国内生産確保、輸入減少による外貨節約、生産方法改善による経費節減と増産、新規開発の資金的立地的制約があり、それゆえ、食料塩については当面七〇万トンを国内生産の目標とし、生産費の低減を図るために、平釜、

蒸気製塩の真空式への改造と電気製塩の加圧式化を促進し、経営面で経理の明確化、経営合理化を図り、健全な企業形態をとらせるために、必要資金、資材を確保しなければならない。

## (二) 朝鮮戦争による国内塩増産対策強化

国内塩業対策の方針が決定してから、わずか三カ月後に朝鮮戦争が起こった。当初は戦争の性格も明らかでなかったが、国内の占領軍の大部分が出勤し、連合軍最高司令官から警察予備隊設置の書簡が出され、戦闘が長引いて、内外経済に大きな影響を与えるようになると、輸入塩依存の高い塩の需給については、その確保の不安から深刻な問題となった。また輸入塩は遠海塩の比率が高く、海上運賃の高騰による塩の輸入についての外貨支払の急増は、国際収支の苦しい条件をさらに圧迫する材料であった。工業塩に対する需要の増大もあって、ソーダ関係業界は外塩輸入の確保に非常な努力を続けたが、食料用塩の過半を輸入に依存する状況にあって、政府としても輸入確保につとめるとともに、国内での生産確保を強化する必要があった。

国内塩業対策の方針決定の背景には、前述した諸問題のほかに、ドッジ政策以降の経済運営の方向転換に対処する基本条件があった。それまでは経済の統制がきびしく、石炭電力の割当が得られなければ生産に手がつかなかった。ドッジ政策は一面では統制の強化を指示したが、方向としては統制の解除にあり、資金による調整以外は、市場経済の原理に従うことを目ざしていた。その間にあってアメリカの援助資金の効率的利用（経済再建に寄与）を図っていた。したがって塩の国内生産もエネルギー資源の直接的制約下で考える方向から脱することが計画決定の基本条件となる体制にあった。一方輸入については、占領下の管理貿易であったことのために、輸入の必要についての事由が明らかであれば、司令部への輸入懇請によって、かえって輸入は実現し、輸入外貨の不足問題を政府が直接心配する立

場にはなかった。二四年度までの塩の需給が、国内生産の極端な不振にもかかわらず、輸入塩によって不足分の供給が果たされたことは、もちろん政府の輸入についての努力によるものではあるが、外貨面についての心配がなかったためとみることができる。しかし、民間貿易再開の二五年度以降は、国際収支確保の直接責任が政府に求められ、塩の輸入が必要だという需給量の計算だけから、外塩輸入が許される条件とはならなくなった。外貨問題をも考えて塩の需給をみると、国内塩供給の確保増強は、新しい問題として必要になっていた。

したがって、国内塩業対策の実施によって一挙に効果があがり、国内塩生産量が増加することが期待されたわけではない。それは国内塩業の整備が整理ではなく強化という方向で理解される方針への転換であった。それゆえに、朝鮮戦争による供給不安については、この長期的視点とは異なった緊急対処が必要であった。それが国内塩の増産にあることは当然であった。塩業審議会に対して「塩緊急確保対策」について諮問が出され、審議会は「塩緊急増産対策」についての諮問に対する「塩業審議会報告書」を作成した。

公社はこの審議会報告書を基礎に塩緊急確保対策案を作成したが、戦争の状況の刻々の急激な変化によりこの案の実現をみずに終わった。しかし、この対策案に示された国内塩生産についての状況把握は国内塩業対策の強化促進の必要を認識させる材料となった。すなわち「合理化増産対策が、未だその緒にいたばかりの現在においては、国内生産力は国内食料用塩需要の半ば程度であ」って「右の生産力の現状をもって、今後悪化を予想される塩需給に対処するためには、強力な国内増産対策を行なう必要があることは明らかである。」現在の設備の維持向上と拡充による「その増産量はせいぜい一五万トン乃至二〇万トン程度にとどまるものと予想される。従って、今後の事態の推移により、需給の悪化した場合を想定すれば、右の方向とともに、更に画期的な増産の方向を考えなければならない。」「従

って、現在の製塩施設を基礎とした方向における増産対策を直ちに実施するとともに、これと併行して、画期的な方向における増産対策を準備する必要がある」と説明されている。

この緊急対策が案に終わったことは、それが具体的な実行案を示しえなかったことにもよるが、緊急事態に実効性の高い具体案を求めることが、過去の経験も含めて、塩については困難であることを裏書きしたものであった。しかし戦後の過程では、再々の政策方向の転換によって、新しい方式の技術研究が、その採否についての不安により促進され難い雰囲気にあったのに対して、塩業整備委員会以来の政策方向が、技術開発について強く支持するものとなり、定着したことが、公社時代の大きな特色といえることができる。

### (三) 塩業保護改良の諸制度の整備

自給製塩の確保のために、戦後巨額の設備補助金の交付が準備されたが、司令部の指示でそれが圧縮され、以後塩業に対する国の保護促進政策は後退を続けたとみてよい。しかし国内塩生産の増強を目標として、それに必要な資金、資材の確保を政策の基本方針として定めた二五年三月以降については、従来の流れを続けることは許されない。それも、新しい技術と合理的経営の実現について単に資金、資材を確保することのみでその目的が達成できるわけではなく、より広範な総合的な施策の配慮が必要であった。塩業対策がどのような具体的な制度によって促進されることになったかをみよう。

#### (1) 塩田等災害復旧事業費補助法

二五年一二月、法律第二五七号として「塩田等災害復旧事業費補助法」が公布施行された。補助対象は二五年四月一日以降発生した災害によって生じた災害復旧事業であり、製塩施設に係るものである。法制定の直接の理由は同年

九月のジーン台風、キジア台風により九州地区の塩田施設が大きな被害を受けたので、その施設復旧をすすめるためであった。

台風による塩田施設の被害はこの二五年に限られたことではない。戦後も再々台風の被害があり、二一年一二月の南海震災による被害もあり、その都度塩田復旧対策が立てられ、予算措置による復旧補助金が交付された。そして塩の収納代金に加算する形で事実上の復旧費補助策がとられた。しかしそれも製塩施設の拡張を抑制する司令部の方針できわめて窮屈なものとなり、補助の実効はあがらなかった。二五年三月の国内塩業対策も、技術経営の設備改善の促進が目途であり、旧設備の保持を目標としてはいない。それにもかかわらず、災害復旧事業に対する恒久的な制度を法律で定めることは、製塩新技術がまだ試験段階にある時期としては、国内塩の生産確保を図る方針のもとでむしろ当然であったとすることができよう。

同法では災害復旧事業として一件の費用が一五万円以上のものを対象とし、その補助額については、塩田、濃縮施設については一〇分の五、塩田防災施設については一〇分の六・五の比率の範囲内と定めた。そしてこの補助金は公社の専売納付金の計算に当たって損失に算入することになった。

同法施行についての規定は同月公布の「塩田等復旧事業費補助法施行規則」(大蔵省令第一一〇号)で定められた。

#### (2) 製塩施設法

「製塩施設法」は二七年七月、法律第二二八号として公布施行され、塩田等災害復旧事業費補助法は廃止された。補助法が復旧事業費を対象としたのに対して、施設法では補助法が対象としなかった製塩施設の改良事業に対する補助を認めた。施設法が補助法と異なる基本点は、補助法が災害被害塩田についての復旧という受身の事象を対象とし

たのに対して、施設法は当初塩田等管理保全法という仮称で立法が企画されたことに示されるように、製塩施設の保全等を目的とした能動的立場の法律であった。そのため、施設保全のために、一般国民に対する公社の指示権が認められている。そして施設のよりよき保全が施設の改良によって効果をあげることになるわけである。

このような製塩施設に対する補助は、既述のように二二年度まで続けられていたが、二三年度以降は司令部のきびしい設備抑制方針で打ち切られていた。二三年度には製塩施設の新設、再建、転換、改造の一切の工事は禁じられていた。二二年度以前においても施設補助については「製塩設備改良奨励金交付規程」(大正一五年)による予算措置として処理され、戦後の塩専売法臨時特例による自給塩の生産設備建設に対する補助も、同様に予算措置によったものであり、法律の規定そのものとして示されたものではなかった。

製塩施設法によって補助金が交付される事業の補助については、既存の復旧事業費補助法によったものはそのまま認め、さらに復旧に際して原形復旧が困難であるもの等で原形復旧以上の建設事業分にも、塩田、濃縮施設について一〇分の四、塩田防災施設に一〇分の五・五を認めた(第三条)。また改良事業に対して予算の範囲内でその一部を補助することにした(第六条)。そして同法では「第三章 製塩施設の保全措置」として、第一三条で「製塩施設の効用の維持又は製塩施設の保全上必要があるときは、製塩施設に隣接する地域又は水域において」「施設を新たに設けようとする者に対し、製塩施設の効用を維持し又は製塩施設を保全するため必要な予防施設を設けるべきことを指示することができる」として、公社に予防措置の指示権を与えた。

### (3) 塩業金融

製塩業のための特定の金融機関があるのではない。しかし塩業に対する資金融通の窓口は増加傾向を示した。二六

年には「農林漁業資金融通法」(法律第一〇六号)が制定され、その資金は塩業関係にも融通されることになり、二六年度分として六億一〇〇万円が確保された。製塩設備が急速に巨大化し、その資金を獲得することが一企業としては困難になりつつある際に、長期低利資金を供給する機関を期待することは、塩業の場合従来そのような金融組織がなかっただけに、他の産業部門以上に強いものがあつた。

農林漁業資金融通法は、「農林漁業金融公庫法」の制定によりこれにその機能を引き継ぎ、農林漁業金融公庫が設立されて、従前を超える資金供給が進められることになった。



## 第二節 輸入塩対策の推移

### (一) 民間貿易再開に伴う輸入塩調整

公社発足を前に、貿易の体制転換が進められ、二五年一月一日から民間貿易（輸入）が再開された。政府の機構整備としては二四年五月二五日から通商産業省が発足し、商工省と貿易庁の発展的解消があった。貿易庁の実務機関であった貿易公団も整理縮小された。この機構整備より早く四月から塩の輸入実務は鉱工品貿易公団から専売局に移管された。この実務移管で二四年度の塩の輸入契約の内容は明らかとなったが、それは輸入計画一三〇万トンを大幅に上回っていた。形式は貿易庁長官の契約であったが、実際は司令部による契約であり、契約量は二〇〇万トンを超えていた。

終戦後の外塩依存の傾向は、国内生産の不振と政府の輸入懇請の結果であったが、必要量を超える輸入は、アメリカの援助によってようやく輸入がまかなわれていたことからみても、その援助資金の無駄使いであり、国内生産の秩序を乱すものであった。さらに単一為替レートが設定され、民間貿易が再開されれば、輸出入調整は政府の直接の責任事項となり、外貨節約は至上命令ともなるので、適正な輸入計画を立てて実行することは是非とも必要であった。また塩専売法は公社に輸入権限を認めていたので、専売局はその業務を公社に譲るまでは、輸入問題を安易に見過ぐすことはできなかったし、公社もこの問題に真剣に取り組まなければならなかった。

二四年度の輸入塩の入荷状況は好調であった。当時の市況からみて契約価格が売手側に有利であったためでもあったが、それは一面では、高価格輸入の外塩を抑えて外貨節約を図ることも配慮した国内製塩の強化を目ざす国内塩業対策の方針を固める材料でもあり、また当面の課題として、輸入契約の整理を進める条件でもあった。公社は輸入契約を調査し、その契約条件を解除しうるものを選んで、解約の手続をとることを司令部に懇請し、ようやく約四四万トンについて解約することができた。このほかにも輸入中止となったものがあったが、それでも二四年度末の公社の手持在庫は一〇〇万トンを超え（うち原塩四八万余トン）、民間貿易再開後は、市況を観測しつつ有利な輸入を計画すればよい状況にあった。買手市場に転じたわけである。二五年度の輸入計画は極力圧縮する方針で組まれた。

二五年度の輸入計画での配慮は輸入量の圧縮について遠海塩輸入依存の低減であった。二四年度の契約価格はCIFでトン当り約一九億ドルに達しており、遠海塩の多いことが高価格の理由であった。

なお公社の塩輸入について、輸入の権限は公社にだけ与えられていたが、公社の委託を受けた者の輸入も認められていたので、公社が直接輸入に当たるか否かについて検討されたが、具体的問題は輸出入の許可が通商産業省の権限事項であったことから、同省との折衝が進められ、結局公社自身による直輸入はしないということになった。貿易商社の機能に匹敵する十分な能力を公社がもちうるであろうかという現実的判断と、貿易政策、外国為替政策等の立場との関連で、公社は国内需給面との関係で輸入全般の指導統制に当たることにした。

### (二) 朝鮮戦争以降の輸入条件の激動

遠海塩依存軽減の期待は船賃の節約による外貨節約であり、同時に船賃の変動による輸入価格の変動を回避して、輸入計画の安定を図るものでもあり、それはまたその大部分を近海塩でまかなった戦前の輸入体制の復活でもあっ

表 6-3 塩 輸 入 価 格 (単位：トン当りドル)

塩 種	内 訳	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度
中 国 塩	FOB	5.46	5.46	—	5.46
	F&I	3.13	9.97	—	2.65
	CIF	8.59	15.43	—	8.11
台 湾 塩	FOB	6.50	6.50	6.50	5.50
	F&I	4.83	9.01	5.05	3.21
	CIF	11.33	15.51	11.55	8.71
イ ン ド 塩	FOB	—	5.46	4.90	3.78
	F&I	—	13.47	10.26	5.49
	CIF	—	18.93	15.16	9.27
ア デ ン 塩	FOB	2.80	3.50	3.50	3.08
	F&I	6.88	15.34	11.34	5.77
	CIF	9.68	18.84	14.84	8.85
エ ジ プ ト 塩	FOB	2.80	3.15	3.08	3.08
	F&I	13.56	16.25	9.48	5.66
	CIF	16.36	19.40	12.56	8.74
ス ペ イ ン 塩	FOB	3.08	3.08	3.08	2.80
	F&I	7.71	19.91	14.39	6.83
	CIF	10.79	22.99	17.47	9.36

出所：同上，247ページ。  
 (注) FOB…塩価，F&I…運賃等，CIF…輸入価格。

表 6-1 塩 輸 入 推 移 (単位：トン，千円)

昭和年度	近 海 塩	準近海塩	遠 海 塩	計	輸入代金	
23	53,290	31,285	1,142,056	1,226,631	2,183,945	
24	316,556	140,531	1,118,350	1,575,437	10,308,686	
25	政府	143,435	—	41,575	185,010	—
	民間	103,899	21,606	413,548	539,053	—
	計	247,334	21,606	455,123	724,063	3,021,510
26	178,625	111,922	1,510,907	1,801,454	13,394,909	
27	161,634	173,054	1,125,361	1,460,049	7,905,694	

出所：『戦後日本塩業史』，261ページ，日本専売公社『十年の歩み』付表8。

表 6-2 塩輸入地域別推移 (単位：トン，ドル)

塩 種	25 年 度		26 年 度		27 年 度	
	数 量	平均輸 入価格	数 量	平均輸 入価格	数 量	平均輸 入価格
近 海 塩	247,334	9.19	178,625	15.51	161,634	11.55
中 国	82,454	8.59	3,498	15.43	—	—
台 湾	164,880	11.33	175,127	15.51	161,634	11.55
準 近 海 塩	21,606	9.59	111,922	16.01	173,054	11.00
内)タ イ	21,606	9.59	82,307	15.70	103,136	10.59
遠 海 塩	455,123	12.45	1,510,907	20.88	1,125,361	15.54
内)イ ン ド	24,339	—	33,833	18.93	243,817	15.16
ア デ ン	159,577	9.68	318,903	18.84	268,181	14.84
エ ジ プ ト	78,479	16.36	232,450	19.40	117,973	12.56
イ タ リ ア	37,399	15.04	164,232	21.06	46,061	17.58
ス ペ イ ン	28,310	10.79	235,510	22.99	96,076	17.47
ア メ リ カ	9,097	23.57	179,865	21.92	68,278	19.84
合 計	724,063	11.73	1,801,454	20.04	1,460,049	14.56

出所：『戦後日本塩業史』，260ページ。

た。しかし近海塩として最も期待する中国からの輸入は、国共内戦の激化とそれに引き続く中華人民共和国の成立以後は、多くを期待することができず、台湾に頼るについてもおのずから限度があった。このような条件下で、二五年度六月二五日に朝鮮戦争が起こった。

朝鮮戦争は、その突発直後から世界経済に大きな影響を与えたのではない。その戦闘のきびしさにもかかわらず、それは局部の戦闘と解されていた。日本の国内経済だけは強い刺激を受けた。世界経済が強く刺激されたのは中国軍の介入以後である。塩についても、それ以後は中国からの輸入は期待できなくなった。それとともに船賃も高騰し、その船賃による高価な遠海塩を輸入しなければならない条件に変わった。その輸入も期待する時期に実現する保証はなかった。

二五年度の輸入は計画の手控えもあってその実績は七二万余トン、その金額三〇億余円で二四年度実績一五七万余トン、一〇三億余円を大幅に下回ったが、二六年度は一八〇万余トンで、二五年度の約二・五倍であったが、輸入金額は約一三四億円となり、二五年度の四・五倍近い高額であった。平均輸入価格で見ると、二五年度のトン当り一・七三ドルに対し二六年度は二〇・〇四ドルで八八%増である。これらの高騰について輸入価格構成を地域別に示せば、表6-3のようになる。遠海塩の価格は船賃によって左右されることが明瞭に看取されよう。

二六年度の塩輸入量が二四年度を大きく上回る大きな量となり、戦後の最高を示したのは、塩輸入価格の急騰を招くほどに塩の需要が急増したためであった。食料としてでなく工業用であったことはいうまでもない。このほかに二五年度中の輸入が遅れ、公社の手持在庫が二四年度末の一〇〇万余トンに対し、二五年度末が五七万余トンに半減したこともあり、備蓄分の補充が計画されたことも二六年度の輸入量が急増した一因であった。

朝鮮戦争による需要の急増は基本的には二五年度で終わり、二六年度の特需はいわゆる戦線保持のための消極的なもので、二六年度ではむしろ過剰輸入の後始末が問題となり、いわゆる滞貨融資によるオーバー・ローンが現われた。このような状況は世界市況にも現われて、景気後退による海運市況も安定に向かい、二七年には海上運賃は低下を続けた。

表 6-4 塩 需 給 推 移

(単位：トン)

昭和 年度	需 要			供 給			年 度 末 在 庫
	一 般 用	特 別 用	計	国内生産	輸 入	計	
23	1,047,101	429,201	1,476,302	292,779	1,226,631	1,519,410	169,299
24	540,009	537,755	1,077,764	395,966	1,575,437	1,971,403	975,961
25	806,780	747,226	1,554,007	426,543	724,063	1,150,606	575,832
26	880,203	1,016,247	1,896,450	443,162	1,801,454	2,244,616	886,617
27	914,550	871,282	1,785,832	450,702	1,460,049	1,910,751	958,137

出所：『戦後日本塩業史』、190ページ。

表 6-5 国内産塩推移

(単位：トン、%)

昭和 年度	加圧式		真空式		蒸気式		平釜式等		計
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
23	1,123	0.4	143,480	49.0	72,259	24.7	75,915	26.0	292,777
24	2,327	0.6	214,694	54.2	108,717	27.5	70,226	17.7	395,964
25	337	0.1	225,610	52.9	145,077	34.0	55,520	13.0	426,544
26	209	0.0	274,210	61.9	135,793	30.6	32,949	7.4	443,162
27	2,267	0.5	284,917	63.2	134,108	29.3	29,410	6.5	450,702

出所：同上、236ページ。

部の指示で進められた間は、輸入塩は低価格で専売局に引き渡されていたが、単一為替レート設置後、さらに公社が輸入することになってから輸入価額は急増し、在庫調整は塩専売の収支確保についても重要な問題となった。

戦時に続いて戦後も塩の割当配給制度は続けられたが、外塩輸入による供給条件が緩和されたので、公社制発足後この配給制度の廃止が検討され、二四年一〇月には試験的に配給制度の一部が中止され、三カ月間の試験期間を置いて二五年一月からは塩割当配給制を廃止して、塩の自由販売制が実施された。一七年一月以来続いた

### 第三節 塩専売事業の推移

#### (一) 塩の需給事情の推移

公社制以前は政府の塩買入価格は賠償価格と表現した。その意図は生産費を賠償する価格という点にあった。公社制以降は収納価格と変更された。二三年七月に決定したトン当り九七四五円の賠償価格はそのまま収納価格として公社に引き継がれたが、その後朝鮮戦争以降の物価上昇に処して、塩の生産費上昇を配慮して二六年八月一日以降、トン当り一万二〇〇〇円と二三%引き上げたが、さらに翌二七年一月一四日に、公社告示でトン当り一万三〇〇〇円に改定した。

二三年度以前の国内塩生産制約の決定的条件であった石炭電力事情が二四年度以降は好転したので、この面からの生産制約がはずれ、国内生産量は増加に転じた。しかし政府の期した六〇万トン水準には及ばず、のちに国内塩業対策でその目標を七〇万トンとする状況には大きな隔りがあった。生産量自体は十分な期待の水準にはなかったが、この間に塩の生産方法ではかなりはげしい転換が進んだ。いわゆる平釜式等の生産方法が減退し、蒸気式・真空式による生産量が増大した。しかしこの時期にはのちに発達した海水直煮製塩方式は能率が悪く、終戦直後の余剰電力を利便して一時採用された程度にとどまっていた。

一方輸入塩による供給は、既述のごとく二三年度以降過剰在庫調整が重要課題となる状況であった。また従来司令

表 6-6 塩用途別消費実績

(単位：トン)

用途別	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
総計	1,554,095	1,202,610	1,556,961	1,850,123	1,690,041	
一般用	計	1,086,894	650,895	775,754	841,198	894,019
	調味料	210,661	151,612	174,723	181,401	184,207
	漬物	243,726	142,346	180,918	224,111	240,438
	その他	160,292	80,605	119,916	134,864	143,982
	しょうゆ	202,475	144,406	208,160	186,079	192,216
	水産物	120,598	62,341	51,597	67,527	76,624
工業用	計	467,201	551,715	781,207	1,008,925	796,022
	ソーダ用	429,201	535,520	748,013	984,042	768,309
	特定工業用	38,000	16,195	33,194	24,883	27,713

出所：同上，309ページ。

塩の配給制度は八年間の歴史を閉じた。

自給製塩対策に追われた戦後の状況に比して、塩の割当配給制の廃止は、まさに需給条件の大転換を示すが、その実施は二四年度中のことであり、この廃止意図が示されると一般用の需要はむしろ減少し、二四年度の一般用の需要は二三年度に比して半減した。二三年度には輸入塩の増大があり、塩の会計の維持のために一般用の供給増大を図ったので、二三年度の需要量は多少大きく記されるものとなったが、それにしても、二四年度の需要量の減少は顕著であった。しかし二五年度以降は安定し漸増の方向を示した。

このように生活物資としての塩の需要は軌道に乗ることになったが、工業用塩の需要は戦後の経済復興再建の方向とともに急増し、経済安定政策後も朝鮮戦争による需要増加でその方向を続けた。二七年度は戦争後の反動で減退はしたものの

工業用の需要増大のテンポは一般用を大きく上回った。

塩の需要量の推移は以上のとおりであるが、需給条件の緩和による割当配給制の廃止は、一方で資金上の需給条件の問題を作ることになり、輸入塩の購入費の増大もあって、塩の会計の赤字増大が見通されたので、二四年九月に塩価改定を申請し、一〇月から白塩トン一万六二二〇円を一万七九五〇円に改めた。輸入塩は一ドルを三三〇円と見込んで計算が立てられていたことと、塩の売れ行き不振で、塩の会計は一四億円もの赤字が出る計算となったことが、この価格改定に踏み切る理由であった。

その後配給制の廃止後の売れ行き不振と、輸入塩価格の低落があつて、この塩価を引き下げる方針となり、二五年一二月から白塩はトン一万七九五〇円から一万四〇〇〇円に引き下げられた。ところが朝鮮戦争後の状況転換で二六年度には再度輸入塩価格が上昇したので、八月にはまた塩の価格改定が実施され、白塩トン当り一万四〇〇〇円は一万六五〇〇円に変更された。塩価の騰貴はこれが最高で、その後は国内生産の急上昇もあって塩価は低下し、二九年九月には一万三五〇〇円にまで低下する。

ソーダ工業用塩は二三年七月にトン当り一三〇〇円から三〇〇〇円に改定されて以来、二四年の一般用塩の塩価改定の際も据え置かれたが、二六年三月には一般用塩とは逆に引き上げられて八〇〇〇円となった。

なお、塩の需給価格決定に関連して、二四年の単一為替レート設定後、価格調整費として補給金三七億円が一般会計から専売局特別会計に繰り入れられた。その算定は次のとおりであった。買取価格は内地塩四〇万トン当り一万二〇〇〇円、輸入塩一二五万トンをトン当り六六八九円とし、これに営業費等を加えると支出は一九一億円となるが、食卓塩約五〇万トンはトン当り一万六二二〇円、粉碎塩三二万余トンをトン当り九七〇〇円で売り渡すと、そ



表 6-7 塩事業損益計算書

(単位：千円)

科 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (予定)
借 期首棚卸資産	207,284	794,766	8,688,795	4,709,524	5,731,058
事業総経費	9,457,425	18,955,927	10,430,902	22,969,951	26,553,240
総支出	9,625,397	19,015,919	10,805,224	23,720,883	26,955,025
内固定資産に 対する支出	167,972	59,992	374,322	750,932	401,785
減価償却費	1,123	4,895	9,987	25,657	43,656
純益金	2,232,386	3,175,146	352,039	2,754,650	417,117
合 計	11,898,218	22,930,734	19,481,723	30,459,782	32,745,071
貸 期末棚卸資産	794,766	8,688,795	4,709,523	8,476,299	5,790,046
事業総収入	11,103,452	14,241,939	14,772,199	21,983,483	26,955,025
合 計	11,898,218	22,930,734	19,481,723	30,459,782	32,745,071

出所：日本専売公社各年度決算，27年度予算による。

表 6-8 塩事業貸借対照表

(単位：千円)

科 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (予定)
資 産 部					
固定資産	195,218	140,507	486,768	1,237,700	1,334,450
土地	11,799	11,901	73,165	129,316	142,406
建物その他	183,419	128,606	413,603	1,108,384	1,192,044
棚卸資産	794,766	8,688,795	4,709,524	8,476,299	5,790,046
当座資産	1,377,452	△1,430,819	2,737,583	1,070,730	△1,257,453
未収金	—	57,246	36,592	44,902	36,592
売掛金	3,408,836	1,613,562	3,244,042	4,034,811	5,489,538
預金, 現金	△2,031,384	△3,101,627	△543,051	△3,008,983	△6,783,583
合 計	2,367,436	7,398,483	7,933,875	10,784,729	5,867,043
負債部					
資本金	8,712	787,915	7,036,631	7,966,078	7,036,631
積立金	—	—	—	0	△2,200,071
未払金	124,215	3,428,404	528,200	21,390	528,200
減価償却引当金	2,123	7,018	17,005	42,611	85,166
純益金	2,232,386	3,175,146	352,039	2,754,650	417,117
合 計	2,367,436	7,398,483	7,933,875	10,784,729	5,867,043

出所：表6-7に同じ。

## (二) 塩専売事業収支

の収入は一五四億円となり、その収支差額は三七億円となる。

戦前戦後の基本政策として食用塩の確保がとりあげられた時期には、塩の専売事業収支の均衡を保つことはまったく困難であったともいえる。しかし、二三年度には既述のごとく、他の専売事業同様、その収支確保が強く求められ、そのために年度途中で塩の収納停止という事件まで起こった。しかしこの収納停止は予算で予定した塩の生産を上回る実績を示すものであり、二三年度以降は塩の生産条件も好転し、さらに二五年には国内塩業対策も決定して国内製塩の強化が図られることになり、塩の供給方式が固まった。しかし一方では外塩の輸入が進み、その調整方策に苦心する事態に転じた。

これらの塩の供給条件の推移変化が、二四年度以降の塩事業の収支条件に余裕を与えた。二三年度以降の事業収支はいずれも純益金を計上したが、それは安定した事業経営のあとを示すものではない。既述のように輸入外塩の過剰在庫調整が問題となったことに示されるように、純益金の推移をみると、二三年度に続いて二四年度も大きな純益金を記録したが、二五年度には三億円余に減じ、二六年度に再び二三年度以来の高純益を残した。

この過程で各年度の期末棚卸資産の大きさの変化が目立つ。二三年度末の約八億円は二四年度末に八七億円近くに、二五年度末に半減して四七億円余となったが、二六年度末には再度八五億円に近い巨額を記している。この期末棚卸資産の額は、事業総収入に対して非常に高い比率を示しており、二四年度で六一%、二六年度で三九%弱に及ぶ。二六年度の比率が二四年度より低くなったのは事業収入の伸びによるものであり、既述のように、塩の需要は増大過程をたどっている。この事業収入の伸びの間に期末棚卸資産の増減がはげしかったのは、塩の買入れの変動によ

る事業経費の変動に原因するものであり、二四年度は二三年度に倍増し、二五年度に半減したのち、二六年度にはまた二倍を大きく超えるというはげしい変動をたどった。

このような事業経費の変動の過程で、公社の塩事業についての固定資産充実が進み、公社自身による製塩計画の経緯が貸借対照表の固定資産額の増大にみられる。二四年度末一億四〇五一万円でしかなかった固定資産は、建物等の増大で二六年度末に一二億三七七〇万円になった。既述のような棚卸資産の増大は塩会計自身の資金によっては維持しえず、たばこ事業の資金によった結果が負の預金・現金に示され、二四年度に三一億円、二六年度に三〇億円となった。二四年度が三一億円にとどまったのは未払金として三四億円の計上が可能であったことによるが、二五年度で負の預金現金を僅少にしえたのは、資本金を七〇億円余に増額した結果であり、未払金を減じ、売掛金を多額に計上したが、なお負の預金・現金を少なくした大きな理由に、前記の期末棚卸資産が激減したことがあった。

そのため二六年度に期末棚卸資産が増加すると、未払金はほとんどなくなったが、売掛金が引き続いて大きく残ったので負の預金・現金が再度増額したのであった。損益計算書の推移に示されたのと同様に、貸借対照表の推移も激しい変化を残した。

## 第七章 公社制発足後のしょう脳専売

### 第一節 しょう脳専売法の改正

すでに日本専売公社設立についての経緯と各専売法改正の要点を記したが、ここにあって「しょう脳専売法」の改正については記すのは、たばこ、塩についての専売が事実上は従来の専売事業の継続であったのに対して、しょう脳専売については法規の建前も専売事業内容も変更されたので、その専売法改正の経緯と改正内容を記しておくことが、公社制発足後のしょう脳専売事情を知るためにも必要であると考えられるからにはかならない。

既述のごとく、しょう脳専売については司令部内部でその必要性に疑問を抱く部局があり、「過度経済力集中排除法」との関連もあって、しょう脳関係四社の活動については、そのまま持続することが困難な事情にあった。そのような状況のもとで専売事業の公社制への転換が決定され、これに伴って各専売法の改正が進められたので、しょう脳専売法の改正作業には当初から多くの障害が横たわっていたわけである。

これらの経緯の理解のもとで、二三年一二月に日本専売公社設立準備室が作成した「粗製樟脳、樟脳油専売法改正

の基本方針」と「しょう脳専売法改正要綱案」は、次のようなものであった。

粗製樟脳、樟脳油専売法改正の基本方針

- 一、法律の名称をしょう脳専売法に改めること。
- 二、精製しょう脳及びしょう脳精油（副産油）を専売法に加えること。
- 三、計画生産確保のため、公社は一年度の製造予定数量を公告するとともに、製造者の製造数量に許可制を設け制限すること。
- 四、製造者に対する監督規定を整備すること。
- 五、再製、調理の委託を法制化し、受託者に対する監督規定を設けること。
- 六、販売及び輸出を許可制とし、販売者及び輸出者に対する監督規定を設けること。
- 七、その他たばこ専売法改正の基本方針に準じ所要の改正を行うこと。

しょう脳専売法改正要綱案

- 一、法律の名称をしょう脳専売法と改めること。
- 二、販売、輸出に関する規定を織り込み、用語の統一と法の民主化を図るため全文改正を行うこと。
- 三、法律の目的を掲げること。
- 四、しょう脳専売法実施機関としての、日本専売公社の法律上の地位を規定すること。
- 五、しょう脳及びしょう脳油の定義を規定すること。
- 六、しょう脳又はしょう脳油の製造許可について欠格条件及び取消条件を規定すること。
- 七、しょう脳又はしょう脳油の製造許可は製造場一ヶ所毎に行うものとする。
- 八、しょう脳又はしょう脳油の製造者は毎年度の製造数量について公社の許可を受けるものとする。
- 九、しょう脳及びしょう脳油の買入価格は公社が決定し得るものとする。

一〇、災害のため、しょう脳又はしょう脳油が損害を蒙ったときは、公社はその損害の一部に対して補償金を交付するものとする。

- 一一、しょう脳又はしょう脳油の輸入は公社の委託を受けた者でなければ行なうことができないものとする。
- 一二、しょう脳又はしょう脳油の販売には公社の指定を要するものとし、指定については欠格条件と取消条件を規定すること。
- 一三、しょう脳及びしょう脳油の売渡価格は政府の許可を受けて公社が決定し得るものとする。
- 一四、公社は、しょう脳又はしょう脳油の常時買受者に買受代金の延納を許可することができるものとする。
- 一五、しょう脳又はしょう脳油の輸出には公社又は公社の委託若くは許可を要するものとし、輸出許可については欠格条件と取消し条件とを規定すること。

一六、検査を行う場合には関係人の立合を必要とし、検査職員をしてその身分を示す証票を携帯せしめることを規定すること。

一七、処罰条項を整備すること。

この基本方針と法改正要綱案をもとに関係者をも加えた検討が進められたが、その過程で再製しょう脳の販売について、再製しょう脳会社が販売することは、その集中排除法の指定解除を困難にすることになり、そのような会社の独占力を強めるような制度にすることは適当でないとの持株会社整理委員会の見解を容れて、専売の目的物を山製（粗製しょう脳）のみとし、再製、精製は許可制として、その販売について指示することに改めた。したがってしょう脳の販売、輸出については許可または指定の制度はとらないことにした。これでしょう脳専売の内容は大きく変わり、その範囲が縮小した。この決定で、法改正要綱の一二、一五が欠けることになったが、それに関連して七、一四をはずし、さらに三もはずした。専売の目的を明示することが困難となったからである。その一方、再製、精製についての条件を加える必要が生じた。基本方針の条件も変わった。

その後政府内部での検討で種々意見が出たが、一応この修正要綱案によることで法律案作成が進められた。しかし司令部との折衝では修正原案の承認を得られなかった。司令部内では、内国歳入課は、修正の要点が専売の範囲を山製にとどめたこと、許認可に欠格条件を設けこれに該当しないかぎり誰にでも許可することで諒承したが、反トラスト・カルテル課は強硬で、結局しょう脳製造の許可制を割当制とすることで妥協ができた。

この間政府部内ではすでに修正原案のまま次官會議に付議決定し、この司令部との折衝結果による条件変化がある場合は、それを加えることを条件としていたので、この許可制から割当制への変更を加えて四月一四日に閣議決定をみた。次官會議から閣議決定までのあわただしさは、しょう脳専売法案の国会審議についての時間的制約によるものではあったが、この法案作成がいかに難事であったかを如実に物語るものでもあった。

しょう脳専売法の改正案は、第五国会の会期ぎりぎりに提出されて、政府案どおりに可決され、二四年五月二八日公布された。六月の公社発足によりやく間に合ったのである。なお、しょう脳専売法の実施についての施行規則も法律改正に伴って改正されたが、改正法の制定公布が遅れたことに伴って、作成、審議も遅れ、五月三十一日ようやく公布された。

「しょう脳専売法」は従来の「粗製樟脳、樟脳油専売法」とはいろいろな点で異なっているが、たばこ専売法、塩専売法の改正と同時に行なわれたために、三専売法について共通の扱いをしたところが多く、共通点はすでに別の章で説明したところに譲って、ここではしょう脳専売法についてとくに配慮された改正の要点を、法案作成過程での要点も含めて記しておく。

第一章の総則では、通常第一条で明示される法律の目的がない。これはたばこ、塩についても共通である。そして第一条に定義を置いたが、ここでは従来明記のなかったしょう脳についての各製造段階での名称の規定を記して、専売の対象明示を準備し、第二条で専売権を粗製しょう脳としょう脳原油に限定し、従来対象としていたしょう脳原油から製造したしょう脳を除外することを示した。改正法の重要な点がここにあり、専売の範囲の限定が他の条項に大きく影響している。

第二章の製造では、第六条で公社が製造予定数量を定める規定を設けたが、これは第七条で製造数量を割り当てることにしたことの前提条件でもある。この割当制は当初許可制を考えていたこととの大きな差である。割当制に付帯して製造者に欠格条件を設け（第八条）、製造者の納付するしょう脳の鑑定を重視した（第十二条）。

第三章の輸入、第四章の販売、第五章の雑則、第六章の罰則、それぞれに改正された問題点があるが、たばこ、塩と共通の性格の事項が多いので省略する。従来より専売の範囲が限定されたために、それだけ対象条件が減少したことに特色があるとみてよい。



## 第二節 公社制以降のしょう脳専売政策の推移

### (一) しょう脳生産計画の推移と収納価格の改定

すでに公社制採用前からしょう脳の生産計画は毎年度設定され、それに基づいて生産指導が進められていたが、しょう脳専売法の改正によって専売の範囲が制約され、粗製しょう脳の専売のみに限定されたので、公社は的確な見通しによる粗製しょう脳の生産指導をする必要が生じた。さらにその生産については割当制をとることになったので割当のものとなる総量の決定が不可欠であり、毎年度の生産計画の設定が基本的に重要な政策課題となった。

このような制度上の要請に加えて、粗製しょう脳の製造についてはすでに記したように調整困難な現実の問題があり、二三年度には在庫の増大のおそれを抱きながら生産計画の増加を承認しなければならなかった。製造人員、実数等の増加傾向のもとで、生産計画量を圧縮しなければならぬ条件下に置かれていた。

公社制発足以前に、二四年度のしょう脳生産計画は三〇〇〇トンと定められた。前年度当初の計画量と同一であったが、その後の追加と実績とに对照すると、生産の非常に大きな圧縮を求めたものであった。二三年度実績は三四四八トンで、工場数の増三六を加えると、二四年度計画の一工場割当平均三六五四キロは、二三年度実績の同四三一六キロに対して一五%余の縮減であった。そして一方では日本樟脳製造株式会社の在庫も増加しており、生産計画を増加することは困難であった。

この生産計画の重要性はしょう脳専売についての方式転換とも関係があった。従来は三専売について一応の採算が求められていたが、塩については二二年度まで、しょう脳は二三年度まで収支不足が続いた。しかし公社制以降は各専売それぞれの独立採算をとることになったので、しょう脳の需給の見通しを確実に把握する努力が強く求められることになり、その一環として専売価格の決定、収納価格の決定も慎重に扱われなければならない。戦後の補償価格（公社制後は収納価格）の変更は諸物価の騰貴に対応した生産コスト上昇の補填の性格が強いものであったから、経済安定計画実施後はその必要はなくなったが、安定計画として実施された単一為替レートの設定が、しょう脳製品の出産価格の引き下げとなり、それに処してしょう脳専売の独立採算を保つためには、収納価格の変更が避けられない計算条件であった。引下必要率は一五・三%と計算されたが、結局しょう脳原油の一キロ当り収納価格を一七三円から一二五円に引き下げ、粗製しょう脳については手をつけずに据え置くことにして六月一日に実施した。

収納価格の引き下げによって山元の製造者にとっては不利な条件となったが、さらに台風による災害が加わってその条件悪化を助長した。しかし二四年度の生産実績は計画を上回り、三〇四二トンを記録した。このように生産の方は一応順調に推移したが、単一為替レート設定以来、精製しょう脳の輸出事情は不調で、二四年六月にはインドの輸入制限があり、ポンド圏との通商協定の決定が遅れて、二四年度中には輸出皆無の事態が生じ、しょう脳の需給バランスは大きく崩れた。二四年一二月に民間貿易の自由化が実施されたことが先行きに明るさを与えたが、しょう脳関係各社・公社の在庫は急増し、二五年度に入ってから依然増加を続けるという事情があった。

二五年度の生産計画は前年度に続いて三〇〇〇トンに抑えられたが、公社の在庫増大で第二・四半期には一七〇〇トンにも達した。しかし六月に朝鮮戦争が起こってそれまでの需給事情は急変した。戦争後の物価上昇は急速調でこ

とに木材の価格上昇が顕著であったので山元の製造業者の不安は大きかった。しかし一方で、アメリカの合成しょう脳の製造が低落し、海外市況が好転したので、各社・公社も在庫減少に移り、山元の製造業者も生産増加への期待をもつにいたった。

このような状況変化のもとで、二六年度の生産計画は四三〇〇トンと大きく増加させたが、当初からその計画で出発するのではなく、予算計画では従来どおりの三〇〇〇トンとし、状況に即して増額する方法をとり、とりあえず第一・四半期の生産割当を計画の五五%、一六五三トンで出発した。このような生産増額についても設備の新設を避け、既存設備の稼働率を上げることで臨んだが、諸物価の急騰後の事情で、製造業者の採算条件悪化は正の要請を容れて八月一日に粗製しょう脳、しょう脳原油をそれぞれ一五%余引き上げて、収納価格をキロ当り一九〇円、一四四円とした。

第二・四半期の生産割当は八〇六トン、第一・四半期の実績は一四〇九トン（計画の八五%）であったが、第三・四半期以降の生産割当が非常に少額となることで製造業者の不安が強くなり、結局当初計画の四三〇〇トンまで生産割当をすることになった。一三〇〇トンを加えて第三・四半期七六七トン、第四・四半期一〇七四トンとした。このような増加割当を承認した背後には、二四年度第二・四半期に一七〇〇トンにもなった在庫が、二五年度の同期には九四四トンにまで減少した事情もあった。二六年度の生産実績は、第三・四半期の生産が伸びて、結局計画をわずか下回る四二七三トンとなった。

このように、二六年度の生産は急増し、海外市況も好調ではあったが、もともと戦争による状況変化に基づくものであり、需給条件の基調が変わったというわけのものではなかった。二六年度後半の経済情勢とも合わせて、二七年度の生産計画には慎重にのぞみ、前年の四三〇〇トンを大きく下回る三八〇〇トンとした。約一二%減の計画量であった。とくに二六年度中のしょう脳原油の売れ行きの不振がこの計画減額に強く結びついた。

二七年度のしょう脳専売についての事情説明は本編の対象期間外ではあるが、同年度はしょう脳専売についての一転期ともいえるので、それに関連して二、三の事項を追加しておきたい。

粗製しょう脳としょう脳原油の収納価格は二六年に一五%余引き上げられたが、同年度の生産増大にもかかわらず、製造業者の採算条件悪化で収納価格引き上げの要請が強く出されていた。そこで二七年には需給の見通しの不安も配慮してわずかに収納価格の引き上げを認め、六月一三日に粗製しょう脳についてだけ、キロ当り二九円引き上げて二一九円とした。

「くす」の使用については、しょう脳製造以外の使用を禁じる「木材需給調整規則」が二二年五月以降施行され、二五年七月にはそれに代わる「くす使用制限規則」（農林省令第八二号）が施行されて、ひきつづきしょう脳以外の使用が制限されたが、いずれも「臨時物資需給調整法」に基づくものであったから、講和発効後の統制経済緩和の方向で物資需給調整法が廃止されるに伴い、その根拠を失って二七年六月に廃止された。「くす」がしょう脳以外の他の用途に向けられることをも条件に入れた需給計画を立てなければならなくなった。

このような需給条件の変化とともに、公社発足後日本樟脳製造株式会社の分割解散が、各製脳場の設備返還要求によって徐々に具体化し、しょう脳専売自体の存在意義をも疑問視させる問題となってきた。多くの問題をかかえたこの専売事業について検討するために、二七年にしょう脳事業審議会が設置された。

## (二) 樟樹植林計画の推進とくす使用制限の経緯

既述のように、戦後の一時期を除いてしょう脳製造以外に「くす」を使用することを禁ずる方針が守られ、さらにその原木供給確保のために二三年には樟樹植林の計画が定まり、各種の奨励方策によって実施に移された。公社発足後もその方針は引き継がれたが、その実施過程において問題が生じた。

前項で明らかのように、しょう脳生産計画はしょう脳専売の運営上不可欠の条件となったが、その原木供給については、戦後急速に国有林による比率が高まり、生産計画の決定が大きく国有林の立木処分計画に関係することになった。それは林野行政との関係であるが、林野行政の立場からは民有林の造林促進も重要であり、くすの取引価格を適切に保ちつづくの特殊使用に対する制限解除をも認める意向であった。林野行政としては、国有林野事業特別会計の独立採算強化の立場から、安定的、継続的なしょう脳生産計画の実施を公社に求め、また、工芸用等のために、一定寸法以上の材についてはしょう脳製造指定を解除することを求めたのである。

後者については林野庁と公社との間で協定ができたが、山元の製造業者の強い反対でさらに修正を加え二五年六月に決定した事項は、指定解除は材の長さ六尺以上、末口径が鹿児島・宮崎両県下では一尺六寸以上、その他の県では二尺以上のもので、個々の事情を審査して製脳に支障がないと認められる場合に、公社の地方局長が同意書を発行することにした。これが木材需給調整規則第四条による「くす」の使用制限から、くす使用制限規則への転換で、二五年七月、農林省令第八二号として公布施行された。しかし、この規則も二七年四月の臨時物資需給調整法の廃止後、過渡的対応期間を経て同六月に廃止されてからは、原木価格と原木保続に「くす」の需給事情が直接影響することになった。それは樟樹植林計画の重要性を高める要因でもあった。

樟樹造林の計画についてはすでに第三章でその事情を記した。植林計画では林野庁に依存する程度を下げ、公社直営に重点を置く方針を立てたが、二三年度が七〇〇町歩にとどまったのは、第一年度という事情によることもあったとしても、毎年二〇〇〇町歩の計一万町歩の五カ年計画は、二四年度以降においてもようやく七〇〇町歩水準を維持するにとどまり、二七年度までに約三五〇〇町歩を実施しただけであった。その実績は計画の三五%であったが、植え付けた苗は八三四万余本に達し、計画植樹としての一応の成果をあげることができた。

この造林計画実施とともに民有林に対する造林奨励には、従来から続けられたくす苗木の養成、くす苗木の無償交付があり、二三年には戦時中に制定された「粗製樟脳樟油生産奨励規程」の一部改正で造林奨励金が増額された。続いて二五年五月には「造林臨時措置法」(法律第一五〇号)が公布され、森林造成が国土保全と森林資源の培養のために実施されることになったが、同法施行規則(農林省令第七〇号)でその対象に「くす」が加えられたので、公社においてもそれを実施するために、前記の生産奨励規程を廃し、これに代わる「くす造林手続」を制定して、くす苗木、各種奨励金の交付を定めた。造林奨励関係についてみると、育苗の奨励、造林の奨励、くす林経営者表彰、くす造林功労者表彰があり、とくに造林奨励について奨励金交付実績が伸びて、二三年度以降二七年度までに三九二六件、九八四万余円に達し、奨励金合計で一〇〇五万円を算した。

### 第三節 公社制以降のしょう脳の生産実績、販売価格、販売実績の推移

しょう脳専売法の改正によって、二四年度以降のしょう脳専売の内容は単純化した。山元の製造粗製しょう脳、しょう脳原油は、公社がそのまま民間業者に売り渡すことで終わり、再製加工についてはすべて民間業者の自由にまかされるからである。しかし、しょう脳の需要に合わせて供給を計画する仕事は依然として残っていた。この需給調整にしょう脳の収納価格と売渡価格決定の問題があったが、しょう脳専売事業の独立採算確保の要請から、これらの価格を通ずる需給条件の意味が重視されることになった。

経済安定政策実施以降は、基本的には収納価格、売渡価格の変更の必要はなくなったはずであったが、既述のごとく収納価格は再々変更されて、二七年六月にはキロ当り粗製しょう脳で二一九円、二三年八月の一六五円に比して五四円、約二五%の引き上げであったが、一方、しょう脳油は同じく一四四円、二三年八月の一七三円に比して約一九%の引き下げであった。この収納価格の開きは、しょう脳の需要事情に左右されるものであり、二三年度以前とは異なっていた。

しょう脳の売渡価格は、公社制以前は改良乙種と乙種の二者が示され、しょう脳油については委託再製の制度をとっていたので、売渡価格は定められなかったが、新制度になって、しょう脳は乙種一本となり、新しくしょう脳油の売渡価格が定められた。乙種の価格は二三年八月の二七五円より四二円下げて二三三円と定められ、しょう脳原油が

一六〇円と定められたのは、一面では単一為替レート実施による輸出価格の上昇を抑えるためであり、また前年来の在庫増加に処したものであった。しょう脳原油は売渡価格がとくに低くきめられた。

朝鮮戦争後の物価騰貴で収納価格引き上げの必要が生じたが、一方海外市況好転による輸出増加もあって、二六年八月にはいづれの価格もほぼ一律の約一五%引き上げが実施された。しかしその後の需給事情から二七年五月には、しょう脳原油の売渡価格が一八五円から一七三円へ六%余引き下げられた。二七年四月の臨時物資需給調整法廃止後の事態に処して、粗製しょう脳の収納価格が一五%余引き上げられて、一九〇円から二一九円となったのである。

しょう脳の収納価格の変更と生産計画の推移はすでに記したが、生産実績を表7-2によって、もう一度その推移をみると、二三年度の増産後の抑制と二六年の大増産が確認される。この実績を粗製しょう脳としょう脳原油の比率でみるとほぼ一定していて、両者の一方だけを生産するという条件にはないことが明らかとなる。二五年度以降では幾分しょう脳原油の生産量比率が高くなっている。

この生産実績に対して売渡しの実績はどうであろうか。二三年度の売れ行き不振ののち二四年度も依然需要停滞が目立っては改善されなかったが、二五年度では売渡高は三四二八トンと収納高を大幅に上回った。二六年度も売渡高は三八一九トンと伸びたものの、生産増大で収納高が四二七四トンに達して、再度多量の在庫をかかえることになった。

このような生産と売渡しの関係の推移の過程で、再製加工が民間業者にゆだねられたことによる調整の問題があった。二四年五月までは、各種のしょう脳関係の工業原料の大部分を占める改良乙種のしょう脳が政府の管理下であり、特定会社で委託再製されていたのを、二四年六月以降その管理をはずして再製が自由となったので、事実上この

委託会社の独占事業となった。この旧改良乙種しょう脳を含めた再製しょう脳とその他のしょう脳油から製出される副産油についても、新制度実施時には特定会社の独占事業となった。一方、これらの処理設備の工事を進めていた他の会社が競争場裡に加わるようになって、原料しょう脳の配分の問題が生じた。

これらの問題について公社は業界とその調整のために再々協議をして、二五年にはどうか結論をうる事ができた。日本香料薬品と旭化成工業は社用原料しょう脳の製造にとどめ、日本樟脳株式会社は従来の精製しょう脳のほかに旧改良乙種の製造に当たり、各セルロイド会社はその製造を中止し、いずれの会社も製造原料を再製樟脳株式会社と日本樟脳株式会社から買い受けることになった。

表 7-1 しょう脳収納価格, 売渡価格推移(単位: 1 キログラム当り円)

年 月 日	収 納 価 格		売 渡 価 格	
	粗製しょう脳	しょう脳原油	しょう脳乙種	しょう脳原油
23. 8. 12	(9日) 165	173	275	—
24. 6. 1	—	125	233	160
26. 8. 1	190	144	270	185
27. 5. 1	—	—	—	173
27. 6. 1	(13日) 219	—	—	—

出所: 『樟脳専売史』, 223, 510ページ.

表 7-2 しょう脳生産実績推移 (単位: キログラム, 千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
生 産 量	粗製しょう脳	1,493,841	1,314,537	1,229,268	1,713,141	1,508,692
	しょう脳原油	1,954,449	1,727,074	1,816,344	2,560,752	2,267,110
	計	3,448,290	3,041,611	3,045,612	4,273,893	3,775,802
収 納 価 額	粗製しょう脳	207,291	206,426	198,182	306,013	315,638
	しょう脳原油	306,573	229,559	227,043	351,561	326,464
	計	513,863	435,985	425,225	657,573	642,102

出所: 同上, 225ページ.

表 7-3 しょう脳売渡高推移 (単位: トン, 千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
売 渡 量	粗製しょう脳	2,003	1,383	1,792	1,797	1,477
	しょう脳油	—	1,389	1,636	2,022	2,168
	計	2,003	2,772	3,428	3,819	3,645
売 渡 価 額	粗製しょう脳	500,651	343,912	417,420	455,247	398,763
	しょう脳油	—	214,189	261,763	351,263	376,679
	計	500,651	558,101	679,183	806,510	775,442

出所: 同上, 497ページ.



表 7-4 しょう脳事業貸借対照表 (単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (予定)
資 産 の 部	固 定 資 産	97,609	79,387	127,665	179,182	236,691
	土 地	5,900	6,358	2,735	3,846	2,735
	建 物 其 他	91,709	73,029	124,930	175,336	233,956
	棚 卸 資 産	278,447	259,605	152,223	221,939	67,262
	当 座 資 産	△381,963	△240,522	293,387	265,244	153,696
	未 収 金	—	4,163	6,174	758	6,174
	売 掛 金	350,242	157,488	266,629	240,589	242,768
	預 金, 現 金	△732,205	△402,173	20,584	23,897	△ 95,246
合 計	△ 5,907	98,470	573,275	666,365	457,649	
負 債 の 部	資 本 金	514	64,019	490,529	557,518	490,529
	積 立 金	—	—	—	—	△ 74,325
	未 払 金	549	227	50	1,949	50
	減価償却引当金	653	2,109	5,159	9,131	14,443
	純 益 金	△ 7,623	32,115	77,537	97,767	26,952
	合 計	△ 5,907	98,470	573,275	666,365	457,649

出所：各年度決算，27年度予算。

表 7-5 しょう脳事業損益計算書 (単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (予定)
借 方	期首棚卸資産	171,846	278,447	259,605	152,223	97,969
	事業総経費	718,777	547,379	512,791	786,356	945,258
	総 支 出	801,986	588,552	569,473	837,873	1,008,061
	内固定資産支出	83,209	41,173	56,682	51,517	62,803
	減価償却費	562	1,456	3,050	3,973	5,144
貸 方	純 益 金	△ 7,623	32,115	77,537	97,767	26,952
	合 計	883,562	859,397	852,983	1,040,319	1,075,323
貸 方	期末棚卸資産	278,447	259,605	152,223	221,939	67,262
	事業総収入	605,115	599,792	700,760	818,380	1,008,061
	合 計	883,562	859,397	852,983	1,040,319	1,075,323

出所：表7-4に同じ。

#### 第四節 しょう脳専売の事業収支

公社発足以前から各専売の事業収支の均衡を守ることは強く司令部から指示されており、二三年度ではその努力をしたものの、結局は収支にわずかの不足が残った。しかし二四年度以降は単なる指示とか努力の問題ではなく、制度として独立採算が定められ、各専売それぞれに勘定を立てることになった。

また二二年度以降の発生主義の会計処理がとられ、各年度ごとに予算のほか貸借対照表、損益計算書の予定と実績とを参考資料として国会に提出することが義務づけられたので、公社制以降の専売事業内容は各専売ごとに明らかになった。

貸借対照表を二二年度以降二七年度まで（二七年度は予定）一表にまとめてみると（表7-4）、二三年度に純益金が負の七六二万円であったのが、二四年度以降引き続き大きく黒字となり、二六年度には一億円近くになっている。この間固定資産は逐年増加し、二三年度の在庫増加で棚卸資産が多額に計上されてから減少傾向に動き、再度二六年度に増大したことが示される。二三年度には在庫増大が大きく当座資産はマイナスとなっていたが、二六年度では在庫増大にもかかわらず当座資産は黒字を保ち、預金・現金も残っている。これらの結果は、事業総体として収支条件にゆとりができるように変えられたことを示している。この関係は損益勘定にもあらわれる。

二三年度の期首棚卸資産に年度中の粗製しょう脳等の収納（補償）による資産増その他の経費があり、一方しょう

脳等の売渡しによる事業総収入が対応するが、売渡不振による収入額の伸びなやみで期末棚卸資産が増大している。そして補償金と売渡価格とのバランスが純益金をマイナスにした。二四年度以降の期首棚卸資産額はすでに貸借対照表でそれぞれ前年度に示されているが、事業総経費の伸びに対して事業総収入の伸びがみられなくても、期末棚卸資産の増加となる関係にあれば純益金は確保される。二六年度の事業総経費は事業総収入に近づいたが、期末棚卸資産の増大で既述のように一億円近い純益金の計上が可能となった。

このような事業収支の好転のためには会計事務においてもきびしい条件が求められている。公社制以降は、終戦後しょう脳売渡代金の延納担保の一部が免除されていたのを全額担保を要することに改め、延納期間も六カ月を三カ月に縮めて経理の健全化を図った。

付  
属  
資  
料

## 目次

## 法令

I 国有財産	五二九
1 基本法令	五二九
(1) 国有財産法(旧)	五二九
(2) 同(新)	五三〇
(3) 国有財産法施行令(旧)	五三三
(4) 同(新)	五三八
2 関係諸法令	五三三
(1) 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律、旧軍港市轉換法	五三三
(2) 国有財産特別措置法、同施行令、会計規則臨時特例、予算決算及び会計令臨時特例一部改正	五三七
(3) 低性能船舶買入法、低性能船舶買入法の規定により国が買い入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売払に関する法律	五三八
(4) 昭和十四年法律第七十八号(寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律)改正、同施行令	五六一
(5) 国家公務員のための国設宿舍に関する法律、同施行令	五六五
II 造幣・印刷・専売	五七三
1 通貨関係法	五七三
(1) 臨時通貨法、小額紙幣整理法	五七三
2 専売事業関係法	五七五
(1) 塩専売法臨時特例	五七五
(2) 塩田等災害復旧事業費補助法、製塩施設法	五七五
3 特別会計等	五八五
(1) 作業会計法、専売局及び印刷局特別会計法、造幣庁特別会計法	五八五
(2) 専売局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律、専売局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律、造幣局据置運轉資本の増加等に関する法律	五九三
(3) 通貨等製造工場管理規則	五九六
4 専売公社	五九七
(1) 日本専売公社法、同施行法	五九七
(2) 日本専売公社の会計に関する政令、日本専売公社会計令	六一一

# 法令

## 凡例

- 1 件名・題名は『法令全書』によつた。ただし、一部改正の場合「……法の一部を改正する法律」を「……法一部改正」のように略称した。
- 2 かつこ内は公布年月日と法令番号であり、「法」は法律、「勅」は勅令、「政」は政令を示す。
- 3 法律の目次と見出し、法律改正、勅令・政令の制定文はすべて省略した。
- 4 改行・字下げは原則として『法令全書』によつた。
- 5 附則が施行期日の規定のみを含む場合で、その施行期日が公布年月日に一致するときには、その附則は省略した。
- 6 法令の沿革等については「資料編」所収の法令索引を参照されたい。

## I 国有財産

### 1 基本法令

#### (1) 国有財産法

(終戦時点)

第一条 本法ニ於テ国有財産ト称スルハ国有ノ不動産並勅令ヲ以テ定ムル国有ノ動産及權利ヲ謂フ

第二条 国有財産ヲ分チテ左ノ四種トス

一 公共用財産 国ニ於テ直接公共ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ

二 公用財産 国ニ於テ神社ノ用又ハ国ノ事務、事業若ハ官吏其ノ他ノ職員ノ住居ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ

三 営林財産 国ニ於テ森林経営ノ目的ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ

第四条 雑種財産 前各号ニ属セサルモノ

第三条 国有財産ニ関スル事務ハ各省大臣之ヲ管理シ国有財産ニ関スル総轄事務ハ大蔵大臣之ヲ管理スヘシ

第四条 国有財産ハ雑種財産ヲ除クノ外之ヲ譲渡シ又ハ之ニ私権ヲ設定スルコトヲ得ス但シ其ノ用途又ハ目的ヲ妨ケサル限度ニ於テ其ノ使用又ハ収益ヲ為サシムルハ此ノ限ニ在ラス

第五条 雑種財産ハ左ニ掲クル場合ニ限り之ヲ譲与スルコトヲ得

一 帝室用又ハ公共団体ニ於テ公共用若ハ公用ニ供スル為必要アルトキ

二 公共用財産又ハ公用財産ノ用途ヲ廃止シタル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ其ノ維持保存ノ費用ヲ負担シタル者、其ノ用途ニ代ルヘキ他ノ施設ヲ為シタル者其ノ他ノ縁故者又ハ関係者ニ譲与スルトキ

三 神社、寺院又ハ仏堂ノ合併シタル場合ニ於テ之ニ因リ其ノ供用ヲ止メタル国有財産ヲ其ノ合併シタル神社、寺院又ハ仏堂ニ譲与スルトキ

第六条 雑種財産ハ法律ヲ以テ特別ノ定ヲ為シタル場合ニ限り之ヲ出資ノ目的ト為スコトヲ得

第七条 雑種財産ハ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ニ限り帝室用又ハ国、公共団体若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル為必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ他ノ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ト交換ヲ為スコトヲ得

前項ノ交換ヲ為ス場合ニ於テ其ノ価格均シカラサルトキハ金銭ヲ以テ補足スヘシ

第八条 用途及期間ヲ指定シテ国有財産ノ売払、譲与又ハ交換ヲ為シタル場合ニ於テ指定期間内ニ之ヲ其ノ用途ニ供セス又ハ之ヲ其ノ用途ニ供シタル後指定期間内ニ其ノ用途ヲ廃止シタルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

第九条 国有財産ノ売払代金又ハ交換差金ハ財産引渡前之ヲ納付セシムヘシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ延納ノ特約ヲ為スコトヲ得

第十条 国有財産ニ付境界査定ヲ施行セムトスルトキハ予メ期



日ヲ定メテ隣接地所有者ニ之ヲ通知シ其ノ立会ヲ求ムヘシ  
隣接地所有者期日ニ於テ立会ハサルコトアルモ境界査定ヲ施行スルコトヲ得

第十一条 境界査定ヲ了シタルトキハ隣接地所有者ニ之ヲ通知ヘシ

第十二条 前二条ノ規定ニ依リ通知ヲ受クヘキ者ノ住所居所共ニ不明ナルトキハ通知ノ要旨ヲ公告スヘシ

前項ノ規定ニ依リ公告シタル場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ起算シ三十日ヲ経過シタルトキハ通知ヲ受ケタルモノト看做ス

第十三条 隣接地所有者其ノ他境界査定ニ対シ不服アル者ハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四条 国有財産ニ付境界査定又ハ測量ヲ為ス為政府ニ於テ他人ノ土地ニ立入り、目標ヲ設置シ又ハ障害物ヲ除却スルノ必要アルトキハ当該土地又ハ物件ノ所有者及占有者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ之ニ因リテ生シタル損害ニ付賠償ヲ求ムルコトヲ得

第十五条 国有財産ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一 植樹ヲ目的トシテ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ヲ貸付スル場合ニ在リテハ八十年

二 前号ノ場合ヲ除クノ外土地及建物以外ノ土地ノ定著物ヲ貸付スル場合ニ在リテハ三十年

三 建物ノ他ノ物件ヲ貸付スル場合ニ在リテハ十年  
貸付期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ更新ノ時ヨリ前項ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十六条 国有財産ハ帝室用又ハ公共団体若ハ私人ニ於テ公共

用、公用若ハ公益事業ニ供スル為必要アル場合及勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外無償ニテ之ヲ貸付スルコトヲ得ス

第十七条 国有財産ノ貸付料ハ毎年度定期ニ之ヲ納付セシムヘシ但シ数年分ヲ前納セシムルコトヲ妨ケス

第十八条 国有財産ヲ貸付シタル場合ニ於テ其ノ貸付期間中帝室用又ハ国、公共団体若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル為必要ヲ生シタルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ借受人ハ之ニ因リテ生シタル損害ニ付賠償ヲ求ムルコトヲ得

第十九条 貸付期間ノ終了又ハ貸付契約ノ解除ニ当リ政府ニ於テ時価ヲ提供シ其ノ国有財産ノ上ニ存スル建物其ノ他ノ物件ヲ買取ルヘキ旨通知シタルトキハ其ノ所有者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十条 前五条ノ規定ハ貸付ニ依ラスシテ国有財産ノ使用又ハ収益ヲ為サシムル契約ニ付之ヲ準用ス

第二十一条 雑種財産ニ付土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓ヲ為サシムル者アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業者ニ対シ事業ノ成功ヲ条件トシテ其ノ財産ノ売払、譲与又ハ貸付ノ予約ヲ為シ其ノ事業ヲ為サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ事業ヲ為サシムル契約ヲ為シタル場合ニ於テハ事業ノ成功ニ要スル予定期間事業者ヲシテ其ノ成功シタル部分ニ付無償ニテ使用又ハ収益ヲ為サシムルコトヲ得

第二十二条 前条第一項ノ規定ニ依リ事業ヲ為サシムル契約ヲ為シタル場合ニ於テ指定期間内ニ事業者其ノ事業ニ著手セザ

ルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

第二十三条 第二十一条第一項ノ規定ニ依リ事業ヲ為サシムル契約ヲ為シタル場合ニ於テ予定期間内ニ事業成功セサルトキト雖土地又ハ水面ノ状況ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ事業者ニ対シ其ノ成功シタル部分ノ売払、譲与又ハ貸付ヲ為スコトヲ得

第二十四条 従前ヨリ引続キ寺院又ハ仏堂ノ用ニ供スル雑種財産ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ用ニ供スル間無償ニテ之ヲ当該寺院又ハ仏堂ニ貸付シタルモノト看做ス

寺院又ハ仏堂ノ土地ニ係ル雑種財産ハ其ノ用ニ供スル為必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ第十五条ノ規定ニ拘ラス之ヲ当該寺院又ハ仏堂ニ貸付スルコトヲ得

第二十五条 政府ハ国有財産ノ種類ニ從ヒ其ノ台帳ヲ備フヘシ台帳ニ記載スヘキ事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六条 政府ハ毎會計年度間ニ於ケル国有財産増減總計算書及毎五年三月三十一日現在ノ国有財産現在額總計算書ヲ調製シ會計検査院ノ検査ヲ経テ之ヲ帝國議會ニ報告スヘシ

前項ノ国有財産増減總計算書ニハ各省ノ国有財産増減報告書ヲ、国有財産現在額總計算書ニハ各省ノ国有財産現在額報告書ヲ添付スヘシ

附 則

第二十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八条 第二十五条及第二十六条ノ規定ハ当分ノ内公共用財産ニ付之ヲ適用セス

第二十九条 第二十六条ノ規定ニ依ル国有財産増減總計算書ハ

本法施行ノ日ノ属スル年度分ヨリ、国有財産現在額總計算書ノ第一回分ハ本法施行ノ日ノ現在ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二十九条ノ二 第二十六条第二項ノ規定ハ大東亞戦争中及其ノ終了後一年間ニ同条第一項ノ規定ニ依リ帝國議會ニ報告スル国有財産増減總計算書又ハ国有財産現在額總計算書ニ付テハ之ヲ適用セス

第三十条 北海道国有未開地処分法中ノ規定ハ本法ノ規定ニ抵触スルモノト雖当分ノ内仍其ノ効力ヲ有ス

第三十一条 国有林野法第二条、第四条乃至第七条、第九条、第十二条乃至第十四条、第十六条、第二十四条及第二十五条ノ規定ハ其ノ効力ヲ失フ但シ本法施行前ニ係ル国有林野ノ増減異動報告ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第三十二条 従前ノ法令ニ依リテ為シタル処分、契約其ノ他ノ行為ハ本法中ニ相当スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ為シタルモノト看做ス

第三十三条 本法ヲ朝鮮、台湾又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ為スコトヲ得

昭和二十一年勅令第七十一号(抄)

(昭二一・二・二)

第三条 国有財産法中左ノ通改正ス

第二条第二号中「神社ノ用又ハ」ヲ削リ「若ハ」ヲ「又ハ」ニ改ム

第二十四条中「寺院」ヲ「神社、寺院」ニ改ム

昭和二十一年勅令第四百十二号(抄) (昭二一・三・一四)  
左に掲ぐる法令中「大東亞戦争」ヲ「今次ノ戦争」ニ改ム  
国有財産法

国有財産法一部改正

(昭二二・四・二八 法八六)

第一条中「勅令」を「政令」に改める。

第三条 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並内閣総理大臣及各省大臣(以下各省各庁ノ長ト称ス)ハ其ノ所管ニ属スル国有財産ノ維持保存及運用(以下管理ト称ス)ヲ為スヘシ

第三条ノ二 雑種財産ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外大蔵大臣之ヲ管理シ又ハ処分スルモノトス

第三条ノ三 公用財産、公用財産又ハ営林財産ノ用途又ハ目的ヲ廃止シタル場合ニ於テハ法律ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外各省各庁ノ長大蔵大臣ニ之ヲ引継クヘシ

第三条ノ四 大蔵大臣ハ各省各庁ノ長ノ行フ国有財産ノ管理及処分ニ付其ノ適正ヲ期スル為之ヲ総轄スヘシ

大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ各省各庁ノ長ニ對シ其ノ管理ニ属スル国有財産ニ関シ其ノ状況ニ関スル報告ヲ求メ実地監査ヲ行ヒ又ハ閣議ノ決定ヲ經テ用途ノ變更、用途若ハ目的ノ廃止又ハ管理換其ノ他必要ナル措置ヲ求ムルコトヲ得

第五条 雑種財産ハ法律ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ譲与

スルコトヲ得ス

第七条第一項中「帝室用又ハ国」を「国又ハ」に改め、「若ハ私人」を削り、「勅令」を「政令」に改める。

第八条中「政府」を「当該財産ヲ所管シタル各省各庁ノ長」に改める。

第九条 国有財産ノ売払代金又ハ交換差金ハ財産引渡前之ヲ納付セシムヘシ但シ当該財産ノ譲渡ヲ受ケタル公共団体又ハ教育若ハ社会事業ヲ営ム団体ニ於テ代金又ハ差金ヲ一時ニ支払フコト困難ナリト認ムルトキハ五年以内ノ延納ノ特約ヲ為スコトヲ得前項但書ノ規定ニ依リ延納ノ特約ヲ為サントスルトキハ各省各庁ノ長ハ延納期限及担保ニ関シテハ同項ニ規定スル団体ヲ監督スル主務大臣ノ意見ヲ聞キ大蔵大臣ニ協議スヘシ

第一項但書ノ規定ニ依リ延納ノ特約ヲ為シタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スル事由アルトキハ各省各庁ノ長ハ直ニ其ノ特約ヲ解除スヘシ

一 当該財産ノ譲渡ヲ受ケタル者ノ為ス管理力適當ナラスト認ムルトキ

二 延納ニ係ル代金又ハ差金ノ各年度ニ於ケル納付金額カ当該年度ノ当該財産ノ賃貸料及公租公課ノ合計額ニ満たサルトキ

第十三条 削除

第十四条及び第十九条中「政府」を「当該財産ヲ所管スル各省各庁」に改める。

第十五条第一項第一号中「八十年」を「六十年」に改める。

第十六条 国有財産ハ之ヲ無償ニテ貸付スルコトヲ得ス但シ公共団体ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル為必要アル場合其ノ他法律ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ規定ニ依リ無償貸付ヲ為サントスルトキハ各省各庁ノ長ハ当該公共団体ヲ監督スル主務大臣ノ意見ヲ聞キ大蔵大臣ト協議スヘシ

第一項但書ノ場合ニ於テ国有財産ノ無償貸付ヲ受ケタル者ノ為ス当該財産ノ管理良好ナラスト認ムルトキハ当該財産ヲ所管スル各省各庁ノ長ハ直ニ其ノ契約ヲ解除スヘシ

内閣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ無償貸付ヲ為シタル国有財産ニ付毎会計年度末現在ニ於ケル状況ヲ翌年度開会ノ国会ノ常会ニ報告スヘシ

第十八条第一項中「帝室用又ハ国」を「国又ハ」に改め、「若ハ私人」を削り、「政府」を「当該財産ヲ所管スル各省各庁ノ長」に改め、同条第二項中「損害ニ付」の下に「当該財産ヲ所管スル各省各庁ノ長ニ對シ其ノ」を加え、同項の次に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依リ賠償ノ請求アリタルトキハ当該財産ヲ所管スル各省各庁ノ長ハ之ヲ会計検査院ノ審査ニ付スルコトヲ得主務官庁ハ前項ノ審査ノ結果ニ関シ会計検査ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ通知アリタル判定ニ基キ適當ナル措置ヲ採ルヘシ

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 削除

第二十五条中「政府」を「各省各庁」に改める。

第二十六条 各省各庁ノ長ハ毎会計年度間ニ於ケル国有財産増減報告書及毎会計年度末現在ニ於ケル国有財産現在額報告書ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

大蔵大臣ハ前項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル国有財産増減報告書及国有財産現在額報告書ニ基キ国有財産増減總計算書及国有財産現在額總計算書ヲ調製スヘシ

内閣ハ前項ノ国有財産増減總計算書及国有財産現在額總計算書ヲ各省各庁ノ国有財産増減報告書及国有財産現在額報告書ト共ニ翌年度十一月三十日迄ニ之ヲ会計検査院ニ送付シ其ノ検査ヲ受クヘシ

第二十六条ノ二 内閣ハ前条第三項ニ依リ会計検査院ノ検査ヲ經タル国有財産増減總計算書及国有財産現在額總計算書ニ会計検査院ノ検査報告ノ外各省各庁ノ国有財産増減報告書及国有財産現在額報告書ヲ添附シ之ヲ翌年度開会ノ国会ノ常会ニ報告スルコトヲ例トス

第二十六条ノ三 各省各庁ノ長ハ毎会計年度毎ニ当該年度末及翌年度末ニ於ケル国有財産見込現在額報告書ヲ調製シ当該年度九月三十日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

大蔵大臣ハ前項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル各省各庁ノ国有財産見込現在額報告書ニ基キ当該年度末及翌年度末ニ於ケル国有財産見込現在額總計算書ヲ調製スヘシ

第二十九条ノ三 削除

第二十九条ノ四 第二十六条第一項ノ規定ニ依リ調製スヘキ国有財産増減報告書及国有財産現在額報告書ニハ昭和十九年度

以後ノ朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州及外国ニ係ル分ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第三十一条中「第二条」の下に「第三条第二項、」を加える。

第三十三条 削除

附則

この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。但し、第二十六条の規定は、昭和二十一年度分から、これを適用する。

農林大臣の所管する国有林野に属するもの、史蹟名勝天然記念物に指定されているもの及び帝国鉄道会計、通信事業特別会計、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定に属するもの並びに雑種財産で現に大蔵大臣と協定してあるものについては、第三条ノ三の規定にかかわらず、当該財産を所管する各省各庁の長は、当分の間、これを、大蔵大臣に引き継ぐことを必要としない。

前項の規定により、大蔵大臣に引き継ぐことを必要としない雑種財産については、当該財産を所管する各省各庁の長が、これを管理し又は処分するものとする。

国有財産に関する法制を整備するため、内閣に、国有財産法制調査会を設置する。

調査会は、会長一人委員六人以内で、これを組織する。

会長は、大蔵大臣を以て、これに充て、委員は、会計検査院その他関係各庁の一級の官吏及び学識経験のある者の中から、内閣でこれを命ずる。

調査会は、国有財産に関する法律案を作成し、内閣は、これを次の国会の常会に提出するものとする。

前三項に定めるものの外、調査会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(2) 国有財産法

(昭二三・六・三〇 法七三)

第一章 総則

第一条 国有財産の取得、維持、保存及び運用（以下管理という。）並びに処分については、他の法律に特別の定めのある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

第二条 この法律において国有財産とは、国の負担において国有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となつた財産であつて左に掲げるものをいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮き、橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供する機械及び重要な器具
- 五 地上権、地役権、鉱業権、砂鉱権その他これらに準ずる権利
- 六 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 七 株券、社債券、地方債証券、投資信託の受益証券及び出資に因る権利並びに外国又は外国法人の発行する証券で株

券、社債券、地方債証券その他これらに準ずるものの性質を有するもの。但し、国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

2 前項第四号の機械及び重要な器具は、当該事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設を廃止した場合においても、これを国有財産とする。

3 第一項第七号の社債券には、特別の法令により法人の発行する債券及び社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録された社債を含むものとする。

第三条 国有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、左に掲げる種類の財産をいう。

- 一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの
- 二 公共福祉用財産 国において直接公共の用に供し、若しくは供するものと決定した公園若しくは広場又は公共のために保存する記念物若しくは国宝
- 三 皇室用財産 国において皇室の用に供するもの
- 四 企業用財産 国において国の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したものである
- 3 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。
- 4 第二項第四号の国の企業については、政令でこれを定める。

第四条 この法律において「国有財産の総轄」とは、国有財産の管理及び処分の適正を期するため、国有財産に関する制度

を整え、その管理及び処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理及び処分について必要な調整をすることをいう。

2 この法律において「国有財産の所管換」とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（以下各省各庁の長という。）の間において、国有財産の所管を移すことをいう。

3 この法律において「国有財産の所屬替」とは、同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一の部局等の所屬に属する国有財産を他の部局等の所屬に移すことをいう。

第二章 管理及び処分の機関

第五条 各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなればならない。

第六条 普通財産は、大蔵大臣が、これを管理し、又は処分しなればならない。

第七条 大蔵大臣は、国有財産の総轄をしなければならない。第八条 行政財産の用途を廃止した場合においては、各省各庁の長は、大蔵大臣にこれを引き継がなければならぬ。但し、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことを適当としないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項但書の普通財産については、第六条の規定にかかわらず、当該財産を所管する各省各庁の長が、これを管理し、又は処分するものとする。

第九条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する



事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。  
2 国は、国有財産に関する事務を、特別調達庁若しくはその役員又は地方公共団体若しくはその吏員に取り扱わせることができる。

第三章 管理及び処分

第一節 通則

第十条 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する国有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は閣議の決定を経て、用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めることができる。

第十一条 大蔵大臣は、各省各庁の長の所管に属する国有財産につき、その現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならない。

第十二条 各省各庁の長が、国有財産の所管換を受けようとするときは、当該財産を所管する各省各庁の長及び大蔵大臣に協議しなければならない。

第十三条 公共福祉用財産又は皇室用財産とする目的で財産を取得し、又は公共福祉用財産若しくは皇室用財産以外の国有財産をこれらの財産としようとするときは、国会の議決を経なければならぬ。公共福祉用財産又は皇室用財産の用途を廃止しようとするときも同様とする。

第十四条 左に掲げる場合においては、当該国有財産を所管する各省各庁の長は、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 公用財産又は企業用財産とする目的で土地又は建物を取

得しようとするとき。

二 普通財産を公用財産又は企業用財産としようとするとき。

三 公用財産を企業用財産とし、又は企業用財産を公用財産としようとするとき。

四 公用財産又は企業用財産である土地又は建物の用途を変更しようとするとき。

五 公用財産又は企業用財産である建物を移築しようとするとき。

六 公用財産又は企業用財産である土地又は建物について、所屬を異にする会計の間において所屬替をしようとするとき。

2 前項第一号、第四号及び第五号の規定は、政令で定める特別会計に属するものについては、これを適用しない。

第十五条 公用財産、企業用財産及び普通財産を、所屬を異にする会計の間において、所管換若しくは所屬替をし、又は所屬を異にする会計をして使用させるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。但し、国において直接道路、河川、水路、港湾その他公共の用に供する財産であつて公共福祉用財産以外のもの（以下公共物という。）又は公共福祉用財産とする目的をもつてこれをする場合は、この限りでない。

第十六条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反してなした行為は、これを無効とする。  
第十七条 第十条の規定により大蔵大臣の求める用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置及び第十四条の規定により大蔵大臣が協議を受けた重要な事項について、大蔵大臣の諮問に応じてこれを調査審議するため、大蔵省に国有財産調整審議会を置く。

2 審議会は、会長一人、委員二十人以内でこれを組織する。

3 会長は、大蔵大臣をもつて、これに充てる。

4 委員は、衆議院、参議院、総理府、法務府、各省、最高裁判所及び会計検査院（以下各省各庁という。）の職員の中から、内閣でこれを命ずる。

5 前各項に定めるものの外、審議会について必要な事項は、政令でこれを定める。

第二節 行政財産

第十八条 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

第十九条 第二十一条から第二十五条までの規定は、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

第三節 普通財産

第二十条 普通財産は、第二十一条から第三十一条までの規定によりこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、又はこれに私権を設定することができる。

2 普通財産は、法律で特別の定をした場合に限り、これを出資の目的とすることができる。

第二十一条 普通財産の貸付は、左の期間をこえることができない。

一 植樹を目的として、土地及び土地の定着物（建物を除く。以下同じ。）を貸し付ける場合は、六十年

二 前号の場合を除く外、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、三十年

三 建物その他の物件を貸し付ける場合は、十年

2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間をこえることができない。

第二十二条 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを地方公共団体、水利組合及び北海道土功組合（以下公共団体という。）に、無償で貸し付けることができる。

一 公共団体において、緑地、公園、ため池、火葬場、墓地又はじんあい焼却場の用に供するとき。

二 公共団体において、保護を要する生活困窮者の収容の用に供するとき。

2 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないとき又は前項の規定に該当することとなつた

ときは、直ちにその契約を解除しなければならない。  
第二十三条 普通財産の貸付料は、毎年定期に、これを納付せなければならぬ。但し、数年分を前納させることを妨げない。

第二十四条 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これに因つて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。

第二十五条 前条第二項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、これを会計検査院の審査に附することができる。

2 各省各庁の長は、前項の審査の結果に關し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基き、適当な措置をとらなければならない。

第二十六条 前五条の規定は、貸付以外の方法により普通財産の使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

第二十七条 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、これをそれぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。但し、価額の差額が、その高価

なもの価額の四分の一をこえるときは、この限りでない。  
2 前項の交換をする場合において、その価額が等しくなくときは、その差額を金銭で補足しなければならない。  
3 第一項の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各庁の長は、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。

第二十八条 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを譲与することができる。

一 公共団体において維持及び保存の費用を負担した道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していたものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共団体に譲与するとき。

二 公共団体又は私人において既存の道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用途に代るべき他の施設をしたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共団体又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。

三 道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していた寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。但し、寄附の際特約をした場合を除く外、寄附を受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。

四 公共団体において火葬場、墓地、じんあい、焼却場として公共の用に供する普通財産を当該公共団体に譲与するとき。但し、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、この限りでない。

第二十九条 一定の用途に供させる目的をもつて普通財産の売却をする場合は、当該財産を所管する各省各庁の長は、その買受人に対して用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならない。  
第三十条 前条の規定によつて用途並びにその用途に供しなればならない期日及び期間を指定して普通財産の売却をした場合において、指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該財産を所管した各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、損害の賠償を求めるときは、各省各庁の長は、その額について大蔵大臣に協議しなければならない。  
第三十一条 普通財産の売却代金又は交換差金は、当該財産の引渡前にこれを納付せなければならぬ。但し、当該財産の譲渡を受けたものが公共団体又は教育若しくは社会事業を営む団体である場合において、各省各庁の長は、その代金又は差金を一時に支払うことが困難であると認めるときは、确实な担保を徴し、利息を附し、五年以内の延納の特約をすることが出来る。

なものの価額の四分の一をこえるときは、この限りでない。  
2 前項の交換をする場合において、その価額が等しくなくときは、その差額を金銭で補足しなければならない。  
3 第一項の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各庁の長は、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。

第二十八条 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを譲与することができる。

一 公共団体において維持及び保存の費用を負担した道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していたものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共団体に譲与するとき。

二 公共団体又は私人において既存の道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用途に代るべき他の施設をしたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共団体又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。

三 道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していた寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。但し、寄附の際特約をした場合を除く外、寄附を受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。

2 前項但書の規定により延納の特約をしようとするときは、各省各庁の長は、延納期限、担保及び利率について、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 第一項但書の規定により延納の特約をした場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、各省各庁の長は、直ちにその特約を解除しなければならない。  
一 当該財産の譲渡を受けたものとする管理が、適当でないとき。  
二 各年における延納に係る代金又は差金の納付金額と利息との合計額が当該年の当該財産の見積賃貸料の額に満たないとき。

第四章 台帳、報告書及び計算書  
第三十二条 各省各庁は、第三条の規定による国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない。但し、部局等の長において、国有財産に關する事務の一部を分掌するとき、その部局等毎に、これを備え、各省各庁には、その総括簿を備えるものとする。  
2 各省各庁の長又は部局等の長は、その所管に属し、又は所屬に属する国有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基く変動があつた場合においては、直ちにこれを台帳に記載しなければならない。

第三十三条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在の報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。



2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産増減及び現在額報告書に基き、国有財産増減及び現在額計算書を調製しなければならない。

3 内閣は、前項の国有財産増減及び現在額計算書を第一項の国有財産増減及び現在額報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十四条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産増減及び現在額計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。

2 前項の国有財産増減及び現在額計算書には、会計検査院の検査報告の外、各省各庁の国有財産増減及び現在額報告書を添附する。

第三十五条 各省各庁の長は、毎会計年度毎に当該年度末及び翌年度末における国有財産見込現在額報告書を調製し、当該年度九月三十日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産見込現在額報告書に基き、当該年度末及び翌年度末における国有財産見込現在額計算書を調製しなければならない。

第三十六条 各省各庁の長は、毎会計年度末において第二十二條第一項の規定（第十九条及び第二十六条において準用する場合を含む。）により無償貸付をした国有財産につき、毎会計年度末における国有財産無償貸付状況報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

ならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産無償貸付状況報告書に基き、国有財産無償貸付状況計算書を調製しなければならない。

3 内閣は、前項の国有財産無償貸付状況計算書を、第一項の各省各庁の国有財産無償貸付状況報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十七条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産無償貸付状況計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。

2 前項の国有財産無償貸付状況計算書には、会計検査院の検査報告の外、各省各庁の国有財産無償貸付状況報告書を添附する。

第三十八条 本章の規定は、公共物については、これを適用しない。

附 則

第三十九条 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、第三十三条、第三十四条及び第三十六条から第三十八条までの規定は、昭和二十二年分分から、これを適用し、第十三条の規定は、第四十五条の規定による国会の議決のあつた日から、これを施行する。

第四十条 財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）及び戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）により物納された国有財産については、第二十二條（第二十六条におい

て準用する場合を含む。）又は第二十八條の規定による無償貸付又は譲与は、これを行うことができない。但し、法律の規定により、財産税等収入金特別会計から他の会計の所屬となつたものについては、この限りでない。

第四十一条 第三十三條第一項、第三十五條第一項及び第三十六條第一項の規定により調製すべき報告書には、朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州及び外国に係る分は、これを省略することができる。

第四十二条 この法律施行前にした国有財産の交換、売却、譲与及び出資並びに貸付、私権の設定その他使用又は収益をさせる行為は、この法律の規定によつてしたもののみならず、

2 前項に掲げる行為であつてこの法律の規定にて、触するもの、そのてい触する限りにおいて、この法律施行の日に、その効力を失う。

第四十三条 第二條第一項第四号又は同條第二項の規定に該当する場合の外、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具は、これを同條に規定する国有財産とする。但し、この法律施行前に物品として各省各庁の長に移管されたもの及び各省各庁の長（大蔵大臣を除く。）に所管換（旧国有財産法（大正十年法律第四十三号）の規定による管理換を含む。）された後において同條第一項第四号又は同條第二項に該当しないものについては、この限りでない。

第四十四条 各省各庁の長は、昭和二十三年九月三十日まで

に、その所管に属する国有財産を第三條の規定による分類及び種類に従い類別し、その類別表を大蔵大臣に送付しなければ

ばならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた類別表に基き、国有財産総類別表を作成し、それを国有財産調整審議会に諮問しなければならない。

第四十五条 内閣は、前條第二項の国有財産の総類別表を国会に提出し、その議決を経なければならない。

第四十六条 この法律施行の際現に存する法令の規定でこの法律の規定にて、触するものは、この法律施行の日から、その効力を失う。

第四十七条 国有財産法（大正十年法律第四十三号）は、これを廃止する。

第四十八条 国有林野法（明治三十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二條 削除

第三條第二項を削る。

第四條から第七條まで 削除

第九條 削除

第十二條から第十四條まで 削除

第十六條 削除

第二十四條及び第二十五條 削除

第四十九條 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「皇室の公用に供し、又は供するもの」と決定した国有財産（以下皇室用財産という。）は、これを国有財産法の公用財産とし、これに関する事務は、」を「皇室用財

産に関する事務は、「」に改める。  
同条第二項中「皇室の用に供し、又は供するものと決定しようとするときは、」を「皇室の用に供しようとするときは、」に改める。

(3) 国有財産法施行令

(終戦時点)

第一章 総 則

第一条 左に掲クル動産及権利ニシテ国有ノモノハ之ヲ国有財産法第一条ノ国有財産トス

- 一 船舶、浮標、浮棧橋及浮船渠
- 二 不動産又ハ前号ニ掲クル動産ノ従物
- 三 事業所ニ於ケル機械及重要ナル器具
- 四 地上権、地役権、鉱業権、砂鉱権其ノ他之ニ準スヘキ權利

五 株式及出資ニ因ル權利

前項第三号ノ事業所ノ範圍ハ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第二条 各省大臣公共用財産又ハ公用財産ノ用途ヲ廃止セムトスルトキハ予メ大蔵大臣ニ之ヲ通知シ特ニ大蔵大臣ト協定シタルモノヲ除クノ外用途廃止後遅滞ナク之ヲ大蔵大臣ニ引継クヘシ

前項ノ規定ハ用途ノ廃止ト同時ニ国有財産タルノ性質ヲ失フモノ、国有林野法第三条第二項ノ規定ニ依リ営林財産ト為スノ必要アルモノ、史蹟名勝天然記念物ニ指定セラレタモノ及

帝国鉄道會計、通信事業特別會計、簡易生命保険及郵便年金特別會計ノ保險勘定ニ属スルモノニ付之ヲ適用セス

第三条 各省大臣国有財産ノ管理換ヲ受ケムトスルトキハ所管大臣及大蔵大臣ニ協議スヘシ

第四条 左ニ掲クル場合ニ於テハ所管大臣ハ大蔵大臣ニ協議スヘシ

- 一 公用財産タル土地ノ用途ヲ変更セムトスル場合ニシテ大蔵大臣ノ定ムルモノニ該当スルトキ
- 二 公用財産ト為スノ目的ヲ以テ土地ノ交換ヲ為シ又ハ寄附ヲ受ケムトスルトキ
- 三 雜種財産ヲ公用財産又ハ営林財産ト為サムトスルトキ
- 四 営林財産ノ目的ヲ廃止セムトスルトキ
- 第五条 各省大臣公用財産ト為スノ目的ヲ以テ土地ノ買入若ハ収用ヲ為シ又ハ地上権ヲ取得シタルトキハ遅滞ナク之ヲ大蔵大臣ニ通知スヘシ

第六条 前二条ノ規定ハ国有財産法施行地外ニ在ル財産及帝国鉄道會計ニ属シ又ハ属スヘキ財産ニ付之ヲ適用セス

第七条 国有財産ニ関スル事務ニ従事スル職員ハ其ノ取扱ニ係ル国有財産ヲ讓受ケ又ハ自己ノ所有物ト交換スルトコトヲ得ス

第二章 売却、讓与及交換

第八条 公共団体ニ於テ維持保存ノ費用ヲ負担シタル公共用財産ノ用途ヲ廃止シタル場合ニ於テハ之ヲ其ノ公共団体ニ讓与スルトコトヲ得但シ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外費用負担ノ義務ヲ負ヒタル期間カ十年ニ滿タサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九条 公共団体又ハ私人ニ於テ公共用財産ノ用途ニ代ルヘキ他ノ施設ヲ為シタル為其ノ用途ヲ廃止シタル場合ニ於テハ之ヲ其ノ施設ヲ為シタル者又ハ其ノ他ノ相続人其ノ包括承継者ニ讓与スルトコトヲ得但シ財産ノ見込価格カ其ノ施設ニ要シタル費用ノ額ヲ超過スルトキハ超過額ニ相当スル部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十条 公共用財産又ハ公共用財産ノ用途ヲ廃止シタル場合ニ於テ其ノ財産中寄附ニ係ルモノハ之ヲ其ノ寄附者又ハ其ノ相続人其ノ他ノ包括承継者ニ讓与スルトコトヲ得但シ寄附ノ際特約ヲ為シタル場合ヲ除クノ外寄附ヲ受ケタル後二十年ヲ經過シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一条 国有財産ニ付交換ヲ為サムトスル場合ニ於テハ当該官庁ハ目的物ノ価格ヲ評定シ其ノ基礎ヲ明ニシタル調査ヲ作成スヘシ

評定価格ノ差額カ其ノ高価ナルモノノ価格ノ四分ノ一ヲ超ユルトキハ交換ヲ為スコトヲ得ス

第十二条 前条第一項ノ規定ハ随意契約ニ依リ国有財産ノ売却ヲ為サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第十三条 一定ノ用途ニ供セシムル目的ヲ以テ国有財産ノ売却、讓与又ハ交換ヲ為ス場合ニ於テハ当該官庁ハ其ノ用途並之ヲ其ノ用途ニ供スヘキ始期及期間ヲ指定スヘシ但シ当該官庁ニ於テ特ニ其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章 境界査定

第十四条 国有財産ニ付境界ノ分明ナラサルモノアル場合ニ於テ当該官庁必要ト認メタルトキ又ハ隣接地所有者ノ申請アリ

タルトキハ当該官庁ハ其ノ境界査定ヲ施行スヘシ

第十五条 境界査定ヲ施行セムトスルトキハ当該官庁ハ其ノ日時及場所ヲ定メ書面ヲ以テ隣接地所有者ニ之ヲ通知スヘシ

前項ノ書面ノ送達ハ期日ニ付予メ隣接地所有者ノ承諾アリタル場合ヲ除クノ外期日ノ前日ヨリ起算シ少クモ七日前之ヲ為スヘシ

第十六条 隣接地所有者期日ニ於テ立会ヲ為スコト能ハサル事由ヲ中出テタルトキハ当該官庁ハ其ノ期日ヲ變更スルトコトヲ得

前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用セス

第十七条 境界査定ヲ了シタルトキハ当該官庁ハ書面ヲ以テ隣接地所有者ハ当該官庁又ハ其ノ指定シタル官公署ニ就キ査定図又ハ其ノ謄本ノ閲覧ヲ求ムルトコトヲ得

第十八条 当該官庁第十五条又ハ前条ノ通知ヲ為シタルトキハ配達証明郵便ニ依リタル場合ヲ除クノ外其ノ受領書ヲ徴スヘシ

第十九条 国有財産法第十二条ノ公告ハ官報ヲ以テ之ヲ為シ且關係市区町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヲシテ揭示其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ為サシムヘシ

第四章 貸付及準貸付

第二十条 公共用財産又ハ公用財産ト為スノ目的ヲ以テ寄附ヲ受ケタル国有財産ハ其ノ用途ニ供セサル期間無償ニテ之ヲ其ノ寄附者又ハ其ノ相続人其ノ他ノ包括承継者ニ貸付スルトコトヲ得

第二十一条 随意契約ニ依リ国有財産ヲ貸付セムトスルトキハ  
当該官庁ハ貸付料ヲ評定シ其ノ基礎ヲ明ニシタル調書ヲ作成  
スヘシ国有財産法第十五条第二項ノ規定ニ依リ貸付期間ヲ更  
新セムトスルトキ亦同シ

第二十二条 前二条ノ規定ハ貸付ニ依ラスシテ国有財産ノ使用  
又ハ収益ヲ為サシムル契約ニ付之ヲ準用ス

第二十三条 雜種財産ニ付土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓  
ノ事業ヲナサシムル契約ヲ為サムトスル場合ニ於テハ當該官  
庁ハ事業者ヨリ左ノ事項ヲ具シタル事業計画書ヲ提出セシム  
ヘシ

一 土地又ハ水面ノ所在及面積

二 事業ノ目的

三 事業施行ノ方法及順序

四 成功予定期間

五 収支予算

六 計画図

事業成功ノ後公共ノ用ニ供スヘキ部分アルトキハ其ノ位置及  
面積ヲ事業計画書ニ記載セシムヘシ

第二十四条 国有財産法第二十一条第一項ノ規定ニ依リ国有財  
産ノ売却又ハ有償貸付ノ予約ヲ為サムトスルトキハ當該官庁  
ハ売却価格又ハ貸付料ヲ評定シ其ノ基礎ヲ明ニシタル調書ヲ  
作成スヘシ

前項ノ規定ハ国有財産ノ譲与又ハ無償貸付ノ予約ヲ為サムト  
スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五条 事業ノ成功ニ要スル予定期間ハ契約ノ日ヨリ十年

項ヲ記載スヘシ但シ財産ノ性質ニ依リ其ノ記載事項ヲ省略ス  
ルコトヲ得

一 種目

二 所在又ハ所属

三 数量

四 価格

五 得喪変更ノ年月日及事由

六 其ノ他必要ナル事項

第三十二条 国有財産ノ台帳ニ登録スヘキ価格ハ購入ニ係ルモ  
ノハ購入価格、交換ニ係ルモノハ交換當時ニ於ケル評定価  
格、収用ニ係ルモノハ補償金額、相続税ノ物納ニ係ルモノハ  
収納価格ニ依リ其ノ他ノモノハ左ノ区分ニ依リ之ヲ定ムヘシ  
一 土地ニ付テハ類地ノ時価ニ比準シテ算定シタル金額  
二 立木竹ニ付テハ其ノ材積ニ単価ヲ乗シテ算定シタル金  
額、庭木其ノ他材積ヲ基準トシテ算定シ難キ立木竹ハ見込  
価格

三 建物其ノ他ノ工作物及船舶其ノ他ノ動産ニ付テハ建築  
費、製造費又ハ見込価格

四 権利ニ付テハ第一条第四号ニ掲クルモノハ見込価格、第  
五号ニ掲クルモノハ払込金額又ハ出資金額

第三十三条 土地及立木竹ノ価格ハ国有財産現在額總計算書調  
製ノ年三月三十一日ノ現況ニ依リ之ヲ改定スヘシ但シ台帳ニ  
登録シタル後二年ヲ経過セルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ場合ニ於テ土地ノ価格ハ類地ノ時価ニ比準シ、立木竹  
ノ価格ハ其ノ材積ニ単価ヲ乗シテ之ヲ算定スヘシ但シ庭木其

以內ニ於テ之ヲ定ムヘシ  
天災其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ必要ト認ムルトキハ當該  
官庁ハ前項ノ規定ニ依リ定メタル期間ノ半ニ相当スル期間以  
內ニ於テ予定期間ノ延長ヲ承認スルコトヲ得

第二十六条 當該官庁ハ契約ノ日ヨリ二年以內ノ期間ヲ指定シ  
事業者ヲシテ其ノ事業ニ著手セシムヘシ

前条第二項ノ規定ハ前項ノ期間ニ付之ヲ準用ス

第二十七条 国有財産法第二十三条ノ規定ニ依リ事業者ニ対シ  
成功部分ノ売却、譲与又ハ貸付ヲ為サムトスル場合ニ於テハ  
當該官庁ハ特別ノ事由アリト認ムル場合ヲ除クノ外予約ニ定  
メタル条項ニ準シテ其ノ契約ヲ為スヘシ

第二十八条 国有財産法第二十四条第一項ニ規定スル雜種財産  
ノ使用又ハ収益ニ付テハ寺院又ハ仏堂ニ関スル主務大臣ノ定  
ムル所ニ依ルヘシ

第二十九条 寺院又ハ仏堂国有財産法第二十四条第二項ノ規定  
ニ依リ雜種財産ノ貸付ヲ受ケムトスルトキハ地方長官ヲ經由  
シ主務大臣、其ノ財産ヲ管理スル大臣及大蔵大臣ニ願出ツヘ  
シ

前条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ貸付シタル雜種財産ニ付之ヲ  
準用ス

第五章 台帳

第三十条 国有財産ノ台帳ハ所管ノ各省ニ之ヲ備フヘシ但シ部  
局ノ長ニ於テ国有財産ニ関スル事務ヲ分掌スル場合ニ於テハ  
其ノ部局毎ニ之ヲ備ヘ各省ニハ其ノ總括簿ヲ備フルモノトス  
第三十一条 国有財産ノ台帳ハ其ノ種類毎ニ之ヲ調製シ左ノ事

ノ他材積ヲ基準トシテ算定シ難キ立木竹ニ付テハ見込価格ニ  
依ル

前二項ノ規定ハ帝國鉄道會計及通信事業特別會計ニ属スルモ  
ノニ付之ヲ適用セス

第三十四条 作業會計又ハ造幣局特別會計ノ固定資本ニ属スル  
モノノ価格ハ前二条ノ規定ニ拘ラス其ノ資本価格ニ依ルヘシ

第六章 計算書及報告書

第三十五条 各省大臣ハ會計検査院ニ証明ノ為国有財産ノ増減  
計算書ヲ調製シ証憑書類ヲ添ヘ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ  
前項ノ計算書ハ国有財産ニ関スル事務ヲ分掌スル部局ノ長ヨ  
リ直ニ會計検査院ニ送付セシムルコトヲ得

第三十六条 各省大臣ハ毎會計年度間ニ於ケル国有財産増減報  
告書ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付ス  
ヘシ

大蔵大臣ハ各省ノ国有財産増減報告書ニ基キ国有財産増減總  
計算書ヲ調製シ各省ノ国有財産増減報告書ト共ニ之ヲ會計檢  
査院ニ送付スヘシ

第三十七条 各省大臣ハ毎五年三月三十一日現在ニ於ケル国有  
財産現在額報告書ヲ調製シ其ノ年九月三十日迄ニ之ヲ大蔵大  
臣ニ送付スヘシ

大蔵大臣ハ各省ノ国有財産現在額報告書ニ基キ国有財産現在  
額總計算書ヲ調製シ各省ノ国有財産現在額報告書ト共ニ之ヲ  
會計検査院ニ送付スヘシ

第七章 雜則

第三十八条 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外国有財産ノ台帳ニ関

シ必要ナル事項ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第三十九条 第三十五条ニ規定スル計算証明書類ノ様式及送付期限ニ付テハ会計検査院ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第四十条 前条ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ニ定ムル諸計算書ノ様式ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第四十一条 本令ニ定ムル帳簿及書類ノ様式ニハ国防上秘密ヲ要スル国有財産ニ付必要ナル特例ヲ設クヘシ

附 則

第四十二条 本令ハ国有財産法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十三条 左ノ命令ハ之ヲ廃止ス但シ官有財産ノ増減異動ニシテ本令施行前ニ係ルモノノ報告ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

明治七年九月二十三日達皇城周圀内外ノ遺墨等修繕改築ニ関スル件

明治八年第四百六十六号達

明治八年第四百九十八号達

明治九年第四十六号達

明治十三年第六号達

明治十三年七月八日達皇城周圀内外ノ遺墨外岸接近ノ官有地へ家屋等建築ニ関スル件

明治十四年第十号達

明治十六年第四十五号達

官有地特別処分規則

官有財産管理規則

官有地取扱規則

明治二十四年勅令第十五号

明治二十七年勅令第九十二号

明治三十六年勅令第九十六号

明治三十九年勅令第二百二十号

明治四十一年勅令第十九号

明治四十二年勅令第七十号

大正六年勅令第二百二十四号

第四十四条 本令施行ノ際ニ於ケル各省所管ノ雜種財産ハ国有林野及北海道国有未開地ヲ除クノ外第二条ノ規定ニ準シ本令施行ノ日ノ現在ニ依リ之ヲ大蔵大臣ニ引継クヘシ

第四十五条 本令施行ノ際国有財産ノ台帳ニ登録スヘキ土地及立木竹ノ価格ハ其ノ購入、交換又ハ収用ニ係ルモノト雖爾後二年ヲ経過シタルモノニ付テハ帝國鐵道會計ニ属スルモノヲ除クノ外第三十二条第一号又ハ第二号ノ規定ニ依リ算定シタル金額ニ依ル

第四十六条 各省大臣ハ本令施行ノ日ノ現在ニ於ケル国有財産現在額報告書ヲ調製シ其ノ年十月三十一日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第四十七条 前三条ニ規定スルモノヲ除クノ外本令施行ニ関シ必要ナル事項ハ大蔵大臣之ヲ定ム

国有財産法施行令一部改正 (昭二一・一二・二八 勅六三一)

国有財産法施行令一部改正

第三十二条中「相続税」を「租税」に改める。

第四十八条 各省大臣ハ第三十六条第一項ノ規定ニ拘ラス同項ノ規定ニ依リ大蔵大臣ニ送付スヘキ昭和十九年度ノ国有財産

増減報告書ノ調製ヲ省略シ同年度及昭和二十年度ヲ通シテ国有財産増減報告書ヲ調整シ昭和二十一年十二月三十一日迄ニ

大蔵大臣ニ送付スルコトヲ得

国有財産法施行令一部改正

(昭二二・五・一五 政四五)

第二条 削除

第三条中「各省大臣」を「国有財産法第三条ニ規定スル各省各庁ノ長(以下各省各庁ノ長ト称ス)」に、同条中「所管大臣」を「当該財産ヲ所管スル各省各庁ノ長」に改める。

第四条中「所管大臣」を「当該国有財産ヲ所管スル各省各庁ノ長」に改める。

第五条中「各省大臣」を「各省各庁ノ長」に改める。

第六条 削除

第八条 削除

第九条 削除

第十条 削除

第十一条第一項中「当該官庁ハ」を「当該財産ヲ所管スル各省各庁又ハ当該財産ニ関スル事務ヲ分掌スル部局等(以下当該官庁ト称ス)ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ」に改める。

第二十条 削除

第二十一条中「当該官庁ハ」の下に「大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ」を加える。

第二十二条中「前二条」を「前条」に改める。

第二十三条 削除

第二十四条 削除

第二十五条 削除

第二十六条 削除

第二十七条 削除

第三十条中「所管ノ各省」を「当該財産ヲ所管スル各省各庁」に、「部局」を「部局等」に改める。

第三十三条中「国有財産現在額總計算書調製ノ年三月三十一日」を「毎五年三月三十一日」に改め、第三項を削る。

第三十四条 国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計、造幣局特別会計、アルコール専売事業特別会計、専売局特別会計、印刷局特別会計及国有林野事業特別会計ノ固定資産ニ属スルモノノ価格ハ前二条ノ規定ニ拘ラス其ノ資本価格ニ依ル

第三十五条第一項中「各省大臣」を「各省各庁ノ長」に、同条第二項中「部局」を「部局等」に改める。

第三十五条ノ二 各省各庁ノ長ハ国有財産法第十六条第一項但書ノ規定ニ依リ無償貸付ヲ為シタル国有財産ニ付毎会計年度

国有財産無償貸付状況報告書ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

大蔵大臣前項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル国有財産無償貸付状況報告書ニ基キ国有財産無償貸付状況總報告書ヲ調製スヘシ

内閣ハ前項ノ国有財産無償貸付状況總報告書ニ各省各庁ノ国有財産無償貸付状況報告書ヲ添付シテ翌年度開会ノ常会ニ報告スヘシ



第三十六条 削除

第三十七条 削除

第四十条 国有財産法第二十六条、第二十六条ノ三及本令第三十五条ノ二ニ定ムル報告書並計算書ノ様式ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第四十一条 削除

第四十一条ノ二 大蔵大臣各省各庁ノ所管スル国有財産ニ付其ノ現況ニ関スル記録ヲ備ヘ常時之カ区分別ノ状況ヲ明瞭ナラシメ置クヘシ

大蔵大臣前項ノ記録ヲ整備スル為各省各庁ノ長ニ対シ必要ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第四十一条ノ三 大蔵省ニ国有財産調整委員会ヲ置ク

各省各庁ノ国有財産ノ取得、国有財産ノ取得ニ関スル長期計画ノ樹立及国有財産ノ使用ノ調整ニ関スル事項ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ委員会ノ議決ニ基キ之ヲ決定スヘシ

委員会ハ関係各省各庁ノ長ニ対シ国有財産ノ取得又ハ使用上ノ変更ニ関スル説明書ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

関係各省各庁ノ長ハ必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル説明書ヲ委員会ニ提出スルコトヲ得

大蔵大臣ハ各省各庁ノ所管スル国有財産ノ使用状況ヲ調査シ意見ヲ具シ之ヲ毎年二回以上委員会ニ報告スヘシ

前各項ニ定ムルモノノ外委員会ニ関シ必要ナル規定ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

第三十三条の改正規定による土地及び立木竹の最初の価格の改定は、昭和二十七年三月三十一日の現況により、これを行うものとする。

旧陸軍省及び海軍省の所管に属していたもので、国有の機械及び重要な器具は、物品として各省各庁の長に移管されたものを除いては、これを国有財産法第一条の国有財産として処理するものとする。但し、大蔵大臣が特別の定をなす場合は、この限りでない。

(4) 国有財産法施行令

(昭二三・八・二二 政二四六)

第一章 総則

第一条 この政令において「国有財産の所管換」、「各省各庁の長」、「公共団体」及び「国有財産の分類及び種類」とは、国有財産法（以下法という。）に規定する「国有財産の所管換」、「各省各庁の長」、「公共団体」及び「国有財産の分類及び種類」をいう。

第二条 法第三条第二項第四号の国の企業は、左に掲げるものとする。

- 一 造幣局の行う事業
- 二 専売局の行う事業
- 三 印刷局の行う事業
- 四 国有林野事業
- 五 アルコール専売事業
- 六 国有鉄道事業

七 通信事業

第二章 管理及び処分

第三条 法第八条第一項の規定により国有財産の引継をする場合においては、各省各庁の長は、あらかじめ、左に掲げる事項を大蔵大臣に通知しなければならない。

- 一 当該財産の台帳記載事項
- 二 用途廃止の事由
- 三 当該財産に関する事務を分掌する部局等の長
- 四 その他参考となるべき事項
- 五 前項の引継は、なるべく実地立会の上、これをしなければならない。

3 大蔵大臣は、国有財産の引継を完了したときは、受領書を当該各省各庁の長に送付しなければならない。

第四条 法第八条第一項但書の特別会計は、左に掲げるものとする。

- 一 造幣局特別会計
- 二 専売局特別会計
- 三 印刷局特別会計
- 四 財産税等収入金特別会計
- 五 厚生保険特別会計
- 六 労働者災害補償保険特別会計
- 七 食糧管理特別会計
- 八 薪炭需給調節特別会計
- 九 国有林野事業特別会計
- 十 アルコール専売事業特別会計

十一 国有鉄道事業特別会計

十二 通信事業特別会計

十三 簡易生命保険及郵便年金特別会計

十四 船員保険特別会計

第五条 法第八条第一項但書の引き継ぐことを適当としない財産は、左に掲げるものとする。

- 一 交換に供するため用途廃止をするもの
- 二 使用に堪えない建物その他の工作物及び船舶で取こわしの目的をもつて用途廃止をするもの
- 三 浮標、浮きん橋及び浮ドック
- 四 前各号の外当該財産の管理及び処分を大蔵大臣においてすることが技術その他の関係から著しく不適当と認められるもの

2 前項各号に規定する行政財産の用途を廃止しようとするときは、同項第一号に該当する場合を除き、あらかじめ、これを大蔵大臣に通知しなければならない。

第六条 各省各庁の長は、法第九条第一項の規定により国有財産に関する事務の一部を部局等の長に分掌させようとするときは、あらかじめ、これを大蔵大臣に通知しなければならない。

2 各省各庁の長は、法第九条第二項の規定により国有財産に関する事務を特別調達庁若しくはその役員又は地方公共団体若しくはその吏員に取り扱わせようとするときは、事由を附し、取り扱わせる事務の範囲及び取り扱わせる者について大蔵大臣に協議しなければならない。



第七条 各省各庁の長は、法第十二条の規定により国有財産の所管換につき大蔵大臣に協議しようとするときは、左に掲げる事項を記載した協議書に、当該財産を所管する各省各庁の長の同意書その他の関係書類及び必要な図面並びに、有償の場合においては、評価調査を添附して、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

- 一 所管換を受けようとする財産の台帳記載事項
- 二 所管換を受けようとする事由
- 三 有償の場合においては、その予算額及び経費の支出科目
- 四 その他参考となるべき事項

第八条 公共福社用財産又は皇室用財産に関し、法第十三条の規定による国会の議決を経なければならない場合においては、各省各庁の長は、議決を要する事項について書類を作成し、これに関係書類を添附して大蔵大臣に送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた書類について、調査の上適当と認めるときは、これを内閣に送付しなければならない。

第九条 各省各庁の長は、法第十四条第一項第一号の規定により大蔵大臣に協議しようとするときは、左に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類及び、寄附又は交換の場合においては、願書又は承諾書を添附して、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

- 一 土地又は建物の所在及び地番
- 二 取得しようとする事由

三 土地の地目及び地積又は建物の構造、種目（事務所建、住宅建、工場建等の区別をいう。）及び坪数

- 四 評価調査
- 五 相手方の住所及び氏名
- 六 予算額及び経費の支出科目
- 七 交換の場合には、交換に供する国有財産の台帳記載事項
- 八 交換差金がある場合は、それについてとるべき措置
- 九 その他参考となるべき事項

2 相手方が公共団体であるときは、前項に掲げるものの外当該公共団体の議決機関の議決書の写を添附しなければならない。

第十条 各省各庁の長は、法第十四条第一項第二号から第六号までの規定により大蔵大臣に協議しようとするときは、左に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類を添附して、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

- 一 当該国有財産の台帳記載事項
- 二 法第十四条第一項第二号から第六号までに掲げる行為をしようとする事由
- 三 経費を要するものについては、その予算額及び経費の支出科目
- 四 その他参考となるべき事項

第十一条 法第十四条第二項の特別会計は、左に掲げるものとする。

- 一 国有鉄道事業特別会計
- 二 通信事業特別会計

第十二条 各省各庁の長又は国有財産に関する事務の一部を分掌する部局等の長は、普通財産を随意契約により貸し付けようとする場合には、当該財産の貸付料を評定し、その基礎を明らかにした調書を作成しなければならない。法第二十一条第二項の規定により貸付期間を更新しようとするときも同様とする。

第十三条 前条の規定は、随意契約又はこれに準ずる手続により、行政財産をその用途若しくは目的を妨げない限度において使用若しくは収益をさせる場合又は普通財産を貸付以外の方法により使用若しくは収益をさせる場合に、これを準用する。

第十四条 各省各庁の長は、法第二十二条の規定により普通財産を無償で貸し付け、又は法第二十八条の規定により普通財産を譲与した場合は、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

第十五条 各省各庁の長又は国有財産に関する事務の一部を分掌する部局等の長は、普通財産を随意契約によつて売り払い、又は交換しようとするときは、当該財産の価格を評定し、その基礎を明らかにした調書を作成し大蔵大臣に送付しなければならない。

第十六条 法第二十七条に規定する堅固な建物に、鉄骨造、コンクリート造、石造若しくはれん瓦造又はこれらに準ずる建築物をいう。

第十七条 各省各庁の長は、法第三十条第二項の規定により大蔵大臣に協議しようとするときは、左に掲げる事項を記載し

た協議書に必要な図面その他の関係書類を添附して、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

- 一 物件の所在、区分（土地、建物等の区別をいう。以下同じ。）、数量、売払代金及び相手方
- 二 指定した用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間
- 三 契約を解除した事由
- 四 損害の賠償を求めようとする額及びその算定の基礎
- 五 その他参考となるべき事項

第十八条 各省各庁の長は、法第三十一条第二項の規定により大蔵大臣に協議しようとするときは、左に掲げる事項を記載した協議書に、関係書類を添附して、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

- 一 物件の所在、区分、数量、売払代金又は交換差金及び相手方
- 二 延納期限又は毎期の納付額及び利率
- 三 担保の種類
- 四 売払代金又は交換差金を一時に支払うことが困難である事由
- 五 その他参考となるべき事項

第十九条 各省各庁の長は、天災その他の事故により国有財産を滅失又は損したときは、直ちに左に掲げる事項を大蔵大臣に通知しなければならない。但し、当該滅失又は損による見積損害額が五十万円をこえないときは、この限りでない。

- 一 当該財産の台帳記載事項

- 二 滅失又はき損の原因
- 三 当該国有財産の区分、数量及び被害の程度
- 四 損害見積額及び復旧可能のものについては復旧費見込額
- 五 き損した財産の保全又は復旧のためにとつた応急措置
- 2 前項の通知は、国有鉄道事業特別会計又は通信事業特別会計に属するものについては、三月ごとにとりまとめて、これを行うことができる。

第三章 台帳、報告書及び計算書

第二十条 国有財産の台帳は、その分類及び種類ごとに、これを調製し、左に掲げる事項を記載しなければならない。但し、財産の性質によりその記載事項を省略することができる。

- 一 区分及び種目（土地における敷地、森林等、建物における事務所建、住宅建等の区別をいう。）
- 二 所在
- 三 数量
- 四 価格
- 五 得喪変更の年月日及び事由
- 六 その他必要な事項

第二十一条 国有財産の台帳に登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時における評定価格、収用に係るものは補償金額、租税の物納に係るものは収納価格、代物弁済に係るものは当該物件により弁済を受けた債権の額により、その他のものは左に掲げる区分によつてこれを定めなければならない。但し、第二条の国の企業に属す

- るものについては、この限りでない。
- 一 土地については、類地の時価を考慮して算定した金額
- 二 建物、工作物及び船舶その他の動産については、建築費又は製造費。但し、建築費又は製造費によることの困難なものは、見積価格
- 三 立木竹については、その材積に単価を乗じて算定した金額。但し、庭木その他材積を基準として算定することが困難なものは、見積価格
- 四 法第二十条第一項第五号又は第六号に掲げる権利については、取得価格。但し、取得価格によることが困難なものは、見積価格
- 五 法第二十条第一項第七号に掲げる財産のうち株券については払込金額、出資による権利については出資金額、その他のものについては額面金額

第二十二条 法第三十二条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条に規定する台帳、報告書及び計算書の様式については、大蔵大臣がこれを定める。

第二十三条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産につき、五年ごとにその年の三月三十一日の現況において、大蔵大臣の定めるところによりこれを総合評価し、これに基づいて国有財産総合評価報告書を調製し、同年七月三十一日まで、大蔵大臣にこれを送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産総合評価報告書に基づき、国有財産総合評価総計算書を調製しなければならない。

- 3 大蔵大臣は、前項の国有財産総合評価総計算書を当該年度の国有財産増減及び現在額総計算書に添附しなければならない。
- 第二十四条 各省各庁の長は、別に法令の定めるところにより国有財産の総合評価をした場合は、これを前条第一項の規定による国有財産総合評価にかえることができる。
- 第二十五条 前二条の規定により国有財産につき総合評価をした場合においては、その総合評価による価格は、これを国有財産の台帳価格としない。

附 則

第二十六条 この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日から、これを適用する。

第二十七条 左に掲げる法令は、これを廃止する。

- 一 国有財産法施行令（大正十一年勅令第十五号）
- 二 国有財産法調査会に関する政令（昭和二十二年政令第百九十六号）

第二十八条 第二十三条の規定による国有財産の最初の総合評価は、昭和二十七年三月三十一日の現況により、これをするものとする。

第二十九条 法第四十四条の規定による国有財産の類別表及び総類別表の様式については、大蔵大臣が、これを定める。

2 関係諸法令

- (1) 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律

- 第一条 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十条第一項に規定する公共団体（以下公共団体という。）において水道施設及び防波堤、岩壁等の臨港施設として公共又は公益の用に供するときは、これを当該公共団体に無償で貸し付けることができる。
- 2 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合は、これを行うことができない。
- 3 各省各庁の長（国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、第一項の規定により普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないと認めるとき又は前項の規定に該当するこゝとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

第二条 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産は、公共団体において医療施設の用に供するとき又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（以下学校という。）の用に供するときは、この法律施行の日から三年以内に限り、当該公共団体又は当該学校の設置者に対して、時価の二割以内において減額した対価で、これを譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、こ

れを行うことができない。

3 第一項の規定によつて普通財産を譲渡した後において前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその割引額を追徴しなければならない。

第三条 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産を譲渡し、又は財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）若しくは戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）により物納された普通財産をその財産の譲渡時における従前よりの使用者に譲渡した場合において、当該財産の譲渡を受けたものが、売払代金又は交換差金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、利息を附し、三年以内の延納の特約をすることができる。

2 国有財産法第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に、これを準用する。

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際都道府県において、事務、事業又は職員の住居の用に供されていた公用財産は、この法律施行の日から五年以内に限り、これを当該都道府県に無償で貸し付けるものとする。

2 第一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による無償貸付に、これを準用する。

第五条 国の学校の用に供する目的をもつて、地方公共団体により無償で国の用に供せられた財産は、国がその用に供しない場合においては、これを当該地方公共団体（当該地方公共団体に当該財産を寄附した地方公共団体を含む。）に無償で返還しなければならない。

児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設及び保護を要する引揚者又は戦災者の寮をいう。

第三条第一項中「若しくは戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）」を、「戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）若しくは相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（改正前の相続税法を含む。）」に、「三年」を「五年」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

旧軍港市転換法

（昭二五・六・二八 法二二〇）

第一条 この法律は、旧軍港市（横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市をいう。以下同じ。）を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする。

第二条 前条の目的を達成するため旧軍港市を平和産業港湾都市にふさわしいように建設する計画（以下「旧軍港市転換計画」という。）及びこれを実施する事業（以下「旧軍港市転換事業」という。）については、都市計画法（大正八年法律第三十六号）又は特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九

第六条 国有財産法第三十六条第一項の規定による国有財産無償貸付状況報告書は、第一条及び第四条の規定により無償貸付をした普通財産についても、これを調製しなければならない。

附 則

この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律一部改正（昭二六・三・三一 法三〇）

第二条第一項中「医療施設」を「医療施設若しくは社会事業施設」に、「第一条」を「第一条若しくは第九十八条」に、「三年」を「六年」に、「二割」を「四割」に、「これを譲渡することができる。」を「これを譲渡し、又は時価の五割以内において減額した対価でこれを貸し付けることができる。但し、時価の五割以内において減額した対価で貸し付けることができる場合は、昭和二十六年三月三十一日において現に貸し付けてある財産を引き続き従前の借受人に対して貸し付ける場合に限り。」に改め、同条第二項中「譲渡」を「譲渡又は貸付」に改め、同条第三項中「譲渡した後」を「譲渡し、又は貸し付けた後」に、「その割引額を追徴」を「当該財産を譲渡した場合にはその割引額を追徴し、当該財産を貸し付けた場合にはその契約を解除」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の社会事業施設とは、社会事業法（昭和十三年法律第五十九号）第一条に規定する事業の用に供する施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する

号）の適用があるものとする。

第三条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、旧軍港市転換事業が第一条の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

第四条 国は、旧軍港市転換事業の用に供するため、旧軍港都市の都市計画又は特別都市計画の区域内において有する旧軍用の土地、施設その他の財産（以下「旧軍用財産」という。）を、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第七十四号）の例により、処理することができる。この場合において同法第二条第一項及び第三条第一項の規定は、それぞれ第一号及び第二号のように変更するものとする。

一 旧軍用財産は、公共団体において医療施設、社会事業施設若しくは引揚者の寮の用に供するとき又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の用に供するときは、当該公共団体又は学校の設置者に対して、時価の五割以内において減額した対価で譲渡することができる。

二 旧軍用財産を譲渡した場合において、当該財産の譲渡を受けた者が、売払代金又は交換差金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、利息を附し、十年以内の延納の特約をすることができる。

2 前項に定める外、国は、旧軍用財産を旧軍港市転換計画の実現に寄与するように有効適切に処理しなければならない。



- 5 第五条 国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認められる場合には、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八条に規定する制限にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与しなければならない。
- 第六条 前二条に規定する旧軍用財産の処理及び普通財産の譲与に関し、その相手方、財産の範囲、譲渡価額、延納期限その他の重要事項について、大蔵大臣の諮問に応じてこれを調査審議するため、大蔵省に旧軍港市国有財産処理審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、委員二十人でこれを組織する。
- 3 委員は、左にかかげる者をもつて充てる。
  - 一 大蔵事務次官
  - 二 建設事務次官
  - 三 関係府県知事 四人
  - 四 旧軍港市の市長 四人
  - 五 大蔵省、通商産業省、運輸省、建設省及び経済安定本部の職員 各一人
  - 六 学識経験のある者 五人
- 4 前項第六号にかかげる委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 5 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任することをさまたげない。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。
- 7 委員は、非常勤とする。

- 8 第三項第三号、第四号及び第六号にかかげる委員は、予算に定める金額の範囲内で旅費を受けるものとする。
- 9 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 10 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 11 この条に規定するものの外、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。
- 第七条 旧軍港市転換事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、六箇月ごとにその進行状況を建設大臣及び大蔵大臣に報告しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、旧軍港市転換事業の状況を報告しなければならない。
- 第八条 旧軍港市の市長は、その市の住民の協力及び関係諸機関の援助により、平和産業港湾都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。
- 2 旧軍港市の住民は、前項の市長の活動に協力しなければならない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、旧軍港市のそれぞれの住民の投票に付するものとする。
- 3 前項の住民の投票において、その過半数の同意を得られなかつた市があつたときは、その市は、旧軍港市のうちから除かれるものとする。

4 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項表中

<p>国有財産調整審議会</p> <p>大蔵大臣の諮問に応じて、各省各庁の管理する国有財産の用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置及び大蔵大臣が各省各庁の長から協議を受けた国有財産の管理に関する重要な事項について調査審議すること。</p>	<p>国有財産調整審議会</p> <p>大蔵大臣の諮問に応じて、各省各庁の管理する国有財産の用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置及び大蔵大臣が各省各庁の長から協議を受けた国有財産の管理に関する重要な事項について調査審議すること。</p>	<p>旧軍港市国有財産処理審議会</p> <p>大蔵大臣の諮問に応じて、旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）第六条第一項に定める旧軍用財産の処理及び普通財産の譲与に関する重要事項を調査審議すること。</p>
---	---	--

を に

(2) 国有財産特別措置法

(昭二七・六・三〇 法二一九)

第一条 この法律は、旧軍関係財産等の国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産（以下「普通財産」という。）を公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適切に寄与させるため、当分の間、その管理及び処分について同法の特例を設けることを目的とする。

第二条 普通財産は、国有財産法第二十二条第一項に規定する公共団体において水道施設又は防波堤、岸壁、さん橋、上屋等の臨港施設として公共の用に供するときは、当該公共団体に無償で貸し付けることができる。但し、臨港施設については、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定の適用を妨げるものではない。

2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合に準用する。この場合において、国有財産法第二十二条第二項中「前項」とあり、又は同条第三項中「第一項」とあるのは、「国有財産特別措置法第二条第一項」と読み替えるものとする。

第三条 普通財産は、左の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

- 一 地方公共団体において左に掲げる施設の用に供すると

5 改める。

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 旧軍港市国有財産処理審議会委員

第九条中「第二十二号」を「第二十二号の二」に改める。

イ 医療施設及び保健所法（昭和二十二年法律第百一号）  
 第一条の規定により設置される保健所の施設  
 ロ 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二  
 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社  
 会福祉事業施設」という。）

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条又  
 は第九十八条に規定する学校（以下「学校」という。）の  
 の施設

ニ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十  
 一条第一項の規定により設置される公民館の施設

ホ 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第二  
 項に規定する公立図書館の施設

ヘ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二  
 条第二項に規定する公立博物館の施設

ト 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第二十  
 七条第一項の規定により設置される公共職業補導所の施  
 設

チ 住民に賃貸する目的で経営する住宅施設

二 国の設置する研究所、試験所その他国が公共の利益の増  
 進を主たる目的とする事務又は事業の用に供する施設で政  
 令で定めるものについてその用途を廃止した場合におい  
 て、当該施設の用に供していた財産を地方公共団体におい  
 て引き続き同種の施設の用に供するとき。

三 地方公共団体において電源開発促進法（昭和 <sup>(一)</sup> 年法

律第 <sup>(二)</sup> 号）施行の日から五年以内において同法第二条に  
 規定する電源開発を行うため必要な施設の用に供すると  
 き。

四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）第三条に  
 規定する学校法人（以下「学校法人」という。）又は社会福  
 祉事業法第二十二条に規定する社会福祉法人（以下「社会  
 福祉法人」という。）において学校又は社会福祉事業施設  
 の用に供するとき。

2 前項第四号の場合においては、学校法人にあつては私立学  
 校法第五十九条第一項の規定により助成を行うことができる  
 場合、社会福祉法人にあつては社会福祉事業法第五十六条第  
 一項の規定により助成を行うことができる場合又は生活保護  
 法（昭和二十五年法律第四百四号）第七十四条第一項若し  
 くは児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六  
 条の二第一項の規定により補助を行うことができる場合に限  
 り、前項の規定を適用する。

第四条 普通財産は、戦争又は地震、暴風、こう水等に因り著  
 しい災害を受けた地方公共団体で大蔵大臣の指定するもの  
 において学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、盲学  
 校、ろう学校又は養護学校の用に供するときは、当該地方公  
 共団体に対し、時価からその七割以内を減額した対価で譲渡  
 し、又は貸し付けることができる。

第五条 普通財産は、左に掲げる場合においては、当該地方公  
 共団体に対し、譲与することができる。

一 地方公共団体から国に対し特定の利用に供する目的で寄

附された財産について、国が当該用途を廃止した場合にお  
 いて当該地方公共団体が公共の用又は直接その用に供する  
 とき。但し、寄附の際特約をした場合を除く。

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際都  
 道府県において事務、事業又は職員の仕事の用に供してい  
 た公用財産であつたものを、当該都道府県において引き統  
 き当該用途に供しているとき。

三 この法律施行の際地方公共団体において、戦災者、引揚  
 者又は保護を要する生活困窮者の収容施設（敷地を除く。）  
 の用に供しているとき。

2 前項第一号の規定により譲与する場合において、寄附され  
 た財産に対し国が有益費を著しく多く出しているときは、各  
 省各庁の長（国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の  
 長及び経済安定本部総裁をいう。以下同じ。）は、譲与を受  
 けようとする地方公共団体に対し当該有益費の支出によつて  
 増加した価格で現に存するものの価額をあらかじめ納付させ  
 なければならない。

第六条 国有財産法第二十九条及び第三十条の規定は、第三  
 条、第四条又は前条第一項第三号の規定により普通財産の譲  
 渡、貸付又は譲与をする場合に準用する。この場合におい  
 て、国有財産法第二十九条中「買受人」あるのは、「譲渡、貸  
 付又は譲与を受けた者」と読み替えるものとする。

第七条 普通財産について水害、風害その他の災害の防除若し  
 くは復旧又は土地の開拓、水面の埋立若しくは干拓その他の  
 天然資源の開発事業を行おうとする者がある場合は、各省各

庁の長は、政令で定めるところにより、事業者に対し事業の  
 成功を条件としてその財産の売払又は貸付の契約をすること  
 ができる。

2 前項の契約をした場合においては、事業者は、各省各庁の  
 長がその事業の成功に要すると認めて定める期間中無償でそ  
 の財産を使用し、又は収益することができる。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により売払又は貸付の契約  
 をした場合において、その指定する期間内に事業者がその事  
 業に着手しないときは、その契約を解除することができる。

第八条 前条第一項の規定により売払又は貸付の契約をした場  
 合において、同条第二項に規定する期間内に事業が成功しな  
 かつたときでも、土地又は水面の状況により支障がないと認  
 めるときは、各省各庁の長は、事業者に対しその成功した部  
 分につき当該契約に定める条項に準じて売払又は貸付をする  
 ことができる。

第九条 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通  
 財産（以下「旧軍用財産」という。）のうち機械及び器具に  
 ついては、設備改善による企業の合理化を推進するため必要  
 があると認められる場合には、政令で定める事業者に対し、  
 その所有する老朽した機械及び器具とこれを交換することが  
 できる。

2 前項の交換をする場合において、その価額が等しくないと  
 きは、その差額を金銭で補足しなければならない。

3 第一項の交換により国の取得した老朽した機械及び器具  
 は、遅滞なく、くず化するものとする。



- 4 前三項に定めるものの外、第一項の規定により交換する場合における当該機械及び器具の評価その他同項の交換について必要な事項は、政令で定める。
- 第十條 旧軍用財産は、大蔵大臣が特に必要があると認める場合には、その適当と認める者に管理を委託することができる。
- 2 前項の規定による管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）は、管理の目的を妨げない限度において、大蔵大臣の承認を受けて、当該旧軍用財産を使用し、又は収益することができる。
- 3 管理受託者は、その管理の委託を受けた旧軍用財産の管理の費用を負担しなければならない。
- 4 管理の委託を受けた旧軍用財産から生ずる収益は、管理受託者の収入とする。但し、その収益が前項の管理の費用を著しくこえる場合には、管理受託者は、そのこえる金額の範囲内で大蔵大臣の定める金額を国に納付しなければならない。
- 5 前四項に定めるものの外、第一項の管理の委託について必要な事項は、政令で定める。
- 第十一條 普通財産を譲渡した場合において当該財産の譲渡を受けた者が売払代金又は交換差金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、且つ、利息を附して、五年以内の延納の特約をすることができ、但し、左に掲げる場合には、延納期限を十年以内とすることができる。
  - 一 地方公共団体、学校法人、社会福祉法人又は政令で定める重要産業に属する事業を営む者に譲渡するとき。

- 二 住宅又は宅地を現に使用している者に譲渡するとき。
- 2 国有財産法第三十一條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第三十一條第二項中「前項但書」とあり、又は同条第三項中「第一項但書」とあるのは、「国有財産特別措置法第十一條第一項」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第七十四号。以下「旧法」という。）は、廃止する。
- 3 旧法第四條の規定は、この法律施行後も、昭和二十八年六月三十日まで、なおその効力を有する。
- 4 旧法は、旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）第四條の規定の適用については、この法律施行後も、引き続き、なおその効力を有するものとする。
- 5 国有財産法の一部を次のように改正する。
  - 第四十條を次のように改める。
  - 第四十條 削除
  - 6 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。
  - 4 昭和二十七年十二月三十一日まで、本省の附属機関として左の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

種類	目 的
社寺境内地処分中央審査会	大蔵大臣の諮問に依りて、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の譲与又は売払及びこれらに関する訴願について調査審議すること。

- 7 生活保護法の一部を次のように改正する。
  - 第七十四條の次に次の一条を加える。
  - 第七十四條の二 社会福祉事業法第五十六條第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三條第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた保護施設に準用する。
- 8 児童福祉法の一部を次のように改正する。
  - 第四章中第五十六條の三の次に次の一条を加える。
  - 第五十六條の四 社会福祉事業法第五十六條第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三條第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた児童福祉施設に準用する。

国有財産特別措置法施行令

（昭二七・七・一〇 政二六四）

第一條 各省各庁の長（国有財産特別措置法（以下「法」という。）第五條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同

- じ。）は、法第七條第一項の規定により普通財産の売払又は貸付の契約をしようとするときは、その売払又は貸付を受けようとする者から、左に掲げる事項を記載した事業計画書及び事業計画図を添附した申請書を提出させなければならない。
- 一 当該財産の所在地及び面積
- 二 事業の目的
- 三 事業の施行の方法及び順序
- 四 事業の成功に要する期間
- 五 事業に関する資金計画
- 六 事業が成功した場合において公共の用に供しようとする部分があるときは、その位置及び面積
- 第二條 各省各庁の長は、法第七條第一項の規定による契約をしようとするときは、当該契約の日から十年以内において事業の成功に要する期間を定め、当該契約の日から二年以内において事業に着手すべき期間を定めなければならない。
- 2 各省各庁の長は、天災その他やむを得ない事由により必要があると認めるときは、前項の規定により定めた事業の成功に要する期間又は事業に着手すべき期間を、当該期間の二分の一に相当する期間内において、延長することができる。
- 第三條 法第九條第一項に規定する事業者は、資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の会社、常時使用する従業員の数が三百人以下の会社若しくは個人又は中小企業等協同組合とする。
- 第四條 法第九條第一項の規定により国有の機械又は器具との

交換の対象となる機械又は器具は、前条に規定する事業者が交換を申請する際現に一年以上（中小企業等協同組合の場合にあつては六月以上。以下同じ。）所有し、且つ、使用している機械又は器具であつて、当該国有の機械又は器具と同種のものに限るものとする。但し、当該事業者の企業の合理化を推進するため各省各庁の長が特に必要があると認める場合には、この限りでない。

第五条 法第九条第一項の規定により交換する機械又は器具の評価額は、当該機械又は器具について左に掲げる算式により計算した額とする。

算式 算式×(1-n)<sup>n</sup>

2 前項の場合において、機械又は器具がその耐用年数を経過しているものであるときは、その評価額は、同項の規定にかかわらず、当該機械又は器具について左に掲げる算式により計算した額とする。

算式 耐用年数経過年数について残存算額が、取得価額に対して通常有するものとして大蔵大臣が定める額

3 第一項及び前項の規定により機械又は器具を評価する場合において、その機械又は器具が著しく破損し、若しくは性能が低下しているとき、又はその製造時以後の経過年数に比して著しく保存の状態若しくは性能が良好であるときは、その程度に応じて、それぞれこれらの項の規定による評価額を減額し、又は増額することができる。

4 第一項及び第二項に掲げる算式における用語の定義は、左の各号に定めるところによる。

一 新品価額 機械又は器具の交換時における新品としての価額又はこれに準ずる価額をいう。  
二 r 固定資産の取得価額（第二回目以後の償却の場合には、当該取得価額から既にした償却の額を控除した価額）にその償却額が毎年一定の割合で逡減するよう当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額を各事業年度又は各年の償却額とする償却方法における当該比率で大蔵大臣が定めるものとする。

三 n 機械又は器具の製造時以後の経過年数とする。

5 第二項に規定する耐用年数は、大蔵大臣が定める。

第六条 第三条に規定する事業者は、法第九条第一項の規定によりその所有する老朽した機械又は器具を国有の機械又は器具と交換しようとするときは、当該国有の機械又は器具を所管する各省各庁の長に、左に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 常時使用する従業員の数及び法人にあつては資本の額又は出資の総額

三 事業の種類

四 交換の事由

五 交換を希望する国有の機械又は器具の種類、型式、性能、用途及び数量

六 交換のため提供する機械又は器具の所在地、種類、型式、性能、数量、取得価格、取得時期、製造者及び製造番号

七 その他参考となる事項

2 前項の申請書には、申請者がその申請に係る老朽した機械又は器具をその申請の際現に一年以上所有し、且つ、使用していることを証する書面及び当該機械又は器具の所在地を管轄する都道府県知事がその申請に係る交換をすることが適当であると認めた書面を添附しなければならない。

第七条 法第十条第一項の規定により大蔵大臣が法第九条に規定する旧軍用財産の管理をその適当と認める者に委託するときは、契約書において左に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 管理を委託する財産の所在地、種類、構造及び数量

二 管理の委託の日

三 管理の委託の期間

四 管理の方法

五 管理委託の条件

六 その他必要な事項

第八条 法第十条第一項の規定により管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）は、前条第一項第二号の規定により定められた管理の委託の日以後その管理の責に任ずるものとする。

第九条 管理受託者は、管理を委託された財産（以下「受託財産」という。）を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 管理受託者は、受託財産について火災、盗難その他の災害の発生を防止に努めるものとし、これらの災害が発生したと

きは、直ちに当該受託財産の保全のため必要な措置を講じなければならない。

第十条 管理受託者は、法第十条第二項の規定により受託財産の全部又は一部を使用し、又は収益しようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 使用し、又は収益しようとする受託財産の範囲

二 使用又は収益の目的及び方法

三 使用又は収益の期間

四 使用又は収益による予定収入

第十一条 管理受託者は、受託財産の原形に変更を及ぼす改築、移築等の工事をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の承認を受けなければならない。但し、天災その他の事故のため応急の措置をする必要があるときは、この限りでない。

第十二条 管理受託者は、天災その他の事故により受託財産が滅失し、又はき損したときは、直ちに左に掲げる事項を、書面をもつて大蔵大臣に報告しなければならない。

一 当該受託財産の所在地及び種類

二 被害の程度

三 滅失又はき損の原因

四 損害見積額及び復旧可能なものについては復旧費見込額

第十三条 管理受託者は、受託財産について、毎年度の管理の状況を翌年度の四月三十日までに、大蔵大臣に報告しなければ

ばならない。  
2 前項の規定によるの外、大蔵大臣は、必要と認めるときは、受託財産の管理の状況について、部下の職員をして監査させ、又は管理受託者から報告を徴することができる。  
第十四条 法第十一条第一項第一号に規定する重要産業に属する事業は、左に掲げる事業とする。

- 一 製糸業
- 二 染色整理業
- 三 繊維板製造業
- 四 パルプ製造業
- 五 化学肥料製造業
- 六 ソーダ工業
- 七 カーバイド製造業
- 八 タール製品製造業
- 九 染料中間体製造業
- 十 合成樹脂及びその可塑性製品製造業
- 十一 爆薬製造業
- 十二 化学繊維（合成繊維を含む。）製造業
- 十三 動植物油脂製造業
- 十四 合成医薬品中間体製造業
- 十五 生物学的製剤製造業
- 十六 抗生物質製剤製造業（ストレプトマイシン又はクロラムフェニコール製造業に限る。）
- 十七 石油精製業
- 十八 耐火れんが製造業

- 十九 製鉄、製鋼又は鉄鋼圧延業
- 二十 鉄鋼鑄造業
- 二十一 鉄鋼鍛造業
- 二十二 非鉄金属製錬業
- 二十三 非鉄金属圧延業
- 二十四 発電用タービン又は発電用ボイラー製造業
- 二十五 船用機関製造業
- 二十六 金属工作機械製造業
- 二十七 軸受又は鋼球製造業
- 二十八 発電機製造業
- 二十九 電線又はケーブル製造業
- 三十 電気通信機械器具製造業
- 三十一 自動車製造業
- 三十二 鋼船製造及び修理業
- 三十三 鉄道車両製造業
- 三十四 航空機製造業
- 三十五 捕鯨業
- 三十六 金属鋳業
- 三十七 石炭鋳業
- 三十八 石油鋳業
- 三十九 硫黄又は硫化鋳採掘業
- 四十 土木建設業（電源開発に係るものに限る。）
- 四十一 鉄道業（軌道業を含む。）
- 四十二 自動車運送業
- 四十三 海上運送業（外国航路に係るものに限る。）

- 四十四 倉庫業
- 四十五 電気業
- 四十六 ガス業

会計規則臨時特例（抄）

（昭二一・一一・二一 勅五五八）

第五条 各省大臣は、当分の間、他の法令に定めるものの外、左に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- 一 土木建築その他の工事を請け負はしめるとき
- 二 法令により配給の統制をしてゐる物品の買入又は売払をなすとき
- 三 法令による価格の額の指定のある場合における当該物品の買入若しくは売払、法令による賃貸料の額の指定のある場合における当該物品の貸付若しくは借入又は法令による加工賃の額の指定のある場合における当該物品の加工について契約をなすとき
- 四 罹災者若しくは引揚者又はこれらの者の救護を行ふ者に対し救助に必要な物件の売払又は貸付をなすとき
- 五 戦後復興の事業の用に供するため必要な財産を直接に公共団体又は起業者に売り払ひ又は貸し付けるとき
- 六 前各号に掲げる場合を除く外、連合国最高司令官の指示に基いて契約をなすとき

前項第四号及び第五号の場合においては、所管大臣は、予め大蔵大臣に協議しなければならぬ。  
前項の協議を遂げたときは、大蔵大臣は、これを会計検査

院に通知しなければならない。  
（注）「会計規則臨時特例」は昭二三・四・二八、勅一六五により「予算決算及び会計令臨時特例」と改題。

予算決算及び会計令臨時特例一部改正

（昭・二三・五・一 政一〇〇）

第五条第一項中「当分の間、」の下に「会計法第二十九条但書の規定により、」を加え、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

- 六 旧陸軍省、海軍省及び軍需省に属していた財産で用途廃止により雑種財産となつた不動産及びその附属設備であつて、予定賃貸料の年額又は総額が五万円を超えないものの貸付をなすとき
- 七 旧陸軍省、海軍省及び軍需省に属していた財産で用途廃止により雑種財産となつたもの並びに財産税法及び戦時補償特別措置法により収納した不動産であつて、予定価格が二十万円を超えないものの売払をなすとき

予算決算及び会計令臨時特例一部改正

（昭二四・一一・一六 政三六五）

第一条第一項中「会計法」の下に「昭和二十二年法律第三十五号。以下「法」という。」を加え、第二条、第三条、第十五条第一項及び附則中「会計法」を「法」に改める。  
第四条の十の次に次の五条を加える。

第四条の十一 各省各庁の長は、当分の間、連合国最高司令官



から発せられた文書に基き連合国軍の調達を解除された物品（以下「調達解除物品」という。）の売払をなす場合に限り、その売払について行方一般の競争は、その売払数量の範囲内で需要者の買受を希望する数量及びその単価を入札せしめ、予定価格をこえる単価の入札者のうち、高価の入札者から順次売払数量に達するまでの入札者をもって落札者とする方法によることができる。

前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して売払数量をこえるときは、そのこえる数量については、落札がなかったものとする。

各省各庁の長は、第一項の規定による一般の競争に付する場合においては、当該競争に加わろうとする者が買受を希望する数量についての見積金額の総額が二十万円をこえないときに限り、令第八十一条の規定にかかわらず、保証金の納付を免除することができる。

第四条の十二 第四条の四及び第四条の七から第四条の九までの規定は、前条第一項の規定による一般の競争に付する場合について準用する。この場合において、第四条の九中「需要数量」とあるのは「売払数量」と、「最低落札単価の制限内」とあるのは「最高落札単価を下らない価額」と読み替えるものとする。

第四条の十三 第四条の十一第一項の規定による一般の競争に付する場合の公告には、令第八十五条各号に掲げる事項の外、第四条の十一第一項の規定による競争入札であることを明らかにし、且つ、同条第二項の規定により入札数量の一部

について落札がなかったものとする旨の記載をしなければならない。

第四条の十四 第四条の十一第一項の規定による一般の競争に付する物品の予定価格は、令第八十六条の二の規定にかかわらず、当該物品ごとの単価について定めなければならない。

第四条の十五 各省各庁の長は、売払をしようとする物品を一定期間一般に展示してその期間中に入札させ、期間経過後落札者を選定し所定の期日までに代金の納付と同時に当該物品の引渡をなす方法により調達解除物品の売払をなす場合においては、当分の間、令第八十一条の規定にかかわらず、保証金の納付を免除し、又、落札者が所定の期日までに当該物品の代金の納付をなさなかつたときは、令第八十九条の規定により同価の入札者でくじで落札者とならなかつたものがあるときはその者（その者が二人以上あるときは、その者のうちからくじで定めた者）、同価の入札者がなかつたときは予定価格をこえる価額の入札者で落札者とならなかつたものうちで最高の価額を入札した者（その者が二人以上あるときは、その者のうちからくじで定めた者）を落札者とするることができる。

前項の規定による調達解除物品の売払をなす場合の公告には、令第八十五条各号に掲げる事項の外、同項の規定により落札者が所定の期日までに当該物品の代金の納付をなさなかつたときは、落札者としての権利を失うことがある旨の記載をしなければならない。

第五条第一項第八号を同項第十号とし、同項第七号の次に

次の二号を加える。

八 旧陸軍省、海軍省及び軍需省に属していた財産で用途廃止により普通財産となつた船舶、機械及び器具並びに調達解除物品をこれに特別の縁故がある者に売払又は貸付をなすとき

九 官公署（法令による公団、日本専売公社及び日本国有鉄道を含む。以下本号において同じ。）の工事の請負者に対し、当該工事の材料に必要な調達解除物品の売払をなすとき。但し、当該官公署において工事仕様書等によりその材料の種類及び数量について使用証明がなされた場合に限る。第五条の次に次の一条を加える。

第六条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十九条但書の規定により、調達解除物品の売払についてその需給の状況等に照らし適当であると認める場合には、当該物品を一般に展示して、あらかじめ公示した予定価格をもつて即売をすることができる。

#### 予算決算及び会計令臨時特例一部改正

（昭二五・一一・六 政三二九）

第一条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を次のように改める。

八 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四百二十二号）の規定による退職手当（第一条の二中「第九号」を「第八号」に改める。第五条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 政府輸入物品以外の政府貿易等に係る物品を政府の管理上の都合により急速且つ多量に当該物品の販売業者又は製造加工業者に売り払うとき

同項中第十五号を第十九号とし、同項第十四号の次に次の四号を加える。

十五 海域にある爆薬兵器若しくは弾薬又はその部分品で連合国最高司令官の指令に基き政府がその処理を命ぜられたものを引き揚げてそのくず化作業を行うことを政府から許可された者に対し、当該物件をくずとして売り払うとき

十六 旧陸軍省及び海軍省に属し又は徴備されていた船舶で現に沈没しているものを、当該船舶の管理官庁の承認を受けてその現状を調査した引揚業者に売り払うとき

十七 旧陸軍省、海軍省及び軍需省に属していた財産で現に埋没し又は水没しているもの（前号の船舶を除く。）を、当該財産の管理官庁の承認を受けてその現状を調査した者に売り払うとき

十八 旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）第四条第一項に規定する旧軍用財産を同法第二条に規定する旧軍港市転換計画の実現に寄与するような用途に供する者に対し、当該財産を売り払うとき

附則に次の二項を加える。

各省各庁の長は、連合国最高司令官の指令に基き昭和二十六年三月三十一日までに処分すべきことを命ぜられた政府の所有に係る滞貨を売り払う場合においては、随意契約によることができる。

第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(3) 低性能船舶買入法

(昭二五・八・一〇 法二四二)

第一条 この法律は、低性能船舶を政府が買入れることにより内航における過剰船腹を減少させ、もつて内航海運事業の正常な運営に資することを目的とする。

第二条 この法律において、「低性能船舶」とは、左に掲げる船舶であつて、総トン数八百トン以上の鋼製のもの(重量トン数が総トン数の六十パーセント未満のものを除く。)をいう。

一 戦時標準型の船舶(海上ニ於ケル人命ノ安全ノ為ノ国際条約及国際満載吃水線条約ニ依ル証書ニ関スル件(昭和十年通信省令第二十二号)に規定する国際満載吃水線証書を受有するものを除く。)

二 大正十年八月以前に進水した船舶

第三条 政府は、低性能船舶で左の各号に掲げる設備を有するものを所有者(船舶公団と共有関係にある船舶については、船舶公団以外の共有者。以下同じ。)の申込により買入れるものとする。但し、この法律施行の際現に沈没している船舶若しくは大修繕を要する船舶、この法律施行の後沈没した船舶若しくは大修繕を要することとなつた船舶又は日本専売公社、日本国有鉄道若しくは地方公共団体の所有する船舶については、この限りでない。

一 ハッチその他の船体開口部の閉鎖装置

二 諸管

三 手動の操だ設備

四 端艇一隻

五 けい、帯用消火器及び消防手おけ

六 てい、泊油燈及び黒球

七 いかり、びよう鎖及び索

八 揚びよう機

九 手動ビルヂポンプ

十 タラップ

十一 その他運輸大臣が船舶をけい留して管理するのに必要であると認めて告示したもの

2 前項の規定による買入は、買入の価格の総額が二十七億円をこえない範囲内でされなければならない。

3 第一項の規定による買入に係る船舶については、航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)第二条の規定は、適用しない。

第四条 前条の規定による船舶の買入の価格は、左に掲げる通りとする。

船舶の区分	買 入 価 格
総トン数五 千トン以上 の船舶	四千六百六円に当該船舶の総トン数を乗じて 得た金額
総トン数五 千トン未満 の船舶	七千三十七円に当該船舶の総トン数を乗じて 得た金額。但し、その金額が二千三百三万円 以上

上の船舶	をこえることとなるときは、二千三百三万円
総トン数二 千トン未満 の船舶	八千八百九十円に当該船舶の総トン数を乗じて 得た金額。但し、その金額が一千四百七万 四千円をこえることとなるときは、一千四百 七万四千円

第五条 第三条の買入の申込をすることができる期間は、昭和二十五年九月一日から同月三十日までとする。

第六条 前条の申込の期間内に買入の申込のあつた船舶のすべてを買入れることにより第三条第二項の制限をこえることとなる場合の買入の順位は、買入の申込をした者がその買入について定める順位(買入の申込をした者の申込に係る船舶が一隻である場合には、その順位は、第一順位とする。)により、同順位の申込については抽せんによる。

第七条 買入契約は、文書をもつて締結し、その文書には、少くとも左の事項が記載されなければならない。

一 当該船舶の名称、番号及び信号符号

二 当該船舶の買入の価格

三 当該船舶の引渡の時期及び場所

四 当該船舶が船舶公団との共有に属する場合における船舶公団の持分の買取に関する事項

五 当該船舶の上先に先取特権又は抵当権が存する場合における先取特権又は抵当権の消滅に関する事項

六 当該船舶の主汽罐及び主機関の除去又は破壊に関する事

項

第八条 運輸大臣は、左の各号の場合には、買入契約を解除しなければならない。

一 買入契約の目的物たる船舶が船舶公団との共有に属する場合において、買入契約で定める引渡の日までに船舶公団以外の共有者が船舶公団の持分の買取を行わなかつたとき。

二 買入契約の目的物たる船舶の上先に先取特権又は抵当権が存する場合において、買入契約で定める引渡の日までに先取特権又は抵当権を消滅させなかつたとき。

三 買入契約で定める引渡の日までに買入契約の目的物たる船舶の主汽罐及び主機関を除去せず、且つ、これらを修復することが採算上困難な程度に破壊しなかつたとき。

第九条 運輸大臣は、買入契約の目的物たる船舶の引渡を受け、た後に当該船舶の対価を支払うものとする。

第十条 前条の支払は、買入契約で定めるところにより、銀行(日本銀行を除く。)に設けられた当該船舶を政府に売却した者の別段預金の勘定に払い込むものとする。

第十一条 買入契約においては、当該船舶を政府に売却した者が前条の規定によりその別段預金の勘定に払い込まれた金額を、左の各号に掲げる債務を弁済する場合、左の各号に掲げる債務を完済した場合又は左の各号に掲げる債務がない場合の外払戻を請求しない旨を定めなければならない。

一 当該船舶を政府に売却した者が、その売却にあたりその使用人が組織する労働組合との間に使用人に対する退職金



の支払のための労働協約を締結した場合におけるその退職金の債務

二 当該船舶を政府に売却した者が、この法律公布の際当該船舶に關し有する債務

三 当該船舶を政府に売却した者が、第八条第一号に掲げる船舶公団の持分の買取又は同条第二号に掲げる先取特権若しくは抵当権の消滅のため有することとなつた債務

第十二条 買入契約の目的物たる船舶の所有権は、当該船舶の引渡の時に移転する。

第十三条 国が買入契約の目的物たる船舶の所有権を取得したときは、運輸大臣は、速かに、当該船舶（以下「買入船がい」という。）の登記のまづ、消の囑託及びまづ、消の登録をしななければならない。

第十四条 買入船がい、運輸大臣が管理する。

第十五条 買入契約の目的物たる船舶を政府に売却した者は、買入契約で定めるところにより、当該買入船がい、を次条の規定により運輸大臣が大蔵大臣に引き継ぐまでの間保管しなければならぬ。この場合において、その保管の期間は、昭和二十六年七月三十一日以後にわたることはない。

第十六条 運輸大臣は、買入船がい、を売り払おうとするときは、当該買入船がい、を大蔵大臣に引き継がなければならない。

2 大蔵大臣は、遅滞なく、買入船がい、を、解撤して鉄くずとする者に売り払うものとする。

3 大蔵大臣は、昭和二十六年七月三十一日までに買入船がい、

は、昭和二十七年四月一日以後であつてはならない。

低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売払に關する法律

(昭二六・三・三〇 法六一)

第一条 低性能船舶買入法（昭和二十五年法律第二百四十二号）の規定により国が所有権を取得した船舶（以下「買入船がい」という。）であつて、運輸大臣が外航船腹の需給調整上改造することが必要になつたと認めるものについては、大蔵大臣は、当該買入船がい、を運輸大臣の指示するところにより船級協会の外航船舶としての船級を取得するに必要な改造を行うことを条件として、左の各号により売り払うことができる。

一 当該買入船がい、を政府に売却した者に対し、当該買入船がいの買入価格に、運輸大臣が当該買入船がいの対価を支払つた日から大蔵大臣が売払の対価を受け取る日までの日数に應じその買入価格に対して日歩二銭七厘の率をもつて計算した額を加えた価格で売り払うこと。

二 前号によつて売り払うことが困難なときは、一般の例によつて売り払うこと。

第二条 大蔵大臣は、前条の規定により買入船がい、を売り払つたときは、その対価の支払を受けた後でなければ当該買入船がい、を買受人に引き渡してはならない。

第三条 低性能船舶買入法第十四条、第十五条、第十六条第一項第三項及び第十七条の二第一項の規定は、第一条の売払の

の売払ができないときは、同年九月三十日までに解撤し、又は破棄しなければならない。

第十七条 買入船がい、を政府から買い受けた者は、昭和二十六年九月三十日までに、当該買入船がいの船体から、これに使用している鋼製の部分の重量の少くとも四分の一に相当する重量の鋼製の部分を除去することに努めなければならない。

第十八条 買入船がい、を政府から買い受けた者は、当該買入船がい、を譲り渡し、貸し渡し、又は担保に供してはならない。

第十九条 この法律の規定に基き、低性能船舶を政府に売却した者は、船舶の製造に關し、運輸大臣その他の政府機関によつて特に有利な取扱を受けることがない。

第二十条 第十八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第四項までの規定は、昭和二十五年十月一日から施行する。

低性能船舶買入法一部改正

(昭二六・三・三〇 法六〇)

第十七条の二 運輸大臣が特別の必要があると認めて告示をもつて指定した船舶に係る第十五条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「昭和二十六年」とあるのは「昭和二十七年」と読み替へるものとする。

2 前項の船舶については、その買入契約で定める引渡の時期

場合に準用する。

第四条 第一条に規定する買入船がい、については、低性能船舶買入法第十七条及び第十八条の規定の適用はないものとする。

(4) 昭和十四年法律第七十八号（寺院等二無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ關スル法律）を改正する法律

(昭二二・四・一一 法五三)

第一条 社会上地、地租改正、寄附（地方公共団体からの寄附については、これに実質上負担を生ぜしめなかつたものに限る。）又は寄附金による購入（地方公共団体からの寄附金については、これに実質上負担を生ぜしめなかつたものに限る。）によつて国有となつた国有財産で、この法律施行の際、現に神社、寺院又は教会（以下社寺等という。）に対し、国有財産法によつて無償で貸し付けてあるもの、又は国有林野法によつて保管させてあるものうち、その社寺等の宗教活動を行うのに必要なものは、その社寺等において、この法律施行後一年内に申請をしたときは、社寺境内地処分審査会又は社寺保管林処分審査会に諮問して、主務大臣が、これをその社寺等に譲与することができる。

社寺境内地処分審査会及び社寺保管林処分審査会に關する規程は、勅令でこれを定める。

第二条 この法律施行の際、現に国有財産法によつて社寺等に無償で貸し付けてある国有財産で、前条第一項の規定による譲与をしないものうち、その社寺等の宗教活動を行うのに

必要なものは、同条同項の申請をしたものについては、譲与をしないことの決定通知を受けた日から、六箇月内に、その他のものについては、この法律施行の日から、一年内に、申請をしたときは、社寺境内地処分審査会に諮問して、主務大臣は、時価の半額で、随意契約によつて、これをその社寺等に売り払うことができる。

前条第一項に規定する行政処分について、訴願をした者は、前項の期間満了後も、その裁決書を受領した日から、なお三箇月内に、前項の売払の申請をすることができる。

第三条 第一条第一項又は前条第一項の規定によつて、譲与又は売払をする国有財産の範囲は、勅令でこれを定める。

第四条 第一条第一項又は第二条第一項の規定によつて、譲与又は売払をすることができる国有財産（以下従前の土地という。）が、その譲与又は売払前に、耕地整理法による耕地整理又は都市計画法若しくは特別都市計画法による土地区画整理の施行地区に編入せられた場合において、その従前の土地に係る換地処分に関して、国が清算金の交付又は補償金の支払を受ける場合は、主務大臣は、従前の土地にあつた社寺等が、換地処分の告示のあつた時から、一年内に、申請をしたときは、第一条第一項に規定する従前の土地に係る清算金又は補償金については、その金額に相当する債権を、第二条第一項に規定する従前の土地に係る清算金又は補償金については、その金額の半額に相当する債権をその社寺等に譲渡することができる。

国が耕地整理法、都市計画法又は特別都市計画法の規定に

よつて、費用を負担せしめられる場合又は従前の土地に係る換地処分に関して、国が清算金を徴収せられる場合は、第一条第一項に規定する従前の土地に係る負担金又は清算金については、その金額に相当する債権を、第二条第一項に規定する従前の土地に係る負担金又は清算金については、その金額の半額に相当する債権をその社寺等に負担せしめる。

第五条 従前の土地が、その譲与又は売払前に、耕地整理法による耕地整理又は都市計画法若しくは特別都市計画法による土地区画整理の施行地区に編入せられた場合において、従前の土地にあつた社寺等が、その交付せられた換地以外の土地に移転する必要があるときは、主務大臣は、その社寺等が、換地処分の告示のあつた時から、一年内に、申請をしたときは、その社寺等に対し、第一条第一項に規定する従前の土地の換地及び従前の土地に定著する国有物件については、譲与を、第二条第一項に規定する従前の土地の換地及び従前の土地に定著する国有物件については、時価の半額で、売払をすることができる。

前項の規定によつて譲与又は売払をする場合には、社寺境内地処分審査会又は社寺保管林処分審査会に諮問しなければならない。

第六条 この法律に規定する行政処分に対して、不服のある者は、訴願をすることができる。

前項の訴願を裁決する場合には、社寺境内地処分審査会又は社寺保管林処分審査会に諮問しなければならない。

第七条 第二条第一項及び第五条第一項の規定による売払代金

については、命令の定めるところによつて、十年内の年賦延納又は土地による代物弁済を認めることができる。

附 則

第八条 この法律の施行期日は、勅令でこれを定める。

第九条 国有財産法の一部を次のように改正する。

第五条第三号を削る。

第二十四条 削除

第十条 この法律施行前に、神社、寺院、教会又は仏堂の合併によつて、その用に供しなくなつた国有財産で、その神社、寺院、教会又は仏堂が、この法律施行の日までに、譲与を申請したものについては、その神社、寺院又は教会の宗教活動を行うのに必要なものに限り、前条の規定にかかわらず、国有財産法第五条第三号の規定は、なおその効力を有する。前項の規定によつて、譲与をする場合には、社寺境内地処分審査会に諮問しなければならない。

第一条第一項、第二条第一項又は第五条第一項の規定によつて、譲与又は売払をすることに決定したものである、国有財産法第二十四条の規定は、前条の規定にかかわらず、その譲与又は売払の日まで、なおその効力を有する。

第十一条 国有林野法の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。

第十七条 削除

第十二条 神社又は寺院の植栽した森林は、その神社又は寺院において、この法律施行後六箇月内に申請をしたときは、主務大臣が、森林の管理経営上特に必要があると認定したもの

に限り、この法律施行の日から、国有林野法の規定による部分林を設けたものとする。

第十三条 従前の社寺保管林で、第一条の規定によつて、神社又は寺院に譲与し、又は前条の規定によつて、部分林とするもの以外のものについては、その神社又は寺院が費した有益費は、勅令の定めるところによつて、これを補償する。

前項の規定によつて、補償をする場合には、社寺保管林処分審査会に諮問しなければならない。

第十四条 この法律施行の際、現に社寺等に無償で貸し付けてある皇室財産令の規定による御料に属する土地が、国有財産法の規定による雑種財産となつたときは、その時から、この法律を適用する。但し、第一条第一項中「地方公共団体からの」とあるのは、「国又は地方公共団体からの」と、「国有となつた」とあるのは、「御料となつた」と読み替へるものとする。

前項の雑種財産で第一条第一項、第二条第一項又、第五条第一項の規定によつて、譲与又は売払をすることに決定したものである、雑種財産となつた日から、その譲与又は売払の日まで、その社寺等に無償で貸し付けたものとみなす。

昭和二十二年勅令第九十号（昭和二十二年法律第五十三号施行令）

（昭二二・四・三〇）

第一条 昭和十四年法律第七十八号（以下法という。）第一条第一項又は第二条第一項の規定によつて、社寺等に譲与又は

売払をする国有財産は、左の各号の一に該当するものとする。

- 一 本殿、拜殿、社務所、本堂、くり、会堂その他社寺等に  
必要な建物又は工作物の敷地に供する土地
  - 二 宗教上の儀式又は行事を行うため必要な土地
  - 三 参道として必要な土地
  - 四 庭園として必要な土地
  - 五 社寺等の尊厳を保持するため必要な土地
  - 六 社寺等の災害を防止するため直接必要な土地
  - 七 歴史又は古記等によつて社寺等に特別の由緒ある土地
  - 八 その社寺等において現に公益事業のため使用する土地
  - 九 前各号の土地における立木竹その他の定著作物  
その社寺等の所屬教派若しくは宗派、その社寺等の主管者  
又はその社寺等が主宰する財団法人の経営する公益事業がそ  
の社寺等の経営に準ずるものと認められるときは、その事業  
のため現に使用する土地及びその定著作物は、これを社寺等に  
譲与又は売払をすることができる。
- 第二条 法第一条第一項及び法第二条第一項に規定する国有財  
産で、国土保安その他公益上又は森林経営上国において特に  
必要があると認めるものは、国有として存置し、前条の規定  
にかかわらず、譲与又は売払をしない。
- 第三条 法第七条の規定による年賦延納は、売払代金の全額を  
一時に納付することが困難な場合に限り、これを認める。  
年賦延納を認める場合には国債で延納金額に相当する担保  
を提供した場合は、民法第三百二十五条第三号に規

定する先取特権の登記をしなければならない。

- 第四条 法第七条の規定による代物弁済は、売払代金が十万円  
以上で、現金で納付することが著しく困難な場合に限り、こ  
れを認める。  
代物弁済に充てようとする土地は、価額五万円以上で、担  
保権の設定なく、且つ管理又は処分上適当なものでなければ  
ならない。  
代物弁済を認めた場合は、その土地について、所有権移転  
の登記が完了したときに、弁済があつたものとみなす。
- 第五条 法第十三条第一項の規定による補償は、神社又は寺院  
が、この勅令施行の日から、一年内に、申請をしたとき、左  
の各号の定めるところにより、これを行う。  
一 神社又は寺院の植栽した森林で、法第十二条の規定によ  
つて部分林としないものについては、主務大臣の定めると  
ころによつて、この勅令施行の日におけるその森林の立木  
竹の価額の十分の八の額を立木竹又は林産物で、その神社  
又は寺院に交付する。但し、その十分の八の額が植林又は  
植林上必要な施設のため、神社又は寺院が支出した金額に  
年五分の複利計算による利息の額を合算した額に達しない  
ときは、その合算額を立木竹又は林産物で交付する。  
二 神社又は寺院の植栽した森林以外の森林について、神社  
又は寺院が、林道又は砂防、防火その他の施設の新設改良  
したものについては、主務大臣の定めるところにより、そ  
の新設した施設の価額又は改良した部分の価値の現存する  
ものに限り、この勅令施行の日におけるその評価額を立木

この勅令は、昭和二十二年法律第五十三号施行の日から、こ  
れを施行する。

附 則

社寺保管規則は、これを廃止する。

- 第二十八条 削除  
第二十九条 削除  
国有財産法施行令第二十八条及び第二十九条第二項の規定  
は、前項の規定にかかわらず、法第十条第三項に規定する日ま  
で、なおその効力を有する。

(5) 国家公務員のための国設宿舍に関する法律

(昭二四・五・三〇 法一一七)

第一条 国家公務員に貸与すべき宿舍については、この法律の  
定めるところによる。

- 2 この法律の規定は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百  
二十号、今後同法が改正せられたときは、その改正せられた  
規定を含む。以下同じ。)のいかなる条項をも廃止し、若し  
くは修正し、又はこれに代わるものではなく、又、この法律  
に規定する事項は、同法第二十八条に規定する人事院の勸告  
事項に含まれるものである。

第二条 この法律において「宿舍」とは、国がその事務、事業  
の円滑な運営に資する目的をもつて、国家公務員及び主とし  
てその収入により生計を維持する者を居住させるため設置す  
る宿舍をいう。

第三条 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成する  
ため、内閣総理大臣の所轄の下に、宿舍審議会(以下審議会  
という。)を置く。

- 2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、左に掲げる事項を  
調査審議するものとする。  
一 宿舍の設置に関する計画  
二 宿舍の維持及び管理に関する基準  
三 第十二条の規定による無料宿舍を貸与する者の範囲  
四 第十三条の規定による有料宿舍の一坪当りの使用料の基  
準

第五条 第十五条の規定による居住者の選定の基準  
であり、国家公務員の報酬の一部として貸与するものではな  
いので、使用料の基準は、主として、同一の大きさ、場所及  
び条件の民間宿舍に対する法定又は公定の標準家賃、法定又  
は公定の標準家賃がない場合においては、同一又は類似の地  
において比較することのできる民間宿舍に対する家賃を考慮  
して定めるものとする。

- 4 審議会は、宿舍に関する重要事項について、関係機関に随  
時意見を述べることが出来る。
- 第四条 審議会の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。



- 一 内閣官房次長
- 二 衆議院事務次長
- 三 参議院事務次長
- 四 最高裁判所事務総長
- 五 大蔵次官
- 六 建設次官
- 七 経済安定本部副長官
- 八 人事院事務次長

2 前項第一号及び第七号の委員は、内閣総理大臣が命ずる。  
 第五条 審議会に会長を置く。会長は、内閣官房次長をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、内閣総理大臣の指名する者が、その職務を代理する。

第六条 審議会は、会長が招集し、その議事は、会長を除く出席委員の過半数で決する。可否同数であるときは、会長の決するところによる。

2 審議会は、委員五人以上の出席がなければ議事を開き議決をすることができない。

第七条 第三条第二項に掲げる事項は、政令で定め、その政令は、審議会の決定に基かなければならない。

第八条 大蔵大臣は、前条の規定による政令の定めるところに従い、宿舍の設置、維持及び管理に関する総合調整の事務をつかさどるものとする。

2 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省

大臣、最高裁判所長官、会計検査院長及び人事院総裁（以下各省各庁の長という。）は、大蔵大臣の定めるところに従い、宿舍の設置、維持及び管理を行うものとする。  
 第九条 宿舍は、公邸、無料宿舍及び有料宿舍の三種とし、無料宿舍及び有料宿舍には、共同宿舍を含むものとする。  
 第十条 公邸は、左に掲げる国家公務員のために設置し、無料で貸与する。

一 衆議院議長及び参議院副議長

二 参議院議長及び参議院副議長

三 内閣総理大臣及び国務大臣

四 最高裁判所裁判官

五 会計検査院長

六 人事院総裁

七 衆議院事務総長及び参議院事務総長

八 宮内府長官及び侍従長

九 検事総長

十 国家公安委員会委員長

十一 内閣官房長官

第十一条 公邸には、いす、テーブル等公邸に必要な備品を備え付け、無料で貸与する。

第十二条 無料宿舍は、左に掲げる国家公務員のうち政令で定める者のために設置し、無料で貸与する。

一 本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務、鉄道若しくは通信施設に関連する非常勤務又はこれらと類似の性質を有す

る勤務に従事しなければならない者

二 研究又は実験施設に勤務する者であつて継続的に行うことを必要とする研究又は実験に直接従事するもの

三 へき地にある官署又は特に隔離された官署に勤務する者

四 官署の管理責任者であつて、その職務を遂行するために官署の構内に居住しなければならないもの

2 無料宿舍は、国家公務員の職務に対する給与の一部として貸与されるものとする。

第十三条 有料宿舍は、左に掲げる場合において、公邸又は無料宿舍の貸与を受ける者以外の国家公務員のために予算の範囲内で設置し、有料で貸与することができる。

一 国家公務員の職務に関連して国の事務、事業の運営に必要と認められる場合。

二 国家公務員の在勤地における住宅不足により国の事務、事業の運営に支障を来たす虞があると認められる場合。

第十四条 有料宿舍の使用料は、月額とし、政令で定める一坪当りの使用料の基準に基いて、各宿舍につき各省各庁の長が決定する。

2 新たに宿舍の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割により計算した額とする。

3 有料宿舍の貸与を受けた者に報酬を支給する機関は、毎月報酬を支給する際その者の報酬から使用料に相当する金額を控除して、その金額をその者に代りその使用料として国に払い込まなければならない。

第十五条 有料宿舍を貸与する者の選定に当つては、各省各庁

の長は、政令で定めるところに従い、国の事務、事業の運営の必要に基き公平に行わなければならない。

第十六条 宿舍の居住者は、必要な注意を払い、宿舍を正常な状態において維持しなければならない。

第十七条 公邸の修繕に要する費用及び公邸の使用につき必要とする電気、水道、ガス等に要する費用は、国が負担する。

2 天災、時の経過その他居住者の責に帰することのできない事由に因り無料宿舍又は有料宿舍がき損又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、国が負担する。

第十八条 宿舍の設置、維持及び管理に要する費用並びに宿舍の使用料は、それぞれ宿舍の貸与を受けた者の報酬を支弁する会計の所屬とする。

2 国有鉄道事業、通信事業その他事業を企業的に運営する特別会計の負担において設置する宿舍の設置、維持及び管理に要する費用の財源については、一般会計から繰入をしてはならない。

第十九条 宿舍の貸与を受けた者が左の各号の一に該当した場合においては、居住者は、速かにその宿舍を明け渡さなければならない。但し、公邸及び無料宿舍にあつては、六十日、有料宿舍にあつては、六月をこえてはならない。

一 国家公務員でなくなつたとき。

二 死亡したとき。

三 転勤又は転職によりその宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなつたとき。

四 国の事務、事業の運営の必要に基き先順位者が生じたとき。

第二十条 この法律の施行に關し必要な細目は、大蔵大臣が定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日後二月を経過した日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に国家公務員のために設置されている宿舎は、左の各号の区分に応じ、それぞれこの法律により設置された宿舎となるものとする。
  - 一 第十条各号に掲げる国家公務員のために設置せられている宿舎にあつては、公邸
  - 二 第十二条第一項各号に掲げる国家公務員のうち政令で定める者のために設置せられている宿舎にあつては、無料宿舎
  - 三 その他の宿舎にあつては、有料宿舎
- 3 宿舎審議會は、第三条第二項に掲げる事項につき調査審議の結果を国会に報告しなければならない。
- 4 宿舎審議會が第三条第二項に掲げる事項につき調査審議を完了するまでは、国家公務員に貸与すべき宿舎に關しては、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 左に掲げる勅令等は、廃止する。
  - 官舎貸渡規則（明治九年太政官達第五十三号）
  - 巡查給与令（明治三十九年勅令第二百五十九号）
  - 官設鉄道の職員に宿舎料を支給するの件（明治三十九年勅令第二百九十四号）
  - 監獄看守手当等給与令（大正十一年勅令第四百三十八号）

矯正院補導手当等給与令（大正十一年勅令第四百九十一号）  
副看守長の俸給及び給与に關する件（昭和十年勅令第八百六十八号）

国家公務員のための国設宿舎に關する法律一部改正

（昭二五・一二・一九 法二七八）

- 第十条第七号を次のように改める。
- 七 国立国会図書館長
- 七の二 衆議院事務総長及び参議院事務総長
- 七の三 衆議院法制局長及び参議院法制局長

国家公務員のための国民宿舎に關する法律の施行に關する政令

（昭二五・四・一三 政八〇）

- 第一条 国家公務員のための国設宿舎に關する法律（以下「法」という。）第三条第二項第一号に規定する宿舎の設置に關する計画は、国の事務又は事業の円滑な運営に資するため、法第十条、第十二条及び第十三条に規定する公邸、無料宿舎及び有料宿舎につき、法附則第二項の規定により国設宿舎とされた宿舎（以下「既存宿舎」という。）の使用を調整して、なお不足する宿舎（法第二条に規定する宿舎をいう。以下同じ。）をすみやかに設置することを目的として、法第三条に規定する宿舎審議會（以下「審議會」という。）の議を経、大蔵大臣が定める。
- 2 前項の計画は、総合計画及び年度計画とする。

- 第二条 宿舎の設置に關する総合計画は、各省各庁の長（法第八條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）から提出された国家公務員の数、宿舎の状況その他参考となるべき資料に基づき、新たに設置を必要とする宿舎の種類、数量及び設置の順序について定めるものとする。
- 2 前項の宿舎設置の順序を定めるについては、貸与を受ける者の職務の性質及び宿舎の貸与を必要とする事情を考慮しなければならぬ。
- 第三条 宿舎の設置に關する年度計画は、各省各庁の長から提出された宿舎設置に關する要求を総合調整して、各年度分の予算成立の日から二月以内に、前条に規定する総合計画に基づき、予算の範囲内において、宿舎の種類ごとに年度内に設置すべき宿舎の数量及び地域を定めるものとする。
- 2 前項の年度計画においては、左に掲げる事項を明らかにしなければならない。
  - 一 宿舎の現況及び宿舎の貸与を必要とする国家公務員の数
  - 二 宿舎の種類ごとに年度内に新たに設置すべき地域ごとの数量
  - 三 その他必要と認める事項
- 3 第一項の年度計画において新たに設置すべき宿舎の地域ごとの数量を定めるについては、当該地域における国家公務員の数及び職務の性質並びに宿舎の不足数を考慮しなければならない。

第四条 各省各庁の長は、前条第一項に規定する年度計画に基づき、合同宿舎（衆議院、参議院、総理府、法務府、各省、経

- 濟安定本部、最高裁判所、会計検査院又は人事院のうち二以上の機関の国家公務員が共同して居住することを目的とする宿舎をいう。以下同じ。）以外の宿舎を設置するものとする。
- 2 合同宿舎の設置は、大蔵大臣が行うものとする。
- 第五条 宿舎の設置は、新築、移築、改築、借受、買収、交換、用途変更又は寄附の方法によつて行うものとする。
- 第六条 宿舎は、その位置、面積、構造及び効用が宿舎を設置する目的を達成するに足るものでなければならない。
- 2 宿舎を新築する場合においては、大蔵大臣が審議會の議を経て定める規格に従つて、建築しなければならない。
- 3 新築以外の方法により宿舎を設置する場合には、大蔵大臣が審議會の議を経て前項の規格を考慮して定める改築の基準により、改築しなければならない。
- 第七条 大蔵大臣は、宿舎の設置、維持及び管理の総合調整を行うため必要があると認めるときは、各省各庁の長に對してその監督する国家公務員の住宅事情に關する資料若しくは報告を求め、又は部下の職員をして各省各庁の長が維持及び管理する宿舎について、その維持及び管理の状況に關し実地監査をさせることができる。
- 2 大蔵大臣は、審議會の議を経て、大蔵省令で宿舎の維持及び管理に關する共通の細目を定めることができる。
- 3 大蔵大臣は、各省各庁の長が前項の共通の細目に違背して宿舎の維持及び管理を行つていないと認められるときは、審議會の議を経て、各省各庁の長に對し、前項の共通の細目により宿舎の維持及び管理を行うことを求め、又は宿舎の種類若



しくは居住者を変更することを求めることができる。

第八条 合同宿舎以外の宿舎の維持及び管理は、その貸与を受けた国家公務員の所属する各省各庁の長が行うものとする。

2 合同宿舎の維持及び管理は、大蔵大臣が行うものとする。

3 宿舎の維持及び管理に關して必要な事項は、前条第一項に規定する共通の細目に規定するものを除くの外、第一項の宿舎については各省各庁の長が、第二項の宿舎については大蔵大臣が定める。

第九条 左に掲げる場合においては、宿舎を維持及び管理する各省各庁の長は、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 前条第三項の規定により宿舎の維持及び管理に關して必要な事項を定めようとするとき。

二 公邸を無料宿舎若しくは有料宿舎とし、又は無料宿舎若しくは有料宿舎を公邸としようとするとき。

三 無料宿舎を有料宿舎とし、又は有料宿舎を無料宿舎としようとするとき。

四 宿舎の用に供する目的で、建物を改築し、又は土地若しくは建物を借り受けようとするとき。

第十条 宿舎の貸与を受ける者は、左の各号に掲げる事項を履行しなければならない。

一 貸与の手續を完了した日から原則として十日以内に、指定された宿舎に居住すること。

二 宿舎の全部又は一部を他に貸し付けないこと。

三 宿舎を滅失又はき損した場合において、その宿舎を管理する各省各庁の長において、その滅失又はき損が居住者の

故意又は重大な過失に因り生じたものであると認めるときは、これを原形に復し、又はその費用を弁償すること。

四 宿舎を明け渡そうとする場合においては、その宿舎を管理する各省各庁の長に五日前までに届け出で、その宿舎を正常な状態において引き渡すこと。

第十一条 宿舎を維持及び管理する各省各庁の長は、居住者が法第十六条及び前条各号に規定する事項を履行しているかどうかを監督し、常に宿舎の維持及び管理の適正を圖らなければならない。

第十二条 法第二条第二項第三号に規定する無料宿舎を貸与する者の範囲は、左の各号に該当する者とする。

一 左に掲げる官署に勤務する者のうち、その職務の性質が直接国民の生命又は財産を保護するため、通常の勤務時間外において待機時間を含めていかなるときにも勤務に服することを必要とする職にあるもの

イ 警察署

ロ 拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年保護鑑別所及び国立教護院

ハ 国立の病院及び療養所

ニ 氣象官署

ホ 海上保安署、航路標識所及び水路観測所

ヘ 航空保安事務所、航空標識所及び電波監視局

二 電信、電話若しくは郵便による通信事務又はこれらの通信施設の保全に従事する者のうち、その職務の性質が直接非常の事態に應ずる通信又はその施設の保全に直接従事す

るため、通常の勤務時間外において待機時間を含めていかなるときにも勤務に服することを必要とする職にあるもの

三 継続的に行うことを必要とする氣象、地震、衛生、電気、燃料、畜産、水産、工業、鉱業等に関する研究又は実験を行う研究所で審議会の議を経て大蔵大臣の指定するものに勤務する者のうち、研究若しくは実験に直接従事するため又は危険予防の目的をもつて研究若しくは実験のための施設を監視するため又は危険予防の目的をもつて研究若しくは実験のため

の施設を監視するため、継続的に通常の勤務時間外においても勤務に服することを必要とする職にあるもの

四 国立大学において継続的に行うことを必要とする氣象、地震、衛生、電気、燃料、畜産、水産、工業、鉱業等に関する研究若しくは実験に直接従事するため又は危険予防の目的をもつてこれらの研究若しくは実験のための施設を監視するため、継続的に通常の勤務時間外においても勤務に服することを必要とする職にある者

五 へき地の官署又は特に隔離された官署で、審議会の議を経て、大蔵大臣が指定するものに勤務する者

六 官署の施設の管理又は官署内の取締の直接の責任者で、その職務を遂行するため、常時その官署の構内に居住する必要のあるものうち、各省各庁の長が大蔵大臣に協議して指定するもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる職は、審議会の議を経て、大蔵大臣が指定する。

第十三条 法第三条第二項第四号に規定する有料宿舎の一坪当りの使用料の基準は、一月間に対するものを単位とし、当該

宿舎の所在する区域における地方公共団体が一般に賃貸する住宅（以下「公営住宅」という。）の一月間に対する一坪当りの使用料の額の当該宿舎が設置された日の属する年度以前

五年度間（当該宿舎が昭和二十四年度以前の年度に設置された既存宿舎であるときは、昭和二十四年度以前五年度間とする。）における平均額の二倍に相当する額に基き、区域別に、審議会の議を経て、大蔵大臣が定める。

2 前項に規定する区域別は、都道府県ごとに、人口六十万以上の市（都にあつては、特別区の存する区域）、その他の市（都にあつては、市）及び町村の三区区域の別とする。

3 第一項の平均額は、同項に掲げる期間内の各年度ごとに算出した公営住宅の一月間に対する一坪当りの使用料の額の平均額の合計額を五で除した額とする。

4 第一項に掲げる期間の全部又は一部について有料宿舎の所在する区域内に公営住宅がない場合又は著しく少い場合において、同項に規定する方法による使用料の基準の算定が不能又は著しく不適當と認められるときは、使用料の算定の基礎となる条件が類似する区域における公営住宅の使用料を勘案し、同項に規定する方法に準じて使用料の基準を定めるものとする。

5 寮（二以上の世帯が共同して居住することを目的とする有料宿舎で世帯ごとの炊事の施設を有しないものをいう。）又は建築後相当の年数を経過した、若しくはき損の程度の著しい宿舎の一坪当りの使用料は、その構造の特殊性又は建築後の経過年数若しくはき損の程度を考慮して第一項に規定する基

準を減額した基準によるものとする。  
6 有料宿舎のうち公用に供する部分があるときは、その部分の使用料に相当する金額を控除して使用料を定めるものとする。

7 第五項の規定による一坪当りの使用料の減額の基準及び前項の規定により使用料に相当する金額を控除する公用に供する部分の範囲は、審議会の議を経て、大蔵大臣が定めるものとする。

第十四条 法第三条第二項第五号の規定により各省各庁の長がその管理する有料宿舎を貸与する者を選定する場合においては、左に掲げる者のうちから行うものとする。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第三項第三号及び第五号から第十一号までに掲げる者で公邸を貸与されないもの、各省各庁（衆議院、参議院、総理府、法務府、各省、経済安定本部、最高裁判所、会計検査院、及び人事院をいう。以下同じ。）の事務次官若しくはこれに準ずる者又は各省各庁の内部部局の局長若しくは部長若しくはこれに準ずるもの

二 官署の長又は各省各庁の課長若しくはこれに準ずる者でその職務を遂行するため当該官署に近接して居住する必要があるもののうち、各省各庁の長において有料宿舎を貸与することを必要と認めるもの

三 第十二条第一項第一号に掲げる官署に勤務する者のうち、無料宿舎を貸与するものとして指定する職にないもので、緊急の事態に応じ、同号の規定により無料宿舎の貸与

を受ける者の勤務を有効に遂行させるために、通常の勤務時間以外において勤務に服することを必要とする職にある者として、審議会の議を経て、大蔵大臣の指定するもの  
四 前各号に該当しない者のうち、有料宿舎を貸与することが国の事務又は事業の運営に特に必要なものとして、審議会の議を経て、大蔵大臣の指定するもの  
2 宿舎の数が前項各号の規定に該当する者の数に満たない場合には、有料宿舎を貸与する者の選定は、原則として同項各号列記の順序に従うものとする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。  
2 大蔵大臣は、宿舎の設置に関する総合調整の事務を円滑にするため、既存宿舎の使用の調整を完了するまでは、第四条第一項の規定にかかわらず、合同宿舎以外の宿舎の設置を行うことができる。

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の施行に  
関する政令一部改正

(昭二六・四・一 政八七)

第二条第一項中「法第八条第二項に規定する各省各庁の長をいう。」を「衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、経済安定本部総裁、最高裁判所長官及び会計検査院長をいう。」に改める。

第四条を次のように改める。  
第四条 削除

II 造 幣 ・ 印 刷 ・ 専 売

1 通貨関係法

(1) 臨時通貨法

(終戦時点)

第一条 政府ハ必要アルトキハ貨幣法第三条ニ規定スルモノノ外臨時補助貨幣ヲ発行スルコトヲ得

第二条 臨時補助貨幣ノ種類ハ十銭、五銭及一銭ノ三種トス

第三条 十銭及五銭ノ臨時補助貨幣ハ五円迄、一銭ノ臨時補助貨幣ハ一円迄ヲ限り法貨トシテ通用ス

第四条 臨時補助貨幣ノ素材、品位、量目及形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 政府ハ必要アルトキハ臨時補助貨幣ノ外五十銭ノ小額紙幣ヲ発行スルコトヲ得

小額紙幣ハ十円迄ヲ限り法貨トシテ通用ス

第六条 政府ハ小額紙幣発行高ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ政府預金ノ内之ト同額ヲ区分整理セシメ其ノ引換準備ニ充ツベシ

第七条 小額紙幣ハ他ノ通貨ヲ以テ之ヲ引換フ  
第七条 小額紙幣ノ発行、銷却及引換ニ関シテハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ハシム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八条第一項中「合同宿舎」の下に「(衆議院、参議院、内閣、総理府、法務府、各省、経済安定本部、裁判所又は会計検査院のうち二以上の機関の国家公務員が共同して居住することを目的とする宿舎をいう。以下同じ。)」を加え、同条第三項中「前条第一項」を「前条第二項」に改める。  
本則中第十四条の次に次の一条を加える。  
第十五条 法第八条の二第一号及び法第十八条第二項に規定する特別会計は、左に掲げるものとする。

- 一 造幣庁特別会計
  - 二 印刷庁特別会計
  - 三 国有林野事業特別会計
  - 四 アルコール専売事業特別会計
  - 五 郵政事業特別会計
  - 六 電気通信事業特別会計
- 附則第一項の項番号を削り、附則第二項を削る。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二十八号）附則第二項に規定する特別会計は、国家公務員のための国設宿舎に関する法律の施行に関する政令第十五条に掲げる特別会計とする。

臨時補助貨幣及小額紙幣ハ大東亞戰爭終了ノ日ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ之ヲ發行セズ

臨時通貨法一部改正

(昭二一・八・九 法五)

第一条中「必要アルトキハ」を「当分ノ内」に改める。  
第二条中「種類ハ」の下に「五十銭、」を加へ、「三種」を「四種」に改める。  
第三条中「十銭」を「五十銭ノ臨時補助貨幣八十円迄、十銭」に改める。  
第五条中「必要アルトキハ」を「当分ノ内」に改める。  
附則第二項を削る。

臨時通貨法一部改正

(昭二三・六・一九 法五六)

第二条中「五十銭、十銭、五銭及一銭ノ四種」を「五円、一円、五十銭、十銭、五銭及一銭ノ六種」に改める。  
第三条中「五十銭ノ臨時補助貨幣八十円迄」を「五円ノ臨時補助貨幣八十円迄、一円ノ臨時補助貨幣二十円迄、五十銭ノ臨時補助貨幣八十円迄」に改める。

臨時通貨法一部改正

(昭二五・三・二 法三)

第二条中「五円、一円、五十銭、十銭、五銭及一銭ノ六種」を「十円、五円、一円、五十銭、十銭、五銭及一銭ノ七種」に改める。

改める。  
第三条中「五円ノ臨時補助貨幣八十円迄」を「十円ノ臨時補助貨幣二百円迄、五円ノ臨時補助貨幣八十円迄」に改める。

小額紙幣整理法

(昭二三・五・一三 法四二)

第一条 政府が発行した次の種類の小額紙幣は、昭和二十三年八月三十一日限りその通用を禁止する。  
一 臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)により発行した五十銭の小額紙幣で、同法第五条第三項の規定に基く昭和十三年勅令第三百八十八号(臨時通貨の形式等に関する件)、昭和十七年勅令第六百八十八号(昭和十三年勅令第三百八十八号に定むるものの外小額紙幣の形式を定むる件)及び昭和二十一年勅令第二百一十一号(昭和十三年勅令第三百八十八号及昭和十七年勅令第六百八十八号に定むるものの外小額紙幣の形式を定むるの件)により、その形式を定められたもの  
二 大正六年勅令第二百二号(小額紙幣発行に関する件)及び大正九年法律第六号(小額紙幣発行に関する法律)により発行した五十銭、二十銭及び十銭の小額紙幣

第二条 政府が前条に規定する小額紙幣を引き換える期間は、明治二十三年法律第十三号(通用を禁止したる貨幣紙幣の引換に関する件)の規定にかかわらず昭和二十四年八月三十一日までとする。但し、外国その他大蔵大臣の指定する地域から引き揚げ、昭和二十四年八月一日以後本邦に到着した者の

所持する分については、到着の日から一月以内とする。

2 専売事業関係法

(1) 塩専売法臨時特例

(昭二〇・一二・二八 勅七二九)

第一条 塩専売法第二十四条ノ二ノ規定ニ基ク塩専売法ノ特例ハ本令ノ定ムル所ニ依ル  
第二条 自給用ニ供スル為塩、苦汁又ハ鹹水ノ製造ヲ為サントスル場合ニ於テハ塩専売法第四条及第九条ノ規定ニ依ル政府ノ許可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ此ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ届出ヅルコトヲ要ス  
第三条 前条ノ規定ニ依リ製造シタル塩及苦汁ハ之ヲ所有シ、所持シ、消費シ又ハ命令ノ定ムル所ニ依リ譲渡スルコトヲ得  
第四条 第二条ノ規定ニ依リ製造シタル塩及苦汁ハ之ヲ政府ニ納付スルコトヲ要セズ  
第五条 第二条ノ規定ニ依リ為ス塩、苦汁若ハ鹹水ノ製造ヲ承継セントストキ又ハ同条ノ規定ニ依リ塩、苦汁若ハ鹹水ヲ製造スル者其ノ製造ヲ廃止セントストキハ塩専売法第十一条第二項又ハ第十二条ノ規定ニ依ル政府ノ許可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ此ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ届出ヅルコトヲ要ス

第六条 塩専売法第五条第二項乃至第四項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

政府ハ必要アリト認ムルトキハ鹹水ノ使用又ハ譲渡ニ関シ指示ヲ為スコトヲ得

第七条 塩専売法第十八条第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ昭和二十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
塩専売法戦時特例ハ之ヲ廃止ス

(2) 塩田等災害復旧事業費補助法

(昭二五・一二・一二 法二五七)

第一条 この法律は、塩田、濃縮施設又は塩田防災施設(以下「塩田等」という。)の災害復旧事業を施行する者に対し、その災害復旧事業に要する費用につき、日本専売公社(以下「公社」という。)に補助を行わせ、もつて国内における塩の生産を確保し、公社の行う塩に関する国の専売事業の健全な運営に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「塩田」とは、塩又はかん水(塩専売法(昭和二十四年法律百二十二号)第一条第一項又は第三項に規定する塩又はかん水をいう。以下同じ。)採取の目的に供される土地をいい、この目的に供される当該土地の附属施設で濃縮施設及び塩田防災施設以外のものを含むものとする。

2 この法律において「濃縮施設」とは、通常枝じょう架又は濃縮台と称されるものその他自然力(地熱を除く。)を利用して、塩若しくはかん水を採取し、又はかん水の濃度を高める目的に供される施設をいう。

3 この法律において「塩田防災施設」とは、塩田又は濃縮施設の附属の堤防でこれらのものの災害を防止するために必要



- なものを用い、当該堤防の附属施設を含むものとする。
- 4 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生じた災害をいう。
- 5 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった塩田等を原形に復旧することを目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものをいう。
- 6 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった塩田等を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。
- 7 前二項の場合において、塩田等の災害にかかった箇所が五十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事及び塩田等の災害にかかった箇所が五十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事であるものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事に係る事業を施行する者が二以上あるものについては、この限りでない。
- 第三条 公社は、災害復旧事業を施行する者に対し、予算の範囲内で、当該事業の事業費（前条第六項に規定する事業については、当該事業の事業費が災害にかかった塩田等を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる場合には、当該塩田等を原形に復旧するものとした場合に要する金額に相当する金額。以下同じ。）の一部に相当する金額を補助金と

- 該事業に要する標準的費用についてあらかじめ公社が定めた基準に従い、第三条の規定により交付することができる補助金の範囲内で、その交付すべき補助金の金額を決定しなければならない。
- 2 公社は、前項の規定により決定した金額の補助金を交付する場合においては、その補助金を交付する事業が同項に規定する公社が定めた基準に適合したものとなるように、前条の規定により提出された事業計画書の内容に必要な変更を加えるべき旨の条件その他必要な条件を附することができる。
- 第六条 第三条第一項の規定による補助金の交付を受けた者は、災害復旧事業に係る事業計画書の内容（前条第二項の規定により附された条件に従つてその内容を変更した場合に於ては、その変更された内容）に変更を加えようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。
- 2 公社は、前項の規定による承認の申請があつた場合においては、その変更を加えようとする内容を審査し、前条第一項に規定する公社が定めた基準に従い、その申請に係る変更を承認するかどうかを決定しなければならない。
- 3 公社は、前項の規定による変更の承認をした場合においては、その変更に応じて補助金の金額を変更する必要があるときは、第三条の規定により交付することができる補助金の範囲内で、その変更をしなければならない。
- 第七条 公社は、第三条第一項の規定による補助金の交付を受けた者に対し、当該補助の目的である災害復旧事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は当該

して交付することができる。

- 2 前項の規定による補助金の金額は、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。
- 一 塩田及び濃縮施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の五
- 二 塩田防災施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の六・五
- 3 第一項の規定による補助金を交付する災害復旧事業の事業費は、当該事業に係る工事のため直接必要な材料費、労務費、敷地の買収費及びその他の諸役務費の合計額に雑費を加えたものとする。
- 4 第一項の規定による補助金は、日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三条の十三第一項の規定による専売納付金の計算上当該補助金を支出した事業年度の損失に算入する。
- 第四条 前条第一項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、災害が発生した日から二月以内に、補助金交付申請書に補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書を添えて、これを公社に提出しなければならない。
- 第五条 公社は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつた場合においては、その補助金の交付を受けようとする事業の内容を審査し、当該事業が災害復旧事業に該当し、且つ、第一条に規定する目的に照らし必要なものであると認められた上で、災害復旧事業に係る工事に關する技術的事項及び当

事業の施行に關し必要な指示をすることができる。

- 第八条 第三条第一項の規定による補助金の交付を受けた者は、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する金額を遅滞なく公社に返還しなければならない。
- 一 当該補助の目的である災害復旧事業が終了した場合において、当該事業に要した事業費の金額が当該補助金の金額の決定の基礎となつた事業費の見積額に満たなかつたときは、その満たなかつた部分の金額に当該補助金の金額の当該見積額に対する比率を乗じて得た金額
- 二 第六条第三項の規定による補助金の変更を受けた場合において、当該変更により既に交付を受けた補助金の金額が変更後の補助金の金額をこえることとなつたときは、そのこえることとなつた金額
- 2 公社は、第三条第一項の規定による補助金の交付を受けた者が、当該補助金を、当該補助金の交付の基礎となつた事業計画書の内容又は当該補助金の交付について公社の附した条件に従つて使用していないと認められるときは、その者に対し、その使用していないと認められる部分の補助金に相当する金額を返還することを命ずることができる。
- 3 公社は、前項の規定により補助金の返還を命じようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明の機会を与えるため、公社の指定する職員をして聴聞をさせなければならない。
- 4 第二項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、遅滞なくその返還を命ぜられた金額を公社に返還しなければならない。

ない。

第九条 この法律は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- 一 経済効果の小さいもの
  - 二 維持工事とみるべきもの
  - 三 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
  - 四 甚しく維持管理を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 第十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日以後発生した災害に因つて必要を生じた災害復旧事業から適用する。
- 2 この法律施行の日前一月までに発生した災害に因つて必要を生じた災害復旧事業について、第三条第一項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、第四条の規定にかかわらず、この法律施行の日から一月以内に、同条の規定による補助金交付申請書に補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書を添えて、これを公社に提出しなければならぬ。

塩田等災害復旧事業費補助法一部改正

(昭二七・三・二八 法一七)

附則に次の二項を加える。

- 3 昭和二十六年に発生した災害に因り甚大な被害を受けた地域に限り、その被害を受けた塩田等の災害復旧事業の事業費のうち政令で定める額をこえる部分についての第三条第一項の規定による補助金の金額は、同条第二項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。
  - 一 塩田及び濃縮施設に係るもの 当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の八
  - 二 塩田防災施設に係るもの 当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の九
- 4 前項の地域は、公社の総裁が指定する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行前塩田等災害復旧事業費補助法(以下「法」という。)第四条の規定により補助金交付申請書を公社に提出した者は、当該申請書に係る補助金の金額について法附則第三項の規定の適用を受けようとするときは、昭和二十七年三月三十一日までに、同項に規定する政令で定める額をこえる部分の事業費についての補助金につき、補助金増額交付申請書を公社に提出しなければならない。
- 3 法第五条の規定は、前項の規定による補助金増額交付申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、法第五条第一項中「第三条の規定により交付することができる補助金」とあるのは、「附則第三項の規定による補助

金の金額と第三条第二項の規定による補助金の金額との差額」と読み替えるものとする。

- 4 この法律施行の際までに法第三条第一項の規定による補助金で法附則第三項の規定の適用を受けるものについて法第四条の規定による補助金交付申請書を公社に提出していない者が、法第三条第一項の規定による補助金の交付を受けようとする場合における法第四条及び第五条の規定の適用については、法第四条中「災害が発生した日から二月以内」とあるのは「昭和二十七年三月三十一日まで」と、法第五条中「第三条」とあるのは「第三条及び附則第三項」とする。
- 5 法第三条第一項の規定による昭和二十六年に発生した災害により被害を受けた塩田等の補助金については、法第六条第一項中「前条第二項」とあるのは「前条第二項(塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律附則第三項において準用する場合を含む。)」と、法第六条第三項中「第三条」とあるのは「第三条及び附則第三項」と読み替えるものとする。

製塩施設法

(昭二七・七・一五 法二二八)

第一章 総則

第一条 この法律は、国内における塩の生産を維持増進し、もつて日本専売公社(以下「公社」という。)の行う塩に関する

る国の専売事業の健全な運営に寄与するため、塩田、濃縮施設又は塩田防災施設(以下「塩田等」という。)の改良、新設又は災害復旧を目的とする事業(以下「建設事業」という。)を施行する者に対し、その事業に要する費用につき、公社に補助を行わせるとともに、製塩施設の保全及びその効用の維持のための措置をとることを目的とする。

- 第二条 この法律において「塩田」とは塩又はかん水(塩専売法(昭和二十四年法律百十二号)第一条第一項又は第三項に規定する塩又はかん水をいう。以下同じ。)採取の目的に供される土地をいい、この目的に供される当該土地の附属施設で濃縮施設及び塩田防災施設以外のものを含むものとする。
- 2 この法律において「濃縮施設」とは、通常枝じょう架又は濃縮台と称されるものその他自然力を利用して、塩又はかん水を採取し、又はかん水の濃度を高める目的に供される施設をいう。
- 3 この法律において「塩田防災施設」とは、塩田又は濃縮施設の附属の堤防でこれらのものの災害を防止するために必要なものをいい、当該堤防の附属施設を含むものとする。
- 4 この法律において「製塩施設」とは、塩田、濃縮施設その他塩又はかん水製造の目的に供される施設(土地を含む。)及び塩田防災施設をいう。
- 5 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生じた災害をいう。
- 6 この法律において「災害復旧事業」とは、災害にかつた塩田等を原形に復旧する事業で、一箇所の工事の費用が十五



万円以上のものをいう。

7 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった塩田等を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

8 前二項の場合において、塩田等の災害にかかった箇所が五十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事及び塩田等の災害にかかった箇所が五十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事であるときは、当該工事の費用が当該塩田等の効用上困難又は不適當であるものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事に係る事業を施行する者が二以上あるものについては、この限りでない。

9 この法律において「改良事業」とは、左の各号に掲げる事業をいう。

- 一 塩田防災施設の改良又は新設
- 二 用排水施設（塩又はかん水を採用するために、海水又はかん泉を引き入れ、たくわえ、又は排出するための施設をいう。）の改良又は新設
- 三 荒廃塩田地盤の改良

#### 第二章 建設事業の補助

第三条 公社は、災害復旧事業を施行する者に対し、予算の範囲内で、当該事業の事業費の一部に相当する金額を補助金として交付することができる。

2 前項の規定による補助金の金額は、左の各号の区分により

当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の五

二 塩田防災施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の六・五

3 前条第七項に規定する災害復旧事業のうち事業費のうち災害にかかった塩田等を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる部分（以下「超過事業費」という。）についての第一項の規定による補助金の金額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの 当該超過事業費の十分の四

二 塩田防災施設に係るもの 当該超過事業費の十分の五・五

4 第一項の規定による補助金を交付する災害復旧事業の事業費は、当該事業に係る工事のため直接必要な材料費、労務費、敷地の買収費及びその他の諸役務費の合計額に雑費を加えたものとする。

5 第一項の規定による補助金は、日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三条の十三第一項の規定による専売納付金の計算上当該補助金を支出した事業年度の損失に算入する。

第四条 前条第一項の規定による補助金の交付を受けようとする

る者は、災害が発生した日から二箇月以内に、当該災害復旧事業の事業費についての補助金の交付申請書（以下「復旧補助金交付申請書」という。）に補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画を添えて、公社に提出しなければならない。

第五条 公社は、前条の規定による復旧補助金交付申請書の提出があつた場合においては、その補助金の交付を受けようとする事業の内容を審査し、当該事業が災害復旧事業に該当し、且つ、第一条に規定する目的に照らし必要なものであると認めるときは、災害復旧事業に係る工事に関する技術的事項及び当該事業に要する標準的費用についてあらかじめ公社が定めた基準に従い、第三条の規定により交付することができる補助金の範囲内で、その交付すべき補助金の金額を決定しなければならない。

2 公社は、前項の規定により決定した金額の補助金を交付する場合においては、その補助金を交付する事業が同項に規定する公社が定めた基準に適合したものであるように、前条の規定により提出された事業計画書の内容に必要な変更を加えるべき旨の条件その他必要な条件を附することができる。

第六条 公社は、改良事業を施行する者に対し、予算の範囲内で、当該事業の事業費の一部に相当する金額を補助金として交付することができる。

2 第三条第四項及び第五項の規定は、前項の補助金について準用する。この場合において、同条第四項中「災害復旧事業」とあるのは「改良事業」と読み替えるものとする。

第七条 前条第一項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、改良事業の施行前に、当該改良事業の事業費についての補助金の交付申請書（以下「改良補助金交付申請書」という。）に補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書を添えて、公社に提出しなければならない。

第八条 公社は、前条の規定による改良補助金交付申請書の提出があつた場合においては、その補助金の交付を受けようとする事業の内容を審査し、当該事業が改良事業に該当し、且つ、第一条に規定する目的に照らし必要なものであると認めるときは、改良事業に係る工事に関する技術的事項及び当該事業に要する標準的費用についてあらかじめ公社が定めた基準に従い、予算の範囲内で、その交付すべき補助金の金額を決定しなければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定により決定した金額の補助金を交付する場合について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは「第八条第一項」と、「前条」とあるのは「第七条」と読み替えるものとする。

第九条 第三条第一項又は第六条第一項の規定による補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた事業に係る事業計画書の内容（第五条第二項（前条第二項）において準用する場合を含む。）の規定により附された条件に従つてその内容を変更した場合には、その変更された内容）に変更を加えようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定による承認の申請があつた場合において

ては、その変更を加えようとする内容を審査し、その申請に係る変更を承認するかどうかを決定しなければならない。

3 公社は、前項の規定による変更の承認をした場合において、その変更に応じて補助金の金額を変更する必要があるときは、第五条第一項又は前条第一項に規定する公社が定めた基準に従い、第三条又は第六条の規定により交付することができる補助金の範囲内で、その変更をしなければならぬ。

4 公社は、前項の規定により補助金の金額を変更する場合において、その変更の原因となつた事業計画書の内容の変更に係る事業が第五条第一項又は前条第一項に規定する公社が定めた基準に適合したものとなるように、第一項の規定により承認を申請された変更に係る事業計画書の内容に必要な変更を加えるべき旨の条件その他必要な条件を附することができる。

第十条 第三条第一項の規定又は第六条第一項の規定による補助金の交付を受けた者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なく、当該各号に規定する金額を公社に返還しなければならない。

一 当該補助の目的である建設事業が終了した場合において、当該事業に要した事業費の金額が当該補助金の金額の決定の基礎となつた事業費の見積額に満たなかつたときは、その満たなかつた部分の金額に当該補助金の金額の当該見積額に対する比率を乗じて得た金額

二 第九条第三項の規定による補助金の変更を受けた場合において、当該変更により既に交付を受けた補助金の金額が

変更後の補助金の金額をこえることとなつたときは、そのこえることとなつた金額

2 公社は、第三条第一項又は第六条第一項の規定による補助金の交付を受けた者が、当該補助金を、当該補助金の交付の基礎となつた事業計画書の内容又は当該補助金の交付について公社の附した条件（第九条第四項の規定により公社の附した条件を含む。）に従つて使用していないと認められるときは、その者に対し、その使用していないと認められる部分の補助金に相当する金額を返還することを命ずることができる。

3 公社は、前項の規定により補助金の返還を命じようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明の機会を与えるため、公社の指定する職員をして聴聞をさせなければならない。

4 第二項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、遅滞なく、その返還を命ぜられた金額を公社に返還しなければならない。

第十一条 第三条の規定は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- 一 経済効果の小さいもの
- 二 維持工事とみるべきもの
- 三 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの
- 四 甚しく維持管理を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

2 第六条の規定は、第三条第三項の規定の適用を受ける事業については適用しない。

3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）により国が費用を負担する災害復旧事業については、第三条又は第六条の規定は、適用しない。

第三章 製塩施設の保全措置

第十二条 製塩施設を塩又はかん水の製造以外の目的に供しようとするときは、あらかじめ公社の許可を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 災害その他やむをえない事由で一時塩又はかん水の製造以外の目的に供する場合
- 二 製塩施設を補修又は改良するために塩又はかん水の製造以外の目的に供する場合
- 三 塩又はかん水の生産維持に支障がない場合で政令で定めるもの

2 前項の許可の申請が著しく効用の低下した製塩施設で改良の見込のないものに係るとき、経営の困難に因りなされたときその他正当の事由に基いてなされたときは、公社は、その許可を拒むことができない。

第十三条 公社は、製塩施設の効用の維持又は製塩施設の保全上必要があるときは、製塩施設に隣接する地域又は水域において、左の各号の一に該当するおそれがあると認められる施設を新たに設けようとする者に対し、製塩施設の効用を維持し又は製塩施設を保全するため必要な予防施設を設けるべき

ことを指示することができる。

- 一 製塩に使用する海水の比重をボーメ〇・一度以上低下せるもの
- 二 製塩に使用する海水中にきよう、雑物又は毒物を注入し、その成分に著しい変化を与え製塩施設の性能又は塩の品質をそこなうもの
- 三 製塩施設を損壊するもの

2 前項の予防施設を設けるため必要な費用は、その施設を設けようとする者の負担とする。但し、その予防施設を設けるため必要な費用が著しく多額である場合には、公社は、その費用の一部を当該予防施設に係る前項に規定する製塩施設により塩又はかん水を製造する者に負担させることができる。

3 第一項の予防施設を設けるため必要な費用が著しく多額である場合には、同項の指示に従つてその予防施設を設けようとする者は、前項の規定によりその費用の一部を当該予防施設に係る第一項に規定する製塩施設により塩又はかん水を製造する者に負担させるべきことを、公社に対して請求することができる。

4 公社は、前項の請求があつた場合には、すみやかに、当該塩又はかん水を製造する者に当該費用を負担させるかどうか、及び負担させる場合にはその金額を決定し、当該請求者に通知するとともに、負担させることを決定した者に対し当該金額を当該請求者に支払うべきことを命じなければならない。

5 前項の命令を受けた者は、当該命令に従つて、その負担す

べき金額を相手方に支払わなければならない。

6 第一項に規定する者が国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港務局を含む。以下同じ。）であるときは、公社は、その必要な予防施設の設置につき、国又は当該地方公共団体に協議するものとする。

7 公社は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、第一項に規定する者（国又は地方公共団体を除く。）が新たに設けようとする施設又は当該施設を設けようとする事業が農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）第三条第七号に掲げる事項に係るものであるとき、又は通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二百二号）第三条各号に掲げる事項に係るものであるときは、あらかじめ、その指示につき農林大臣又は通商産業大臣に協議するものとする。

第四章 雑則

第十四条 公社は、第三条若しくは第六条の規定による補助金の交付を受けた者に対し、当該補助の目的である事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は当該事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

第十五条 第十二条又は第十三条第一項若しくは第四項の規定に基づき公社のなした処分に対して不服がある者は、処分のあつた日から三十日以内に、公社の総裁に異議の申立をすることができる。

第十六条 この法律の実施のための手続その他執行について必要な事項は、別段の定がない限り、大蔵省令で定める。

第五章 罰則

第十七条 第十二条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第十二条第一項の規定の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 塩田等災害復旧事業補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）は、廃止する。

3 この法律施行前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

4 日本専売公社法の一部を次のように改正する。  
第一条中「及びし、よう、脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）」を「し、よう、脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）及び製塩施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）」に改める。  
第二十七条第七号中「及びし、よう、脳専売法」を「し、よう、脳専売法及び製塩施設法」に改める。

5 農林漁業資金融通法（昭和二十六年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表貸付金の種類欄中「塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）」を「製塩施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）」に改め、同条第二項中「塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）」を「製塩施設法」に改める。

6 旧塩田等災害復旧事業費補助法による補助事業に係る農林漁業資金融通法による貸付金については、なお従前の例による。

3 特別会計等

(1) 作業会計法

(終戦時点)

第一条 左ノ作業所ハ其事業ヲ経営スル為メ固定資本据置運轉資本ヲ置キ作業上ノ収入及其附属雑収入ハ作業ノ費用ニ充ルコトヲ許シ特別ノ会計ヲ立テシム

第一 印刷局

第二 海軍火薬廠

第二 海軍燃料廠

第四 専売局

第二条 各作業所ニ於テ従来使用シ及将来増加スル所ノ土地建物軌道其他築造道路船舶機械永遠保存品其他重要ナル器具ヲ以テ固定資本トス

印刷局据置運轉資本ハ百万円トス

海軍火薬廠据置運轉資本ハ四百万円トシ漸次一般会計ヨリ繰入ス

海軍燃料廠据置運轉資本ハ六百万円トシ漸次一般会計ヨリ繰入ス

専売局据置運轉資本ハ千万円トス

燃料局酒精部据置運轉資本ハ昭和十七年四月一日ニ於テ専売局特別会計ニ属スアルコール及アルコール原料並ニ機械運轉用品及備品ニシテアルコール専売ノ用ニ供スルモノヲ以テ之ニ充テ尚必要ニ応シ一般会計ヨリ漸次繰入シテ三千万円トス  
第二条ノ二 各作業所特別会計ノ据置運轉資本ニ不足ヲ生シタルトキハ大蔵大臣ハ借入金ヲ為シ一時之ヲ補足スルコトヲ得但シ其ノ金額ハ通シテ三億五千万円ヲ超過スルコトヲ得ス  
前項ノ借入金ハ遅クとも翌年度ニ於テ之ヲ償還スヘシ  
大蔵大臣ハ第一項ノ借入金ニ代ヘ当該年度内ニ限り国庫余裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

第三条 各作業所特別会計ノ歳出額ハ予算定額内ニ於テ實際ノ歳入及据置運轉資本ノ合計額ヲ超過スルヲ許サス

第四条 固定資本ノ維持修理及補充ハ作業所特別会計ノ歳入ヲ以テ支弁スヘシ

第五条 作業所ノ純益及固定資本ニ属スル物件ノ売却代金ハ総て一般ノ歳入ニ編入スヘシ

第六条 政府ハ毎年各作業所特別会計ノ歳入歳出予算ヲ調製シ歳入歳出ノ総予算ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第七条 各作業所特別会計ノ収入支出に關スル規程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 本法ハ明治二十三年度ヨリ施行ス其帝國議會ニ関涉スルモノハ帝國議會開会后ノ会計年度ヨリ施行ス



附 則

昭和十七年四月一日ニ於テ専売局ノ固定資本ノ内アルコール専売用ニ供スルコトヲ目的トスルモノハ之ヲ燃料局酒精部ノ固定資本トス

昭和十六年度ニ於テ専売局特別会計ニ於テ売払ヒタルアルコールノ代価ノ内翌年度納付ノ許可アリタルモノハ之ヲ燃料局酒精部特別会計ニ於テ其ノ歳入ニ受入ルヘシ

第二条ノ改正規定ニ依リ燃料局酒精部ノ据置運転資本ニ充テタルアルコール及アルコール原料並ニ機械運転用品及備品ノ価額ニ相当スル金額ハ後日之ヲ一般会計ヨリ専売局特別会計ニ繰入ルヘシ

専売局及び印刷局特別会計法

(昭二二・三・三一 法三六)

第一条 専売局及び印刷局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、各々特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第二条 専売局特別会計及び印刷局特別会計(以下各会計という。)は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三条 各会計においては、夫々各会計に所属する資産の金額を以て資本とする。

第四条 各会計においては、夫々専売局及び印刷局の事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動を、その発生の実態に基いて、計理する。

各会計に属する資産及び負債については、政令の定めるところに従い、その内容を明らかにしなければならない。

第五条 各会計において、事業設備費を支弁するために必要があるときは、各会計の負担において、公債を発行し又は借入金となすことができる。

前項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算を以て、国会の議決を経なければならない。

第六条 各会計において、運転資金に充てるため必要があるときは、各会計の負担において、一時借入金をなす若しくは融通証券を発行し又は国庫余裕金を繰替使用することができ

る。

前項に規定する一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額については、予算を以て、国会の議決を経なければならない。

第七条 各会計の負担に属する公債及び借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、これを国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第八条 大蔵大臣は、毎会計年度、各会計の歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書を作製しなければならない。

第九条 各会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従って、これを款及び項に区分する。

第十条 内閣は、毎会計年度各会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを国会に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添付しなければならない。

- 一 歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書
- 二 前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況の調書

第十一条 各会計において、決算上利益を生じたときは、これを当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付しなければならない。

第十二条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同区分により、各会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

第十三条 内閣は、毎会計年度、各会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを国会に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添付しなければならない。

- 一 歳入歳出決定計算書
- 二 当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 債務に関する計算書

第十四条 各会計において、支払義務の生じた歳出金で当該年度内に支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを

翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越については、財政法第四十三条の規定は、これを適用しない。

大蔵大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第十五条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則

第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二条 後前の各会計の昭和二十二年三月三十一日現在における資本所屬以外の物品等は、これを各会計の資産に組み入れ、同日現在の支出未済額は、これを負債に編入する。

第三条 昭和二十一年度における一般会計歳出予算中専売局又は印刷局の事業に係るもので、年度内に契約をなし、昭和二十二年四月三十日までに支出を終らなかつた経費の金額については、これを各会計の昭和二十二年に繰り越して使用することができる。

第四条 この法律施行前になした予備費の支出並びに昭和二十一年度及び同二十一年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第五条 この法律中「国会」、「内閣」及び「政令」とあるのは、日本国憲法施行の日までは、これを夫々「帝国議会」、「政府」及び「勅令」と読み替えるものとする。

造幣局特別会計法一部改正

(昭二二・三・三一 法三七)

第一条中「附属雑収入及」を「固定資本ニ属スル物件ノ売却代金及附属雑収入並ニ」に、「作業ノ費用及」を「作業ノ費用、固定資本ノ拡張費、改良費、補充費及維持修理費並ニ」に改める。

第二条第二項中「処分ニ関スル用途」の下に「並ニ本会計ノ固定資本ノ拡張費及改良費ノ財源」を加える。

第三条 本会計ニ於テハ事業ノ経営成績及財政状態ヲ明ナラシムル為財産ノ増減及異動ヲ其ノ発生ノ事実ニ基テ計理ス

第八条 削除

第九条ノ二 資金ニ不足ヲ生シタルトキハ一般会計第二条第二項ノ規定ニ依リ資金ヲ固定資本ノ拡張費及改良費ノ財源ニ使用シタル金額ヲ限度トシテ之カ補足ノ為繰入金ヲ為スコトヲ得

附 則

この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、附則第三項の規定は、公布の日から、これを施行する。昭和二十一年度における一般会計歳出予算中造幣局の事業に係るもので年度内に契約をなし昭和二十二年四月三十日まで支出を終らなかつた経費の金額については、これをこの会計に繰り越して使用することができる。昭和七年法律第十二号（造幣局資金払出に関する法律）の一部を次のように改正する。

第三項中「昭和二十二年度」を「昭和二十五年度」に改める。

専売局及び印刷局特別会計法一部改正

(昭二三・一二・六 法二二八)

附則第五条の次に次の一条を加える。

第六条 政府は、昭和二十三年度に限り、印刷特別会計において、運転資金に充てるため必要があるときは、第六条の規定にかかわらず、同会計の負担で大蔵省預金部又は日本銀行から借入金をなすことができる。但し、その金額は、八億円をこえることはできない。前項の規定による借入金は、翌年度内に、償還しなければならない。

造幣庁特別会計法

(昭二五・三・三一 法六三)

第一章 総則

第一条 造幣庁の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。第二条 この法律において「造幣庁の事業」とは、造幣庁の行う貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品の製造、貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに鉱物の試験その他これらに附帯する業務及び事務をいう。第三条 この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。第四条 この会計においては、造幣庁の事業の資産及び資本の

増減異動並びに利益又は損失を明らかにするため、資産勘定、資本勘定及び損益勘定を設けて計理するものとする。

2 資産勘定は、資産の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

3 資本勘定は、資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

4 損益勘定は、収益勘定及び損失勘定に区分し、事業の収益又は損失を明らかにする。

第五条 この会計の計理は、現金の収納又は支払の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行う。

2 前項の財産の増減及び異動の事実がいつ発生したか及びその事実がいずれの会計年度に属するかについての計理の基準は、政令で定める。

第六条 この会計においては、大蔵大臣の定めるところにより、造幣庁の事業に關し必要な原価計算を行うものとする。

第七条 政府は、補助貨幣（貨幣法（明治三十年法律第十六号）第三条に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）第一条に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。）の製造のため、この会計の固定資産の拡張及び改良に充てるに必要な金額並びに補助貨幣の製造に要する経費を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定により、固定資産の拡張及び改良に充てるため一般会計からこの会計に繰り入れた金額は、この会計の固有資本の増加に充てるものとする。

第八条 政府において、引き換え、又は回収した補助貨幣は、この会計の資産に帰属するものとする。

第九条 この会計において、製造済の補助貨幣で政府の発行に係るものの価額に相当する金額は、第十八条第一類に規定する補助貨幣回収準備資金に編入しなければならない。

第二章 資本及び資産

第十条 この会計の資本は、固有資本、減価償却引当金及び借入資本の三種とする。

2 固有資本は、従前の造幣庁特別会計からこの会計に引き継いだ固定資本及び据置運転資本の額並びに従前の造幣庁特別会計の資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）の価額に相当する金額の合計額とする。

3 減価償却引当金は、この会計に属する資産の減価償却額の累積額（第十四条第三項の規定により繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した額）に相当する金額とする。

4 借入資本は、この会計の負担に属する一時借入金、未払金、前受金、保管金その他これらに準ずる負債の額に相当する金額とする。

第十一条 この会計の資産は、固定資産、作業資産及び流動資産に区分する。

2 固定資産は、土地、建物、立木竹、工作物、未完成工事、機械及び標本並びに大蔵大臣の指定する器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。

3 作業資産は、生産品、地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）、原材料、備品及び未成品その他これらに準ずる物品と



4 流動資産は、現金、預金、未収金、前払金その他これらに準ずるものとする。

第十二条 固定資産の価額は、その取得のために要した大蔵大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償で取得した固定資産の価額は、時価を勘案して定めるものとする。

第十三条 固定資産のうち、大蔵大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減価償却を行うものとする。

第十四条 固定資産の全部又は一部が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、大蔵大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じてその価額を減額し、又は削除しなければならない。

2 一般物価の変動その他特殊の事由により固定資産の価格が著しく不適當となつたときは、大蔵大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

3 前二項の規定により価額を減額し、又は削除する資産が償却資産であるときは、大蔵大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

第十五条 作業資産の価額は、購入価額又は製造に要した費用による。

2 前項の規定により価額を定め難い場合又は特殊の事由により前項の規定により価額を定めることが不適當である場合に

は、時価を勘案して定めるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、引換貨幣及び回収貨幣の価額は、地金の時価による。

第十六条 作業資産を事業の用に供したときは、その価格を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

2 作業資産の取扱に要する諸費は、大蔵大臣の定めるところにより、前項の経費の支出額に割り掛けるものとする。

3 資産外物品を修理したときは、その修理に要した費用は、大蔵大臣の定めるところにより、当該物品を使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

第十七条 作業資産がき損し、変質し、若しくは滅失したとき、又は規格の変更によりこれに適合しなくなつたときは、そのき損、変質若しくは滅失の割合又は規格に適合しなくなつた割合に応じて、その価額を減額し、又は削除しなければならない。

2 毎会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五条の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければならない。

### 第三章 補助貨幣回収準備資金

第十八条 補助貨幣の回収に充てるため、この会計に補助貨幣回収準備資金（以下「回収準備資金」という。）を置き、従前の造幣庁特別会計の資金に属していた現金、第九条の規定により編入する金額及び第十九条第二項の規定による運用利益金（この会計の歳入に繰り入れる金額を除く。）をもつて

これに充てる。

2 前項に規定する回収準備資金として準備すべき額は、補助貨幣の発行現在高に相当する金額とする。

3 回収準備資金として準備した金額が当該年度末における補助貨幣発行現在高を超過するときは、当該超過額に相当する金額は、この会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第十九条 補助貨幣の発行によつて回収準備資金に生じた現金は、大蔵省預金部に預け入れる場合に限り、運用することができる。

2 前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、回収準備資金の資産の価額が前条第二項に規定する額に達するまでは、回収準備資金に編入するものとし、超過した場合は、当該超過額に相当する金額は、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

第二十条 回収準備資金の受払は、大蔵大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として計理するものとする。

第二十一条 回収準備資金の経理は、大蔵大臣が造幣庁長官に命じて執行させる。但し、他の職員に命じてその一部を執行させることができる。

### 第四章 運転資金

第二十二条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金を行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換をすることができる。

4 前項但書の規定により借換をした一時借入金は、その借換をしたときから一年内に償還しなければならない。

第二十三条 この会計において、前条の規定により一時借入金をしたときは、その償還金及び利子の支払に要する経費の支出に必要な金額は、その支出を要するときにいて国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。但し、年度内に償還する一時借入金の償還金については、この限りでない。

第二十四条 この会計に余裕金があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

### 第五章 資金計画

第二十五条 この会計においては、回収準備資金の増減異動を明らかにし、運転資金の資金繰りを円滑にするため、大蔵大臣の定めるところにより、資金計画をたて、且つ、その実績を明らかにしなければならない。

### 第六章 予算

第二十六条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び国庫債務負担行為要求書を作製しなければならない。

第二十七条 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

第二十八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、

- 1 一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
- 2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。
  - 一 歳入歳出予算計算書及び国庫債務負担行為要求書
  - 二 前年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び第二十五条の規定による実績表
  - 三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び第二十五条の規定による計画表
  - 四 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他事業等の進捗状況等に関する詞書

第七章 収入及び支出

第二十九条 この会計の歳入歳出予算及び国庫債務負担行為は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定により配賦のあつた後、予備費を除き、大蔵大臣が造幣庁長官に命じて執行させる。但し、他の職員に命じてその一部を執行させることができる。

第八章 決算

第三十条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資産価額増減表及び資本増減表を作製しなければならない。

第三十一条 この会計において、毎会計年度の決算上利益を生じたときは、その利益のうち当該年度末における固定資産及び作業資産の価額（第七条第一項の規定により増加した固定資産の価額及び第二十二条第三項の規定による一時借入金

借換額に相当する資産の価額並びに当該年度末における引換貨幣及び回収貨幣の残高に相当する価額及び未発行貨幣の価額を除く。）から前年度末における当該資産の価額を控除した金額に相当する金額をこの会計の固有資本の増加に充てることができる。

第三十二条 この会計において、毎会計年度の決算上の利益の額から、前条の規定によりこの会計の固有資本の増加に充てる金額を控除した残額は、当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付するものとする。

2 前項の規定によりこの会計の決算上の利益を一般会計へ納付する場合において、この会計に属する現金が納付すべき利益の額に達しないとき、又はその金額の一部をこの会計の運転資金の増加に充てる必要があるときは、大蔵大臣が当該年度の一般会計へ納付すべき金額を決定し、当該金額を納付するものとする。

3 前項の規定により当該年度に納付しなかつた金額は、翌年度以降において、大蔵大臣の定めるところにより、一般会計へ納付しなければならない。

第三十三条 この会計において、毎会計年度における決算上損失を生じたときは、損失の繰越として整理するものとする。

第三十四条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分によるこの会計の歳入歳出決算計算書及びこの会計の債務に関する計算書を作製しなければならない。

第三十五条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを国会に提

出しなければならない。

- 2 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。
  - 一 歳入歳出決算計算書
  - 二 当該年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資産価額増減表、資本増減表及び第二十五条の規定による実績表
  - 三 債務に関する計算書

第九章 雑則

第三十六条 この会計において、支払義務の生じた歳出で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法第四十三条の規定は、適用しない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一条第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

第三十七条 大蔵大臣は、この会計に關し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、造幣庁の事業の能率的な運営と予算の適正な執行を図るため、経理規程を定めなければならない。

第三十八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 造幣庁特別会計法（大正四年法律第九号）（以下「旧特別会計法」という。）は、廃止する。但し、昭和二十四年度の決算に關しては、なお、その効力を有する。

3 旧特別会計法第六条の規定により、従前の造幣庁特別会計の昭和二十四年度の決算における作業上の益金を資金に編入する場合において、作業上の益金と作業に属する現金との差額とこの会計の運転資金に充てるため必要がある場合に大蔵大臣がこの会計の昭和二十五年年度の資金計画を勘案して定める金額との合計額に相当する金額は、旧特別会計法第六条の規定にかかわらず、資金に編入することを要しない。

4 前項の規定により資金に編入することを要しない金額については、昭和二十六年年度までに、この会計から回収準備資金に編入しなければならない。

5 この法律施行の際従前の造幣庁特別会計に属する資金及び資本並びに資金に属する地金、引換貨幣及び回収貨幣は、この会計に帰属するものとする。

6 この法律施行の際従前の造幣庁特別会計の資金に属する現金は、この会計の回収準備資金に帰属するものとする。

(2) 専売局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律

(昭二四・四・一九 法二八)

第一条 政府は、専売局特別会計及び国有鉄道事業特別会計の昭和二十四年度の予算については、当該会計の予算に、それ

ぞれ日本専売公社及び日本国有鉄道が設立された場合に日本専売公社及び日本国有鉄道の子算となすべきものをも含めて作成し、国会に提出することができる。

2 前項の規定に基づいて成立した専売局特別会計及び国有鉄道事業特別会計の予算並びに当該会計の昭和二十三年年度の予算で翌年度に繰り越して使用することができるもののうち日本専売公社及び日本国有鉄道の設立の日の前日までに執行されなかつたものは、それぞれ日本専売公社及び日本国有鉄道の執行すべき昭和二十四年度の予算となるものとする。

第二条 政府は、通信事業特別会計の昭和二十四年度の予算については、当該会計の予算に当該会計が郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計に分離された場合に郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計の予算となすべきものをも含めて作成し、国会に提出することができる。

2 前項の規定に基づいて成立した通信事業特別会計の予算及び当該会計の昭和二十三年年度の予算で翌年度に繰り越して使用することができるものうち郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計設置の日の前日までに執行されなかつた郵政勘定及び電気通信勘定の予算は、それぞれ郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計の執行すべき昭和二十四年度の予算となるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年度分の専売局特別会計、国有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計予算から適用する。

専売局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律

(昭二四・五・一四 法六四)

第一条 専売局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計(以下「各会計」という。)において、毎会計年度の決算上利益を生じたときは、専売局及び印刷局特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)第十一条並びにアルコール専売事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十九号)第十二条、附則第五条及び第六条の規定にかかわらず、当該利益のうち、第一号に規定する金額は、当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付し、第二号に規定する金額は、各会計の固有資本の増加に充てるものとする。

一 当該年度の決算上の利益の額から第二号に規定する金額を控除した金額

二 当該年度末における固定資産及び作業資産の価格(当該年度において発行した公債又は借り入れた借入金による歳入金で固定資産の取得に充てた部分に相当する価額を除く。)から前年度末における当該資産の価額を控除した金額

第二条 前条の規定により各会計の決算上の利益を一般会計へ納付する場合において、各会計の当該年度における歳入の収納済額から歳出の支出済額を控除した金額が、納付すべき利益の額に達しないとき、又はその金額の一部を各会計の運転

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第五項までの規定は、昭和二十三年年度分の利益について適用する。

附 則

資金の増加に充てる必要があるときは、各会計の所管大臣と大蔵大臣とが協議して当該年度の一般会計へ納付すべき金額を決定し、当該金額を納付するものとする。

2 前条の規定により一般会計へ納付すべき利益のうち、前項の規定により当該年度に納付しなかつた金額は、翌年度以降において、各会計の所管大臣と大蔵大臣とが協議して定めるところにより、一般会計へ納付しなければならない。

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第五項までの規定は、昭和二十三年年度分の利益について適用する。

2 政府は、専売局及び印刷局特別会計法第十一条の規定にかかわらず、専売局特別会計において昭和二十三年年度の決算上生じた利益のうち、同会計の昭和二十三年度末における固定資産の価額が固有資本の金額及び減価償却引当金の合計額を超過する価額に相当する金額に限り、同会計の固有資本の増加に充てることことができる。

3 前項の場合においては、当該年度の決算上の利益の額から、固有資本の増加に充てた金額を控除した金額を同年度の一般会計の歳入に納付するものとする。

4 政府は、アルコール専売事業特別会計法第十二条の規定にかかわらず、アルコール専売事業特別会計において昭和二十三年年度の決算上生じた利益のうち、二億六千三百二十万円を限り、同会計の固有資本の増加に充てることことができる。

5 前項の場合においては、当該年度の決算上の利益の額か

ら、固有資本の増加に充てた金額を控除した金額を同年度の一般会計の歳入に納付するものとする。

6 政府は、印刷局特別会計において、昭和二十四年度に限り、第一条及び第二条の規定にかかわらず、同年度の決算上の利益を同会計の固有資本の増加に充てることことができる。

造幣局据置運転資本の増加等に関する法律

(昭二四・三・三一 法八)

第一条 従来の造幣局据置運転資本に二千万円を増加する。

2 前項の資本の増加に充てるため、昭和二十三年度において一千万円、昭和二十四年度において一千万円を造幣局資金から繰り入れることができる。

第二条 造幣局特別会計法(大正四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第九条ノ二の次に次の一条を加える。

第九条ノ三 本会計ニ於テ支払義務ノ発生シタル歳出金ニシテ当該年度内ニ支出済ト為ラザリシモノニ係ル歳出予算ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル繰越ニ付テハ財政法第四十三条ノ規定ハ之ヲ適用セス

大蔵大臣第一項ノ規定ニ依ル繰越ヲ為シタルトキハ会計検査院ニ之ヲ通知スベシ

第一項ノ規定ニ依リ繰越ヲ為シタルトキハ当該経費ニ付テハ財政法第三十一条第一項ノ規定ニ依リ予算ノ配賦アリタルモノト看做ス



(3) 通貨等製造工場管理規則

(昭二一・三・四 大蔵省令二八)

第一条 通貨又ハ其ノ製造ニ必要ナル資材ノ製造事業ニ属スル工場若ハ事業場又ハ之ニ転用スルコトヲ得ル施設(以下通貨等製造工場ト称ス)ハ大蔵大臣之ヲ管理スルコトヲ得

第二条 大蔵大臣通貨等製造工場ヲ管理セントスルトキハ管理スベキ通貨等製造工場ノ事業主ニ対シ管理令書ヲ送達ス但シ已ムヲ得ザル場合ニ於テハ当該通貨等製造工場ノ長其ノ他之ニ準ズル者ニ対シ之ヲ送達スルコトヲ得  
通貨等製造工場ノ管理ハ大蔵大臣ノ発スル管理令書送達ノ時ヨリ開始ス但シ管理令書ヲ以テ別段ノ定ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三条 管理令書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 通貨等製造工場ノ名称及所在ノ場所
- 二 管理ノ範囲
- 三 監理官ノ官職氏名
- 四 其ノ他必要ト認ムル事項

第四条 第二条ノ規定ハ管理ノ範囲ヲ変更シ又ハ管理ヲ廃止スル場合ニ之ヲ準用ス

第二条第一項ノ規定ハ前条第三号及第四号ノ事項ニ変更アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第五条 大蔵大臣ハ其ノ管理ニ係ル通貨等製造工場(以下管理工場ト称ス)ニ於ケル通貨又ハ其ノ製造ニ必要ナル資材ノ製造ニ関シ当該管理工場ノ業務ニ付事業主ヲ指揮監督ス

第六条 大蔵大臣ハ管理工場ニ付監理官ヲ置キ当該管理工場ノ業務ノ監督ニ従事セシム

第七条 管理工場ノ事業主当該管理工場ノ経営ヲ廃止シ又ハ休止セントスルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クベシ

管理工場ノ事業主ハ左ニ掲グル場合ニシテ通貨若ハ其ノ製造ニ必要ナル資材ノ製造又ハ之ニ関スル機密保持ニ付重大ナル影響ヲ及ボスモノナルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 管理工場ノ移転、拡張若ハ縮小又ハ機械器具其ノ他ノ設備ノ変更譲渡若ハ移動ヲ為サントスルトキ
- 二 管理工場ニ於テ通貨及其ノ製造ニ必要ナル資材以外ノモノノ製造ヲ為サントスルトキ
- 三 管理工場ニ関スル作業規程ヲ制定シ又ハ之ヲ変更セントスルトキ

第八条 大蔵大臣通貨又ハ其ノ製造ニ必要ナル資材ノ製造ノ為必要アリト認ムルトキハ管理工場ノ事業主ニ対シ通貨等製造工場ノ設備ノ新設拡張、移転又ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第九条 管理工場ノ職員ニシテ大蔵大臣ノ指定スルモノハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第十条 大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ管理工場ノ業務ニ関シ報告ヲ徴シ又ハ当該官吏ヲシテ管理工場若ハ其ノ事業主ノ事務所、営業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ当該管理工場ニ関スル業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

第一章 総則

第一条 日本専売公社は、煙草専売法(明治三十七年法律第十四号)、塩専売法(明治三十八年法律第十一号)及び粗製樟腦、樟腦油専売法(明治三十六年法律第五号)に基き現在の國の専売事業の健全にして能率的な実施に當ることを目的とする。

(1) 日本専売公社法

(昭二三・一二・二〇 法二五五)

4 専売公社

第十四条 第十条第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス  
第十五条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第十二条、第十三条及前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

第十三条 第十条第一項ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ六ヶ月以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第十一条 第七条ノ規定ニ依ル許可申請書又ハ前条ノ規定ニ依ル報告書ハ事業主所管監理官ヲ經由シテ之ヲ提出スベシ但シ大蔵大臣別段ノ指示ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第十二条 第七条ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役、禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

とする。公社は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十五条又は商事会社その他の社団に關する商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定に定める商事会社ではない。

第三条 公社は、主たる事務所を東京都に置く。

第二条 公社は、大蔵大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

第四条 公社の資本金は、この法律施行の日に政府から出資される資産の額とする。政府から引き継がるべき資産の範囲は、昭和二十四年三月三十一日において専売局特別会計に属し、且つ、第二十七条に掲げる業務の用に供せられ、又はこれと關係を有していた財産及び事業とする。

第五条 公社は、政令の定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければこれをもちて第三者に対抗することができない。

第六条 公社には、所得税及び法人税を課さない。  
2 都道府県、市町村その他これらに準ずるものは、公社に対し地方税を課することができない。但し、釐産税、入場税、酒消費税、電気ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りではない。  
第七条 公社でない者は、日本専売公社という名称又はこれに類する名称を用いることができない。

第八条 民法第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、公社に準用する。

第二条 日本専売公社(以下公社という)は、公法上の法人



## 第二章 専売事業審議会

第九条 大蔵省に専売事業審議会を置く。

2 専売事業審議会（以下審議会という。）は、第十二条第一項及び第四十五条第二項に規定する事項の外、公社の業務の運営に関し、大蔵大臣の諮問に応じ、又はこれに対して意見を述べることができる。

3 審議会は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。

4 委員長及び委員は、学識経験のある者、葉たばこを耕作する者及び公社の職員の中から、大蔵大臣が任命する。

5 委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る委員の任期は、二人については一年、二人については二年、二人については三年とする。補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員長及び委員は、再任されることができる。

7 委員長及び委員は、その勤務に対し報酬を受けない。但し、会合出席のため、又は特に公社の用務のために費された時間に対する相応の日当及び会合出席のため、又は公社の用務を命ぜられたために要する旅費の支給を受けることができる。

8 前各項に定めるものの外、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第三章 役員及び職員

第十条 公社に、役員として、総裁、副総裁各一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

第十一条 総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公社を代表し、総裁を補佐して公社の事業を掌理し、総裁に事故があるときにはその業務を代理し、総裁が欠損のときにはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、公社を代表し、総裁及び副総裁を補佐して公社の事務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときにはその職務を行う。

4 監事は、公社の業務を監査する。

第十二条 総裁及び監事は、審議会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が大蔵大臣の認可を受けて任命する。

第十三条 総裁、副総裁及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る理事及び監事の半数の任期は、それぞれ二年とする。

第十四条 公社と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては監事が公社を代表する。

第十五条 総裁、副総裁及び理事は、公社の職員の中から、従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十六条 公社の役員は、他の営利を目的とする団体の役員となり、又は営利事業に従事してはならない。

2 公社の役員は、国会又は地方公共団体の議会の議員である

四 業務量が減少し、又は経営上やむをえない事由が生じたとき。

第二十三条 公社の職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一 心身の故障のため、長期の休養を要するとき。

二 刑事事件に関し起訴されたとき。

2 前項第一号の規定による休職の期間は、満一年とする。休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職を命ずるものとし、休職のまま期間満了したとき、当然退職する。

3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

第二十四条 公社の職員が左の各号の一に該当する場合においては、総裁は、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律又は公社の定める業務上の規程に違反したとき。

二 職務上の業務に違反し、又は職務を怠つたとき。

2 停職の期間は、一月以上一年以下とする。

3 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中その俸給の三分の一を受ける。

4 減給は、一月以上一年以下の間俸給の十分の一以下を減ずる。

第二十二條 公社の職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

一 勤務実績がよくないとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 その他その職務に必要な適格性を欠くとき。

ことができない。

第十七条 公社の役員及び職員並びにこれらであつた者は、その職務に関して知つた秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。

第十八条 公社の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 公社の役員及び職員には国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）は、適用されない。

第十九条 この法律において公社の職員とは、公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二項に規定する者をいう。

第二十条 公社の職員の任免は、すべてその者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行うものとする。

第二十一条 公社の職員の給与は、その職務と責任に應ずるものでなければならない。

2 公社の職員の給与は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。

第二十五条 公社の職員は、その職務を遂行するについて、法令及び公社の定める業務上の規程に従わなければならない。  
 2 公社の職員は、全力を挙げてその職務の遂行に専念しなければならぬ。但し、公共企業体労働関係法第七条の規定により職員の組合の事務に専ら従事する者については、この限りでない。

第二十六条 公社の職員の労働関係に関しては、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

第四章 業務

第二十七条 公社は、第一条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びびしよう脳油を買い入れること。
- 二 たばこ及び塩を製造すること。
- 三 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びびしよう脳油を販売すること。
- 四 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びびしよう脳油の生産者の指導及び助成に關すること。
- 五 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びびしよう脳油の販売者の指導及び助成に關すること。
- 六 葉たばこ、たばこ、たばこ用巻紙、塩、粗製しよう脳及びびしよう脳油の輸出及び輸入を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事務の外煙草専売法、塩専売法及び粗製樟脳、樟脳油専売法に定められた事項の実施に關すること。

八 前各号の業務に附帯する業務。  
 第二十八条 公社は、業務開始の際、業務の方法を定めて、大蔵大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときもまた同様とする。

第五章 会計

第二十九条 公社の会計（価格及び料金に關するものを含む。以下本条中同じ。）に關しては、企業の能率的な運営を図るため公共企業体の会計に關する法律が制定施行されるまでは、公社を国の行政機関とみなし、この法律又はこの法律に基く政令若しくは省令に定める場合を除く外、専売局及び印刷局特別会計法（昭和二十二年法律第三十六号）、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）その他従前の専売局の事業の会計に關し適用される法令の規定の例によるものとする。

2 前項の規定により公社を国の行政機関とみなす場合においては、總裁を各省各庁の長と、公社を各省各庁とみなす。但し、政令をもつて、公社を大蔵省の一部局とみなす場合は、この限りでない。

第三十条 公社の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

2 公社は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完成しなければならない。

第三十一条 公社は、毎事業年度の予算を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、国の予算とともに、これを国会に提出しなければならない。

4 予算の形式、内容及び添附書類については政令で、予算の作成及び提出の手續については大蔵大臣が定める。

第三十二条 公社は、予算作成後に生じた事由に基き、必要避けることのできない場合に限り、予算作成の手續に準じ、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。  
 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

第三十三条 公社は、毎事業年度ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に、大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第三十四条 公社は、予算の様式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

第三十五条 内閣は、前条第二項の規定により公社の決算報告書の送付を受けたときは、これを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算報告書を、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

第三十六条 公社は、毎事業年度の利益金を国庫に納付しなければならない。

2 政府は、前項の利益金を、政令の定めるところにより、決算完結前において概算で納付させることができる。

3 第一項の利益金の計算及び納付の手續については、政令で定める。

第三十七条 公社は、大蔵大臣の認可を受けて、政府から長期の借入金及び一時借入金をすることができる。公社は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて定めなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

第三十八条 政府は、公社に対し資金の貸付をすることができる。

第三十九条 公社は、毎事業年度、第三十七条第一項の規定による長期借入金の償還計画をたて、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第四十条 公社の業務に係る現金については、法律又は政令の定めるところにより、国庫金の取扱に關する規程による。

第四十一条 公社は、業務の性質及び内容並びに事業運営及び經理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

ない。  
第四十二条 公社は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その所有する重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することができない。

2 前項の重要な財産の範囲は、大蔵大臣が定める。  
第四十三条 公社の会計については、会計検査院が検査する。

第六章 監督

第四十四条 公社は、大蔵大臣が監督する。但し、公社を当事者又は参加人とする訴訟については、法務総裁が監督する。  
2 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第四十五条 大蔵大臣は、公社の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、煙草専売法、塩専売法及び粗製樟腦、樟腦油専売法若しくはこれらの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。

二 禁こ以上の刑に処せられたとき。

三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるものの外、公社の役員として不相当と認められるとき。

2 前項第四号の規定により解任をしようとするときは、大蔵大臣は、予め審議会にはからなければならぬ。

第四十六条 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公社に對して報告をさせ、又は職員をして事務所に入り、業務

の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により大蔵省の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第七章 罰則

第四十七条 左の場合においては、その違反の行為をなした公社の役員は、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第五条第一項の規定に基いて発する政令に違反して登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

四 第四十四条第二項の規定による大蔵大臣の監督上の命令に違反したとき。

五 前条の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十八条 第七条の規定に違反して、日本専売公社という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一年以下の禁こ又は一万円以下の罰金に処する。

第八章 雜則

第四十九条 訴願法（明治二十三年法律第五号）、土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）その他政令で定める法令については、政令の定めるところにより、公社を国の行政機

関とみなして、これらの法令を準用する。

第五十条 この法律施行の際、現に恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員たる者が、引き続き公社の役員又は職員となつた場合には、同法第二十条に規定する文官であつて国庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合には、恩給の給与等については、公社を行政庁とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給与事由の生じた恩給であつて従前の専売局特別会計において俸給又は給料を支弁した者に係るものの支払に充てるべき金額については、公社が専売局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに關する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。

4 第一項の規定により恩給法を準用する場合には、同項において準用する恩給法第五十九条第一項の規定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず、公社に納付するものとする。

第五十一条 公社の役員及び職員は、国に使用される者で国庫から報酬を受けるものとみなし、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定を準用する、この場合において同法中「各省各庁」とあるのは「日本専売公社」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本専売公社総裁」と、第六十九条（第一項第三号を準用する場合を除く。）及び第九十

二条中「国庫」とあるのは「日本専売公社」と、第七十三条第二項及び第七十五条第二項中「政府を代表する者」とあるのは「日本専売公社を代表する者」と読み替えるものとする。

2 国家公務員共済組合法第二条第二項第三号の規定による共済組合は、前項の規定により準用する同法第二条第一項の規定により公社に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十二条 国庫は、公社に設けられた共済組合に対し国家公務員共済組合法第六十九条第一項第三号に掲げる費用を負担する。

第五十三条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十六条の二及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十五条の規定の適用については、公社の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

第五十四条 公社の役員及び職員は、国に使用される者で国庫から報酬を受けるものとみなし、国家公務員災害補償法（昭和二十三年法律第<sup>(五)</sup>号）の規定を準用する。この場合において「国（第四十二条中「国、市町村長」の国を除く。）」とあるのは「日本専売公社」と、「会計」及び「当該会計」とあるのはそれぞれ「日本専売公社」と読み替えるものとする。

2 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三条第三項の規定の適用については、公社の事業は、国の直営



事業とみなす。  
2 第一項の規定により補償に要する費用は、公社が負担する。

第五十五条 失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第七條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

第五十六条 国庫は、公社がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八条第一項に規定する国庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

#### 附 則

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。  
2 公社の設立手続、国から公社への財産及び職員の引継その他この法律施行のため必要な事項は、別に法律又は政令で定める。

#### 日本専売公社法一部改正

（昭二四・五・一四 法六二）

第九条第三項中「六人」を「八人」に改め、同条第四項中「葉たばこを耕作する者」の下に「その他専売事業に直接関係を有する者」を加え、同条第五項中「二人については二年、二人については三年」を「三人については二年、三人については三年」に改める。  
第十七条の次に次の一条を加える。

後は公社の職員の中から任命された者とみなす。

#### 日本専売公社法一部改正

（昭二四・一一・八 法二四五）

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 公社は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加し、又は減少することができる。

2 政府は、前項の規定により公社がその資本金を増加する場合においては、予算に定める金額の範囲内で公社に出資することができる。

3 公社は、第四十三条の十三第二項の規定による積立金をもつて第一項の規定による資本金の増加に充てることができる。

第二十七条第六号中「し、よう、脳原油」の下に「（以下「専売品」という。）」を加える。

第五章を次のように改める。

#### 第五章 会計

第二十九条 公社の会計に關しては、この章の定めるところによる。

第三十条 公社は、その事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の実態に基いて計理する。

第三十一条 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第三十二条 公社の資産は、固定資産、たな卸資産、当座資

第十七条の二 公社の役員及び職員は、その離職前五年間に葉

たばこ、製造たばこ用巻紙、塩、にがり、かん水、粗製し、よう、脳又はし、よう、脳原油の生産に關し臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基く指定生産資材割当規則（昭和二十三年総理庁令、法務庁令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令第一号）による物資の割当の事務に従事し、又はその事務を直接監督していた場合においては、離職後二年間は、その従事し、又は監督していた割当の事務と密接な関係にある営利を目的とする会社その他の団体の役員又は職員になつてはならない。但し、会社その他の団体の役員又は職員の地位で当該割当と関係のないものにつく場合その他特に弊害がないと認められる場合において、公社の総裁の申出により大蔵大臣の承認を得たときは、この限りでない。

第四十七条の次に次の一条を加える。  
第四十七条の二 第十七条の二の規定に違反して営利を目的とする会社その他の団体の役員になつた者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附則第一項に次の但書を加える。  
但し、第九条の規定は、昭和二十四年五月十五日から施行する。

附則第二項の次に次の一項を加える。

3 第九条第四項中「公社の職員」とあるのは、公社の設立されるまでは「専売局の職員」とするものとする。この場合において、専売局の職員の中から任命された者は、公社の設立

産、繰延費用及び無形資産に区分する。

2 前項の資産について、その内訳項目、評価の基準、減価償却すべき資産の範囲及び減価償却の方法は、総裁が大蔵大臣の承認を経て定める。

第三十三条 公社においては、前条の資産の金額をもつて経営資本とし、これを資本金、積立金、引当金、長期負債、流動負債及び繰延収入に区分し、その内訳項目は、総裁が大蔵大臣の承認を経て定める。

第三十四条 公社は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画、当該年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に關する書類並びに前年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添え、大蔵大臣の定める期限までに、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

3 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を、国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

4 前項の予算には、第一項に規定する添附書類を附するものとする。

5 予算の形式及び内容については政令で、その作成及び提出の手続については大蔵大臣が定める。

第三十五条 法律に基くもの又は歳出予算の金額の範囲内におけるものの外、公社が債務を負担する行為をするには、あら



かじめ予算をもつて国会の議決を経なければならない。

2 公社は、前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、毎事業年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができ。

第三十六条 専売品の売上量の増加その他予見し難い事由による歳出予算の不足を補うため、公社の予算に予備費を設けることができる。

第三十七条 予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

第三十八条 政府は、公社の予算が国会の議決を経たときは、直ちにその旨を公社に通知するものとする。

2 公社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3 政府は、第一項の規定により公社に通知したときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

第三十九条 公社は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画、事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、大蔵大臣に提出することができる。

2 第三十四条第二項から第五項まで及び前二条の規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

第四十条 公社は、前条第一項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要

があるときは、予算を修正して、これに当該予算の予算実施計画、事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、大蔵大臣に提出することができる。

2 第三十四条第二項から第五項まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、前項の規定による予算の修正について準用する。

第四十一条 公社は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画、事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、大蔵大臣に提出することができる。

2 第三十四条第二項から第五項まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が国会の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたもののみならず。

第四十二条 公社の予算の実施は、予算に添附して国会に提出した予算実施計画に定める区分に従うものとする。

第四十三条 公社は、歳出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

第四十三条の二 公社は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

第四十三条の三 公社は、歳出予算のうち、当該事業年度内にければならない。

2 公社は、前項の規定により大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なくその財務諸表を公告しなければならない。

第四十三条の九 公社は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、前条第一項の規定により大蔵大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく大蔵大臣に携出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたとき、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、政令で定める。

第四十三条の十 内閣は、前条第二項の規定により公社の決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算報告書に財務諸表を添附して、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

第四十三条の十一 公社の損益計算は、たばこ、塩及びしょうろの三勘定に区分して、その損益を明らかにするものとする。

第四十三条の十二 政府は、価格の統制その他の国の政策上の考慮に基き専売品の売渡価格がその製造、販売等の原価より低く定められている場合においては、その差額を補てんするため公社に補給金を交付することができる。

契約その他支出の原因となる行為をし、当該事業年度内に支払義務が生じなかつたものに対する経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができる。

第四十三条の四 公社は、予備費を使用するとき、及び予算を繰り越して使用するときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

第四十三条の五 公社は、国会の議決を経た予算に基いて、四半期ごとに資金計画を定め、これを大蔵大臣に送付しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付された資金計画が国の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することができる限度を公社に通知するものとする。

3 公社は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

第四十三条の六 公社は、契約その他支出の原因となる行為により負担した債務の金額並びに収入し、及び支出した金額を毎月大蔵大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

第四十三条の七 公社は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

第四十三条の八 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に大蔵大臣に提出して、その承認を受けな

第四十三条の十三 公社は、毎事業年度の決算上の総収益から総損失を控除した金額から左の各号に掲げる金額を控除して得た金額（以下「専売納付金」という。）を翌年度五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

一 当該事業年度において固定資産、無形資産及びたな卸資産の額の合計額が増加したときは、その増加額に相当する金額から当該事業年度において新たに借り入れた長期の借入金による歳入金のうち固定資産、無形資産及びたな卸資産の増加に充てられた部分に相当する金額を控除した金額

二 公社が当該事業年度において長期借入金を償還した場合においては、その償還額に相当する金額からその償還した長期借入金を財源として取得し、又は増価した固定資産及び無形資産の部分についての当該事業年度までの減価償却額に相当する金額を控除した金額

2 公社は、前項第一号及び第二号に掲げる金額を積立金として積み立てるものとする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による専売納付金の一部を、政令の定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第四十三条の十四 公社は、大蔵大臣の認可を受けて、政府から長期借入金及び短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による長期借入金及び短期借入金については、予算に定める額を限度としなければならない。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することが

できないときは、その償還することのできない金額を限り、大蔵大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項但書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内

に償還しなければならない。

第四十三条の十五 政府は、公社に対し長期又は短期の資金の貸付をすることができる。

第四十三条の十六 政府は、前条に規定する短期の資金の貸付に代えて、当該事業年度内に限り、国庫余裕金を公社に一時使用させることができる。

第四十三条の十七 公社は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第四十三条の十八 公社は、その業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、現金を安全に取り扱うため、日本銀行の支店又は代理店を簡便に利用できないときは、政令の定める範囲において、郵便局又は市中銀行に預け入れることができる。

第四十三条の十九 公社が製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し、又は交換しようとするときは、国会の議決を経なければならない。

第四十三条の二十 公社は、その会計に関し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、公共企業体としての公社の公共性にかんがみ、その事業の能率的な運営と予算の適正な実施に役立つように定められなければならない。

3 公社は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項

について、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを

変更するときも同様とする。

4 公社は、第一項の会計規程を定めたときは、直ちにこれを

大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第四十三条の二十一 公社は、その役員及び職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。この場合において、この給与準則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該年度の予算の中で給与の額として定められた額をこえるものであってはならない。

第四十三条の二十二 公社における専売品の価格の決定及び変更については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三条の規定を準用する。

第四十三条の二十三 政府は、たばこ専売法第七十九条第一項、塩専売法第五十五条第一項及びしよう脳専売法第二十八条第一項において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に基く通告の処分により納付された金銭及び物品の歳入及び出納保管に関する事務を公社の役員又は職員に取り扱わせることができる。

2 政府は、前項に規定する事務を公社の役員又は職員に取り扱わせるときは、あらかじめ総裁の同意を経ることを要する。

3 第一項に規定する事務を取り扱う公社の役員又は職員については、国の会計に関する法令のうち当該事務の取扱に関する規定を準用する。

附則第三項の次に次の一項を加える。

4 第四十三条の二十二の財政法第三条には、財政法第三条の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。

附 則

1 この法律中日本専売公社法第四十三条の二十三の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、改正後の第三十四条から第三十八条まで及び第四十一条の規定は、昭和二十五年以降の予算について、改正後の第四十三条の七から第四十三条の十一までの規定は、昭和二十五年以降の決算について、それぞれ適用する。

2 公社の昭和二十四年度の予備費の使用及び決算については、従前の例による。

3 たばこ専売法（昭和二十四年法律百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三条の規定の適用」を「日本専売公社法第四十三条の二十二の規定による財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三条の規定の適用」に改める。

4 塩専売法（昭和二十四年法律百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三条の規定の適用」を「日本専売公社法第四十三条の二十二の規定による財政法（昭和二十二年法律第三十四号）

第三条の規定の準用」に改める。  
5 しよう、脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三条の規定の適用」を「日本専売公社法第四十三条の二十二の規定による財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三条の規定の準用」に改める。

日本専売公社法一部改正

（昭二六・一二・三 法二八八）

第二十三条第二項を次のように改める。

2 職員が前項第一号の規定に該当して休職にされた場合における休職の期間は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、同号の規定に該当して休職にされた場合を除き、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ、総裁が定める。休職の期間中その職員についてその故障が消滅したときは、総裁はすみやかにその者を復職させなければならない。  
第二十三条第四項後段を削り、同項の次に次の五項を加える。

5 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。  
6 職員が結核性疾患にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、前項に規定する場合を除き、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、

扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができるとができる。

7 職員が結核性疾患以外の心身の故障により、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、第五項に規定する場合を除き、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

8 職員が第一項第二号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中、俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

9 休職者には、本条に規定するものを除き、給与を支給しない。

日本専売公社法施行法（抄）

（昭二四・五・一四 法六二）

第五条 昭和二十四年五月三十一日現在における専売局特別会計に属する資産及び負債（同会計の負担に属する一時借入金を含む。）は、公社の設立の日において、政府から公社に引き継がれるものとする。（第二項略）

第六条 公社の資本金は、昭和二十四年五月三十一日現在における専売局特別会計の貸借対照表の資産の部に掲げる固定資産、作業資産及び流動資産の額の合計額から同日現在における専売局特別会計の貸借対照表の負債の部に掲げる一般会計へ納付すべき益金、減価償却引当金、借入金及び短期負債の額の合計額を差し引いた額に相当する金額とする。

書

二 前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録  
三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数事業年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他事業等の進行状況の調査書

2 前項第一号に規定する歳入予算明細書、歳出予算明細書及び債務負担行為明細書の形式及び内容は、従前の専売局特別会計における歳入歳出予算計算書及び国庫債務負担行為要求書の例による。

第五条 法第三十六条に規定する利益金（以下「利益金」という。）は、毎事業年度の決算上の総収益から総損失を控除した金額から当該年度において固定資産及び作業資産の額の合計額が増加したときは、その増加額に相当する額（当該増加額のうち当該年度において借り入れた長期の借入金による歳入金に因り増加した額があるときは、その増加した額に相当する額を控除した額）を控除した金額をいう。

第六条 政府は、利益金の一部を毎月一回以上概算で国庫に納付させることができる。

2 前項の概算で、納付させる金額は、大蔵大臣が総裁と協議して定める。

3 公社は、毎事業年度の利益金を、前二項の規定により概算で納付した金額を控除精算して、翌年度五月三十一日までに

(2) 日本専売公社の会計に関する政令

（昭二四・五・二八 政一一五）

第一条 日本専売公社（以下「公社」という。）の予算は、予算総則、歳入歳出予算及び債務負担行為とする。

2 公社の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款項に区分しなければならない。

3 前項の款項の区分は、日本専売公社総裁（以下「総裁」という。）が、大蔵大臣と協議して定める。

第二条 予算総則には、歳入歳出予算及び債務負担行為に関する総括的规定を設ける外、左の事項に関する規定を要けるものとする。

一 日本専売公社法（以下「法」という。）第三十七条第二項の規定による借入金の限度額

二 第三条第一項において準用する財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十五条第二項の規定による債務負担行為の限度額

三 前各号に掲げるものの外、予算の執行に關し必要な事項  
第三条 財政法第十五条及び第二十六条の規定は、公社の債務を負担する行為に準用する。

2 前項において準用する財政法第十五条第一項又は第二項の規定により公社が債務を負担する行為を債務負担行為という。

第四条 公社の予算の添附書類は、左に掲げるものとする。

一 歳入予算明細書、歳出予算明細書及び債務負担行為明細



国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定は、法第二十九条第一項の規定によりその例による従前の専売局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律（昭和二十四年法律第六十四号）第二条の規定の適用を妨げるものでない。

第七条 法第二十九条の規定により、公共企業体の会計に関する法律が制定施行せられるまでの間において、公社の会計（価格及び料金に関するものを含む。）に関して従前の専売局の事業の会計に適用される法令の規定の例による場合において、これらの法令中「歳入徴収官」、「支出負担行為担当官」、「支出官」、「支出負担行為認証官」、「小切手等認証官」、「出納封吏」、「物品会計官吏」、「収入官吏」、「資金前渡官吏」、「歳入歳出外現金出納官吏」、「保管金取扱主任官」、「保管有価証券取扱主任官」及び「政府所有有価証券取扱主任官」とあるのは、それぞれ「歳入徴収役」、「支出負担行為担当役」、「支出役」、「支出負担行為認証役」、「小切手等認証役」、「出納職」、「物品会計職」、「収入職」、「資金前渡職」、「歳入歳出外現金出納職」、「保管金取扱主任」、「保管有価証券取扱主任」及び「所有有価証券取扱主任」と読み替えるものとする。

第八条 公社の出納職又は出納員及び日本銀行が公社の業務に係る現金を収納したときは、大蔵大臣の定めるところにより、国庫に預託しなければならない。

附 則

この政令は、日本専売公社法施行の日（昭和二十四年六月一日）から施行する。

日本専売公社会計令

（昭二五・一〇・二七 政三二〇）

第一条 日本専売公社（以下「公社」という。）の予算は、予算総則、歳入歳出予算及び債務負担行為とする。

第二条 予算総則には、歳入歳出予算及び債務負担行為に関する総括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。

- 一 日本専売公社法（以下「法」という。）第三十五条第二項の規定による債務を負担する行為の限度額
- 二 法第四十三条の二の規定により大蔵大臣の承認を受けなければ流用することができない経費の指定
- 三 法第四十三条の十四第二項の規定による長期借入金及び短期借入金の限度額
- 四 役員及び職員に支給する給与の総額
- 五 前各号に掲げるものの外、予算の実施に関し必要な事項

第三条 歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款項に区分する。

2 法第三十四条第一項の規定により前項の歳入歳出予算に添附する予算実施計画においては、各項の金額を各目に区分し、必要に応じ、更に各目の金額を細分するものとする。

3 前二項の区分及び細分は、公社の事業の実体に即し、且つ、その事業の能率的な運営に適切なものでなければならない。

第八条 公社が予算を繰り越して使用するときの法第四十三条の四第一項の規定による大蔵大臣に対する通知は、歳出予算と同一の区分による繰越計算をもつて、翌事業年度の五月三十一日までにするものとする。

2 前項の繰越計算書には、左の事項を示さなければならない。

- 一 繰越を必要とする項の経費の金額
- 二 前号の経費の金額のうち支払義務を生じた額
- 三 第一号の経費の金額のうち翌年度に繰り越すことを必要とする額
- 四 第一号の経費の金額のうち不用となるべき額

3 法第四十三条の四第二項の規定による公社の予算の繰越に関する大蔵大臣の会計検査院に対する通知には、第一項の繰越計算書を添附するものとする。

第九条 法第四十三条の六の規定による報告のうち、契約その他支出の原因となる行為により負担した債務の金額の報告は、歳出予算に基づくものについては歳入歳出予算と同一の区分により、債務負担行為に基づくものについては債務負担行為に掲げる事項ごとに、法第三十五条第二項の規定による債務を負担する行為に基づくものについては事項ごとに作成し、収入し及び支出した金額の報告は、歳入歳出予算と同一の区分により作成し、翌月末日までに提出しなければならない。

第十条 法第四十三条の九の規定による決算報告書には、決算に関する総括的な説明を附するの外、その歳入及び歳出に関する事項を明らかにし、その債務を負担する行為に関しては、

い。  
第四条 債務負担行為は、法第三十五条第一項の規定による債務を負担する行為について、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行為をする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じ、行為に基いて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。  
第五条 大蔵大臣は、法第四十三条の二の規定により経費の金額の流用について承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。  
2 公社は、法第四十三条の二の規定により流用した経費の金額については、決算報告書において、その理由及び金額を明らかにしなければならない。  
第六条 公社が予備費を使用するときの法第四十三条の四第一項の規定による大蔵大臣に対する通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書をもつてするものとする。

2 法第四十三条の四第二項の規定による公社の予備費の使用に関する大蔵大臣の会計検査院に対する通知には、前項の予備費使用書を添附するものとする。

3 公社は、予備費を使用したときは、決算報告書において、その理由及び金額を明らかにしなければならない。

第七条 公社は、法第三十五条第二項の規定による債務を負担する行為をするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした緊急債務負担行為実施書をもつて、直ちに大蔵大臣にその旨を通知しなければならない。



債務負担行為に基くものは債務負担行為に掲げる事項ごとに、法第三十五条第二項の規定による債務を負担する行為に基くものは事項ごとに、明らかにしなければならない。

(一) 歳入

一 歳入予算額

二 徴収決定済歳入額

(二) 歳出

一 歳出予算額

二 前年度繰越額

三 予備費使用額

四 流用増減額

五 支出決定済歳出額

六 翌年度繰越額

七 不用額

第十一条 大蔵大臣は、法第四十三条の十三第一項の規定による専売納付金（以下本条において「専売納付金」という。）の一部を、月一回の回数をこえない範囲において、概算で納付させることができる。

2 前項の概算で納付させる時期及び金額は、大蔵大臣が総裁と協議して定める。

3 公社は、毎事業年度の専売納付金を、前二項の規定により概算で納付した金額を控除清算して、翌年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4 毎事業年度の専売納付金は、予算決算及び会計令（昭和二十二年政令第六十五号）第一条第一項第一号の規定にかか

わらず、当該事業年度に対応する国の会計年度所属の歳入金とし、日本銀行は、前項の規定による毎事業年度の専売納付金で翌年度五月一日以後国庫に納付されたものを、同令第七条第一項本文の規定にかかわらず、当該事業年度に対応する国の会計年度所属の歳入金として受け入れるものとする。

第十二条 公社が法第四十三条の十八の規定によりその業務に係る現金を国庫に預託する場合には、日本銀行は、国の預託金に準じて取り扱うものとする。

第十三条 公社が法第四十三条の十八但書の規定によりその業務に係る現金を郵便局又は市中銀行に預け入れることができずる期間は、災害その他やむをえない事由がある場合を除き、七日をこえてはならない。

2 前項に規定するものの外、公社が法第四十三条の十八但書の規定により業務に係る現金を預け入れる範囲については、あらかじめ総裁が大蔵大臣と協議して定める。

第十四条 総裁は、公社の収入、支出、契約その他の会計に関する事務を執行させるため、会計機関を定め、所掌の事務を行わせるものとする。

附 則

1 この政令は公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第一条から第四条までの規定は、昭和二十五年年度の予算から、第十条の規定は、昭和二十五年年度の決算から適用する。

（以下略）

昭和財政史——終戦から講和まで—— 第9巻

---

昭和51年6月10日発行

編者 大蔵省財政史室

発行者 宇梶洋司

発行所 東京都中央区日本橋本石町1の4 東洋経済新報社

郵便番号 103 電話東京(270)代表4111 振替口座東京3-6518

---

©1976 <検印省略> 落丁・乱丁本はお取替えいたします。 3333-6239-5214  
Printed in Japan.

昭和財政史—終戦から講和まで—(全20巻)

第1巻	総説	(執筆) 安藤良雄ほか
第2巻	終戦処理・賠償 独占禁止	原 朗 三和良一
第3巻	アメリカの対日占領政策	秦 郁彦
第4巻	国際金融・貿易 関税	犬田 章 藤村幸雄
第5巻	財政制度 財政機関	高橋 誠 大森とく子
第6巻	歳計(1)	加藤陸夫・江見康一
第7巻	歳計(2) 政府関係機関等	江見康一・宇田川璋仁・藤村幸雄 山村勝郎
第8巻	租税	加藤陸夫・宇田川璋仁・石弘光
*第9巻	国有財産・造幣・印刷・専売	西村紀三郎
第10巻	政府債務 資金・基金	加藤三郎 山村勝郎・加藤三郎
第11巻	地方財政 税務行政	林 健久 植松守雄
*第12巻	金融(1)	中村隆英・志村嘉一・原 司郎
第13巻	金融(2) 物価 給与	伊牟田敏充・原 司郎・塩野谷祐一・西川俊作 塩野谷祐一 西川俊作
第14巻	金融(3)	犬田 章・志村嘉一・伊牟田敏充
第15～18巻	資料(うち英文1巻)	
第19巻	年表・総索引	
第20巻	統計	

(お断り) 内容・構成を変更する場合があります。 \* 印既刊。